大正七年八月十五日印刷
大正七年八月二十日發行

不許複製

第四輯奥附

非賣品

編輯者　東京市麻布區新網町一丁目廿二番地
足立四郎吉

發行者　東京市神田區通新石町十六番地
矢野惣次郎

印刷者　東京市神田區鎌倉町三番地
古川健作

印刷所　東京市神田區鎌倉町三番地
共榮舍

發行所　東京市神田區通新石町十六番地
大日本風教叢書刊行會

（ノ）低昂。ひくきとたかきと。

はあれど、武家たらんものは、節義武勇にをいては、端直におこなひて、他にゆづるべからず。是れ當道の職分なり。この意を諸葛亮は、我心如レ秤、不レ能ニ爲レ人作ニ（ノ）低昂一といひ、ある語には、寧爲レ玉碎、勿レ爲ニ瓦全一ともいへり。かれをいとひ、これにかゝはりて、猿鶴のそしりをそるゝものは、丈夫の志氣なしといふべし。元來武夫の身は、非常の設、不虞の備なれば、萬事をさしおきて、文武をつとめまなび、忠孝をはげまさんことを思ふべし。

細川宣紀武臣鳥銃首

享保五年三月朔日　井澤十郎左右衛門長秀書

神道天瓊矛記下　終

の書籍をよむべし。因ておもふに釋の一休、和泉國に居けるとき、より〳〵市に出であそぶに、一つの木劔を帯べり。ある者問ふていたく、劔はものをころすをもつて功とす。師此木劔を帯ぶは何のためぞや、こたへていはくレ汝等いまだしらずや、今諸方の贋知識、此木劍に似たり。室にあるときは、眞劍とひとしけれども、拔き出せば木片なり。人を殺すことなを得ず、況や人を活かさんやといへり。此說のごとく、武士の中にも、眞武士と贋武士とあり。たとへば眞武士は眞劍にひとしく、贋武士は木劍のごとし。但し眞劍と木劍とは、手に取りて輕重をこころみても、輙くしれやすし。たゞ眞武士と贋武士とは、ためし見るはいまだし。心をつくる人だも稀なり。殊更眞は質にてうるはしからず。しかも利劍なる故、漫りにもてあそべば、疵をかうぶるなり。贋はかざりありてうるはしく、しかも木劍なる故、常にもてあそべとも、傷くことなし。爰を以てます〳〵眞贋をさとす程の人も、兎にも角にも、身を立つるこそよけれと眞を捨て贋を學ぶなり。かゝれば贋は日々にかざりを新たにしてすゝみ、眞は光を失ひて退けり。近世武家の風のくだりぬるは、職としてこの由なり。しか

ば、かならず敵のためにとらはれん。敵少くとも、あなどることなかれ。敵おほくとも、屈することなから。奸暴をばゆるすことなかれ。おのづから服はんをば、ころすことなかれ。戰かつものには、賞あらん。そむきはしらんものは、罪せんとのたまひ、御船にめされて、新羅にわたりたまへば、新羅王、武威におそれて、一戰にもおよばず、降參しければ、新羅の重寶府庫を封め、圖籍の文書を收め、則ち皇后の所杖たまひし矛をもつて、新羅王が門にたてて、後代のしるしとす。其矛なを新羅王の門にたてりとあり。以上

僕おもふところありて、斯鳥を輯めて、家兒にあたふ。前にも述ぶるごとく、瓊矛のなれる國に生れ、瓊矛をもつて性としぬれば、瓊矛の敎を守りて、瓊矛の功あるべし。しかれども、古語に干將莫耶、雖レ利不レ得ニ人力一不レ能ニ自斷一、人才雖レ高、不レ務ニ學問一不レ能レ致レ聖。といへり。いかなる利劍なりといへども、人力をくはへざれば、きるることなく、いかほどよき生れつきにても、學問なくしては、聖の道にかなふことなし。ひとへに劍をすて置きて、鐵精生ずるがごとし。若し此さびたる劒をとがんといもふものあらば、我が國もろこし

仲哀天皇(日本武尊子)八年正月、筑紫に幸したまふとき、岡縣主(筑前國舸郡人)祖熊鰐、天皇の車駕をきゝ、百枝の賢木を抜き取て、九尋の船の舳にたて、上枝に白銅鏡をかけ中枝には十握劒をかけ、下枝には八尺瓊をかけて、周芳娑磨ノ浦に參りむかふ。又筑紫伊覩縣主(筑前國伊覩郡人)祖、五十迹手天皇の行幸を聞て、五百枝の賢木を抜り、取り、上枝には八尺瓊をかけ、中枝には白銅鏡をかけ、下枝に八十握劒をかけて、穴門(今の長門國)引島に參りむかひ、これをたてまつり、奏していはく、臣此物をたてまつるは、天皇如二八尺瓊之勾一、以二曲妙一御宇、且如二白銅鏡一、以二分明一看二行山川海原一、提二是十握劒一平二天下一矣、と天皇五十迹手を美めて、伊蘇志とのたまふ。故に時の人五十迹手が、本土をなづけて伊蘇國といふ。今伊覩といふは訛也。

神功皇后、三韓をうたんとおぼしめし、諸國に令し、船舶をあつめ、兵甲を練りたまふといへども、軍卒集ひ難し。皇后のたまはく、是れかならず神のこゝろならんと。大三輪の社を建て、刀矛を奉りたまへば、軍衆おのづからあつまる。皇后みづから斧鉞をとりて、三軍に令してのたまはく、金鼓節なく、旌旗たがひみだれなば、士卒とゝのはじ。財をむさぼり、欲おほく、私をいだきて、内に顧み

をはなちて、尊をやきころさんとす。尊あざむけることを知りて、倭姫のたまはりたる嚢の口ときて見たまふに、其中に火打あり。まづ御刀をぬきて、草を薙ぎたまふ。（此劍是れまでは叢雲劍といふ、是れより、草薙劍と改む。草薙の說、俗說辨に詳かに載せたり）次に件の燧をもつて、火を打出し、向火をつけて、跡のかたへ燒き退かせ、かへりて國造を誅せらる。其後走水ノ海をわたりて、あらふる蝦夷荒神を平げたまひ、足柄の坂本につきたまひしに、其坂の神白鹿となりて出でけるを、食したまへる殘りの蒜をもつてうち給へば、まなこにあたつて打ころさる。それより甲斐に越え、科野（今信濃國）にいたり、尾張に歸り、宮簀比賣の許にやどりたまひ、草薙劍を宮簀姬が家に置きて、伊吹山の神をとらんとて、のぼりたまひけるが、病疾をうけて、熊褒野に薨じたまへり。後に草薙劍をば、尾張國年魚市郡に、熱田大明神と祝ひ奉る。

天智天皇七年に、新羅の沙門道行といふもの、草薙劒をぬすみて、新羅ににげ行きしかども、神の御とがめにや、中路にて風雨に逢ふて、ゆくことかなはず、劒を日本に殘し置き、其身ばかり新羅にかへれり。此劒しばらく大內裏にあり。後に熱田にかへしおさめらる。

磐侶を誅し、熊襲八十梟師を誅し、熊縣(肥後國球摩郡)の熊津彦を誅したまふ。

其後熊襲そむく。故皇子日本武尊を西國に下してうたしめたまふ。尊川上熊襲建をたばからんために、姨倭姫命の衣裳を賜はつて着たまひ、劍を懐にをさめ、童女のまねをなして、敵をあざむき、兄熊襲を刺殺したまへば、弟建にげて、木にのぼりしを、劍につらぬきて、殺したまふ。

其後帝、東方十二道の荒振神、及び不順人等をしたがへよとて、日本武尊に比々良木(續日本記曰杜谷樹俗曰比々良木)八尋矛をたまはる。此矛は大己貴命の、皇孫瓊々杵尊にたてまつられしの廣矛なり。かくて日本武尊、東國にをもむきたまふとき、道を抂げて伊勢太神宮にまうでゝ、比々良木八尋矛を太神宮にたてまつらる。倭姫命草薙劍を取て、日本武尊にさづけて、愼レ之莫レ怠也とのたまひ、又ひとつの囊をたまはりて、もし急事あらば、此ふくろの口をとくべしとのたまふ。尊それより尾張國にいたり、東の國にをもむき、山河の荒神不伏人等を平げ、駿河國(一ニ曰相模國)に着きたまひしに、其國造いつはりていはく、此野に大なる池あり、其中に道速振神すめりとまうす。尊まことゝおぼしめして、其野に入りたまふに、國造野に火

(十)弄槍撃刀。ほこをふりかたなをふる。

和珥坂下の居勢祝、臍見の猪祝を誅して、平均したまふ。

崇神天皇の子豊城王の夢に、大和國御諸山にのぼり、東にむかつて八回(十)弄槍し、八回撃刀と。則ち此夢を奏したまへば、帝東國を治めよとて、をもむかせたまふ。

垂仁天皇二十七年八月、祠官に令して、兵器を神幣にせんことを、うらなはせらるゝに、神の御こゝろにかなふ故、弓矢横刀を諸神社にあさめらる。兵器をもつて、神祇をまつるのはじめなり。

景行天皇十二年秋七月、熊襲(日向國人)そむく故、誅伐として筑紫に幸し、周芳の娑麼にいたりたまふとき、神夏磯姫といふ女、一國の魁師なりしかば、磯津山の賢木を抜きて、上枝には八握劍をかけ、中枝には八咫鏡をかけ、下枝には八尺瓊をかけ、素幡を船舳にたてゝ來る。(是上古の三種神器を表して帝を祝せり、)それより帝、菟狹(豊前國宇佐也)の川上にある鼻垂、御木(筑後國三池也)の川上にある耳垂、鳥羽の川上にある麻剝、緑野の川上にすめる折土猪折等を誅し、速見邑(豊後國速見郡)鼠石窟にある青白といふ土蜘蛛(いにしへ賤者は家なくして山に穴をほりてすまゐてこれを土蜘蛛と名づく、この故に、今も家なき人を蜘といふなり、)直入郡、禰疑野のすめる打猨、八田國

（ウ）偏僻。かたよること。

たる杵なり。飾は文にかたどり、矛は武にかたどる。本末をかたぶけずとは、本末前後をわきまへ、（ウ）偏僻なく平衡に、政事を執りたまふを表す。文武二道そなはりて、中道をもつて世を治めたまふことをいへり。故にながらふるこゝろにて、其姓を中臣といふとなむ。瓊矛は天の理氣なり。（理のあるところに、氣おのづから備はる也）天にあつては瓊矛といひ、地にあつては國中天柱といひ、人にあつては嚴矛といふ。日本紀舒明天皇紀云、大臣可遣群卿者、從來如嚴矛取中事、奏請人等也と是なり。天地人の三才は、皆是れ自然の理にして、我國の神道、萬代變動なきものは、今磤馭盧島の號をもつてさとすべし。

○人　部（此卷は、矛劍に類せる事を輯めて、これを記せり。）

神武天皇、西國よりおこつて、東征し給ふとき、荒坂津の丹敷戸畔といふもの、つよくふせぎて、したがはざりしに、天照太神の勅をうけて、武甕雷命 韴靈といふ劍を下されしかば、程なく丹敷戸畔を平げ、其外名草邑の名草戸畔、菟田縣の兄猾國見の八十梟師、磐余の兄磯城、鳥見の長髓彥、波哆の丘岬の新城戸畔、

是れ神道皇道にして、文武の兩度なり。かくて後瓊々杵尊、高天原より、

高天原は、此ときまでの皇居の地をさす。日向の高千穗に遷都ありて、御住居をあらためたまふをいふ。

豐蘆原中國にくだらせたまふ。其とき、天兒屋命は、執二持伊賀志桙一、本末をかたぶけ給はず、天忍日命は、來目部遠祖天穗津大來目を帥ゐて、背に天磐靫を負ひ臂に稜威高鞆を着け、手に天梔弓天羽々矢を取り八目鳴鏑を添へ、頭槌劒を帶きたまふ。其外もろ／＼の神達したがひ奉り、天の磐坐を押放ち、天の八重雲を、伊豆の千別に千別て、日向の襲の高千穗槵日二上峰にくだらせたまひ、それより代々天祚をつたへさせたまへり。諸臣をほき中に、天兒屋命執二持伊賀志桙一とあるは、前にもしるすごとく、二柱御神、みづから瓊矛をもつて、國をおこし、瓊矛をもつて、人主を立てたまひぬれば、此ときも、桙は皇孫のみづから持せたまふべき義なれども、天兒屋命の持ちたまへること、帝にかはり奉りて、政を執り給へるの理、こゝにあらはれ侍る。はたして其御子孫代々關白として、今につたはれり。執持とは服膺して、うしなはざるをいふ。伊賀志桙は嚴矛とも記す。飾

ろこと。

（ム）天壤。天地。

仁を保ちて身を終るまで、うしなはざるは、仁の中の勇なり。勇の大なるは仁義の勇なり。これを三德となづけて、一心にあり。淸く明かなるは、則ち神明也。帝王の天下國家を治め、百機の政をしたまふは、悉皆此德をもつてなせり。天照太神の皇孫にさづけ敎へたまひし神勅に、視二此寶鏡一、當レ猶レ視レ吾と、宣ひしこと、實に深き意なり。如レ是ならずしては、身を脩め家を齊へ、國を治め天下を平かにすることあたはず。神勅言約にして旨廣し、此三種ノ神器は、神代の經典なり。いにしへは字なく書もなければ、此三種をつくりて敎とし、皇孫にしめし、神器のたとえの三德を守り給はゞ、寶祚の隆まさんこと、

寶窄は、天子の位をいふ。寶窄をあまつひつぎと訓するは、あまつは天也。ひつぎは日繼なり。天照大日孁の御跡を繼ぎたまふの謂なり。

まさに（ム）天壤ときはまりなかるべしとの御敎なり。

一書曰、三種ノ神器を智仁勇の三德に比するときは、一心の外にあらず。一心の外に神もなし。天照太神此三德をもつて、日本をおさめ給はゞ、帝位天長地久と限りなく、御子孫萬世まで、主たるべしと、勅したまふなり。

あるは、靈劔は決勢に表し、至剛無欲にかたどる。志つよくこはくして、やまずたわまず、義をみてとげおこなひ、直にしてまからず、事にあふて裁斷し、内に私欲奸佞の心敵をほろぼし、外に邪惡暴逆の賊徒を誅し、身心政事にいたるまで、なべてたゞちにいさぎよく、をのづから威ありて、天下を畏服せしめ、萬民を利益したまへとなり。（一書云、劔のいよやかにひらめくは、星にかたどる）治世の要は、柔剛正直の三を過ぎず。和なければ人したしまず。故によく剛なり。是れ八坂瓊曲玉にて、仁にかたどる。威なければ下あなどる、故によく剛なり。是れ草薙寶劔にて、勇にかたどる。まがれば教おこなはれず。故によく正直なり。是れ八咫寶鏡にて智にかたどる。

一書云、此三器をもつて、日月星の三光に比す。三光なければ天地くらし。三器なければ朝廷あきらかならず。日月の二字をあはせて、明とす。明は光かゞやく體にて、則ち神明の德也。日月といふ時は、星を兼ねたり。

智仁勇は、（ナ）五倫をおこなふ心の德なり。心中もとよりあるところの三德、神明の舍りたまふふも爰にあり。外にありては三神器、内にありては三達德なり。よく善惡を知て、不義を（ラ）截斷すること、利劔に似たるは、智の中の勇なり。

（ナ）五倫。父子、君臣、夫婦、長幼、朋友の五つの道。

（ラ）截斷。たちき

（ネ）端士。たゞしき士人。

にあらざれば、あやまりて、（ネ）端士を惡人とし、佞者を君子とすることあり。かの佞者のごときは、常に媚び諂ひて、人のこゝろにかなはんことを思ひて、善惡をわかたず、をもむきにしたがひて、己が身を立てんことをはかる。これをよろこぶものをほし。齊の阿太夫がたぐひなり。端士はこれに異なり、己を正くし、忠を專らにし、善を好み、惡を退け、權門勢家にをもねらず、これを譏るもの多し。齊の卽墨太夫がたぐひなり。古語曰、以二世俗所一レ譽者一爲レ賢、以二世俗所一レ毀者一爲二不肖一、姦臣以二虛譽一取二爵位一とあり。察せずんばあるべからず。此故に聖人の人をためし給ふに、視觀察あり。視とは人のなすところを視て、善をするもの、惡をするものを知て、君子小人をさだむ。觀とは人のなすところ、善と見えぬれども、眞實より出でたるか、利名のために僞るかと、其こゝろの奧をはかり見て、君子小人を定む。察はなすところの善は、たがひなくして、君子と見ゆれども、實に樂まずして、かりそめになすにや、若しゝからば、久しからずして變ぜんかと、をもんぱかるなり。かく智明かに心を用ひなば、賢人すゝみ、佞者しりぞき、國をさまり、民賑ふべきなり。又靈劍を提げて、天が下を平げ、萬民を利せよと

神人合一の理をわきまへ、無二黒心一以二丹心一左物不レ移レ右、右物不レ移レ左、左レ左右右、元レ元本レ本、事事無レ違して、天祝詞の太祝詞をもつて、宣るときは、大虚元理の聖神、（レ）來格まし〳〵て、自己固有の神明を感得するなり。神明は天にあり、人にあり、正直のをしへを守り、明徳を明かにするときは、心裏の神舎たちまちひらけて、神明を拜し奉ること、鏡にむかひて影のうつるごとく、祈るにしたがひて、感應あるの心用なり。

一書云、きよくあきらかに、虚にしてわたくしなく、是非をわかち、善惡をしり、來るものをも去ものをも、よくをもんぱかるは智なり。智をもつて鏡にかたどるは、是なり。○一書鏡の清くして、くもりなきは、月にかたどる。

此明鏡をくらますを、神明天磐戸に閉居たまふとし、これをさとして、非をあらたむるを、神樂をなすとし、つとめて明かにするを、天磐戸をひらきたまうふとし、この明鏡をしらずして終るを、根國底國にさまよふと傳ふるなり。又朝に（ソ）佞邪なく、野に（ツ）遺賢なくとあるは、邪と正とをゑらび善と惡とをわかつことをいふ。善惡邪正をこゝろみ、たゞすことは智あきらかにして、よく心を用ふる

（レ）來格。來りいたること。

（ソ）佞邪。こびへつらひよこしまなるをいふ。

（ツ）遺賢。のこれる賢者。わすれられた賢人。

(ワ)造化。萬物をつくりそだてること。
(カ)葛。かたびら。くずぬの。
(ヨ)裘。毛衣。
(タ)萬象。いろ〳〵のかたち。いろ〳〵のもの。

萬物生長消滅するを、鬼神の(ワ)造化とも、陰陽造生ともいふ。二氣をはなれては物あることなきなり。又時宜を取るとは、事物を裁制して、宜にかなはしむるをいふ。又時に中するとは、たとへば夏は(カ)葛、冬は(ヨ)裘し、饑へて食し、渇して飲み、朝に作きて暮に息ふごとき、其正しきを得るを、時の中とす。よきほどをいへり。又白銅鏡のごとく分明なるといふは、智の本元なり。鏡は一物をたくはへず。私のこゝろなくして、(タ)萬象をてらすに、是非善惡のすがた、あらはれずといふ事なし。其すがたにしたがひて、感應するを德とす。是れ正直の本源なり。鏡は明をかたちとなし、心性あきらかなれば、慈悲決斷は其中にあり。天にあるもの、日月よりあきらかなるはなし。これによつて文字を製するにも、日月を明とす。則ち體に表せり。人うまれてより、胸中に固有の一神おはします。是れ國常立尊の分神にて、高天原に神留坐の心體なり。

一書云、魂魄はもと國常立尊の分身にて、人のうくるところに寓す。人は此神明を身にをさむる故に、神書に人波則神明乃本主他利莫レ傷ニ心神とあり、これをいへり。

(ル)とこしなへに。永久に。

(チ)五常。仁義禮智信。

祖は是れ天照太神なり。一神の威光あまねく世界を照し、一神に附屬(ル)とこしなへに、王道につたふ。一切の靈性ことごとく神明の所爲にあらざることなし。故に天地のこゝろは神なり。神のこゝろは人なり。かく天地の正氣をうけて、うまるゝをもつて、其こゝろ明かに(ヲ)五常の理を待たり。つとめて人の人たる道をわきまへ、尊㆑天事㆑地の道をさとし、身をさめ人をみちびくべし。人は天地におくれて生れて、天地の始を知り、天地に先つて沒して、天地の終りをしれり。天地の始終一身にあるゆゑに、人は天地を備へたりといへり。今をもつて古を見、身をもつて天地をさとし、氣を以て陰陽をはかり、心をもつて神明をしるなり。神書曰、天無㆓神道㆒則無㆑有㆓三光㆒日月星亦無㆓四時㆒春夏秋冬地無㆓神道㆒則無㆑有㆓一命㆒、亦無㆓萬法㆒とあり。天地人三才ともに、神道相はなれず。この故に祭ること在すがごとく、神を祭ること、神の在すがごとくすといへり。神前は寂然として、音もなく、臭もなき所なれども、人の至誠に感ずること、手を拍て響の應ずることし。これを我が心に誠なきときは、則ち神なしと記せり。此神の道は、天地をわかちて天の氣を陽といひ神といふ。地の氣を陰といひ鬼といふ。此二氣循環して、

一書云、玉の外うるほひならにして、内に光をふくむは、君子の徳なり。寛裕温従の仁なり。故に心の徳を仁といふ。○一書云、玉のまどかにして、光あるをもつて、日にかたどるなり。

曲とはまがれるなり。道は一定の直にあらず。事物にしたがひ、時宜を取るの義なり。されども邪曲ならざる故に、曲妙といへり。是れ則ち時に中するの道なり情を直にして、徑にをこなふは、夷狄の道なりといへるごとく、卒直ならずして其時のいきほひにより、人情にしたがひ、天下を判するの政道なり。此仁の道はうまれ出づるより、人々にこれあり。故に神書に、人波天下之神物也といへり。あはれみよりおこなふ。衆善を、すべて仁といふ。此仁の道を、みづからたのしみ、人にほどこすなり。仁をこなふは、則ち天地の御こゝろにかなへり、これを神宣に、尊レ天事レ地とあり。凡そ世界の源は、天まづなつて後に地さだまり、人其中にうまれ、萬物したがふて（ヌ）はごくまる。人をもつて神物とするは、胸中に神妙不測にして、天地の徳とひとつなるこゝろをそなへ、萬物をいつくしみめぐむの命を天にうけてのべをしゆればなり。國は是れ神國、道は是れ神道、大

（ヌ）はごくまる。やしなひそだてらるゝをいふ。

われ今さけ奉らんに、たれか不順者あらんやとて、平國せしとき所杖廣矛（比々良木八尋矛）を出して、二神にさづけていはく、われ此矛をもつて、治世ことあり。天孫此矛を用ひて、國をゝさめ給はゞ、かならず平安あらんとて、かくれ避れり、經津主武甕槌、此矛をもつて螢火光神、及び五月蠅聲邪荒振鬼神等を、神拂にはらひ磐根樹ノ立草之垣葉をも語止めて、國すでに驅除平定ぬと、復命まうさる。

○地部

かゝりしかば、皇孫天津彥火瓊々杵尊、豐蘆原の中國へ天降りたまへり。此とき天照太神、瓊々杵尊に八坂瓊曲玉(神璽)八咫鏡(眞經津鏡とも眞澄鏡ともいふ是世にいふ内侍所なり○内侍所は神鏡所ㇾ在也)草薙劍を賜ふ。是所謂ノ三種神器なり天御中主神、大日孁貴尊、盟ニ孫尊ニ宣はく、天皇八坂瓊の勾れるがごとく、曲妙をもつて、天下の政を治め、白銅鏡の如く、分明をもつて、山川海原を看行し、靈劍を提げて、天下を平げ萬民を利せよとのたまへり。言は八坂瓊のごとく曲妙は、從順のこゝろを表す。玉の温潤は仁惠なり。此玉の柔なるごとく、温潤の仁德を以て、天の下の政事をきこしめせとなり。

此とき尊帶きたまへる十握劒をぬきて、大蛇を寸斬したまふに、尾にいたつて、劒の刃少し缺けり。故に其尾を削裂て、視たまふに、ひとつの劒あり。是れ叢雲劒にて後草薙劒とあらたむ 此劒をさゝげて、天照太神の御ゆるされをかうふりたまへり。又素盞嗚の子大己貴命を、八千矛神ともいふ。神威(チ)森嚴なること、戈矛の如きを稱せり。此故に今にいたりて、大己貴を軍神とあがめり。

大己貴を大國主ともいふ。此故に後人(リ)竺土の大黑に混淆す。詳かに廣益俗說辨にこれを評せり。考へ見るべし。

大己貴神、蘆原中國の荒れ茫れて、磐石草木までも強暴るを悉く碎きて和順せしむ。高皇產靈尊、皇孫を豐葦原中國へくだし奉らんとて、先づ經津主命香取大明神武甕槌命鹿島大明神をくだしたまふ、二神出雲國五十田狹小汀にいたりて、十握劒を逆に地に植て、其鋒端に踞みて、大己貴に問ふていはく、高皇產靈尊、皇孫瓊々杵尊を降して、此の地に君たらしめんと欲す。故にわれ二神をつかはして、驅除平安む。避れてまつらんやといふ。大己貴答へて、我がたのしみ子事代主命健御名方神だも避去ぬ。われも又避たてまつるべし。われふせがは、國內の諸神、ふせぐべし。

(チ)森嚴。おごそかなること。

(リ)竺土。天竺即ち印度。

サゲガミ。

臂に稜威の高鞆を著け、弓彇を振り起て、劔柄を秉握り、堅庭を踏て、陷股し、沫雪のごとくに蹴散かし、稜威の雄誥をなし、

稜威は、いかめしき事なり。神の威のおそるべきかたちなり。雄誥は何故に來りたまうふぞと、よばゝりたまふをいふ。

稜威の嘖讓をおこし、

嘖は高聲によぶなり、讓は責むるなり。其罪をせめ問ふを嘖讓といふなり。

徑に詰て、問ひたまふとあり。（詰問は、急に尋問なり）女神といへども、武勇すでにかくのごとし。其後天照太神、素盞嗚のもちたまへる劒を嚙み斷ちて、吹き出したまふ氣噴の中に天穗日命、正哉吾勝々速日天忍骨尊を生すとあるは、武德の人君出生のことをいへり。此神は素盞嗚尊の御子にして、天照太神の御養子なり。かゝりしかども、素盞嗚の所爲、なを無賴故に、天照太神天磐戸に入らせたまふ。諸神これをなげき、神樂をなして太神を出し奉る。時に猿女遠祖天鈿女命、手に茅纒矛（一ニ作二著鐸矛一）を持て天ノ石窟の前に立てしとなん（是れ警固のこころなるべし）、素盞嗚尊、此罪によつて出雲國にくだりたまひ、樋川上にをいて、人民のあだとなれる八岐大蛇を平げたまふ。

(へ)孱弱。かよわきこと。

(ト)髻鬘俗にいふ

し給はぬ神なる故、かくいへり。今の世にも、武なき者を、腰弱、脚弱など、いふたぐひなり。

天磐樟船に乗せて、順風に放棄つとあるは、天磐樟船は、鳥石楠船神、又の名は謂二天鳥船一、伊弉諾尊伊弉冉尊の所レ生なり。磐樟は堅固の意にもかたどる。船に乗せて風にまかすとは、蛭子のうまれつき多病(へ)孱弱にして、武備にたへざるを、天ノ磐樟船神につげて、武を教へしめて、其為レ人を待ちたまふの謂なり。

一書云、順風放棄とは、萬化の舊陳をあらため、新氣復生する神解除にて、先非をあらたむるをいふ。

又伊弉諾尊、往二黄泉國一、歸りたまふとき、八雷神に千五百黄泉軍をそへて、追はしめに、尊佩せたまへる十拳ノ劔を拔て、ふせぎたまふとあるは、表に劔をもつて、賊を退くる事をいひて、裏に邪をはらひ、正に歸するの理を述べたり。又天照太神、素盞嗚尊の天に昇りたまふことをきこしめし、國をうばゝんが為なるべしとて、武備をもうけ、結レ髮髻とし、裳を縛びて袴とし、八坂瓊の五百箇の御統をもつて、(ト)其髻鬘及び腕にまとひ、背に千箭の靫と、五百箭の靫とを負ひ、

(ホ)軻遇突智は、火の神なり。

貴とまうし奉る。天照皇太神是なり。又二神天柱をもつて、天照太神を天上に擧げたまふとあるは、天の柱は天瓊矛なり。天上に擧ぐるは帝位に卽きたまふなり。他の器物を用ひず、たゞに瓊矛をもつて、卽位したまふは、武德によつて、天下をしろしめすことをいへり。大日靈の國なる故に、大日本となづく、日は大陽なれども陽中をのづから陰をふくめり。爰をもつて太神は德をそなへて、女體なりとす。內に仁をいだき、外に勇をふるふの謂なり。又伊弉諾尊十握劒を拔きて、(ホ)軻遇突智を斬て三段になしたまへば、をの〳〵神となる。是雷神、大山祇、高龗なりとあるは、勇猛の陽神を生ず形容なり、又二神蛭子を生す。

一書云、蛭子は日入兒なり。無二流行復生之德功一神なる故に、諡して日入兒といふ。

三歲になりたまふまで、脚なをたゝざりしかば、

三五七は數のきはまらざるを稱言するなり。しゐて三年とは見るべからず。〇脚猶不ㇾ立とは、蛭子は流行の氣なき神なれば、脚たゝずといふ。脚は氣を以てあゆみたつなり。氣流行せざれば、脚たつことあたはず。此ひるこ氣の流行

萬の器財をはきなかに、矛を用ひて國をおこし、家をたてたまひしを見て、我朝にうまるゝ者は、殊更武をもつぱらにすべきをしるべし。國中の柱は中極の表なり。天瓊矛を天瓊玉戈、八坂瓊矛、天逆鉾、天逆太刀とも、天御量柱、國御量柱もとなづく。

今心の御柱忌柱とまうすは、これを表するなり。○俗間にも家の中柱を、大極柱といへるは、國中に瓊矛を建つるに傚ふなり。

卽ち天地の開闢、陰陽の發動、神聖の化生、萬物の元起にて、國常立尊の御象なり。天地、日月、星辰、國土、山川、草木、人倫、鳥獸、魚蟲にいたるまで、皆是れ天の瓊矛の應變なり。此瓊矛立たざれば、天もをほふことなく、地も載することなく、人倫の生命もなし。瓊矛を人にをいては、性となづけり。この故に心をこゝろと訓するは、瓊矛の不測の靈明、心臟に垂跡まし〳〵て凝るといふ義なり。此瓊矛大にしては天地、小にしては人倫、あるひは教になぞらへ、あるひは器にかたどる。神書をよむ者、其所によつて曉すべし。一偏になづむことなかれ。又二神天御柱をめぐつて、みとのまぐはひして、日神を生したまふ。大日靈

り。この氣を通用に至といひ、陽といふ、をほかな通用す。
自凝島といへるは、他力をからず、我が武勇をもつて、獨立するにたとへ、男兒の節操になぞらふ。至陽精氣の凝てなる故、陽凝島ともいふ。又和奴國とも書す。畢竟路は助字にして男兒と見るべし。武具全く備はるをもつて、(二)細戈千足國ともいへり。又二神陽凝島にまし〳〵て、天瓊矛をもつて、國中の柱として、八尋殿を建てたまへり。

をよそ陰陽二神の、國土をうみたまふ萬化の妙用は、天瓊火列をもつて、滄瀛の天元水をくみて、これを煮るなり。變化妙用の中に、不偏不易の元陽の凝てなる磤馭盧島を、大本元根の柱とし、萬化の妙用は、天瓊火凝をもつて、元根の柱として、妙用を施したまふ。神變の垂跡なり、これ靑橿根尊の、不偏不易の神胤、天浮橋に感じあれます神變なり。〇八尋殿は、兩手をのべて、八つひろどりたる大さの家なり。むかしは何間といふことなく、手をのべてはかる、これをたかばかりといふなり。〇八を神道に用ふるは、神德の八方へ布くを稱する名義なり。

(二)細戈千足國。多く足れる國の意。

(八)鴻荒。おほむかしをいふ。草昧世の中の未だ開けずしてくらきをいふ。

利きこと天地(八)鴻荒、草昧を割き分け、天地は上下に位定まり、百品おのおの其性命を正し、善惡邪正理非を果斷す。則ち是れ高天原にまします、豊受太神の天讓日、天狹霧宮の、代々の日嗣の璽矛、靈明不測の動物なり。火凝とも日凝とも記す。皆故あり。滄溟は陰なり。矛は陽なり。水火和液し、これを斟みこれを煮て。一島をなし得たまふ。此故に、斟煮のこゝろをもつて、國をくにと訓せり。

其矛鋒の滴瀝の潮凝て一島となる。名づけて磤馭盧島一作游能基島といふ。

そのころ島は、陰陽二神の天道、萬化を施し、日月五行、海山川の神を生みたまふに、先づ太祖豊氣の神胤を永くせらる。神變の元本、正直の國中の柱となす島なれば、上天高天原の天圖形、地圖形を齊へたまひて、氣形ともに不偏不易なり。

矛は劔なり。是れ人心剛毅の勇にかたどる。矛のさきよりしたゞる潮とは、最初の義にとれり。

しほといふは、元水凝て國土と化するのこゝろなり。元水は、清明至陽の氣な

の非常に數多きをいふ。

八百萬神則ち是れ一神とす。天地同根、萬物一體の神にて、天地のはじめより、天地のをはりまで、常に天地のあひだに立ち給へり。此可美の美知より、天地人もあらはれ、萬物も造化するなり。天おほふてをちず、地のせてくつかへさゞるところ、此瓊矛の德なり。○豐はゆたかなり、蘆は江湖沼沚の水底の泥中に根を生ず、千萬莖といへども、其根連綿して、同根なる造物なり。伊弉諾伊弉主の天神のみことのりをうけたまひ、大八洲をはじめ萬物を造化したまふも、其根本は萬化を連綿したまふ、豐受の神德を稱する國號なり。○瑞穗は水火なり。水は萬物和潤也、火は温暖和氣なり。和潤を稱する水德を瑞と書し、めぐみを稱する火德を穗と書す。水火成功の和潤の字義をもつていへり。

其後伊弉諾尊伊弉並尊、天浮橋の上に立て、天の瓊矛一作二游能一を滄溟に指下して、探りたまふ。

天とは、天と共に久堅にして、たえざるを祝す。浮橋は八方に通じて方處不レ定をいふ。たとへば、人の胸中に感ずるところの、善惡邪正眞僞の機を天に通じ、それに應じて、賞罰をあたへたまふ端なり。○瓊矛は敏なり、利なり。此矛の

(イ)滄溟の國。あをうなばらの如く廣く限りなきをいふ。

(ロ)八百萬神。神

神道天瓊矛記

井澤長秀著

○天部

抑々我が日本は、天瓊矛の所レ成にして、武國也。其故は、天地開闢のはじめ。國常立尊謂二伊弉諾尊伊弉並尊一曰、豐蘆原千五百秋の瑞穗地に、汝往て修むべしと天瓊矛をたまふ、

天瓊矛は、太一の義にて、所三以陰陽之爲二陰陽一、所下以當レ爲二(イ)滄溟之國一、すなはち神道の根元なり。古語に玉戈の道といふは、道の本源の天より出でたるをいへり。天地自然の主宰を國常立尊と申し奉る。古書曰、二國常立尊、虚而有レ靈、一而無レ體、天地始而神常在、形體消而神不レ滅、性命訖而神不レ終、一氣開闢以降、今日亦在、故號二國常立尊一、此尊を稱して、一神則ち是れ(ロ)八百萬神

甲を灼て占をするに、其龜甲に、トホカミヱミタメと云ふ、五ヶ所の名房あり。又、龜甲を灼く時、トホカミヱミタメと、口に唱へながら灼くなり。是れ龜卜の詞にして、秡除の詞にはあらず。龜卜の時、坎艮以下の、八卦の名をば唱へず、八卦は、周易の占にあり。龜卜周易、各別の占法なり。混雜すべからず。龜卜の詞に八卦の名を取りませて、はらひ給へ、清めて給ふと云ふは、何の事ぞや。一向に、その義理わからず、醉人の譫語のごとし。如ㇾ此事にても、天兒屋命より、相承の神道なりといはるゝか。伊勢國五十鈴川は、天照太神、伊勢國に宮所を定め給ふべきしるしに、先年五十の鈴を、川の邊に天降し給ひしに依りて、五十鈴川と號けたりと云ふは、例の文字に付きて、妄作したる說なり。僞なり。伊勢國は、昔、伊勢津彥といひし人の、領しける國なりしを、神武天皇、その國に行幸の日、御威を怖れて、其國を天皇に讓り奉りしかば、伊勢津彥の名を用ひて、伊勢國と名付け給ひし由、伊世國風土記に見えたり。いすゞ川も、伊勢津川也。せとすと相通の音、又つとすと亦相通の音なる故、伊勢つ川轉じて、いすゞ川といふなり。五十鈴の字は、詞に合せて、後に付けたる字なり。（終）

ふは、廣弘を以て美稱とす。はゞと云ふは、廣きを云なり。大何、太何と云ふは甚大、甚太を以て美稱とす。瑞何、玉何と云ふは、潤澤を以て美稱とす。みつは。水氣なり。(文字に拘らず。)磐何と云ふは、堅固不易を以て美稱とす。眞何と云ふは、正直不雜を以て美稱とす。(眞をサとよむこともあり。サネの下略也)。生何と云ふは、生成不ㇾ究を以て美稱とす。瓊何と云ふは、花麗彩色を以て美稱とす。瓊は、丹也。丹は、赤き土也。上古、物を彩るには丹土を用ひしなり。(瓊の文字に拘らず。)日何と云ふは、光輝を以て美稱とす。八何と云ふは、やは、彌也。增長無限の義を以て數目の美稱とす。二四の數にはあらず。但し稀にたま〳〵二四の數を用ふる事もあれども、それも、八の數に彌の義を寓するなり。右、何れも美稱なるを、今の神道者は、心付かずして、文字に拘りて、僻說をなすものあり。

三種の大祓と號して、神道者の讀むものあり。其詞に曰く、トホカミヱミタメ、坎艮震巽離坤兌乾、はらひたまへ淸めて祓ふ、又、坎艮以下を和訓して、十二支の名をいふ流もあり。

右の詞を、祓詞とするは甚誤なり。トホカミヱミタメと云ふは、龜卜とて、龜の

（ロ）僻說。かたよりて道理にたがへる說。

聞たがへ、云ひたがへも多く有りしなるべし。扨文字渡りて後、漸く文字通用する時代に至りて、彼古老の語り傳へを、諸家にて記したるに、かの覺えたがへ、聞たがへ、云たがへなど有りしに隨ひて、諸家に記す所、區々異同ありしなり。日本紀に、一書に曰とあるは是なり。舍人親王の時すら、諸說の實否を定めかねて、一書に曰くとあげられて、少しも私意を加へ給はざりしは、正直なる筆法なり。日本紀を讀まん者は、此事を熟思すべし。今の神道者の（ロ）僻說に、惑ふ事なかれ。

日本書紀、古語拾遺等は、上代の人が、上世の神祇の事を記したるもの故、崇敬して、毎事毎物、美稱を冠らしめて云ふなり。其美稱品多く、天何、高何、と云ふは、高上を以て美稱とす。神何と云ふは、神妙不測を以て美稱とす。稜威何、嚴何賢何と云ふは、神威の畏るべきを以て美稱とす。逆矛も、賢矛也。齋（忌同）何御何、湯津何と云ふは、淸淨を以て美稱とす。御は、いみの略語なり（文字拘らず）湯は、きよの略語よ也。よの轉音ゆ也。（橫相通）釋日本紀に云ふ、湯は、是れ潔齋也。津者、是れ語の助け也。（貞丈云、字彙に齋は潔也）。廣何羽羽何と云

宇佐の宮を垂跡とすといへり。後代に所謂、神道の作りはじめは、兩部なり。其後一變して、佛をば除き去りて、作り改めて唯一と號すれ共、其本來兩部にてありし故、其餘力猶殘りて、本地に垂跡の名をば、捨切にせぬなり。

唯一神道者、安座巡行といふ事をする者あり。安座は佛家の座禪のまねなり。巡行も、佛家の行道のまねなり。又觀神悟道と云ふも、佛家の觀法悟道と云ふむねなり。又、六根清淨、加持觀請、行法行者、何壇護摩、修法など其外、佛家所作名目器物等にも、佛家を似せたる物多し。天兒屋命より傳はりたる神道に、如レ此佛くさき事はあるまじきなり。神武天皇、元年辛酉より四十四代元正天皇、養老四年庚申、舍人親王日本書記を撰ばれし事、年に到て千三百八十年を歷たり。神武天皇より以前、國常立尊までは、幾萬といふ董をしらず。神武天皇九年辛酉より、十六代應神天皇十六年乙已、百濟國の學士、王仁來朝して、始めて、吾國に書籍文字渡りし迄は、九百四十五年を歷たり。其より以前は、吾國に文字なかりし故、上古の事を書き記したるものなし。皆古老の口づから語り傳へしを聞傳へて、又々語り傳ふるのみにてありしなり。遙に久しき事なれば、覺えたがへ、

（チ）千木。上古の建築に家の棟のはしの材を峰にて組合せ空中に高くつき出したるもの今も神社などの屋上に取りつけてあり。鰹木。今宮殿社殿等の棟木の上に並列する圓い材木をいふ。

追加

伊勢神室の造り様、茅葺にして、(イ)千木堅魚木あり。是を神道者の説には、天照太神、萬民に奢を禁しめ、儉約を用ふべき事を、示し給ふ教の爲なりと云ふは、故實をしらぬ説なり。萬民に教へ示す爲に、宮を粗相に造れと、天神の託宣ありし事、日本紀、古語拾遺等に見えず。上古は、天子の御殿も茅葺にて、千木、堅魚木ありしなり。雄略天皇の御代、志幾之大縣主か家に、堅魚木を上げしを、天皇御覽じて、天皇の御舍に似せて、作りたるとて、怒りて其家を燒しめんとし給ひし事、古事記に見えたり。上古は、天子の御殿も、伊勢の宮作りに同じかりしなり。末世に至るまで、伊勢の神宮をば、上古の殿造りの風を改めずして造るなり。後代神の教の道なりとて、神道といふ一道を新作したる輩、神宮の作り様をも、采椽不レ刪、茅茨不レ剪と、漢土の書にあるを附會して、太神の教なりなど〻いふなり。

神道者の説に、兩部の神道にては、佛を本地とし、神を垂跡とす。唯一神道にては、たとへば、天照太神を本地とし、五十鈴宮を垂跡とす。應神天皇を本地とし、

異同ありて、虚實決定しがたきによりて、一書曰の三字を冠らしめて、異說を悉く擧げて、一言の私意を加へずして、記し置き給へり。舍人親王の時すら、虚實は正しくしり難かりき。況や今世に於てをや。然るに今の神道者は一事をも殘さず、悉皆、偏に實事として、敢て我物にして、横さまに理說を付けて、かれ妄作する所の、神道と云ふ一道の、便になるべき樣に說きなし、秘傳、口訣など云ふ事を造り出せり。正直にして、私なく、おほやけならんこそ、神の御心にはかなふべけれ。僞わだかまれる心ある人を、何ぞ神道者といふべけんや。

ちはやふる、神をかすむる雲霧を、
しなとの風に、吹はらはなん

右に記せる所は、今世神職にもあらずして、神道をもてあそぶ、神道者と云ふ輩の、心得たるべき事共を、論辨するなり。正しくうけつたへ給ふ、中臣、卜部兩家の眞傳は、我ら如き者の、曾て窺ひだも知らぬ事なれば、いふべき事もなしあなかしこ、

天明二年壬寅夘月三日

伊勢平藏貞丈書

長して、盡る事なきを云ふ詞なる故、祝して彌といふに、八の字を借りて用ひたるなり。字書の彌字の註に、大也、徧也、甚也、長也、久也、滿也、とあり。漢土の彌といふ詞、我國のいやと云詞に當る故、いやと云ふ詞に、彌の字を用ひたるなり。叉八つの數を借りて、彌の意を寓する事もあり。八乙女、八脚案の類、是なり。八つの數は借りにして、實は彌の意なり。八の數を用ふるは、後代の制作なり。上古には度(ものゝさしなり)量(ますなり)衡(はかりなり)なかりしかば、物の分量の定法もなし。されば、神代の物の大小、長短、輕重、多少の程、詳ならざるにより、唯、彌と祝して云ひ傳へ來るなり。神道者は、舊事本紀、日本紀、古事記を、神道三部の本書と號して尊信せり。しかれども、前にも記す記く、舊事記は僞書なる故、取るに足らず。日本紀と、古事記とは、正史なり。尊信すべし然しながら、兩書ともに、遙に後の世に及びて、歷代古老の、語り傳へを記したる書にて、直に神代の人の、記さゞる物なれば、其中には、虛も有るべし。實もあるべし、語り傳へのみなれば、諸說一同ならず、まち〳〵なり。故に、舍人親王、日本紀を修撰せらるゝ時、諸家の舊記を、多く集めて一覽し給ふに、諸說

ら、おほぞら。

を指すにあらず。地は土地を指すにあらず。上下の位を天地に比して云ひたるなり。又、神武天皇より以下は、神にあらざるに依て、人皇と云ひ、人代と云ふと心得るは惡し。神と云ふも人なり。異なる物にはあらず。神武天皇以下は、天皇の尊號を諡り奉れり。天皇の尊號なき上世を、神の代と稱して、時代をわかちいふ名とせるなり。人代と云ふ稱は、上世の古書には所見なし。神道者の説に、神道に、八ッの數を貴びて、八百萬、八雲、八重垣、八十續、八十氏、八坂瓊、八洲、八乙女、八咫、八針などといふは、十の數の内、始の一と、終の十とを除きされば、殘りて八つなり。是始もなく、終もなし、窮盡る事なき義を祝して、八數を貴ぶといへり。此説、謎語を解く如くにて、上古の風にあらず。又或説に、八卦の數にて、天地の理に叶へり。故に神道には、八數を貴ぶといへり。此説は、例の理説なり。八卦は、漢土にてなりたる事なり。我國上古の事に、漢土の事を持ち來て、理説を云ふは誤なり。加茂眞淵が説に、八つは彌なりといへり。此説考へ得たりといふべし。彌と云ふ詞に、八の字の訓を借りて書きたるなり。八つの數に拘はる事なし。彌は、いやを上略したるなり。いやは、いよ〱物事增

（エ）幽玄。おく深くして知りがたきこと。

（テ）蒼天。あさぞ

自生の趣に記されたれども、又、引用ひられし一書の說には、父母ありて生ませるが如し。されば、上世の事、(エ)幽玄にして詳ならず。故に大日靈尊以下とは、同じからざるに依て、是を別に一類にして、自國常立尊迄伊弉諾尊、伊弉冊尊是謂神世七代者矣と記し給へり。神世の神の事は、靈妙不測の稱なり。日本紀には、神世七代とあり。天神七代、地神五代と云て、天地を以て差別したる事なし。又、地神五代と云ふ事なし。古事記にもなし。（度會家行の神祇本源、北畠親房卿の神皇正統記、其外の古書等に、天神七代地神五代と記せり。後代の書は取るにたらず。）

天神と云ふは、天上に住み給ひ、地神と云ふは、地上に住み給ひきと心得たるは、大に誤なり。神代と云ふは、佛說に謂ふ所の、天人の如くに思へるにや。古の神も、今の如き人なり。天上に昇りたくても、昇る事叶はぬなり。天神、地祇と云事を覺えそこなひて、天神地神と云ふなるべし。天神とは、天下の主上の位に、卽き給ふ君をいふ。地祇とは、主上の御子なれども、主上の位につき給はぬ御子より始めて、臣下に至るまでを云ふ。天地を以て君臣を分つ稱なり。天は(テ)蒼天

(ケ)眞賢樹。鏡玉青白の幣をかけて神前にかざる常緑樹の總稱。
(フ)波々迦は朱櫻にはさくら。
(コ)梔木。くちなし。

云ふなり。後代、禁中を雲の上と云ふに同じ。大和國葛上郡に、高天山、高天野あり。此の山野ともに、おしなべて天照太神のおはしましし都にて、此所をすべて高天原といひしなるべし。それはいかにといふに、同國十市郡に、天香山あり。(カク山、カコ山音相通せり)高天原も、天香山も同國なる故、天照太神の御時には、天香山の産物を採り用ひられしなり。天香山の(ケ)眞賢樹、(又眞坂樹)天香山の(フ)波々迦、天香山の眞男鹿、天香山の金、天香山の銅、天香山の(コ)梔木等是也。(神武天皇の御時、天香山の埴を取て平瓮を作られし事も有り。右の品々、日本紀、古事記、古語拾遺等に見えたり)

又、天照太神、天磐戸に入りましし時、會二八十萬神於二天高市一而問之と、日本紀一書に見えたり。大和國に高市郡あり。是れ其所なるべし、此等を以て合せ考ふに、天照太神の都、高天原は、大和國高天山、高天野なる事疑ふべからず。

神道者の説に、天神七代、地神五代といへり。上古の正史實錄には、なき事なり。中古以來の雜書には見えたれど、それは取るにたらず。國常立尊は、氣化自生の神と見ゆ。第二代國狹槌尊以下、伊弉の兩尊に至る迄も、本文には、是も、氣化

モ、ヨロツトセアマリ、ナ、ヨロツトセアマリ、コ、ノヨロツトセアマリ、フタチトセアマリ、ヨヲトセアマリ、ナ、ソトセアマリとよむ、如何に上古の詞なりとても、如此永々しさはおこがましく聞ゆ。短きよみやう有るべき事なり。按ずるに、日本紀の文體は、淮南子、史記、漢書、文選等の漢土の書の文詞をとつて、文詞をとをとつて、文章をかざりて、書けるを以て推察するに、舍人親王の心には、つねの經傳をよむ如くによましめん爲に、文詞をかざりて、漢土の風をうつして書き給ひしならむ。されども、必ず國訓によましむべき所々には、たとへば、葉木國、此云二播擧矩爾一、可美、此云二于麻時一などゝ、自注に、國訓を記し給へり。此自注の外は、音訓に拘はらず讀ましむべきの意ならんか。毎字悉く國訓によましむべきの意ならば、文詞を飾るに及ばず。皆假字書に、萬葉などの書體にこそ、記し給ふべき事なれ。

神道者の説に、高天原と云ふは、虛空を云ふなり。天津神は、天上に住し給ひし故、天神と云ふといへり。是れ非なり。高天原は、本より天を指して云ひ、又何れの國にてもあれ、我國の君のおはします都をば、天にならずらへて、高天原と

（マ）古雅。ふるびてみやびなこと。

字を、蒙の字にあらため、哀の字を憐の字にあらためて、天照太神の託宣にこしらへたるなり。八幡と、春日との神託は新作なり。八幡の神託の、鐵丸銅焰は、地獄めきたる語なり。佛者の口氣あり。春日神託の、邪見慈悲は、佛家の語なりいづれも、其語鄙くして(マ)古雅ならず。兩部習合家の僞作なり。神託にもあらざるを、神託なりと僞るは、正直にあらず。心汚き邪見の人の謀計なり。必ず日月神明の罰をかうむりしならむ。笑ふべし。

神道者の說に、日本紀の國訓は、舍人親王の付け給ひしなりといへり。しかるにはあらじ。後に付けたるなるべし。如何にとなれば、當らぬ訓もあり。もてあましたる訓もあり。德の字ミイキホヒと付けたるは、あたらぬ訓なり。勢の字はイキホヒにてよし。德の字はイキホヒとはよむべからず。宗廟をクニイヘとよむも當らず。聖の字も、仙の字も、共にヒジリとよみて差別なし。尺の字をサカとよむは、シャクの音を轉じて、訓のごとく紛したるなり。僧の字を、ハウシとよむは、法師の字音なり。僧を、則ち字音にて、ソウとよまずして、法師の字音をかりてよむは、何の意やらむ。神武天皇紀に、一百七十九萬二千四百七十餘歲とあるを、

の書籍の詞をとり用ひて、文詞の漢文のごとく飾りて書きたるもの故、宗廟の字をも、詞のかざりに用ひたるなり。日本記の全篇、此類多し。其義に心付かずして、唯文字に泥みて、漢土の事を强ひて引合せんとする故、喧しく牽强附會の說出來れり。（日本紀の中、宗廟社稷を造りたるもあり、むかし漢土のことばをかりて文をかざれるなり）神道者の說に、神道の本は、三社の託宣に在りといへり。是誤りなり。其託宣は、いづれの天皇の御宇、何の年月、何の國何人に託し給ひし神語なりや。時代も出所もなき、根なし事なり。惣じて何の三神、（和歌三神、軍陣三神の類なり）といふは皆、阿彌陀の三尊の、眞似をしたるなり。彼の三社の、天照太神、八幡大菩薩、春日大明神の三神も又同じ。砂石集（梶原景か孫、無住法師が作）卷六、正直の人寶を得る事と云ふ條に、聖德太子の御詞には、謀計は雖レ爲二眼前利潤一終當二佛神之罰一正直雖レ非二一旦依怙一必蒙二日月哀一とあり。まことなるかなこゝろあらむ人は、ふかく此心を存ずべきなり云々。此、太子の語を、少し引き直して、太神の託宣にしたるなり。正直といふ語を先に置き、謀計といふ語を後に置替へ、佛神の佛の字を、明の字にあらため、當の

伊勢太神宮の神體とするを學びたるなり。しかれども八咫の鏡は、天照太神つねに持たせ給ひし鏡なる故、此鏡を見る事、我を見るがごとくせよとて、天孫瓊々杵尊に授け給ひをつたへとして、垂仁天皇の御宇、伊勢國に宮所をたてて、其神鏡を大神宮の神體として、崇め奉り給ひしは、むかし其故ありしに依てなり。諸社の神體に鏡を立つるは、その神に、その鏡何の故もなし。故はなけれども、伊勢の神宮をまなびて、鏡を神體とするといはゞ、やすらかにて可なりといへり。

佛法を以て作りたる説は、取るにたらず。神道者の説に、二所宗廟といふは、伊勢加茂の兩皇太神宮なり。其外は社稷なりといへり。是れ誤なり。宗廟社稷といふ事は、漢土に有る事にて、我國には、いにしへより此稱なし。國異なれば、風俗禮儀異なり。朝廷に唐の禮儀をうつし用ひられし事もあれども、又用ひられざる事も多くあり。されども、漢土の事を以て、悉く我國の事に合せんと欲すれども、合はざる事多し。それを強ひて合せんと欲して、牽強附會するは、何の益なき事なり。日本紀景行天皇紀に令下經二綸天業一不上紹二宗廟一乎、といふ文あれども、是は、我國に宗廟といふ稱はなけれども、日本紀の文は我國の事をしるすに、漢土

鏡は一圓相にして稜をあらはさず。闕けたる所なし。是天の形をかたどり、面の方に平なる地の形に象れり。光明清淨にして、一點の障なく、普く萬民をてらし、まもり給ふの表相なり。神拜する人、其神鏡に向へば、其人のかたちあきらかに映る。これ正直の道を示し、神は卽ち汝が心なり、神は外になし、神に祈らんよりは、汝か身をつゝしみ、正直のみちをまもれとの、をしへの道をしめんがために、鏡を以て神體とするなりといへり。此說は、佛法より出でたり。あまねく萬民をてらし給ふといふは、佛說の、光明偏照、十方世界といふに同じ。神は卽ち汝が身なりといふを以て、以下佛說の己身の彌陀、唯心の淨土といふに同じ。鏡を立置きたりとも、拜禮する人、右の理說をかんがへあたらざるひとあらば、唯鏡と見たるのみにて、をしへにも、誠にも成るべからず。其事をあらはしいはずして、人に深くかんがへ當てさす、自語をするごときむづかしき事は、我國上古の風にあらず。佛法は像教とて、佛像をはじめ、金剛界、胎藏界の圖、九品の淨土の曼多羅、地獄の圖などの事、其かたちをつくりてをしふる事有り。我國の上古、右の如き事かつてなし。鏡を以て神體とする事、是は八咫の鏡を以て

あらはすために、用ふるなるべし。さればにや。古代よりぬさといへる、我國のことばにて、漢土の幣の字、又は幣帛の二字をあてゝ用ひ來れり。漢土にて、人々にたまふ禮物を幣といふ。幣物に錦帛を給ふを幣帛といふ。我國のぬさ、(にぎて、又みてぐら同じ)其儀にあへるによつて、右の文字をあてたるなり。ぬさは杜仲(前にしるす、はひまゆみの木なり)の皮を割きて、串のかしらに狹みたる物なり。または、麻の皮をも用ふ。延喜式の神祇式、まつりの具の料物に、木綿、(杜仲同し)麻の兩斤の數目見えたり。木綿には杜仲あま皮なり。麁皮の靑きをもちふるは靑にぎて、あま皮のしろきをもちふるは白にきてなり。麻もまた同斷なり。後代に紙を切裂きても、其がはりにもちふるなり。此ぬさは、神に捧げ奉るものなり。朝廷より、諸社へ幣をあがち給ふ事、神祇式に見えたり。常人も諸社へ參詣するに、此方より、幣を持參して、神に奉る事なり。しかるに田舍人抔は、幣を此方より持參せず、彼方より幣を持ちて戴かするは、逆さまなり。又小社などには、幣を持ちて神體として、立おく事あり。幣はみぎにしるす如き物なれば、神體とすべき物にはあらず。神道者のせつに鏡を以て諸社の神體とし奉る事は、

(ヤ)灌頂。佛道にて行ふ法にて香水を人の頂にそゝぐ儀式をいふ。

といふ事は、佛家の詞なり。然るに鹿島加持取とて、武甕槌命よりはじまるなどゝ、跡方もなき事を附會して、佛家のまねにあらざるやうに、いひ紛らさんとすれども、紛なき事なり。

神道者の神拜祈禱などに、印を結ぶ事あり。三光の印とて、日月星の三印あり。磤馭盧島印、八尋殿印などの類なり。日本紀、古事記、古語拾遺等に、諸神印をむすび給ひし事見えず。もし實に印ありしならば、字音にてヰンとは云ふまじ。上古のことばにては、何といひたりや。オンといふは別の用なり。嘗て古書には見えざる事なり。御卽位の日、(ヤ)灌頂といふ事あり。其時印明をもちひ給ふ事あり。(此こと御代によりて、用ひられざる事も有り)其印明は佛の印明なり。(此佛の名は、わざとしるさず、朝廷の秘事なればおそれあり)神の印あらば、神の印をすてて、佛の印を用ひ給はんや。されば神道の印といふも、佛家を羨みてまねをするなり。

神道者が、幣をとりて、神拜する人にいたゞかする事あり。これあやまりなり。幣は、ぬさともしでともいひて、上古、人に賜へる禮物にて、是を以て、禮意を

(ク)悉皆。ことごとく。みな。

御告の爲に、昔光たちて、天の逆太刀、天逆鉾、鈴を投降して置給ひし事、倭姫世記に見えたり。依レ之神前に振るなりといへり。是附會の說なり。かの鐸矛は矛は主にして、鐸は飾なり。何ぞ主とする所の矛をば用ひずして、飾とする所の、鐸をのみを取てもちふる事あるべきや、又倭姫命世記は、前にもしるす如く、僞書なればとるにならず。種々の物を投降し給ひし事、古書に見えず。且、天の逆太刀といふ名は妄作なり。書になし。いづれも信ずべからず。延喜式の神祇式に、諸の神祭の料具、種々の器物、雜物の名、員等を、(ク)悉皆委細にのせられたれども鈴は見えず。又正月元旦の四方拜、十一月の新嘗會、御卽位の後の大嘗會等に天皇鈴を扱はせ給ふ事なし。又日本紀、古事記、古語拾遺等に、諸神鈴を振り給ひし事、かつて見えず。後代鈴をふる事は、佛家の修法の時、金剛杖、錫杖などを振りならすをうらやみ、その眞似をするなり。

神道者の祈禱の時、發言に、無上靈寶神道加持といふ詞あり。神事の詞は、みな我國の上古の詞をもちふるなり。字音を用ふる事なし。延喜式の神祇式に、數多の祝詞をのせられたるに、無上靈寶如きの、字音を用ひたる詞は見えず。又加持

(ノ)袍。束帯の表衣、ウヘノキヌともいふ、禮服なり
狩衣。もと狩に用ひし服、闕腋にして袖口に括緒をさしぬきて其緒を手首にてしめくゝるやうにしたるもの。

(オ)阿闍梨。天台眞言兩宗の高僧の稱號。法印。僧位の名。

禮をもちふる官人らが、或は神饌を捧げ持ち、或は幣帛をとり、或は祭の器物をとりあつかふに、(ノ)袍狩衣などの袖幅ひろくて、手をつかふ妨になる故、たすきを懸くるなり。日本紀神代巻に、天日鷲命爲木綿。者又曰、使太玉命以弱肩被太手襁而御手以祭此神云々。延喜式の祝詞に忌部弱肩爾、太襷取掛氐、持由麻波利仕奉禮留幣帛乎、神主祝部等受賜氐、事不過捧持奉登、宣とある是也。又神祇式に安藝の木綿と見えたり。安藝國より木綿を貢上せしを、神事の料に充られしと見ゆ。後代神道者が神前にむかひて祓詞をとなふる時、鈴をふり印など結ぶより外に、手をつかふ事もなきに、たすきにて狩衣の袖をむすびあげずして、たゞ肩に掛るは、僧の輪げさを掛くるまねをするなり。此外神道者が、祈禱する作法に、(オ)阿闍梨法印の修法の眞似をして、其用ふる所の器物なども、佛具を以て、似せ造り替へたるものあり。

神道者の説に、神前にて鈴をふる事は、天照大神、天の岩戸にこもらせ給ひし時、天鈿女命俳優し給ふに、著鐸矛をとり給ひし事、古語拾遺に見えたり。鐸は鈴なり。鈴を附けたる矛なり。又、天照大神、伊勢國に宮所を定め給はんとて、其

(ウ)呪咀。のろうこと。

(ヰ)不淨。きたなき物、けがれ。

ひとを(ウ)呪咀するに、うしろ手にして手をうつともいふ。又海人の海より上るとき、手をうつ事なり、などゝいふは、逆の字に拘はり、あまを海人の事とす、皆非なり。(伊勢物語、なるあまのさか手も、女と交をたつてみしりぞく意にて、あまのさかでうちけるなり) 神道者の説に、木綿襷掛る事は、(ヰ)不淨をのぞく爲なりといへり。誤なり。且、今は木綿をば不ㇾ用して、草綿(今是をもめんと云、いにしへはもめんにはあらず)の糸を組て襷とせり、非なり。和名抄木の類に、陶隱居木草の注に云ふ、杜中一名木緜、(杜、音は度、和名、波比末由美)折ㇾ之多ニ白絲一也とあり。緜は、綿と同字なり。はひまゆみ、一名つるまゆみといふ。葉もはなも、まゆみの木に似てつるあり。其あらかはを剝ぎてあま皮あり。白くして裂けば麻いとのごとし。上古の風ぞくは、いと質素なれば、花美をもちひず、木綿を割きむすびて、頭髮の粧ひをなす、ゆふかづら是なり。又ものゝ餝にも、是をふさにして垂る。是ゆふしでなり。(しでとは、たれ下す事なり、垂の字をしでと讀むなり。四手にはあらず、しだり尾、しだりさくらのしだりも、垂の字なり)又、是を繩になひてたすきとす。これゆふだすきなり、神事に、木綿襷掛る事は

前にかぎらざるなり、手をうつ事をかしは手といふは誤なり。古書に拍手とあるを、文字しらぬ神道者が、かしは手とよみちがへて、ひろまりたるに、かしは手といふ名義をしらぬによりて、例の妄說をつくり出して、秘傳などゝいふなるべし。うつは拍の字にて、手扁なり。柏の字は木扁なり。日本記の訓に、拍手、テヲウツとよみ來れり。かしは手といふは、後代いふこと葉なり。いにしへは、膳夫こそかしは手とはいひたるなれ。又天の逆手拍つといふ事あり。はじめ人の前へすゝみ出で謁するとき、手を拍つは是れ進むの禮なり。退く時又手をうつも禮なり。逆手とかくは、逆字の訓をかりて、義をばとらざるなり、(天のさかほこは本は天賢矛なれ共、逆字の訓をかりて逆矛と書くに同じ、)さかではさかり手なり。京外の國を、あまさかるひなのといふも、京の天に比してあまといふ、(高天原といふに同じ)、京よりとほくさかりたる國故、あまさかるひなのといふなり。古事記に、事代主(中略)即蹈二傾其船一而、天逆手矣於二青柴垣一打成而隱也とあるも此國に再び來まじとてしりぞく時に、手をうち給へるをいふなり。(青柴垣ニテ道ヲ結切テ通サザルゴトク、フタヽビ來マジキヲ示スナリ、成ノ字ヲ見ヨ)異說に、

祭の禮法のひとつなり。しかるに、佛法にのべたる六根清淨の祓詞をとのふるは、清淨にはあらで、却て汚穢するなり。又言ふ、六根清淨のはらひの外にも、なほ又種々さまざまの祓詞あり。みな後世の僞作なり。延喜式の神祇式にはのせられず。其詞の新しさを以て、僞作を知るべし。又いふ、祓詞とは、前にしるすごとく、罪を祓ひ、穢を清むる爲のものなり。しかるに神道者は、神に向ひて祓詞をとなふるは誤なり。神には罪けがれなきを、何故に神にむかひて祓をして奉るぞ。其心いぶかし。祓詞は僧がほとけにむかひて經をよむごとく、神にむかつて讀む物とのみおもへるなり。

神道者の説は、神道にて手をうつをかしは手といふ。手をうつ形、柏の葉に似たる故なりといふ説あり。猶本説は源秘ありといへり。是あやまりなり、上古我國の禮、ひとに向つて手をうつを禮とす。故に向つて、上古禮をおこなふなり。八度うつ故八ひら手といふ。延喜式の神祇式、大嘗會の章、五位以上ともに起て、就二中庭段位一跪拍レ手四度、度々八遍。注に云ふ、神語に所謂八開手是れ也。日本紀持統天皇紀に卽○天皇、位公卿、百寮羅列、匾拜而拍レ手云々、手をうつ事神

六根清淨の祓詞あり。是佛法を以て作りたる祓詞にて、後代のひとの僞作なり。佛法に眼耳鼻舌身意を六根といふなり。色聲香味觸法を六塵といふ。又六入ともいふ。六ぢんは六核を汚す塵埃として、此六ぢんが、六根より入り來て、心を煩し惱さんとするを、かならずにそれをうけざるを、佛法の修行とするなり。此意を以て、目に諸のけがれを見て、心に諸の穢をとゞめず、などゝいふ詞を作りたるなり。佛法は父母妻子の恩愛をすてゝ、家出でさつて世人をたつて、ひとり身に成り、樹下石上を居所として、唯かの六塵の六根より入り來るをふさぎて、心の(ラ)煩惱をのぞきさりて、心を清淨にして、少も心をうごかす事なく、死人の心の如くに成るを、能き事とすれども、それは天竺の風俗にて、世をすてたる乞食のしわざなり。世にあるひとは、上天子より下臣民にいたる迄、おの〳〵つとめ行ふべき事業あり。六根六塵などの説をもちひては、事業を廢して、大に(ム)世道に害あり。彼の天竺の乞食の食物も、世にある人があればこそ、食ひあまりをあたふる人もあるなれ。天下のひと、上下貴賤、悉皆家を出で乞食に成ては、くひあまりをあたふる人たえてなく成るべし。されば、佛法を神祭にいみ憚る事、神

(ラ)煩惱。わづらひなやみ。

(ム)世道。は世教道徳。世間の條理

唱ふるなり。朝廷の大祓だにも一遍となふるなり。しかるに、後代千度のはらひ、萬度の祓などゝ云ふ事のあるは、佛家の千部萬部の讀經、百萬遍の念佛、千卷陀羅尼などをうらやみて、まねをするなり。前に云ふ如く、祓詞を一遍となふれば、さらりとつみをはらひ、穢を淸むと定めたる法なるを、祓詞を何篇もくり返しとなふれば、祈禱に成ると心得たるは、祓といふ事の主意を、あきらかにしらざる故なり。又後代妄作せる神道を說くともがら、祓といふ事の主意を知らずして、中臣祓詞を解くに、彼天照大神のをしへの道の證にとらむと欲して、祓詞の中にのせたる、罪の條目を禁止する意をとりそへて、佛說理學心學等を以て、其說を作りて敎誡となせり。中臣祓詞は祓除の詞なり。敎誡の書にはあらず。敎誡をそへて解くは正解にあらず、僻解なり。延喜式の大祓詞に、高天原と云ふ所に、天皇の宣制の詞あり。其詞に官官に仕奉留人等乃過犯志家牟雜々乃罪乎今年六月大祓爾祓給淸給事乎 諸聞食止 宣とあり。あやまちおかすとは、心にたくみおもひはからず、臨時にふとして犯したる罪なり。無心之失、謂二之過一有心之過、謂二之惡一と、字彙に見えたり。されば過は、豫ねて敎誡を以て禁止しがたき物なり。又

謂二天皇一。必其國の神兵也、豈可二擧レ兵以距一乎といふことを思へる歟。此文に神國神兵といへる神の字は、新羅王が日本を崇びうやまひて神の字を以て稱したるなり。前にいふ所の三說の故を以て、いひたるにはあらず。我國の人、我國をたふとみ敬ひて、神國といふ事はあるべし。漢土のひとが、漢土の事をたふとみうやまひて神州といふに同じ。（卓氏藻林に神州見ゆ）前に謂へる三說の故を以て、神國と稱するは非なり。崇敬することばに神と稱するは、神は靈妙不測の德あるを以ての故なり。神道者が中臣の祓詞を、中臣祓とのみ云ひて、詞の字を略するは非なり。朝廷にて祓をおこなはるゝ時、中臣のひとがとなふる詞なるが故なり。中臣の祓の詞といふなり。中臣の祓詞は、本は大祓詞也。大ばらひといふは、六月と十二月の晦日に、朝廷にて仕へ奉る。百官男女の爲に、祓して賜へるをいふなり。其時中臣氏の唱ふる詞を、大祓詞といふ。此詞延喜式の神祇式、祝詞の部に見えたり。道の祓には、大祓を所々あらため替へて唱るや。祓をする事は、あやまち犯せる罪は、身の穢なる故海をはらひ、穢をきよめんが爲に祓したれば、今はきよく成りぬと、心やすらかにならば、卽ち淸く成りたるなり。祓は唯一遍

といふ文あり。倭姫命は、十一代垂仁天皇の皇女にして、天皇の貳拾五年に、伊勢國五十鈴川の川上に、大神の宮所をさだめ齋きまつり給へり。其年より以後、五百七十一年を歷て、三十代欽明天皇の拾三年に、はじめて佛法渡り來れり。倭姫命、五百七十一年以前に佛法をしり給ひて、屛二佛法息一とのたまふは、必して有るまじき事なり。此事を以て全篇の僞作を推考ふべし。此世記を始として、五部の書、皆佛家の語を以て書きたる事所々にあり。又、國史實錄に符合せざる妄説多し。此事は、尾張國東照宮の神主、源幸和朝臣、（吉見左京太夫從四位下）五部の書説辯拾一卷をあらはし、詳に論辯せり。其書を見て知るべし。神道者の説に、日本を神國と稱する事は、我國には神道あるが故なりと、或は我國には三種の神器あるが故なりといへり。此三説ともに信じ難し。日本紀を始め、上古の正史實錄に、我國を神國と稱せし事なし。後代の雜書にいへる事は信ぜられず、（職原抄、神皇正統記などに、神國といふ稱見えたり。其法すでにあり、後代の書あるゆゑか取らず）但し日本紀神功皇后紀に、皇后新羅國を征し給はんとて、御軍船彼國に着きし時、新羅王御船をのぞみて、吾聞東有二神國一。謂二日本一亦有二聖王一。

僞書としれたり。神變神通神刀などゝいふは、皆佛家の詞なり。天の兒屋根命の時に、佛法はなかりしなれば、佛家の詞はきこえし給ふべからず。又北斗七元星宿眞君降るといふは、道家の說に似たり。道家に大乙眞君の名あり。北斗星化して、道人或は童子に成り來るといふ類の事、道家の說にあり。漢字にうつすとは、神代の文字にてありしを、あらためて漢字にうつしたりといふ事と聞ゆ。神代には文字なかりしことは、前に記すごとく、又のちにと言ふ詞、何の時代をさすか、さほど貴き神經を、眞君降りて漢字にうつしたる、奇妙不測の珍事ありし事を、何天皇の御宇、幾年、其月日、何の地に降りて寫せりと、詳明にいはずしては甚暗し。彼是を以て考るに、彼神書は僞書なり。さだめて中臣卜部などの、ふるくたゞしき家にては、かゝる淺ましき僞書をば、用ひ給はざらむとおしはかりぬ。神道の說に、五部の書とて、伊勢神君の祕書あり、倭姬命世記、（一名、太神宮本記）寶基本記、何波羅命記、（一名、御鎭產次第記）飛鳥本記、（一名、御鎭座本記）太田命本記、（一名御鎭座傳記、一名稻田彥命記）是也といへり。此五部の書は、古事の如く造りたる僞書なり。倭姬世記に、屛二佛法息一、奉レ再二拜神祇一

（ナ）先代舊事記。舊事記のこと。

神道者の説に、神道三部の本書といふは、(ナ)先代舊事本紀、日本紀、古事紀是れなりといへり。舊事本紀は僞書なり。聖德太子、蘇我馬子兩人の選なりといふに彼の兩人薨後の事見えたり。此外僞作の證多し。今此所に書き盡されず。全篇日本紀、古事紀、古語拾遺等を本として、何か外の書をも少しとりましへて、作りたる物なり。古き僞書なる故、古人も其僞を案せずして、おほく引きもちひたるを見て、後代歷々の學者もまよひて、おはく是を引きもちひしは、無眼とやいふべき。亦別に、先代舊事本紀と云書、七拾貳卷あり。一名、先代舊事大成經とも云ふ。此書は、ちかき頃、潮音といふ禪僧（肥前國の人、上野國舘林廣濟寺の住職、黃檗宗）と、志摩國伊雜宮の神主、永野采女と相謀りて僞作したりしに、後に其事あらはれて、天和元年に、兩人ともに流罪に處せられしなり。此大成經の僞をしらずして、用ふる神道者も有り、學者も引き用ふる人有り。神道者の説に、神道に三部の神經あり。天元神變神妙經、地元神通神妙經、人元神刀神妙經是なり。此三部の神經は、天兒屋根命の神宣なり。後に北斗七元、星宿眞君降りて、漢字にうつして經とすといへり。其經は見ざれども、其顯號に據て考へらるゝに

(ネ)曲意。まがれるこゝろばせ。

べき力もなきにや。神代の卷を以て、其本書に取なして、是を口釋して、彼神道を解く器とせり。神代の卷の文を以て、神のをしへのみちに解きなさんとて、其本文をは曲言なりといひて、陰陽の消長、五行の相生、相尅の理說を以てし、儒佛の兩道、心學理學を混雜し、牽强附會して、謎語を解くがごとく、佛經の譬喩を解くがごとくして、强ひてをしへのみちになるやうに解きなすは、正解にあらず。日本紀は國史なり。上古の事跡をのせたる書なり。をしへの道をいたゞきたる書にはあらず。凡そ史は眞意を以て書くものなり。何ぞ(ネ)曲意をもちひんや。曲意ならば正史とすべからず。眞意を直に解かずして、曲げ解きて、本文の文意の外の義を生ずるは曲解なり。道を戴かざる書を强ひて、みちを戴きたる書に紛らさむとて、曲げて解き、奇怪の事を、奇怪にあらざるやうにいはんとて、曲げて解くに依て、其曲げやうに、秘傳口訣ざまに、むづかしき事出來たるなり。漢土の史も、上古の事跡に至りては、古人の語りつたへを、傳へのまゝに記したる物なれば、疑しく怪しき事あり。うたがはしきも、あやしきも、其儘に傳へ來れり。日本紀の解も、斯くぞあらまほしけれ。

(ツ)秘事。かくしごと。

には文字なかりしを、はづかしくおもひてなり。無きものをなしとするは正直にてよし。何ぞひとをあざむかんや。我國の上古の風にそむけり。又かの竹簡眞物にてあらば、今の人普く見ぬものなれば、其かたちをうつして、天下のひとにひろく見せて、千歳ののちまでもながく神代の文學の絶えざらむ事をこそ、ねがふべき事なれ。しかるをしみ秘して、ひとに見せざらむ事をこのむも、又上古風にはあらず。(ツ)秘事といふ事、上古にはかつてなし。後代におよびて、僅計の事をも秘しをしむ、神道には極秘事多し。神代の風に背けり。何の秘事といふ事あらむ。又神道者の説に、神代には文字なかりし故、文字を借らずして、言語を以てみちをつたへ來りたりといひながら、神代の文字傳りて竹簡ありといふは、醉人の意のごとし。

神通者の説に、日本紀神代卷は、神道の本書なり。されば秘傳口訣おほし。是に依て神代の卷の口訣は、なはだ大切の義なり。たやすく通達し難しといへり。此説信ずべからず。夫れ、儒道には、六經といふ本書あり。佛道には、一切經といふ本書あり。後代何者歟、神道といふ一道を妄作したれども、その本書を妄作す

（ヨ）寓意。或意味をふくめること。

（タ）竹簡。竹のふだ。

（レ）梵字。印度の文字。

（ソ）好事のもの。ものずき。

事なるを、何を證據にしていひ出ししか、其時代に疑ひつくるひとなくて、世にひろくもちひられしは、彼僧等が幸なり。佛敎に載する處の佛の名は、阿彌陀を始として、（ヨ）寓意を以てつくりたるなれば、名あつて體はなき物なり。其體もなき佛が、日本へ神に化して來べき義なし。本地垂跡といふ事は、妄說なる事明なり。

神道者の說に、神代に文字あり、或は某のやしろ、或は某の家に、（タ）竹簡に添書きたる者幾枚あり。其字は（レ）梵字にあらず、漢字にあらず、道家の符字に似たり。秘物なる故見たる人少しといへり。是（ソ）好事のものゝ僞り作りて、ひとにしらせず藏めて置て、ひとをあざむくなり。日本紀、古事紀に、神の文字製り玉ひし事見えず。亦諸神の書翰往來の事も見えず。古語拾遺に、盖聞、上古の世、未ㇾ有二文字一貴賤老少、口々相傳へ、前言往行、存而不ㇾ忘云々、此文神代に文字なかりし明證なり、しかるを、古語拾遺に、上世に文なかりしよしは見えたれ共、竹簡添書の文字、いまにつたはれりといひて、其僞作の竹簡を眞物とし、此の拾遺の文を、空事とせんとほつする意は、漢土には漢字あり、天竺には梵字あり、我國

（ワ）朱喜。普通に朱子と稱せらるゝ支那の學者。

（カ）兩部習合神道。佛敎眞言宗の金剛界胎藏界の兩部に因みて神佛を合せたるもの。

令といふ書一冊あり。神のをしへのみちなりとて、儒道を以て作り、詞は祝詞祓詞を似せて書きたり。信用するにたらず。又かの妄作の道を、理學神道とも號せり。理學心學といふは、漢土宋朝より始れり。宋朝の（ワ）朱喜の時代は、我國にては保元平治の比に當れり。天照大神の時代に、漢土の學なし、いはんや宋朝の理學をや。理學神道と號するを以て、いよ／＼其道は僞作なる事を知るべし。唯一神道に、新舊の貳品あり。ふるき唯一は、おもてには佛道をあはさずして、裏には佛家の金剛界、胎藏界、顯敎、密敎などゝいふ、佛理を以て作りたり。然れども、表に佛をあらはさざる故、唯一神道といふ。又あたらしき唯一は、佛をのぞきさつて、心學理學を以て作り出したるなり。天人唯一神道とも、理學神道とも言ふ是れなり。又（カ）兩部習合神道といふあり。本地垂跡といふ事をつくりたり。某神の本地は某佛なり。衆生濟度のために、某佛か某神に化して來て、利益を施して此國に政を垂れたりとこしらへたり。此兩部習合は、弘法、傳敎、慈覺、智證の四大師の所爲なりと、或書に見えたり。是は祭祀祈禱などのことを、佛家に引きとらむ謀なり。日本の神の本地垂跡の事は、釋迦の說ける佛經にはなき

ひてこじつけること。

給ひしならば、是れ輕々しき小事にあらず。嚴重なる大事なれば、日本紀、古事記、古語拾遺（舊事本記は僞書不用なり）等の、國史實錄に、明らかに其事をのせらるべきに、曾てみちの事見えず。後代かの妄作の神道出來し、のちに記したる雜書家傳の說などといふ類は、一向信用にたらず。又大神のみちをのせたる經典の有るべきに其經典もなし。神代には文字なかりし故、言語を以て、みちをつたへしならば、漢字のおこなはるゝ世にいたりては、みちはおもきことなれば、詔命ありて、道の經典を修撰せられて、後世につたへらるべき事なるに、經典修選の事、歷代の國史に見えず。神道者の說に、神代に文字なかりし故、言語を以てみちをつたへ來しといひ、或は神代に文字あり、某の社にをさめて、今にありといへり。文字なしといひて、またありといふ大に違へり。文字ありしならば、其文字にてしるしたる經典あるべきに、何ぞ言語を以てみちを傳へ來りしが。經典もなし、言語のみを以て道をつたへしならば、とほき神代の道なれば、おぼへ違ひもあり、いひちがひも有るべし。無二覺束一道也。大神のみちをば妄作したれども、其經典を妄作する事なかりしは、文詞を綴る事のかなはざりしにや。又、神

(ヲ)牽强附會。し

へのみちを建て給はざるなり。さればをしへの道なきは、我國のたふとき所なり。をしへの道なしとて、何ぞはづる事あらんや。何ぞ他國をうらやむ事あらむ。漢土には聖人のみちありながら、臣民として、天子を弑し、王位をうばふ事、世々にたえず。是を以て、漢土のひとの、性質風俗のあしきを知るべし。天竺のひとは、禽獸にひとし、論ずるにおよばす。我國日本の人は、上古よりいまに至る迄、臣民として、天子を弑し、王位をうばひたる事なし。)蘇我馬子、臣として崇德天皇を弑せり。古今唯此一人計り也、然れ共王位は奪はざりしなり。(是を以て、我國の人の、性質風俗の善なるを、おし考ふべし。惡ならざる故、をしへのみちをたつるにおよばざるなり。されば、敎の道なきは、我國のたふとき所なるを、後代の人、其所に心づかずして、日本は夷狄の國(夷狄とは、外國をさしていやしめ稱することばなり。自國を夷狄と稱する事なし。)なる所みちなしといひて、いやしむるともがら多く有るによりて、はづかしきことにおもひて、何びとの所爲かはしらず、天照大神のをしへの道なりといつはりて、儒佛の兩道心學理學を混雜し、(ヲ)牽强附會して、神道といふ一道を妄作せり。もし實に、大神のみちを建て

(ヌ)老莊百家。支那の老子、莊子、多くの學者。
(ル)保元云々。年號。

の氣質は國々ことなれや。漢土の人の性質は、大抵、多智巧曲殘忍也。天竺の人の性質は、大抵、愚癡貪欲放逸也。日本の人の性質は、大柢、廉直淳朴强勇なり、其性質のことなるにしたがつて、風俗をなす事も亦ことなるなり。(我國に儒道渡りて、上古の風俗一變し、佛道渡りて風俗一變し、其外、(ヌ)老莊百家の學の、儒佛と混雜して、風俗いよ〳〵みだれ、しかのみならず。後代、(ル)保元、平治、壽永、元暦、元弘、建武、應仁、永祿、天正、文祿、慶長等の大兵亂の度ごとに、風俗變じ改れり。其風俗におほはれて、我國自然の性質は、かくれてあらはれず明朝の謝肇制か五雜組に、莫レ狡ニ於倭奴一と有る、是は日本人ほど、わるがしこき者はなしといふ事なり。後代如レ此なりたるなり。上古不レ如レ此。

漢土の聖人は、漢土のひとの性質風俗について、をしへのみちを立てたり。天竺の釋迦は、天竺の人の性質風俗について、をしへの道を立てたり。およそおしへのみちは、其國民の、性質風俗についてたつる故、其をしへのおもむき、各々異なり。又をしへのみちは、其國民の、惡事をふせがんが爲におこるなり。我日本のひとの性質風俗は、ふせぎいましむべき惡事なきが故に、我國の聖神は、をし

(リ)天竺。印度のこと

のをしへのみちなりとて、神道といふ一道をつくり出したるも、右の日本紀の神道の二字を見あやまりたるなり。かの一道出來てより、上古の神道の、神祇に奉仕する禮義作法をば、社人の神道とも、行法の神道とも稱して、枝葉とする事になれり。

後代にいふ所の神道は、天照太神の武ををしへ、天下國家ををさむる道を建て給ひ猿田彦命のみちびき給ひし道なりとて、正直の二字を以て宗旨として、あらたに神道といふ一道をつくり出して、佛道儒道神道と、ならべていふ事になれり。是は、漢土には儒道あり、(リ)天竺には佛道あり。唯、日本のみ道なき事を、はづかしき事にのみおもひ、儒佛のみちをうらやみて、天照太神のをしへのみちと僞りて、神道といふ一道を作り出ししなり。是れ日本に道なきは、我國のたふとき所なるを、しらざるに依ての所爲なり。夫れ我國のひと丶、漢土天竺のひと丶、おの〳〵其性質を考ふるに同じからざる事あり。是れ其國の在所の方位に就て、陰陽の運氣の同じからざる事あるか、其同じからざるにしたがひて、水土の性氣異れるか、其異るによつて、産物の形狀性質も同じからざるか。さればこそ、人

(チ)禁中。皇居。宮中。

中に置きて、これをあがめまつり給ひけり。賢所とも内侍所とも申奉るは是れなり。又御代々御卽位の後、大嘗會あり。毎年新嘗會あり。是れ天皇御自ら神祇をまつり給ふなり。又諸國神社の恒例の祭あり。(チ)禁中には、神祇官を建て置き給へり。漢土にても、神をあがめ祭禮をおもくするなれば、我國のごとくにはあらず、我國の朝廷には、神祇を祭るを以て、萬機の政の中の、第一事と定め給へり。故に、政の字にまつりごとの國訓を付けたるなり。されば、上古には、神祇をあがめつかふまつれば、御祭祀祈禱祓除等の、禮儀作法をさして神道といひしなり。日本紀用明天皇紀に、天皇佛法を信じ、神道をたふとぶ云々。亦孝德天皇紀に尊㆓佛法㆒輕㆓神道㆒云々。神道の稱こゝにみえたり。此神道とあるは、右に記すごとく、祭祀以下のみちをいふなり。佛法にならべて神道とあれば、此神道の二字を佛法のごとく、をしへのみちなりと思はんはあやまりなり。日本紀は、漢土の文章を學び、ことばをかざりて書きたる物なれば、語を對にせんがために、法の字に對して、道の字をばもちひたるなり。しかれば、佛法の法の字と、神道の道の字を言ふ意味はひとしからず。詞を以て意を害する事なかれ。後代にいたり、神

の(ヘ)周易にいふ所の神道、我國上古にいふ所の神道、後代にいふ所の神道、この三品の差別あり。　漢土の周易にいふ處の神道は、周易象傳大觀の章に、天の神道をみれば、四時不レ忒、聖人以二神道一設レ教、而天下服矣といへり。天の神道とは、日月星辰、晝夜寒暑、風雨霜露、萬物生成、およそ天地の間に、あるとあらゆる事物、人力をもちひずして、自然に造化の行はるゝは、悉くみな神の所爲なるをもつて、是を天の神道といふ也。此天の神道は、漢土のみにあらず。我日本萬國ともに同じ。我國上古神道と稱せしは、此天の神道をさしていふにあらず、別の事也。凡そ事物、名は同くして實ことなる事ある物なり。ひとへに片よりて、ひとつに紛らかして論ずることなかれ。我國上古にいふ處の神道は、(ト)神祇を尊崇し、祭祀祈禱祓除の類、凡そ神に奉仕の禮儀作法をいふ也。上古、天照大神より傳へ受け給ひし、三種の神寶を宮中に安置せられて、天皇尊崇しいはひまつり給ひ、崇神天皇にいたり、尊崇し給ふ餘り、神寶を同殿に置き給ふ事を、おそれはゞかり給ひて神鏡を、皇女豐耜入姫命につけて、諸國を經歷し、神意にかなふべき宮所を求めしめ給ふ。其時神鏡をうつし、あらたに御鏡を作らしめて、宮

(ヘ)周易。支那古代の書物の名。

(ト)神祇。天神地祇にて、天地の神をいふ。

なれば、今さらに、我一人これをしかりたればとて、あらたむべきにはあらねども、いはずしてたゞに止みなんも腹ふくるゝ業なれば、默止がたくて、唯私に獨語する事左のごとし。

神道者の説に、唯一神道といふは、佛道を習合せざるを以て、唯一といふにはあらず。それ唯一神道といふは、かけまくもかしこき神の御代に、天照太神の人ををしへ、天下國下を治むるみちを建て給ひ、猿田彦の命これを導き結へり。天地ひらけ始まりし時、(ハ)氣化自生する神を天御中主尊と號せり。いにしへより今に至る迄、天地の間に造化する所の、萬物萬事みな、天御中主尊也。我身もひとの身も、また卽ち是れ天中主尊なり。天道はすなはち人道なり。人道は則ち是れ天道なり。天人唯一なるが故に、唯一神道といふ。天人唯一の理をきはめて、建て給ひし道なるを以て、理學神道ともいふ。是れ眞の神道にして、甚だ重き神道なり。祭祀祈禱祓除等の事は、(ニ)社人の神道とも、行法の神道ともいひて、かろき神道なりといへり。此妄説を初として、彼ともがらが、いふ事する事の、故實にかなはざる事ども、みな下に(ホ)愚意をのふるなり。夫れ神道に三品あり。漢土

(ハ)氣化自生。天地の氣より自然に生れ出づるをいふ

(ニ)社人。かんぬし

(ホ)愚意自分の意見。

神道獨語

伊勢貞丈

神道は、我國の大道にして、朝廷これを重じ崇び給ふ。されば職員令には、神祇令を以て首章とし、(イ)延喜式には、神祇式を以て初篇とし給へり。中臣、齋部、卜部の三家は、神代より神道を司どれり。齋部の家は絶えたれども、中臣、卜部の兩家はいまに榮えたり。彼兩家の神道は、神代より正しく相承し給へる眞傳なりとかや、仰ぎたふとぶべし。故に諸國社の神職のともがら、みなかの兩家をしたひ學べり。其傳深秘にして、我等如き輩、かつて窺ひ知らざる事なれば、聊も評論すべき事にあらず。しかるに、世間に神職にもあらざる者の、神道者と稱して、神道をもてあそぶともがらあり。其說を聞くに(ロ)故實にあらざる新作多しわれも亦神職にあらざれども、少し古書のかた端をよむによりて、彼輩の邪說をかんがへわきまふる所あり。しかれども、かの邪說あまねく世にひろまれる事

(イ)延喜式。朝廷年中の儀式、百官臨時の作法及び諸官中の事務、其他國々の恒式等を、詳かに記したるものにして、延喜五年に撰緝を初め、延長五年に撰定し畢れるものなり。

(ロ)故實。古の儀式禮法などにて、後世の範例となるもの。

書神道明辨後

一日閲書市肆。廼述先王之道之書也。述先王之道可述則分矣。延逮于神道。恣謾侮焉則何也。是識西土有先王之道。而不識本國有神皇之道。故不遜而自許、以憍弄之辭妄作是之書。傾動閭里。不敢不嘆息痛恨于此。嚮者二三之名儒。感悟蚤入神。不亦可乎。然而人不皆名儒。夫書之傳布、恐蠱惑人之心目。習聞其說者。遂靡然妄信妄隨。繇是弗能已。考信於神典正史。而撰輯成篇。不顧識者嗤笑。予末學膚受。非欲以不文爭衡而廻狂瀾也。予豈爭衡哉。將使人不見化彼說明辨本國有神皇之道。所以可尊信也。是以屢加枝辭贅喩。不意似於爭衡以攻夫書。予豈爭衡哉。悃悃款款、唯尊奉神道而已矣。

元文二年丁巳十二月十六日

從四位上度會常彰謹識

明かに此國の固より神道ありて必ず尊信すべき所以を辨へ、妄議猥論、數ば充塞すれども。惑はず。其の本基を固くし、且つ、六藝子史百家に渉り、聖人の道を知るときは則ち神に差はず、聖に畔かず、二つの道並び行はれて相悖らず。蓋し學は則ち道を知るを以て之が要と爲す。爰に名分正しからず、道を知ると謂ふべけんや。秖、肩を漢魏の上に比べ、文字を緣飾し、巧に宋儒を詆て門戸を立てんと、欲するの餘、神道に及ぼして恣に無蔑す。一たび此に、(う)沒溺して(ゐ)孟浪の言を作す。學者の弊、一に此に至て磨すれども磷がず、寔に神國の罪人なり。直に吾心を信じて以て天下に信ぜられんと欲す、(の)神靈洋々として方域に昭布す。不言にして裁するあり。神の享けざる所、國人、信ず可からず。噫呼、之を如何せんとするや。

(う)沒溺。おぼれる。

(ゐ)孟浪。普通「マンラン」と讀む。くはしからず。とりとめなし。おろかなり。

(の)神靈洋々。洋洋は盛大なる貌。

神道明辨 終

（ら）穰々。穀類のユタカに實のつた貌を謂ひ、また、物のユタカなる貌をいふ。

（む）執滯夸論。一事に執着し滯つて誇（ほこ）りやかに議論する。

て以て福を祈り殃を禳ふ。至誠威ありて立に應ず。民を惠むこと疆なし。福を降すこと（ら）穰々。吾輩、飽まで食ひ、煖かに衣て妻孥を綏んず。神恩を感戴すること大なる哉。然るに、忠敬の心なく、漫に神道を以て聖學中の一事と爲す。國つ神を貴はず、公を憚れず、私心を以て日本西土、其道を一にせんと欲す。譬へば嚮の井水、舟楫に利なく、桑薪膏油、互に焚く可からざるが若し。人生、由るところの道、萬方渝る可からずと雖も、陰陽の正偏、運氣の剛柔、水土の差異に由て、彼は彼れが物宜あり、此れは此の物宜あり、南方に不花の草あり、北方に不釋の氷あり。中庸に曰く、仲尼は、上、天の時に律り、下、水土に襲ると。胡爲ぞ、孔子を學ぶ者、此言に從はずして、（む）執滯夸論するや。胡爲ぞ、日本に素しては日本に行はざるや。日本の地を踐んで神道を蔑棄し、聖學に偏なるは則ち其根に斧して其葉に漑ぐが如き也。士君子、以て、神道を學ばざる可けんや。太古、文字の有無は識る可からず。王仁以降、彼の方の書を用ふ。神國の典籍は盡く是れのみ。道は文に由つて以て傳へ、儒は斯文を講明す。故に、儒は我が神道の羽翼のみ。聖人の道、孰れか敬從せざらんや。以て學ばずんばある可からず。愼みて

（つ）六合。天地四方をいふ。

（れ）簒立。君位をうばつて自分が天子に立つこと。

（な）神宮穆々。穆穆は深遠の貌。

り然らず。天地開くる時、葦牙の如きもの化して神と爲る。國常立尊と號す。又、神あり、伊弉諾尊、伊弉冊尊と號す。二神、廼ち、大八洲、及び、山川草木を生み、又、天下の主を生まんと欲して天照大神を生む。光華明彩して（つ）六合に照徹る。遂ひに以て天位を授けたまふ。所謂、天地の初めより君臨の國なり。然れば則ち國常立尊、天照大神は開國の祖宗にして、初めより主たる也。彼れは、民あつて後、主を立て、此國は未だ衆民あらざる前、既に主たり。前後の差、殆んど、氷炭の如く冷熱を異にするが若し、天下、一個も神物に非るはなし。故に、王綱、彌、紐を固め、嘗て亂臣賊子（れ）簒立の畏れ莫し。是れ祖神威靈の維持するところ、何ぞ祇億載のみならんや。當に天壤と窮り無かるべし。此れ、其の挺立萬國に勝れて、窺ひ測る可からざる所以なり。西土と豈に年を同じうして語り、日を竝べて談る可けんや。是をも欺く可くんば孰れをか欺く可からざらん。倭姫命曰く、我れ聞く、大日本國は神國なり。神明の加被に依て國家の安全を得、國常立尊、天照大神の靈光、天地に盈滿すること、水の地中に在るが如し。掘れば則ち水を得、祈れば則ち必ず驗あり。（な）神宮穆々として、天の民、尊奉傾信し

(よ)表裏洞徹。洞徹は「すきとほる」

(た)秋毫も。少しも。

(れ)燮理。やはらぐ(和)。

(そ)弑奪鼎革。臣下が君を殺して君位を奪ふた弑奪と云ふ。鼎革とは今迄の皇室が他の皇室に革まり變ること。

ば、則ち、向の、所謂、赤心にして、仁義禮智は此に統ぶ。修禊は天兒屋命に肇りて、天種子命に成る。神代の遺事にして、邦は則ち是れのみ。上世、士大夫、贖を納れて罪を弗ふ、故に大上中下の祓の目備はる。惡を悔ひ善を求めて、外祓へば則ち内從つて清く、日に新たに漸く進み、(よ)表裏洞徹、内外清淨、(た)秋毫も罪なし。素盞嗚尊、遂ひに出雲の清地に到り、乃ち言して曰く、吾が心清々しと。恐くは是れ明徹ならん。此に至らば、則ち天地に契合し、神と與に浮沈す。祓つて清からずといふこと莫し、祈て驗あらずといふこと莫し。而かも、何をか祓ひ何をか祈らん。仁義をしも云はんや。禮樂をしも云はんや。信に修禊は修身の大本、神道の要領なり。故に、帝王、祖訓を愼み、神祇を奉祀し、陰陽を(れ)燮理し、邦家を鎭撫して修禊を事とす。竊かに攷へ観るに、書に曰く、惟れ、天、民を生ず。欲ありて主なければ、乃ち、亂る。惟れ、天、聰明を生じて、時を乂む。(左氏、又、云ふ。天、民を生じて、之が君を立て、之を司牧せしむ。)と。意ふに、聰明は主と爲る。初め、民の爲に主を立つ。後、民、主の爲めに使はる。萬邦、或ひは、然らん。歴代、(そ)弑奪鼎革の禍あり。職として此に出るなり。神國、特

(わ)黎元。人民。

(か)豐稔。豐年に同じ。

其の神道を學びしこと當に奈何かすべき。曰く、僭踰を忘れて竊に以るに、吾が神、生を好みて殺を惡む。是れ萬善の宗とするところ、神皇、天下を安んずるの道なり。所謂、三神器を授けたまふの詔旨、右件の如し。皇孫、當に、鏡の明に、玉の溫に、劍の利なるが如く、天業を經綸ましく〳〵、(わ)黎元を安撫し給ふべしと其の政綱の本なり。大なる哉。神宣に曰く、神は垂に祈禱を以て先と爲すと。弘仁七年の敕に曰く、今、聞く、今茲、青苗滋茂、宜しく神道を敬ひて大に(か)豐稔を致すべし。庶くば、嘉穀、畝に盈ち、黎元殷富ならしめん。宜しく畿內七道に仰せて其官長清愼に齋戒して、名神に奉幣し、風雨を止めんことを祈るべしと。是れ、皇王、神の庇に緣て、內を安んずるの政なり。又、所謂、群卿、從來、嚴矛の如く、取中事をして奏請す人どもなり。是れ人臣の道を明すなり。豈に忠と謂はざらんや。大抵、國書の道を說くこと是の如し。思ひを致すべし。又、神は、清淨を欲す。正に從ふを式て清淨と爲し、惡に隨ふを以て不淨と爲す。神宣に曰く、心神は則ち天地の本基と。又、曰く、須く混沌の始を守るべし。夫れ、天地混沌の元氣は清淨なり。人民、此の元氣を禀けて以て生まる。敢て傷らずん

て智巧を闘し、文は則ち(一)左氏班馬に規り、詩は則ち盛唐より降らず、彼の方の服を服し、彼の方の音を誦し、彼の方の器を用ひ、彼の方の禮を行ひ、賢良を(ね)蓬茨の下に拔き、登庸して以て國事に與らしめ、神國の崇奉すべく、父母の國の尊親す可きを顧みざらんことを庶つてなるべし。果して、如何とか爲す。恐くは、其の肺肝を見るが若くならん。嗟呼、反つて、神國を以て、彼國の(ろ)腥穢に變ぜんと欲す。是れ、何の意ぞや。釋氏は然らず。神に依憑せざれば、則ち、佛道、獨立し難し。故に、蚤く、其幾を觀て非毀せず。神に假りて矯誣の言を傅會し、(或は謂ふ、兩宮は、金胎兩部の大日なり。大日の本國なるが故に名けて、日本と曰ふ。天神七葉は、過去七佛なり。地神五葉は、現在四佛、舍那を加增して五佛と爲す。天瓊矛は、金剛智劍なり。大八洲は八葉の花臺等、數ふるに遑あらざる也)其法を(を)炫耀して大いに眞を亂る。神道を敬信するに似て、乃ち、佛道を售るなり。其道、漫盛にして、神道、陵夷す。勝て嘆ずべき哉。而も、其の敎たる所以を顧れば、佛は殊に、儒は近し。神道を無するに至つては、儒、寧ぞ惡む可からざらんや。其道は信ず可し。唯だ其の巧言を惡む也。或は曰く、然らば、則ち、

(一)左氏班馬、左丘明、班固、司馬遷、

(ね)蓬茨の下に拔き。草深き田舍から引き拔きて擧げ用ひる。

(ろ)腥穢。腥は「ナマグサイ」穢は「ケガレ」。

(を)炫燿。其法を立派な尊いものゝやうに說いて、世人の目をクラマスこと。

(ほ)日本の泉を啜り。日本の國の水を飲み。

(に)日本の粟を食み。日本の穀物を食つて。

(ほ)東夷。東方のえびす。

(へ)冠履。冠(かんむり)と履(くつ)。

(と)奕世。代々(だい〳〵)。

(ち)粃政。惡政(わるきせいじ)。

(り)忖度。忖も度も「ハルカ」といふ字。其意中を忖(はか)りみるなり。

しみ、彼に疎なるは則ち分なり。學者、日本の地に生まれ、(ほ)日本の泉を啜り、(に)日本の粟を食み、内外を辨せず、親疎を分たず、此國を言はゞ則ち美を蔽し、惡を露し、動もすれば、(ほ)東夷と呼び、彼國を言はゞ則ち惡を隱して善を揚げ、稱して中華と曰ひ、中國と曰ひ、中原と曰ひ、中土と曰ふ。是れ通病なり。何ぞ吾親を敬せずして他人を敬するや。(へ)冠履所を失ふと謂つ可し。乃ち形貌は日本にして、心は西土の人なり。鄕閭少しく耻を思ふ者、皆、賤しむことを知る。彼の國、文獻足ると雖も、聖賢幾か有る。姦邪讒佞、勝げて數ふ可からざる也。舜禹の受禪、湯武の放伐、聖人の爲ふ所と雖も、後儒の論難を免れざる也。古昔に遡り觀るに、神國、(と)奕世、豈に(ち)粃政あらんや。豈に不績なからんや。豈に文物足らざらんや。孰れか、治は多く、亂は少く、渉歷天下平かなるを識らざらんや。素より、華夷は定名なし。其の國よりして言はゞ、則ち、何れの國か以て中國と爲す可からざらんや。我が國史、日本を以て中國と稱す。儒生、何を羨みて文を巧にし、我れを夷、彼れを華にするや。方今、陋識を以て其の意を(り)忖度するときは、則ち、當に國人をして聖敎を學び、憲章を誦習し、騷壇に歩し

(ヒ)文。立派になること。
(モ)鴻荒草昧。鴻荒は太古。草昧は世の中の未だ開けぬこと。
(セ)邈。はるかとほし。
(ス)深山邃谷。深い山と邃(おくぶか)い谷。
(い)槁木。枯木(かれき)。
(ろ)城郭市井。都會。市街(まち)。

んで以て禮樂典章を知るにあらざれば、則ち奚爲ぞ人物盛麗、風俗敦厚、今の若きに至らんやと。惡、是れ、何の言ぞや。思はざるのみ。夫れ一物生ずる、年を積んで漸く(ヒ)文なるは則ち理の自然なり。(モ)鴻荒草昧、今を距ること(セ)邈たり。假令、聖教を學ばずとも、今に於て、豈に、自ら、人文開け、典章隆なるに至らざらんや。且つ卑賤の人、(ス)深山邃谷に栖託し、形は(い)槁木の若く、(ろ)城郭市井に遠ざかり、翅字を知らざるのみに非ず、天下に書あることを聽かず。矧んや教訓を受くること有らんや。然るに自ら孝悌忠信あるは何ぞや。是れ維れ人の固有する所にして、誠に水の潤し火の熯すが如し。天の賦するところ、人の稟くるところ神國の人民、豈に初めより此性なからんや。孝悌忠信は、吾神、殊に、人の躬に行ふことを嘉したまふ所なり。神代卷に、赤心(又、曰く、清心)黑心(又、曰く、濁心)と道ふあり。聖人、人を敎ふるの法、節目の分るゝ所、善は皆な赤心に統べ、惡は悉く黑心と爲す也。心を此に用ひず、聖學を學ぶの習ひ移ること能はず、苟くも名教を忘れて父母の邦を下視す、支流蔓説皆な是れ也。顧ふに、君子の學、先づ名を正す。其の、此國を内にし、彼國を外にし、此に親

爲す可しと。復た天兒屋命、太玉命に敕して惟くば爾二神、亦た同じく殿內に侍ひて、善く防護ことを爲せと、丁寧に告げ戒めまします。實に知る、三神器永に天璽と爲り、帝王の祚、既に神代に決し、君臣父子の道、斯に立つことを。是れ神道の本にして、彰灼著明なるもの也と。善相公曰く、我朝家、神明、統を傳へ、天險疆を開き、(キ)土壤膏腴、(ユ)人民庶富、誠なるかな此言や、第君主のみ然るに非る也。諸臣も亦た是れ已。若くは廷臣、若くは奉祠の職、皆な神統を繼襲で不滅に傳ふ。是れ神道の然らしむる所にして、水土の正氣に襲れり。儒生、神官の營爲を視て、直に此國の神道是れなりと爲るは、則ち(メ)一斑を管窺して全豹を視ざるの謬のみ。胡爲ぞ上古に神道あらずといふや。

原ぬるに、夫れ、應神天皇の朝、百濟の王仁、來つて(ミ)典籍を以て菟道稚郎子を敎誨す。推古天皇已來、使を隋唐に通じ、留學の員ありて(シ)聖人の敎、(エ)百家の書を習ふ。臣民、能く文字を識り、文章を作爲す。神國古言、此れより稍や廢れ、音訓相雜る、心竊かに患ふ。世儒、率ね以爲く、上古、此國、禮樂仁義の世に行はるゝことを聽かず。髮を被り衽を左にして偏に東夷の國なり、聖敎を學

(キ)土壤膏腴。土地が肥えて居る。
(ユ)人民庶富。人民が皆な富んで居る。
(メ)一斑を管窺して。一小部分を管(くだ)の穴から窺(うかゞ)ひ見て。
(ミ)典籍。書物。
(シ)聖人の敎。孔孟の敎。
(エ)百家の書。諸子百家の書。

(フ)累世。代々(だい〳〵)。

(コ)培壅。つちかふ。

(エ)枝葉扶疏。扶疏は、樹木の盛んにしげる貌。

(テ)溥天の下。普天の下なり。天下中。

(ア)比倫。くらべるもの。

(サ)葦原の千五百秋の瑞穗の國。我が日本の國をいふ。

諸王を命ず。何ぞ、大祝、小祝、鬼神に給事するの類ならんや。啻に此れのみならず、卽位、曁び、歳首萬機の初、先づ、伊勢兩宮の事を奏す。凡そ、禁中、神事を先にし、他事を後にす。之を法と爲す。(フ)累世、推尊すること是の如し。一年の祭祀、國事の半に居る。紀載を歷觀して以て知る可し。林羅山先生曰く、我朝は神國なり。神道は乃ち王道なり。是れ也。夫れ其根を(コ)培壅すれば、則ち、(エ)枝葉扶疏たり。是故に、神道、本に堅實なれば、則ち福祚盡くること無し。所謂、國王一姓傳へ繼がせ、臣下、皆、世官。(テ)溥天の下、(ア)比倫なく、異邦の人、歎息して讃美する所なり。誣ゆるに非ず、本あるもの是の如し。神明の深計、智力を以て論ず可からざる也。天照大神、乃ち天津彦々火瓊々杵尊に、八坂瓊の曲玉、及び八咫鏡、草薙劒の三種寶物を賜ひ、因て皇孫に敕して曰く、(サ)葦原の千五百秋の瑞穗の國は、是れ吾子孫の王たる可き地なり。宜しく、爾、皇孫、就いて治せ。寶祚の隆へんこと、當に天壤と窮りなかるべしと。是に先つて、手に寶鏡を持ちたまへて、天忍穗耳尊に授けて祝て曰く、吾兒此の寶の鏡を視まさんこと當に猶ほ吾を視るが如くすべし。與に床を同じく殿を共にして、以て齋の鏡と

（ノ）艨艟。いくさぶね。

（オ）胡塵。胡（えびす）の寇（あだ）。敵兵。

（ク）洪波。大波（おほなみ）。

（ヤ）殄滅。ほろびくる。

（マ）驛馬。驛亭の馬。驛亭は「うまつぎば」也。

（ケ）天神地祇。天神は、天の神（あまつかみ）地祇は地の神（くにつかみ）。

の變異、必ず禬解禱請して、乃ち神の祐を獲、以て萬民を綏んず。後宇多天皇の弘安四年、蒙古來つて此國を侵す。（ノ）艨艟數十萬、鎭西に至て大に戰ひ、殺傷甚だ多し。天皇、神祇官に行幸ましまし、諸社に奉幣して（オ）胡塵を淸めんことを祈りたまふ。是に於て疾風震電俄爾として起り、（ク）洪波天に滔り、賊船盡く漂沒し、群兇忽ち（ヤ）殄滅し、（マ）驛馬捷を奏す。靈神冥々助あらば、則ち章々の驗あり。然らざれば、則ち、爭か、急遽に、數十萬艘の士卒を鏖すること有らんや。此に就て伏見天皇の正應六年三月二十日、雨の宮風の社に敕して、社を改めて宮と爲して官幣に與らしむ。以て漂蕩溺死の靈異に賽すとなり。又、歷世、六月・十二月の十一日、神座を設け、天皇親ら神饌を供したまふ。之を神今食と謂ふ。仲冬中の卯、新穀を以て天皇親ら天神地に祇嘗し給ふ。之を新嘗祭と謂ふ。臨寶位の初年、悠紀主基の國郡を卜定し、新穀成て、天皇、又、親ら薦めて以て（ケ）天神地祇を祀りたまふ。之を大嘗會と謂ふ。神鏡を溫明殿に奉安すること偏に伊勢神宮の如し。十二月行幸して神樂を奏したまふ。之を內侍所の神樂と謂ふ。又、豐鉏入姫の命以來、皇女を以て大神の祠に奏す。之を齋王と謂ふ。幣帛使は必ず

(ヲ)覬覦。のぞき見る。うかゞふ。其れより轉じて、臣下にして天位を望むが如き、過分の望を抱くことに用ふ。

(ム)阿從。へつらひしたがふ。

(ウ)炎旱。ひでり。

(キ)禾稼。農作物。

ら政に與り、意味麻呂、神事に供ふるに縁て、舊姓中臣に復古。踐祚の後、神祇官の中臣、舊に依て以て天神の壽詞を奏す。(歴世)、大嘗會の時、神祇官の中臣、賢木を捧げて版位に就き、跪いて天神の壽詞を奏す。忌部入りて神璽の鏡劔を奏す。是れ也。)稱德天皇。渥く道鏡を寵し、崇むるに、法王を以てす。僥倖を負み、八幡の神敎を矯て、神器を(ヲ)覬覦するの意あり。天皇、淸麻呂を召し敕して曰く、汝、往いて神命を聽けと。乃ち使を八幡神宮に奉ず。(豊前國宇佐大神託宣して曰く、我が國家、開闢以來、君臣定まる。臣を以て君と爲ること未だ之れ有らざる也。天之日嗣は、必ず皇緒を立てよ、無道の人は宜しく早く掃除すべしと。)淸麻呂歸て奏するに直言を以てして、道鏡に(ム)阿從せず。是に由つて大に怒る。詔あり、名を除いて大隅國に配す。光仁天皇、登極の後、道鏡を刑せんと欲して、而も先皇の寵を承くるが故に忍びず。下野國に謫して、藥師寺の別當と爲す。於戯、祖神、許さず。道鏡、曷ぞ、能く國輕を毒亂するの患を爲さんや。又、後朱雀天皇の長慶三年、二十二社の員を定め、新年、月次、新嘗、咸、神祇官に敕して以て奉幣す。或は(ウ)炎旱、久雨、(キ)禾稼を傷り、或は、災星、天疫、凡そ百

を祈り、(レ)妖孽を禳ふ皆、是れ、國家を安ずるの政事なり。凡そ、上、神皇より、下、夾輔の神に及び、神祇を祭禱すること猶ほ是の如し、況んや、他の臣をや、歴代是に由る。宜なる哉、神國と謂ふことや。欽明天皇の十三年、百濟、佛像經論を獻ず。物部の大連尾輿、中臣の連鎌子、同じく奏して曰く、我が天皇の天下に王とましますは、恒に、天地社稷百八十神を以て、春夏秋冬、祭拜むを事と爲せばなり。方今改めて、(ソ)蕃神を拜せば、恐くは、國の神の怒を致さん。蘇我石川麻呂、孝德天皇に奏して曰く、先づ神祇を祭鎭めて、然る後、應に政事を議るべしと。又、詔して曰く、公卿、百官、淸白き意を以て、神祇を敬ひ奉り、並に、(ツ)休祥を受け、天下を榮えしめよと。天武天皇の五年、詔して曰く、四方に大解除を爲さん、用ひん物は、則ち、國別に、國造、祓柱を輸せと。之れ其の初めにして、累代、六月・十二月の晦日に、百官、畢く(ネ)朱雀門に集まつて以て大祓ひす。當に知るべし、神道は國政の根本にして、祭政惟れ一なることを。然れども、王事庶繁く、祭政兼ね難し。宰相と祠官と遂ひに分れ、同宗を以て其職を殊にす。文武天皇、(ナ)宇内を御するや、詔ありて不比等、藤原を姓として專

(レ)妖孽。わざはひ。

(ソ)蕃神。蕃地の神。えびすの神。外國の神をいふ。

(ツ)休祥。祥は「さが」と。訓(よ)む、幸(さき)の轉じたるものなりといふ。よきしるし。吉兆。

(ネ)朱雀門。南を朱雀といふ。皇居の南の門なり。

(ナ)宇内。天下。四海。國中。

(ヨ)和享。「にこみて」と訓(よ)む。「にこむ」は、なごむ(和)に同じ。やはらぐ(和)こと也。

(タ)斧鉞。斧は「をの」、鉞は「まさかり」、斧鉞は兵器を謂ふ。

す。神祇、(ヨ)和享て、風雨時に順ひ、百穀用て成り、家給ぎ、人足り、天下大いに平かなり。神代より此に至て、神居、帝座、其殿を與にし、君と神と一體にして、祭祀國政相分たず、祖神を祀るの外、蓋し、他なかりし也。此に至て、漸く神威を畏れ、殿を同じうすること安からず、更に、眞を摸して以て鏡劍を造り、之を護身の爾玉と爲し、神代の寶物を、倭の笠縫の邑に遷し祀る。垂仁天皇、嗣いで立ち、神祇を祭祀りたまふこと惟れ怠らず、二十六年、天照大神の敎の隨に、其祠を伊勢國五十鈴川上に立て、而して後、弓矢及び横刀を以て、諸神の社に納め、時を以て之を祠る。神功皇后、吉日を選びて齋宮に入り、竟に、神の敎の驗あることを識して、更に神祇を祭祀り、新羅を征す。親ら(タ)斧鉞を執りたまひ、墨の江の大神、先鋒として師船を導きたまふ。海潮、濤を起して國を浸す。即ち神助に由ることを知る。是に於て、王の船、既に新羅に到る。新羅王、讋焉失志、神兵の敵なきを知つて、面縛れて以て降る。是れより、三韓、王化に懷き、數ば朝貢す。雄略天皇の二十三年、豐受大神、伊勢國山田原に御在すの後、天照大神と倶に明を合せ德を齊しうして皇朝を鎭護したまひ、世々奉幣を絕たずして、年

大神、慍りまして、乃ち、天石窟に入りまして幽居しぬ。天兒屋命、太玉命、相與に祈禱して磐戸を出し奉り、乃ち、罪を素戔嗚尊に歸せて促徵り、髪爪を拔いて之を贖ふ。已にして竟に逐ひ降ひき。嗣後、天兒屋命、神事を主るの宗源にして、太玉命と倶に瓊々杵尊に事へて以て忠誠を立つ。神武天皇、東征の時、乃ち、神策を沖衿に運ひて曰く、今、我は是れ日の神の子孫にして、日に向つて虜を征つ、此れ天の道に逆れり、若かず、退き還り、弱を示へて神祇を禮ひ祭り、背に日の神の威を負うて影の隨に壓ひ躡まず。如此、則ち、刃に血らずして、虜、必ず、自ら敗れなんと。又、天香山の埴を取り、(ワ)八十平瓮を造り、諸神を敬ひ祭り、復た噍類者なし。遂に、區宇を安定ることを得、都を橿原に建てゝ、卽皇位し、三神器を正殿に安き奉り、面り祭ること祖神在すが如し。天種子命、天神の壽詞を奏して、又、天つ國つ罪を解除ふことを掌る。天富命、幣物を陳ね、祝詞し禋祀りて、以て皇天の恩に答へ、神八井耳尊、綏靖天皇に(カ)輔弼として、神祇を典り奉り、數傳して崇神天皇に曁び、八十萬の群神を祭り、仍て、天つ社、國つ社、及び、神地、神戸を定め、罪を解ひ、過を改め、敦く禮

海は、國中悉く。康乂は、康(やす)らかに乂(をさ)まる。乂は治(をさ)まる也。

(ワ)八十平瓮。平瓮は、「ヒラカ」と讀む、土器の平形のもの。淺き瓶。

(カ)輔弼。たすけること。

方の人の若きは或は然らん。此の方の人にして曷ぞ此言を吐くや。此れ、蓋し、幼より西土の道を學び、先入の言、主と爲り、心に膠するの致す所なり。

夫れ以るに、日本の道は、易に、所謂、神道に非るなり。復た之を小道と謂ふ可からず。彼の方と（リ）天淵夐別、神靈昭々として率土に光被し、遐裔惟れ究めて、兆民の崇信する所、寔に開國自然の道なり。儒生、（ヌ）左欺右紿すとも、奚爲ぞ私智の及ぶ所ならんや。佛に假るとは、則ち、名流一家の説にして、衆、兪るに非る也。儒に由るとは、則ち、後世、註者の合論する所なり。其事惟に背たればなり。其の神道といふは、用明・孝德二帝の紀に出づ。此より前、未だ文字に見れずと雖も、既に天地と與に之れ有り、神國肇めて儒佛の名有つて後、神皇、行ふ所を以て、之を神道と稱して、諸を儒佛と別つ。神代の人道は、便ち人世の神道にして、後世に昉まるに非ず。儒生、舊典に（ル）懵乎として斯に粗なり。我より是れを觀れば、儒は我が神道の羽翼のみ。

恭しく惟るに、神道は、天地剖判の時、國常立尊、創め給ふ所にして、神皇承續ぎ、（オ）四海康乂、實に萬世に被らしむ。神世、素戔嗚尊の爲行甚だ無狀。天照

（リ）天淵夐別。淵は「フチ」、夐は「ハルカ」、天と水と遙かに隔たつた如くに、かけ離れて相違して居る。

（ヌ）左欺右紿。紿は「アザムク」「イツハル」などいふ字にて、左に右に、彼（あ）アだ斯（こ）ウだと世人を欺くこと。

（ル）懵乎。懵は、ミダル（亂）といふ字、舊典に暗きを謂ふなり。

（オ）四海康乂。四

（ト）比伉。ならぶ。あたる。はりあふ。
（チ）鼎立。鼎は「カナヘ」、物を煮るものにて、鍋の用をなすその鼎に三本の足があつて相並んで居る如く、神儒佛の三者が相對立して居ること。

巫は、周の大宗伯の屬官なり。儒生の言、大祝、小祝等を歴擧して、太宗伯、小宗伯を缺ぐは則ち何ぞや。是れ妄意を以て神道を量る、其私斯に釀す、舜、伯夷に命じて秩宗と作し、周の春官、大宗伯、天神人鬼地示之祀を掌る、卽ち漢の大常卿の任なり。職員會に曰く、大常卿、位任特に隆なり。學、儒林に冠たり。藝、禮樂に通ずるもの、以て之に居るべし。權德輿が曰く、況や大常は、伯夷、叔孫通が職、斯に由て之を觀るに、聖人の學、寔に神道を尊信す。儒生、反つて巫祝の事と爲し、其言を敷衍して、臆度以て高しと爲す。一に何ぞ悖れるや。）の鬼神に給事するところ是れ也。當に巫祝のみ之を知るべし、士君子の學ぶ可き道にあらざる也と。最も儒佛に（ト）比伉して（チ）鼎立の如しと謂ふ可からず。豈に特に此れのみならん哉、又、上古、神道、未だ之れ有らず、後世、佛に假り儒に由て創爲する所なりと謂て、之を頰舌紙筆の間に弄し、驕慢蔑視殫さゞる莫し。（儒生曰く、此國、上古、道とす可きもの無し。故に、仁義禮樂孝悌の六字、和訓なし。兄弟叔姪相娶ると。其の引證、是の如し。奚爲ぞ侮慢にして妄なるや。別に之を辯じて此に贅せず。）此言を聞くもの、敢て、大息長吁せずんばあらざる也。彼の

ば則ち燃ゆ。釜甑を以て爨ぎ、桑薪を以て烘き、膏油、夜作を明かにし、炳燭、昧行を照し、山林藪澤、陰火、潜かに燃えて光怪を爲す。火は火なり。孰れか火に非ずと謂はんや。然れども、井を鑿て舟楫を通ず可からず。海潮、渴を濟はず。桑薪膏油、互に焚く可からず。況んや陰火をや。此れ、其物同じけれども、其の包函するところ之をして然らしむるにあらずや。二氣、萬物を陶冶して、道、其中に行はる。豈に方土に襲らざるのこと有らんや。

夫れ、(ニ)西土に儒あり、印度に佛あり、二國の共に由る所の道なり。日本特り神道を以て立つ、豈に他あらんや、是れ開國の運、水土の性、(ホ)靈妙不測なるに緣てなり。廼ち道の本殊なれり。物の齊しからざるは物の情なり。日本、中正を得て、其道、西土と齊しからず。然るに、其の本を揣らずして、其の末を齊しうす。誠に、(ヘ)鳧鶴の脛、其長短を齊しうせんと欲するが如し。以て捧腹すべし。先儒、或は陰陽理氣を以て我が神道を論ず。未だ得たりと爲さゞる也。一儒あり、廼間、又、曰く、神道は小道にして、聖人の道に合せて別道の名づく可き有るにあらざる也。大祝小祝等（按ずるに、大祝、小祝、喪祝、甸祝、詛祝、司巫、男巫、女

(ニ)西土は支那。

(ホ)靈妙不測は玄妙不測と同じ、幽玄微妙にして測り知る可からざるを謂ふなり。

(ヘ)鳧鶴は、「カモ」と「ツル」。莊子に鳧の脛短しと雖も之を續かば悲まん云々。

神道明辨

度會常彰著

天壤の間、國なければ則ち已む、國あらば則ち均く道ある也。是れ人の日用常行する所にして、外に求むるにあらず。啻に人の之に由るのみならず、物も亦た宜く然るべし。譬はゞ、猶ほ、水火の如し。其の當然の道あるは、則ち、水火の道なり。古の水火は今の水火の如し。遠を酌んで邇に准ずるに、萬方道あつて、咸、從て以て其用を爲すと雖も、(イ)包函する所に繇て殊ならざること能はざる也。(ロ)井幹、汲んで食を爲り、溫泉、浴して疾を愈す。一勺の水、流れて息ず、科に盈ちて進み、竟に巨川と作る。乃ち舟楫の利を通ず。百川の海に歸する、(ハ)洪濤瀾汗、蒼溟端倪する無し。水は水なり。潮も亦た水なり。地に在りては則ち草木を滋潤し、天に施しては則ち雨と爲り霜と爲る。雨は生せしめ、霜は殺す。俱に、水に非ずと云ふことなし。火も亦た然り。陽燧、火を日に取る。木と木と相摩せ

(イ)包函の函は、「ツヽム」「イル」「ハコ」などゝ訓(よ)む字。

(ロ)井幹の幹は「キゲタ」。

(ハ)洪濤瀾汗。洪濤は「オホナミ」。瀾汗は水の廣大なる貌、波濤の長き貌。

（ム）地妖。地上に起るあやしきわざはひ。

大地震、また伊豆下田の大地震海嘯に、異國人應接互市の邸、民屋もともに、盡く海底に沒入、溺死るものもまた多く、東海道の城下驛里、民家、大阪、四國、九州の地にいたるまで、悉く皆地震、海嘯、火災等の大變に逢ひぬるは、日本開闢以來未曾有の（ム）地妖にして神明の瞋怒によるものなるべしとは察ひ奉れど、いかなりしことの、神明の御心に合はざるや、愚意の測り知るべきことにはあらねど、唯畏怖しとも怵慄しともいふばかりなくぞおもひ奉ることなり。故にこれに答へ奉らんには、速に天下奢侈の風俗を移して、質素に復し、游惰の士民を激して恥を知るの人となさしめて、國士天稟義勇の日本魂を奮起さしめ、國の光耀を世界に赫かさんことを祈り奉るなり。

天目嗣辯　終

表に禮を厚うして、唯境界を問ひ、互市を乞ひ、諸厄利亞は忽に來り忽に去り、閴として音なく、亞墨利加は、猖獗禮を失ひ、我に迫りて強て互市の事を乞ひ、衆人の魂褫れ氣懾の態を察りて、擅に徼むるところを遂げたるが如き、總て爲すところは同じからざるが如くなれども、其情は異なることなし。故に防禦の備は嚴くして虚隙をみせず、彼等が侮慢を受けず、此方より彼等を蹂躙さするやうに、國勢を張り、神宇を大にして、皂隷奚奴に至るまでも、異方の人に優れたる魂守を發起させたきものなるを、彼魚肉を守るものゝ怠慢を致さんかと、甚だ罣慮におもふことなり。申すも憚あることながら、恥を思はざるは勇にあらず義にあらず。我邦振古以來いまだ嘗てあらざる當世の御武徳を以て、かの陪臣の北條が權を擅にして、天皇をまでも惱し奉りし逆徒なれども、海外の敵に對ひては、國體を損はずして、我邦の勇威を異域に煥したるに、もし劣らせたまふことのあらんには、いか計の御耻にやあらん。これ上下心を一にして死を決むべき時にあらぬか。げに磐石なる天津日嗣の皇位を補佐けたまひ、且その皇裔にましまます御世に當り、神武天皇より、二千五百年の氣運變革の時に於て、畿内を始め十六ケ國の

ものに抵當らんとするは、恐らくは勝を得るの策にあらず。昔東照宮の御前へ諳厄利亞の人を召して、大軍艦の製造の事を訊ひたまひて後に、御言ありしは、彼が軍艦を譬へていはゞ、鶴のごとく、我小船は鷹の如きものにて、鶴を鷹に比べては、形も大きく力もまた大に勝ぬるが故に、地を離れてやゝ高く騰りぬれば、羽を以て鷹を打て地に墜すゆゑに、敵しがたきものなれど、(ヲ)鷹匠のよく其機を知るものは、鷹を放つて必ず鶴を攫み得るなり。然らば彼が船をのみ頼んで勝たんとするは、怯きことにて、武道の本意にあらずとのたまひしとなり。今も此御詞を守りて、外虜を禦がんとするには、船に於ては、速に乗り入んことを要とし、陣を對へては奬に馬を馳せて突崩さんものぞと、難に臨みては身命を顧ざる我邦天稟の義勇を以てせば、必ず一卒以て百千に當るに足り、これを制し之を破りて、其膽を拉がんこと、更に疑あるべからず。然りと雖も、外虜の我を覘ふことは、譬へば猫の漁肉を視て嚙み喫はんと欲ふ意はあれども猥に盗まず、唯往來に偷視て心魚肉にあらざることなければ、守る者の微も怠慢ることあるを察しぬれば、遽に攫去りて奔逃るが如く、比歳この怠慢のあるやらん。魯西亞は長崎に來り、

(ヲ)鷹匠。鷹飼の職

までも張りて、撓むことなからんのみ。かの魯西亞、諳厄利亞等の國にても、天地間の物には、各必ずその魁首となるものある理は知るがゆゑに、己此世界の總主とならんと欲ふところの志は立ちながら、專ら詐僞殘奪ふを旨とするは、唯その時の勢に乘るのみにて、決て其終りを善くするものにあらず。その他、佛蘭西、杜爾格の類の國々の、年久しく我邦の虛實を覗ふもの、各土地廣からざるにあらず、軍艦熕礮の用意堅利ならざるにあらねども、畢竟は國土墝薄舃鹵にして乏少しきより、遂には人の國を掠奪はんとする心を起し、自己の欲を逞しうせんとするに過ぎざるは、所謂貪兵にして、終には必ず敗亡を招くものなり。且險悍刁狡しくして性怯く、眞の勇氣なきより、唯巨艦大熕の類をのみ恃賴む。これを以て世界を横行せんとするのみなれば、其兵刃相接の時にいたりては、奮擊空戰は、彼が長ずるところにあらざれば、必勝の利は、決めて我に在ることとなるを、かの大熕を放ちてこれを防ぎ、巨艦を造りてこれに敵らんとすることの可からざるにはあらねども、此兩事は、彼が長けたるところのものにして、我はいまだこれを實事に試みて、簡煉せざるところなり。其短ところのものを以て、彼が長けたる

これを修理したまはんことを先づ申すは、迂遠なることのやうなれども、國を固ふし、敵を禦ぐところの根本とおもひ奉ればなり）。

我邦神代より傳はるところの、天津日嗣の皇統の由來此くのごとく、世界に比類なく、大將軍家も、同じくその後裔に坐して、四方環海、膏腴の地にして、南北に亙り正帶に當り、諸物豐饒にして、他に求むることなくして事足り、且刀劍の鋭利なること、萬國に比類なきは、全く水土の善きに由るものにて、この地に生れ、此穀を喫ひて人となるものゝ性質も、自異域の人と、其稟くる所に違ありて、難に臨みては、死を顧ざる、所謂日本魂は鄙夫野人といへども、發ること是れ國土の秀靈に因るものなり。然のみならず、（ナ）攝家清華の家々も、悉皆神代より血脉相續きて、君臣の名分正しく定まりて變らざること、異域に絶えてなきところなれば、當今のごとく世界の地理も明かになり。往來も自在になりたるも、かの氣運の循環によるものにて、夷蠻の類に我邦を覬覦ふも、また是我邦の他に異なる所の光耀の、自ら世界に赫曜くべきことの、やゝ兆しぬるものとはおもはるれど、我に在りてはこれを須めず欣ばずして、唯其時の到るを待ちたまひ、國家の神宇をいづく

（ナ）攝家。攝政關白に補せらるゝ家筋。清華。三公（太政大臣、左大臣、右大臣）に任ぜらるゝ家筋をいふ。

君を天とし、君を本とす。これに反きて唐土の天命は、民を天とし、民を本とす。其天とする民に、君を思ふ眞心なく、その眞心薄き民の心に從ふ英傑を聖人といひ、其建てたる道を大道とすること、用語を先にいふ唐土の性に合へり。聖人の大道は、唐土の風にかなへる道なり。日本の風土に合へる道にあらず。日本國の大道は、何處までも、寶祚無窮の神勅、天押日命のことだてを守りて、君を本とする忠心を失ふべからず。これによりて、菅公の忠心をさして日本魂とのたまへるなり。(案ふに、あるべきことならねど、異方の人もし我邦を奪ひて、これを領せんとおもふには、國中の人民を殘りなく殺し盡して後にあらねば、一日もこれを保つことはなるべからず。いかにとなれば、鄙夫野人といへども、異方の人の命令を受けて、服從ふものはあるべからず。これ國土自然の天禀によつてなり。ゆゑにこれを激勵して、その天禀の性質を發起さしめんことを希ふなり。そのこれを激勵すところの根本は、天下の人をして、忠孝の大道を辨へ、本に報ゆることを知らしむるにあり。曩祖を追祭るところの禘嘗の禮は、本に報ゆるところの根本なり。上卷に御陵の事を先づ擧げて、速に

つひつぎのみさかえはあめつちときはみなからんものぞとありしを、日本書紀の一書に、寶祚之隆、當與天壤無窮矣、と漢文にうつして傳へたるなり。あまつひつぎは、天皇の御位をいふ。天つ日の事を嗣いで、四海萬方を照したまふ御位ぞといふ意の古言なり。みさかえは、うへもなくたかきをいふ。大御位と天地とひとしく、いつまでも榮えて窮なかるべきものぞと、未來を見てのたまへるなり。此傳統の神言と、此時の大將軍天押日命の言だての、海行かば水付く屍、山行かば草生す屍、大君の、上にこそ死なめ顧はせじ、閑には死不といひたるによりて、日本國の忠心堅まり、孝道も立ちたるものなり。神敕の御言に、隆とは、此傳統の神敕を愼守りて、此神言を違へじと保ちたまふ皇位なり。これによりていと隆きなり、自ら政事を執りて世を思ふまゝに爲るを、帝王の事業とおもふは外國の事にて、そはいと汚しき見識にて、永久の良策にあらず。頼朝卿以來、武將に地の利を任せたまひて、心としたまはず、御自は、唯其傳統の神言を守つて坐すこと、いと〳〵隆き御心ならずや。いと盛なる御位ならずや。かばかり隆き御世は、五大洲中いづくにかあらん。日本の天命は、

用語といふは、假令ば茶を喫むといへば、茶は體にして喫むは用なり。漢土にはすべて、此方と異にして、喫茶といふときには、喫むの用語を先にして茶の體を後にす。隆正がいふ處は、漢土の語のみなれど、竺土の梵書、和蘭の書、皆體語を後にするをみれば、世界中の萬國ともに然るものにて、體語を先にするは、我日本國のみなり」。漢土にては、用語を先づいひて、體語を後にいふ國なり。これにより漢土の書を讀むには、返り點を付けざればわからぬなり。言語は國土の疆界を分つ天造のものなり、體語は動かずして君上のごとく、用語は動く下民の如きものなり、漢土はその下民のごとき用語よりいふを以て、民を先にする國なることを覺るべきなり。寶祚無窮の神敕は、君を本として建たまへる日本の大道なり。堯舜の禪讓湯武の放伐は、民を本として建てたる、唐土の大道なり。相反きて相對せり。禮運に、大道之行也、天下爲レ公、今大道既隱、天下爲レ家とあるをみて、唐土の大道を知るべし。孟子に、民爲レ重、社稷次レ之、君爲レ輕とあるをみて、民を本とすることを覺るべし。寶祚無窮の神敕は、天照大神の、皇孫瓊々杵尊に附屬したまへる傳統の神言なり。これは我古言に、あま

(ツ)瑞籬宮に云々　崇神天皇を申す。

(ネ)事向く。従はすこと。

御代に當りて、廣く周き大仁惠は、吹風の至らぬ隔なきが如く、降雨の沾さぬ際なきが如くにして、天益人掌打擧げてなも樂みあへりける、故伏して思ひ給ひけらく、神世に素盞嗚尊は、天壁立つ極み廻り坐し、大穴持、少彦名二柱の命は、高天の神王の事依し賜へる隨に、兄弟と成りて天下の國々を經營み賜へり。其事蹟往々古き御典に書き傳へたり。然在る時は、萬國も、固より我神州の枝國とぞ云ふべかりける。如是てこそ、五十猛命は、韓神と稱へて韓招し、水臣津野神はしも、栲衾新羅の三埼及び遠々し高志の三埼等を、國の餘有と詔り賜ひて、國引きたまひ、(ツ)瑞籬宮に、御宇天皇の御世には、大物主神の御教に、海外の國服ひて歸化なんと詔り賜ひ、息長足姫尊は、神の御教に依て三韓國を(ネ)事向けたまひけれ。然れば萬國の有狀は、知ずては得有るまじき理なりけりと、のたまひしを見れば、此君も後々は、萬國の我邦に歸服ぬべきことと思し定めたまふことも知られて、且戎狄とは決て和すべからざる事をのたまふは、實に日本魂の雄々しく武き智略にこそ坐しけれ。

隆正曰はく、日本國は、體語をまづいふて、用語を後にいふ國なり。(この體語、

皇大御神の大前に、横山の如く打積み置きて、殘をば平けく聞し看さん。また皇御孫の命の御世を、手長の御世と、堅磐に常磐に齊き奉り、茂御世に幸はへ奉り故皇吾睦、神漏岐、神漏彌命、宇事物頸根衝き拔きて皇御孫命の、宇豆の幣帛を、稱辭竟へ奉らくと宣りたまふとある。神代よりの傳へたる此祝辭によれば、世界萬物は軈て我邦に歸化ひ奉るべきは、神の豫て定め置かせたまふことなれば、深く信じて此理を守りたまひ、唯士民に弘く仁惠を施し、下の情の上へ達るやうに、言路の道をひらき、賄賂の行はれざるやうに、偏に國家の警衞を堅くして、戎狄のいかにいふとも、妄にその乞ふところを許したまはず、國體を張りて稜威を示したまふべきこと、是ぞ神慮に合はせたまふ御所置と申すべきなり。

去る嘉永五年、水戸前中納言齊昭卿、大地國形を天皇へ上りたまふ表にいはく、臣齊昭恐み々々も申す。高天原に事始め賜ひて、遠天皇祖の御世々々に、天津日嗣の高御座の大御業と、八尺瓊の如く、曲妙に天下を知し食し、白銅鏡の如く、分明に山川海原を看行し、遠き國をば、千尋栲繩以て縣依せ給ひ、荒ぶる國をば、大御佩以て平げ給ひし跡の如く、今現御神と天下知めす、我天皇の大

（ソ）方物。その土地の產物。

（ソ）方物も數あるまで年ごとに、千船百船に積みもて輸來て、萬に足はぬ物もなく大かに大將軍の御勢、天地の間に耀きたまへば、その國王はた遂に神理の如く臣と稱して歸化ひまゐりなんものぞとなり。案ふに、實に宣長がいへる如く、當時外國より使を來すには、自己は皇帝と稱びながら、いつも大將軍家へ匹敵の文を奉りて、天皇は其事に預らせたまはぬは、既に一等を下りたる勾當にして後來我邦の萬國に冠たる所以を知明にせば、必ず臣と稱へて歸化ひまゐりなん、自らなる神理なるべし。然らば何處までも、彼が臣伏すべき時の至るを待ちたまひて、彌益國體を降さぬやうに、其隔を嚴しくしたまふに、御所置あらまほしきことなり。猶確にその證を申さば、延喜式新年祭の祝辭に曰く、辭別、伊勢に在す、天照大神の大前に白さく、皇大御神の見霽し坐す四方國は、天の壁立つ極、國の退立限、青雲の靄く極、白雲の墜坐向伏限、青海原は棹柁干ず、舟艫の至り留る極、大海に舟滿ち續けて、陸より往く道は、荷緒結び堅め、磐根木根履みさくみて、馬の爪の至り留る限り、長道間なく立てつゝけ狹き國は廣く峻き國平けく、遠き國は八十綱打掛けて引寄する事の如く、皇大御神の寄せ奉りたまへば、荷前は

七年がほどの軍に、これこそとみゆる功績もなく遂に薨れたまひて事止みぬるは、かへす〴〵も朽惜し、さるは此事思し立たむには、先づかの息長帶姫の尊の御故事をおぼし尋て、必ずさるべき神たちを懇に祀祭りたまひて、奇異しき御助を深く祈り申し給ひてこそは、殊なる御功も立ちぬべかりけるを、始より此神事をば思しもかけで、たゞ御自の御威をのみ賴み給ひしはいかにぞや。また御軍の人々勢にのみ任せて、心なき虎狼より嚴捷く暴びつゝ、朝鮮の罪もなき民ともを痛く損害はしめしはいと狀なし。これはた初より深く戒め遣すべかりけり。これらや神の御心に協はざりけん。さはいへ、かくのみ武く優れたる皇大國の光を耀かしおきたまひて、高麗漢土の後までも、嚴なりしことに語り傳へたるは、全く此豊國の神の御功績になんありける。かくて東照神御祖の命の、天の下申したまふ御代になりてよりこなた、狀なき唐土の通好をば、きよく絕ちたまひて、いとも有がたき御惠に、世の中は野山の木草の和暢き春の日立延び花咲くごとくにて、萬の事も漸くに古昔に立ち復りつゝ、いとも〳〵欣解榮ゆく御世としなりぬれば、遼けき四方の國々よりも、貢物奉り、かの唐土の國はた睦びたまはねども、自からその

の怖るべきこと、英夷、佛蘭西の比にあらず。然るを世人多くはいふ、魯西亞は唯日本の米を得んことを欲ふのみにて、我に互市を乞ふと。これ我邦漂流人などの語ふところを聽傳へて、眞情にあらざることを知らず。彼が欲るところは、唯國土のみなることを思はざるは、殆と彼が計策に陥りしものなり。然は雖も、英夷、佛蘭西などのさしあたる外患を防がんには、魯西亞を我敵にせんことは、策の中れるものにあらず。是を以て兩全の策を得たまふところの深慮あるべきことなるを、かの亞墨利加船の擅に禁を侵して、浦賀に來り、我を畏怖すに白旗を以てするが如き、驕傲唐突を督責したまふことなきが如き、寛潤なることにては、かの情を藏し、形を匿して面に畏縮の色を示し、心に遠大の策を蘊積へたる魯西亞を制することなくして、遂には後來の大患を招致さんことは、かの亞墨利加等の疇にあらざらんことを恐るればなり。

宣長又曰はく、秀吉公の、朝鮮は我邦と明と兩國の際に介まるものと思して、朝鮮を先驅として、明國を伐たんと仰遣されしに、答なかりしを憤りて、朝鮮を伐ちたまひ、我邦の威名を異域に耀したまひし御功績のほどは、嚴かりしかども、

靈、及び八百萬神何でかこれを護りたまはざらん。故に我邦の天禀義勇の萬國に超絶れたる秀靈の士民をして、よく其信實の倭魂を呼起し、盡く白刃を踏み湯火に赴きて、我日本の利力を試みんと欲ふ。其身に具有りたるところの心を發さしむるときには、かの巨艦大熕に勝りたること萬々にして、必勝の利を得んこと、何の疑ふところかあらん、然らば唯これを主宰としたまところの指揮斡旋に從りて、譬へば積へたる水を深谷へ決注すが如く、圓石を千尋の壑より轉墮すが如くなるべし。其これを主宰するの要は、賢を擧げて之を用ひ、人を知てよく任じ、士を撫で民を愛し之を激するに大義を以てし、之を勵すに、賞罰を以てし、其の忠勇の心を固うするにあらんのみ。然はいへ、今西戎に帝と稱ふる國の度爾格、獨逸、伊斯把爾亞、英吉利、佛蘭西等の如き、各强大にして、專他國を覗ひ、掠奪ふを事とす。獨魯西亞は、連累の國を奪ひて遠略を事とせず。陽に仁義の名を假りて、陰に五世界の總主たらんと欲ふが故に、其昔掠奪りて領くところの加摸沙都加、我蝦夷と疆を接ふるを以て、潜に北蝦夷の地をも、其半を掠取り蠟虎島までを蠶食りて、我邦を覗ふこと數十年、其深計

（レ）蠢爾こましやくれ。

め、世界萬國に絶えてなきところにして、かの頭は小なりといへども、身體の元首となるが如く、遂には世界萬國の大皇帝となりたまひて、萬國盡く我に歸順ふべきこと亦明白なることにあらずや、既に北畠准后親房公の、神皇正統記に、大日本國は神國なり。天祖始めて基を開き、日の神永く統を傳へたまふ。我國のみ此事あり。異朝には其類なし。此故に神國といふなり。神代には、豐葦原の千五秋の瑞穂の國といひ、天地開闢の初より此名あり。天祖國常立尊、陽神陰神に授けたまひし勅に聽えたり。天照大神天孫尊に讓りまし〳〵しに此名あれば、根本の號なりと知られたりといはれしは、此事を論はれしなり。かゝる天壤無窮の神勅ある此大皇國に生れて彼の蠢爾にして饜足ることを知らず、虎狼の如くなる蠻夷らが、その慾を恣にして、我神州を覬覦ひ、其隙を得て噬喰はんとする、憎むべきの甚しき、よく彼が大熕巨艦に屈撓まされず、險悍乘巧に幼惑さるゝことなく、唯神國の稜威を張りて、之に抵當りて摧破らんと、上下心を一にするときには、海岸に住居する蜑丁波上の舵工も、悉皆四方の外郭となりて、我神州六十六州の人民、孰か死を致して之を禦がざらん。天祖々宗の神

於て賊を制ぐべき必勝の要具にはあらざるなり。故如何となれば我神州六十六州四方環海の地にして、敵の衝突にあらざるところなしといへども、これを全世界に比ぶるときには、譬へば人の頭面の元神、宗脈の集會るところにして、眼耳鼻口の物に攝る身體の要具を此に具へて、胸腹手足を使令ふところの根本となるが如くなればなり。（案ふに、飲食を腹中に消化してその精液を以て、頭腦の養とし、元神はこれに宅りて身體を主宰すれども、さしあたり、そのことに預らざるが如くなるは、日の神の照臨したまふ世界萬國より、文字典籍器械等を我邦に輸し、これを採りて用ふれども、これを製造へることに於ては、我に肇らざるが如き、これもまた自然の妙理にして、至尊の大德を具へたまひたる、我邦の世界に冠れたることを觀るに足ることとなり）。故に我邦は、世界萬國を照臨したまふところの日輪界より此土へ降臨りたまひたる、天津日嗣の尊位にして、邇々藝命統を垂れ、基を開きたまひ、神武天皇東征して、天位を定たまひしより、日輪界より陪從ひ奉りし臣たちも、太古より君臣の名分定りて、そのまゝ今に傳へたまふは、奇靈きこと限なく、かゝることは、かの漢土をはじ

者までも、これを尊敬むにいたる。彼は交易を主とし、竊に此妖教を說き、利を以てこれを誘ひて、遂に天下の士民を蠱惑して、暗に其毒を流し、骨髓に淪浹きて醉へるが如くならしめて、而して後に國を掠奪ふの策を爲す。○近世諸蕃の交易を我に求むる、其根柢の意は、總て此に在り。禍を將に萌さんとするに防ぐものゝ慮を、致さずんばあるべからざるところなり。是を以て己が職業とするところの醫方に於ても、近世行はるゝ、和蘭醫流の如き、索隱行怪の說多しと雖、その言ふところに於ては、採用ふべきことなきにはあらず。藥物もまた效あるものなきにはあらねど、之を奉むものは、猥に彼等が美を稱贊し、其强を譚り、遂には妖敎までをも至理あるが如くに之を論ふものゝあるが故に、此醫方を世に弘むるときには、必ず國家の巨害となるべきことを怖るゝより壯年より今にいたるまで、務めてこれを排ることを以て、己が任となしぬるは、唯是國家の爲に慮るが故なり。かの漢土の自尊大にして驕慢り、我を以て東夷となして國の弘大なるに誇るたぐひの、我に於て敢て怖るゝことなきが如くなるに非ず。熟慮ふに、巨艦大熕は軍備の最先んずべきことながら、我邦に

(タ)踏繪。德川氏の頃、長崎にて正月四日以後、官吏獄舍に藏する六七寸の銅板に耶蘇の像を鑄たるものを市に出して諸人に踏ましむること。又異國船入津すれば、亦船中の人をしてこれを踏ましめて後に上陸を許す、當時切支丹宗を嚴禁し其信者ならぬを證せしめしなり。

萬餘人、其他禁を犯して磔にかゝりたるもの、凡て二十五萬人ありしといふ。邪説の人を損ふこと此の如く甚しき。胡元の禍には遙に勝りたる天下の巨害を鑒みたまひ、耶蘇宗門を嚴しく禁みたまひて、建ておかせられたる寛永(タ)踏繪の御制度に背かざらぬやうに、我邦人をして、其邪教を奉みぬる外虜と相交り、馴近づかしむべからざることは、申すまでもあらぬことなり。

案ふに、天主教は耶蘇を以て、鼻祖となし、回々は馬哈默を以て宗祖となす。耶蘇の教は、亞細亞洲より歐羅巴州中に行はれ、馬哈默の教は、亞細亞、印度等の間に行はる。かの亞墨利加の如きは、伊斯波爾亞、英吉利などより闢きたる國なれば、其奉むところは、專ら耶蘇教なり。これらの宗旨は、その鬼神を説き、輪廻を談ひ、因果を示すこと、皆佛教に類似りて、佛教より至て卑劣なるのみならず、雜ふるに妖濫奇詭の説を以てし、怪誕不經、論ふばかりなきことながら、愚夫愚婦の惑易きのみならず、士大夫の奇を好み、新を嗜むものも、また其説に惑を起して、之を崇尚むにいたるものあるは、豊後の大友の黨、又は小西行長が類、及び我が股肱の良臣と稱ばれたる、本多佐渡守正信が如き

これを學運世運の結ばれたる運とみて、顧ふに（賴朝卿總追捕使になりし文治二年より、今茲七甲寅まで、六百六十九年、東照宮征夷大將軍に任じたまひてより、二百五十年、是六五の數を重ねたるなり）、聖德太子の僞裁れし郡建は、我國體に合はず。賴朝卿の封建の昔に復りて、大名小名は創建りたり。この時に當て、太子以後の虛文を廢てゝ神武天皇の實文に復りしは、悅豫しき時の榮なりけり。世の中は、聖德太子にて革り、また賴朝卿にて革りたるは奇靈しき氣運にあらずや。（案ふに、神劍の伊勢を出てゝ尾張に止まりたまひしも、全く天照大御神の靈威によるものなれば、其後裔にましますところの、德川家の御世の榮は、多賴しくこそおぼゆることなれ）。

我邦と漢土との交通は此宣長が說くところにて詳に知られたり。文字(カ)典故を其國より假用ひたまひし漢土すら、國體を以ていふときには、此方より敬ひたまふべき理は更になく、北條時宗が勇威を以て、胡元十萬の猛卒を西海の波に沈め、豐國大神の英武を以て、明兵二十萬を朝鮮に敗りて、武名を異域に耀したるが如く、我日本國の神宇を何處までも張りて、かの(ヨ)邪教に惑ひたる島原の賊徒三

(カ)典故。事の舊例あるもの。故實。

(ヨ)邪教。こゝにては耶蘇教をいふ

は七百五十七年なり。すべてのこと漸を以て至るが故に、此差はあれども、萠の起るところは、必ず此數の間にあるなり)、日本武尊、東夷を征伐ちたまひて、神劍を尾張の國へ留めたまひし年より、千五百年に當る年に、大阪の城は落ちて、天下一に歸きぬるは、奇しき氣運になんありける。(これもまたその大數なり)、夫か神劍を照的にしたることは、武將の初といふなる頼朝卿は、其神劍の納れる熱田大宮司の娘の腹に生れし君なり。足利尊氏公の祖も、また熱田大宮司の女を娶つて、神劍に因緣あり。また尾張國より信長公、秀吉公、及びこれを補佐くる豪傑の續て生れ出で、東照宮は、三河に生れたまへども、其初は熱田に在ましゝことありけり。(案ふに神武天皇東征以前は、尾張遠江と續きて、三河の國の名はみえず、然ば三河もまた尾張の國の內ならんか)、この世運と學運とを合せ考ふるに、崇峻天皇に事ありて、佛法の興起りたる初の壬子の歲より、頼朝卿の日本國總追捕使となられし文治二年まで、六百二十五年に適しく當れり。(案ふに、此算もまた誤れり、實は五百九十六年なれば、乃ち六百年の六の數にして、中の變革なり、學運世運の結ばれたるとするは、恐らくは違へり)

ければ、悉皆時好を追ふて、雷同するもののみなれば、國の害とはなるとも、功はさらにあることなく、たゞ世の憔悴をいるすのみなるは、慨嘆しきことどもなり)。また此に論ふべき一義あり。學運は學運、世運は世運にて同じからぬものなり。此學運は、文の運にて、世運は武の運なり。これは十幹と十二支の相合ひて、六十年一週甲となるが如く、學運は十幹の如きものなれば、五千より二千五百、また千二百五十と五々の數にて割出すなり。世運は十二支の如く、六千より三千、また千五百と六々の數にて割出すなり。神武天皇元年辛酉より、七百五十年の運にあたりて、神劍は尾張の國に止まりたまひし。其七百五十年は、千五百年の半なり。(景行帝四十年は、神武帝元年辛酉より算ふれば、七百七十年なれば、これは其大概をいふものとして、小數に拘らぬなり)。神劍の尾張の國に止まりたまひし七百五十年の運より、後の七百五十年は、清和天皇の御世にあたり、(清和天皇即位二年にあたる)其天皇の御裔にまします東照宮の天下を平治たまへるは、またの七百五十年に當れり、(清和天皇貞觀元年より、慶長八年東照宮征夷大將軍に任じたまふまでは、七百四十五年、大阪滅亡まで

酉より六百二十八年にあたりて、西方の氣運始めて我邦に移り昉め、千二百五十年にあたりて、此大變事ありて、其翌年より佛法盛に起りしは、是れ偶然の事にあらず。その時より我邦の古風は廢れたるなり。其佛法の盛に興りし推古天皇元年癸丑より、千二百五十年は、弘化元年甲辰にて、神武天皇より二千五百年は、天保十三年壬寅なり。言はまくは畏けれども、今上皇帝は神武天皇の元年より二千五百七年、推古天皇元年よりは千二百五十三年の運に當りて、登極たまへり。これによりて思へば、今此聖代に當りて學運革り、埋れはてし我邦の大道起り、此道儒佛に交るべき時にやありけむ。さりとて儒佛の廢るべき運といふにはあらず。今までは此道のいたく廢れはてゝ、儒佛より降りてありしものゝ、再興るべき時ならんとおもへば也。（眞淵、宣長等の活眼を以て我邦の學を主張せしより、世人やゝその本意を知得たれども、今これを起さんとする豪傑士の世に見えねば、此説もいかゞあらん。またこの時運に當りて、蘭學の頻に行はるゝも、また世の變革によるものなるべければ、それに從ひて、公の取捨あるべきを、之を任ずる人を選みたまふこともなく、功害を辨別つ者もな

臣世にありては、厩戸皇子も思ふまゝに佛法を世に行ひ難きが故に、皇子は大臣を殺したまひ、馬子は天皇に事ありしなり。事ありて後女帝を立て、皇子は攝政したまひ、馬子は權を擅にして、諸國に佛寺を建て、心のまゝに佛法を流布せしめたり。其二三年の事をおもふに、日本國古今の大變とは、其時をこそいふべけれ。權臣の迫りて王を殺すこと、唐土にては常の事なれども、我邦にてはさる例なし。此時始めてその事有りしなり。(天竺の風俗をおもへば子其父を殺し、臣其君を弑すなどするものことに多く、母を貴び、父を卑み、治めがたき地方なりし故に、釋迦の敎は、すべて其惡弊を改めんがために、種々に方便を說て、これを敎導きしたり。故に福田利益の說もあり、寂滅無常の說もありて、宜きに隨ひて敎を設けたりし、かゝる惡弊多き地方に、相應したる佛法の、我邦に漸らんとするときに、馬子等が私欲を以て、かゝる開闢よりいまだ嘗てあらざるところの弑逆の大變故ありて後、其道此邦に弘まり、世運これより憔悴へぬるも、また時節の然らしむるところとはいひながらも、痛嘆しきことどもなり)。これ神武天皇元年辛酉より、千二百五十三年に當れり。神武天皇元年辛

これを西方の氣運の東方に移りし初として算を立つべし。五千を二に割れば二千五百、二千五百を二に割れば千二百五十、これを二に割れば六百二十五、またこれを二に割れば三百十二なり。これを學運の大數として、つきづきに算へ試れば、徼細に合ふこと、奇怪きまでのものなり。迦羅國の人の、始めて我邦に渡れるは、崇神天皇六十五年戊子は、神武天皇元年辛酉より六百二十八年に當る。かの千二百五十を二にしたる六百二十五年に、僅かに三年の違なり。其戊子の年より、三百十八年を歴て、應神天皇十六年乙巳に、論語は始めて此邦へ渡りたりき、これを儒書の我邦に來れる初としてみれば、彼六百二十五年を二にしたる三百十二年半に、たゞ五年半の違なり。かゝる大數に三年五年の違は論ふべきにあらず。素より形象なき氣運なれば、其頃としては、二三十年の遲速あるべきもなるを、僅か三年五年の動きにて、此數の合へるも奇しきことならずや。さて百濟國より佛像を輸したりけれど、朝議區分にして、普く世に行はれず。厩戸皇子深くこれを信じたまひ、馬子と心を合せて遂に之を世に起したまへり。崇峻天皇世に御坐ましては、馬子權を擅にすることを得ず、守屋大

の草薙の御劍の御威德になんありけらし。

案ふに、宣長が草薙の御劍の靈威より、信長公、秀吉公の尾張の國より生れ出でたまひて、天下を平定げたまひしことをいへるは、古今未曾有の見解にて、凡庸の徒のかけても思ひよらぬ發明なり。野々口隆正、此宣長が說に本づきて、再び此神劍の尾張の國に止りたまひし年數を考合せ、これによりて氣運の定まりたる變革あることを發悟りしは、これまた數理の自然なるものに出づる的確に据とすべきことにして、我邦は神の基を建てたまひて、動きなき寶祚にましまし、此神劍の冥助あること、暸然に察知らるれば、戎狄覬覦の患などは、敢て驚怖るゝに足らざる、赫々ぬる國土の光輝を觀るに足るものなり。其說にいはゞ、往きて復るは、氣の循環なり。呼息は往くなり。吸息は復るなり、往きては復り、復りては往く、暫くも止まることなく、晝夜寒暑、潮汐風雨の類、皆此氣の運輪に預らずといふことなし。今此日本國に、儒佛の敎の行はるゝも、此氣運の因るものなり。而して其氣運には必ず數の定りあり、神武天皇元年辛酉の年より、大凡六百年餘の氣運に當りて、外國の人始めて此邦に來りたり。

中は、たゞ野山の木草の霜に凋みて、冬枯れはてたる如くになんありける。
熟按ふに、御陵の當今の如く頽敗れたるは、專ら此足利將軍の世の亂離の中にて、政令も行屆かざりし頃、盜賊は擅にこれを發き、士民は其域地を迫り奪ひて、糞田と爲し、または自崩れたるを、脩理むる者もなくて、そのまゝ今日に至りぬるは、かゝる德澤天下に普き泰平の御世に於ては、是れ大なる缺事なるべし。故に速にこれを修理ひ奉らんことは、時運改革の御善政に於いて、最も將に先んずべき、第一の事なるべしと思ひ奉ることになんありける。
然はあれども、これ禍津日の神の暴びたりし暫時の厄ごとにこそありけれ、適に天津日嗣の御位は、微も辟易ぎたまふことなく、神ながら傳はり在ませば、また古の御榮に立歸りたまはで止むべきにあらねば、幾程もなく、右大臣信長公、豐國大神秀吉公、追次ひて同じ尾張の國より出でたまひて、皇朝を崇尊め奉りたまひて、天下を鎭靜めたまへるにぞ、世の中は枯れたりし木草の、春立歸る惠に會へるが如くなりにける。かくて朝鮮の國をも、征けたまへる御威稜に、萬の國々かの漢國の戎までも、彌益震怖れたりしは、壹かの尾張の國に鎭坐す、熱田大神

ど、北條が世の限りの大なる功になんありける。それよりかの胡元は、七十餘年にして亡び、朱元璋といふもの起りて、明の大祖と稱し、その明の代に懷良親王の書を贈りて媚びたまひしこと、足利將軍義滿公の書を遣して、臣と稱へられしなどは、拙しとも言ふべきの詞なかりけり。さるを義持公のみは、神の許したまはざるといふを辭にして、一世の間は往復の沙汰なかりしが、彼より來り侵さむともせず。然るを義教公の父君の御誡にも、兄君の御心にも皆背きて、またしても彼王の例の妄言に誑されて、義からぬ御睦したまひしは、かへす〴〵も無狀。さればこの大將軍は逆の御禍にて御命を失ひたまひしも、理あることになん。況て義政公の、國用乏しきとて、永樂錢十萬貫文を乞ひに遣されしなどは、褻しなどもいへば世の常なり。大かた天地の剖判れてより、此足利の世々の大將軍の御政中したまへりしほど何事も甘身しかりし世はなかりけり。まづ初に後醍醐、後村上、後龜山三御世の天皇を惱し奉りし大罪はさらにもいはず、其後いとも畏く皇朝日日にいよ〳〵衰へさせたまひしまに〳〵、天の下の事の越しかた行末、比なきまで亂れて悖れて、朝廷の御禮典も、學問の道も、萬の事も竝て衰へゆきて、世の

期を待て、之を歸して示して曰く、汝が邪謀を挾むこと、予已にこれを知りたるが故にこれを流したれども、其敎のごときは、予固より之を敬す。故に汝が悔心の發るを待つて召歸したるなり。是れ貞時が其密謀をよく形なきに知つて之を制し、將に萌んとする禍の根を斷ちたるは、智の至れるものなり。當今かの魯西亞の如きは、辭を卑くし禮を厚くして、頻に互市を乞ふ、是形なきの寇にして、最も怖るべきことは、諳厄利、墨利加に十倍せり。世に時宗が武勇、貞時の深智豈其人無からんや。唯深く國家の爲に顧慮らざるの故なるべし。
そも〳〵後鳥羽天皇の御世より、北條氏は大將軍の家の執權といひて、事執りけるを、實朝大臣薨れたまひて後より只管に天下の事を恣に行ひて、御世々々を經ける間に、承久のほどの叛逆こそいはんかたなき事なりしが、かくて此年頃胡元の事の起りし始より、北條氏が計ひなりしをさばかり度々書を奉りしにも、一たびだに御答をさせ奉らず、かの國人の例の妄言に惑はず、胡元の武勇にも微怖れずして、遂にこれぞ僻事とおぼゆる所爲は一つもなくして、後の代までも、大皇國の威德を、かの國に耀かせしは、承久の大罪を贖ふばかりこそはあらざんめれ

し。

元主忽必烈死して後、其孫鐵木耳跡を嗣ぎて成宗といふ。此王また後伏見天皇の御世、正安元年に、寧一山といふ僧を使として書を奉る。例の御答なし。剰へ一山を捕へて伊豆の島に流されき。後に免されしかども、御國に止りて、國へは歸らず、南禪寺の住持になされける。

案ふに、總て形ある寇は禦ぎ易く、形なき寇は防ぎ難し。胡元十萬の大軍も形あれば、我にも之に抵當の術あるが故に、北條時宗は其使を斬つて、寇を待ちて死を顧みず、僧寧一山を我邦へ遣せしは、其計もと形なきに出たれば、これを防ぐこと至て難し。故如何となれば、元主鐵木耳我邦の佛法を崇むことを知つて、陰に一山に計策を敎へ、虛無夢幻の法を說きて、國典を毀り、人倫を廢るの術を以て、上下の心を蕩かして、國を弱うせんとす。故に速塔兵が日本を伐たんとする籌策を述べたる時に、いまだ時至らずといひて用ひざりしにても知られたり。然るに貞時は速に之を察知りて、寧一山を伊豆の島へ謫したりしかば、一山も其邪謀の已に暴れたるに駭悔いて、我に歸化ひぬるにいたりし

(ワ)死地。生きて免るゝみちなき場處。

て、盡くこれを(ワ)死地に陷入れて、而後に活きたるものなり。時宗が日本の國體を辱しめざる武勇の忠心を以て、朝野億兆の人をして、寇虜の中にあるが如き思を爲さしめ、加之 龜山上皇及び天皇までも、一天萬乘の御身を以て、國家の艱難に代らんと祈誓りたまひし御仁愛の御誠と、上下ともに死なんと思決めたる一氣の感應によりて、神明の冥助を得、忽ち颶風の變を發し、賊徒の船を覆沒し、十萬の大衆の中に、死を遁れて歸りしもの、纔に三人なるは、死なんと決めて後に活きたるところの效驗炳然ものにあらずや。比歳蕃夷の頻に邊を覬覦ひて、動すれば海岸に事あらんとするの勢あり。是れ士大夫の飽食煖衣逸居坐視すべきの時にあらず。當に天下の人の心を勵まして、大患の中に在るが如き意を發さしめ、一日片時も怠慢ることなくして、兵旅を簡煉、軍實を修備、すべての事仁愛を先じ、奢靡を制め、言路を啓き、信實の道を以て、之を指揮し、上下の心を堅固うすること、かの北條時宗が胡元の使を斬つて、我邦の勇威を示したるが如くならんには、大砲軍艦を多く造らんより、百千萬倍の要害にして、外寇を防禦ぐべき必勝の良策、此上に出づることなかるべ

ぬるは、世にも語り傳ふる如く、實に皇神たちの御力なり。かくて此度の過に懲りて後は、永く戎狄より、聊もえ覬ずなりぬる神の御國の御威徳よ、貴しとも崇しともいへばさらなり。然るを漢土人は、此神の靈異なる理を得知らで、後世まで此敗北を、只颶風の吹くべき時を計らざりし故と思ひ、蒙古は陸の戰は得たれども、船軍に拙かりし故と思ひ、或は皇國の國形の海を隔て犯し難きことなどをのみ思ひ居るは、いとも蚩なり。さて此後も、元はなほ懲ずまに、皇國を覬ふ心止まずして、年々に軍を儲け、種々手の限を盡して策ごちけれども、遂にえ侵し奉らで、伏見天皇の御世、永仁二年にかの世祖は死にき。

案ふに、天地の間は唯一氣の感と應とによることは、芹曝微言にも略之を記し、養氣説の中に、詳に之を説けるが如く、且すべての事死なんと思ひ決むれば必ず活き、活きんとおもひ臆るれば多くは死ぬるものにて、北條時宗が元主の驕傲、使者の無禮を憤りて、御答書なきのみならず、其使者を殺して梟首し、令を天下に下して、兵を發し此方より元を征伐たんとする勢を示せしは、强に軍を遣らんとする計較にはあらず、唯自己の身をも捨て　天下士民の心を一にし

（ル）神祇官。古へ太政官の上にありし官にして神祇の祭禮等を掌りしものなり。
（チ）劬勞。骨を折りてつとむること

のなるを、我長けたるところの、短兵接戰の捷利を捨て丶、蠻夷の死器を取て、歩卒の爲すところを學ばしむるは、豈癡獃の甚しきものならずや。

閏七月、天皇（ル）神祇官に行幸ましく、中御門大納言經任卿を勅使として、大神宮に祈り申したまひ、また龜山上皇は御身を以て、萬民の（チ）劬勞に代らんと誓ひたまひしかば、其の日の午の時ばかりに、暴風起りて、寇の船三千五百艘忽に浪に漂ひ、破れて溺れ死にき。殘れる寇ども、鷹島に船を繕ひ、歸らんとせしも、また御軍推寄せて盡く討ち平げたり。元史に、至元十八年正月、命ニ日本行省右丞相阿剌罕、右丞范文虎、及祈都、洪茶丘等一、率ニ十萬人一征ニ日本一。阿剌罕以レ病不レ能レ行、命ニ阿塔海一代ニ總軍事一。至ニ日本一欲レ攻ニ太宰府一、暴風破レ船、未レ幾敗卒于閭脱歸言、官軍六月入レ海、七月至ニ平壺島一、移ニ王龍山一（平壺島とは平戶の島をいふ、五龍山とは玄海が島をいふなるべし）。八月一日、風破レ舟棄ニ士卒十餘萬于山下一、七日日本人來戰盡死、餘二三萬、爲ニ其虜一去、久之莫靑與ニ吳萬五者一亦逃還、十萬之衆得レ還者三人耳。閏七月朔日日の風を八月一日といへるは、皇國と閏月の違あるが故なり。かく俄に劇しき風の起りて、輒く賊の軍の亡び失せ

いへども筑紫の國內に入ること能はず。

竊に以爲へらく、當今外寇あらん時に、よく之を防がんには、此時宗が裁量の如くならんには上下心を激厲してよく其意用を一にし、天稟固有の日本魂を誘發し、死を決めて之に向ふが故に、彼が巨銃火攻の爲に、假令命を殞ふものありとも、遂には必勝の利を得んこと、更に疑あるべからず。如何となれば、我日本國の人の武勇は國土自然の性に得たるところにして、異域の絕えて無きところなればなり。故に、賊にいかなる火攻の具ありとも終には其用を爲すこと能はず。短兵接戰の期に至りては、必ず我一を以て、彼が十百に當ることを得べければなり。況て其欲を恣にせんが爲に、來て人の國を侵さんとする所謂貪兵なるものゝ、天の憎みたもふものに於てをや。いまだ戰はざるの前に、必勝の理は我にあれば、決て恐怖るゝには足らざることなり。然るに今世の武事操煉に、西戎の劍首銃を用ることを敎ふるは、これいかなることぞ。彼等が國の先隊は、罪人または黑白夷の類を交へ用ひ、この劍首銃を敎へて之を使ふ、これは我邦武田家の輪束には大に劣りたる不便利の器にてしかも先隊步卒の用ふるところのも

（ヌ）梟首。首をさらすこと。

奈良の宮の始より、仁明天皇の御世、承和年中、御使を遣はされて後、文德天皇、清和天皇、陽成天皇、光孝天皇の四御世は、また絶えて遣唐使の沙汰なかりき。其後宇多天皇の御世に、菅原大臣を遣唐大使紀朝臣長谷雄を副使にめされしかども、此際唐の世衰へて、國亂れたるよしを聽しめして止みにし後、永く絶えて沙汰もなくなりぬるは、かへすがへすも妙拷たし。其後彼よりは、呉越國の王、明州刺史某などいふものゝ、書を奉りしことはありしが、此方よりの御使はなかりしなり。然るに龜山天皇の文永六年、蒙古國の使、高麗國の使とともに對馬に著きて、書を奉りけるが、其辭の禮なきに、御答なくして止みにしが、蒙古既に宋を亡して、國號を元と改めて後、數入貢の事を申しこせしが、とりあひたまはざりしかば、文永十一年に至つて、對馬、壹岐の邊に寇せしかども、それにも瘁みたまはず。後宇多天皇の建治元年、又元より杜世忠といふ者を使として、書を奉りけるに、御答なく京へさへも入れられず、剩へ其使を殺して（ヌ）梟首せしかば元主大に怒つて、弘安四年六月、元の賊ども夥しく推寄せ來つ、皇國にも年頃その心せられて、防の儲嚴にして、筑紫の御軍、處々にして防ぎ戰ひければ、賊の軍強し

さらなれど、まづ大御國は萬の國を普く御照します日の大御神の御國にして、天地の間に及ぶ國なきを、やがてその大御神の御裔を似續に傳へまし〳〵て、天津日嗣とまをして、其御國を知しめし、萬世の末までも、動きなき御位にましませば、かの由もなく、妄に驕慢をる漢土の國の王などの、かけても及び奉るべきものにあらず。迥に勝れて尊く坐せば、もしかの國の王などへ、詔書など賜はんには、天皇敕ニ隋國王ニなどゝこそあるべき。此度彼をしも天子と言へるは敬ひたまへること理に過ぎたりき、然はあれども、此方には深く望みたまふことありて遣す御使なれば、少か彼が心を戕ふべきに將あらざれば、慊らぬことながら、此詔書には假に天子と崇遣さんこともありぬべし。然るをなほ禮なしとて怡ばざりしは、彼傍の小國どもの從ひ怖れつゝ、諂ひ來るにのみ馴れて、己れより我天皇の無越尊く在ます理を知らざるが故なり。もし此理を知らば有べきまゝに、敕ニ隋國王ニとあらんにも、悦び畏まりて、辱なき大御詔を受け拜み奉るべき事なるをや。隋亡びて後、唐の世となりて、使を遣されしも、皆彼より求めたまふことのあればなり。平城天皇、嵯峨天皇、淳和天皇の三御世は、遣唐使の沙汰なかりき

べき。仲哀天皇の御字に、新羅の國を討つべきよしを、神の御教のありし時すら天皇疑ひまして、高嶽に登りて遥に大海原を見そなはしけるに、更に國の見えざりしかば神の虚言ならんと思ぼし、次に神功皇后の、かの神の御教の隨意、その新羅の國を攻めんとせし時も、まづ吾瓮海人烏摩呂といひし者を、西の海に出して、國あるやとみせたまひしに、みえ侍らずといひけるゆゑ、また磯鹿海人名草といふを遣はしてみせたまふに、日を數て還りまゐりていひけるは、西北の方帶雲に山の横絚りはべるは、國あるにやと申しき。抑、神代には、はやく須佐之男命の、新羅の國に天降ましけるよしはみえたれども、たゞ其名のみはべりて、いまだ其國のありやなしやは、定かに知る人もなかりけん。故にこの御世にいたりても猶ほ此の如くなりけり。さればこれより前に彼任那の國人の朝りしも、いづれにある國とも、そのかみはいまだ審ならざりけんこと知るべく、況てそれより前々の世は思やるべし。隋大業三年に、眞の御使を遣しゝとき、日出處天子云々とある詔書は、書紀には載せられざれども、實にさぞありけむ。彼國にて後の代の書どもにまで引出して、名高きことなり。抑天皇の至尊く在ます御事は申すも

は、そのかみ皇化のいまだ天の下に普ねからざりしほど、いと〳〵僻遠なる國造別稲直などやうの一島一郷を領きゐたりけむ人どもの、私に彼國へ通交ひし事などは、おのづからありもやしけん、それだになほ疑はしきを、況て皇朝より大御使など、つかはすべきよし更になし。

案ふに、漢土にて、我邦を、倭奴または委奴といふは、筑前國怡土郡の國造が、私に彼國へ通交りて、國王のやうにいひなしたるを、實とおもひ、委奴國王と呼びし也。怡土、伊覩、伊都、また倭奴、委奴など音の通ふにより、彼國の書に互にこれを記したり。天明年間、筑前國那珂郡に、後漢光武の時の金印を土中より得たるに委奴國王印とあり。これはかの怡土郡の國造が受け得たる物なること明かなり。樂浪海中有倭人、分爲百餘國といふは、國造縣主などをすべて、國王と思過りしにて、我邦の事に明ならざるが故なり。宣長が國造などの所爲とするは、得たりとすべし。

開化天皇の御世などの頃は、三韓の國だにあることを安定に知しめさぬほどなるを、況て遥に西なる諸越の國あることを、いかでか知しめして、御使をば遣さる

再び皇女倭姫命をして、伊勢國五十鈴の川上に祠を立て、齋宮を興し、倭姫命をして此に居らしめたまへり。其始め天上にて預め幽契ありて、衢神猿田彦、先づ伊勢に降りて、遂に此に宮居したまふこと、皆天神の定めたまふところなり。此八咫の御鏡は、天照大御神の剖御魂の在まして、天地とともに窮なく、この國土を護りたまはんが爲に、この伊勢度會の五十鈴川上に宮居したまふこと、これ我日本國の靈威にして、世界に冠たる所以なり。其後、景行天皇の御宇、日本武尊東夷征伐の時、伊勢の神宮に詣で、倭姫命に辭見えて、草薙の御劍を乞受けたまひ、東虜を平げたまひて後、尾張の國にいたり、劍を宮簀媛の許に置きたまひ、徒行きて膽吹山に登りて、瘴氣に觸れて薨りましぬ。これによりて、其草薙の神劍は、今に尾張の國熱田の社に留在りしは、これも後に時運の變革りて、天下の權柄の武家に移りぬるも、是また自然の數理に從ふものにて、神の豫定めたまふところなり。本居宣長が馭戎慨言に曰ふ、皇朝より始めて漢土へ大御使をつかはしゝは、推古天皇の御宇にて、聖德太子の佛道を求めたまふ故にぞありける。然るを彼國の書どもに、樂浪海中有二倭人一、分爲二百餘國一、以二歲時一來獻などある類

に娶ひまして、八島士奴美の神を生み、其六世の孫、大國主神、又の御名を大穴牟遲の神とも、葦原色許男の神とも、亦八千矛の神ともまをす。この大國主の神と、少彦名の神と、天下を經營みたひし其侍衛の神も、二十餘神ありしよしは、其證明に知られたり。此大國主神は、其領ける此豐葦原の中國を、天照大御神の命の隨意皇孫邇々藝命に獻りたまひて、百足ず八十坰手に避隱ひて、幽冥より永く此國を擁護らんと誓ひたまふ。また、天照大御神は、三種の神器を、邇々藝命に傳へたまひ、天押日命、天津久米命を先驅とし、天兒屋命、布刀玉命、天宇受賣命、伊斯許理度賣命、玉祖命などを陪從へて、天降らしめたまひしより、君臣の分定りて、其八十伴緒の裔孫、今も猶ほ臣下の位にありて、大義の明かなること、世界に比類あることなし。三種の神器は、御世々々に奉祀りて天祖の御魂となして、齋きたまひしを、崇神天皇其神を瀆さんことを畏みたまひ、天上より從ひ降りし石凝姥神の裔及び天目一の神の裔孫をして、御鏡と御劍とを摸造しめたまひて、永く護の御璽となしたまひ、天上より齎したまひし鏡劍は、皇女豐鍬入姬命をして、倭笠縫邑に、磯城神籬を立て遷し奉りしを、垂仁天皇の御宇に、

嘆きたりしなり。熟思へば、後光明天皇の御時、魚屋八兵衛が愁訴によりて、持統天皇以來の、天皇御火葬の惡弊は止めたまひし。かゝる下賤匹夫すら、信實の情は徹るものなり。然るを士君子の今の世の當路者の、國家に忠を盡さんと思ふ志あらば、先第一に此廟陵の事を建白して、速かにこれをおこなひたきこと、是れ我邦の光輝を赫かし、國家の根本を固うする所以なればなり。

（下巻）

古典に說くところの黃泉國のことは、其在所決ならず。三大考などにいふところも、すべて信據きがたきこと多し。況して黃泉比良阪などのことも、從來諸註家の論說は、盡く臆測のことのみにして、從ひがたければ、疑はしきことは強て言ふべきことにはあらず。されど速須佐之男神の此地界にましまして、櫛名田比賣

涌寺に御墓あれば、それ等は先づ暫く置きて、其他を悉く修理て後に、神武天皇は別て人皇の太祖にましませば、御影を奉祀べき神職を置かれ、それを併せて御陵戸高百石、綏靖天皇より崇光天皇までに、花園天皇を加へ奉りて、御陵戸の高三十石としても、纔かに二千九百四十石に過ぎず、これに百石を加へても三千四十石にして事足るのみならず、其半ばを積蓄て、後の修理の料に充つるときには、費すところ僅少にして、勳功を爲すこと、洪大に、本に報い、君を敬ひたまふ所の大道を、普く世に示したまふ所以にして、天下泰平御世長久の御祈念、之に過ぎたることあるべからず。郊祀の禮、禘嘗の義は國を治むるの最も先ずべきところにして、政事と祭祀と、其本は唯一なるが故なり。其他饒速日尊は天神御祖の詔を稟けて、河内の河上の哮峯に天降まし〳〵て、墓は白庭村にあるよし、飯豊天皇の、葛城の埴日の御陵、大友皇子の、一たび帝位に即きたまひしも、山前に崩りたまひ、九條廢帝とともに、其御陵決ならず。後村上天皇の御陵の、河内國檜尾觀心寺にありて、御世の數に入らず。後龜山天皇の御葬所詳ならざるなどの事は、松下見林が、先皇廟陵記に載せて

に御魂を奉祀るところの神廟とてもなくして、祭祀禮典も行はるゝことなきは、恐らくは、本に報い奉るの道にあらず。然ば今戎狄覬覦の外患を除き、天下の泰平を祈奉んには、先づこの御陵及神廟を經營みたまひて、天下の人民をして、忠孝の大道を知しめたまはむこと、國家衞護の最も先ずべきところの、御善政なるべし。(これを殊にかく申すは、開闢二千五百年の今日に當りて、時運の革るべき期なることを思ひ奉ればなり、其事は下の卷に詳にこれを記しおきたるなり)。延喜式に記すところを見れば世々の天皇の御陵に各守戸を置かせられ、御使をも立てられたりしが、年久しき離亂に、いつしか其事も廢れて、盜賊の擅まゝに御陵を發き、又はその地を迫りて、糞田となし、御石棺暴露たるも、または其柩ともに崩れたるも、又平地となりて、天皇屋敷などと呼ぶものも、また田畠と一面になりて、其境界も定まらざるものもあるにいたりしは、實に嘆息痛哭べきことの限りなることゝもなり。あはれこれを修理て、往古の狀に復したまふべき時もがなと、多年心に忘るゝことなく、希ひ奉ることなり。後花園天皇を山城國悲田院に葬奉りたる外、崇光天皇まで九十八代の外は、山城國泉

て其制いまだ備らざるが故なり。先皇廟陵記に畝傍山の東北陵、百年以來、壞ちて糞田となす。(廟陵記は元祿年間の作なれば、國初以來、糞田となりしなるべし)。名付けて神武田となす。暴汚の所爲痛哭むべしといへり。今其地を問ふ。果して所謂神武田なるものあり。(享保年間に、官より檢したまふところも、此神武田を以て、御陵と定めたるなり)。是平地にして山隅を距ること、東北三丁許なれば、尾上の名に合はず。且つ數畝を餘して一封冢となすものも、亦神武田にあらず。神武田一に美佐贊伊と名づく。是れ美佐々岐の訛るところ、山陵と廟と俗に其稱を互にするが故を以て、思ふに此れ神武田の地に、古は廟ありしなるべし。舊く相傳へて言ふ、神武の祠廟の神武田にありしもの、水潦に漂はされしより國源寺といふ寺とともに、大窪村に遷りしとなり。案ふに此秀實が言ふところ確にして、證と爲すべく、享保の山陵考及陵圖考、また宣長が說も皆當らず。それ神武天皇は、神代の後を嗣ぎたまひ、我日本國人皇の大祖となりたまふところの大聖主に坐せば、天下億兆之士民の最も仰ぎ崇び奉るべき至極なり。然るを其御陵の跡すらかくの如く、今に至て決ならざるのみか、別

昔承和の頃すら、成務天皇の御陵を、神功皇后と誤られしこと、續後記に見えたれば、況して近代には錯りけんこと怪むべきにあらず。(山陵考及陵圖考に、慈明寺村の內にありて、スイセン山といへるは是綏靖の稱呼の訛にして、古く然傳へたるものなり、宣長が說は從けがたし)。

蒲生秀實が山陵志に曰ふ、神武の陵は畝傍山の東北ノ嵎に在り、白檮尾上といふ。太祖の中國を平定めたまひ、畝傍の東南を相て、以て土中と爲して、皇宮を營んで橿原の宮といふ。蓋し其宮に橿を樹つるを以て名づくるところか、又は陵の在るところを稱びて白檮の尾上といふは、たゞ其宮の名にとれるものか、尾上とは、山嵎の尾の如きものゝ上をいへば、今畝傍山の東北の嵎に呼びて御陵山といふところ墳然として、隆起、必ず此處なるべし。大和志にこれを神八井の墳とすれども、神八井命は、臣なれば御陵といふべき理なし。今御陵山といひて、土人の口碑に傳ふるところ、決めて僞にあらずして、其狀甚高莊からず、且宮車を象らず。(垂仁以來、其制度定つて、宮車に象て、前を方にし後を圓くし、壇を三成にして、溝を四方に掘つて、環らすことになりぬ)。上古大朴にし

進んで八十梟帥を國見岳に、兄磯城を墨阪に撃ちて之を斬り、進で長髓彦を討たんとしたまふとき、先に天の磐船に乘りて、此地に降りし、饒速日命この長髓彦を殺し、其衆を帥ゐて歸順ぬ。天皇その果して忠效を立つるを褒めて寵みたまふ。これ物部氏の遠祖なり。六年にして中州悉く平ぎて、復風塵なし。よりて帝宅を畝傍山の東南橿原の地に經始りて、位に卽きたまふ。辛酉年春正月、庚辰朔、是歲を天皇の元年となす。事代主神の女、媛蹈鞴五十鈴媛命を納れて正妃となし、七十六年春三月、甲午朔の甲辰の日、橿原の宮に崩りましぬ。御年一百二十七歲、畝傍山の東北の陵に葬しまつる。

古事記に曰、御年一百三十七歲、御陵は畝火山の北方白檮尾山にあり。

延喜諸陵式に曰ふ、畝傍山東北陵、畝傍橿原宮御宇神武天皇、在二大和國高市郡一兆域東西一丁南北二丁、守戸五烟。

宣長曰ふ、此御陵今は詳ならず、但綏靖天皇の御陵と申し傳へたるぞ、此神武天皇の御陵なるべき。その山本村の西、慈明寺村の南に續きたる高處にありて、卽ち畝火山の西北に屬きたる岡の上にて、正く尾上といふべき地形なり。

に合ふこともまた奇也）僉然也と曰す。是に於て軍中に令ちて曰はく、且停まれ、復進むことなかれと、乃て軍を引て還る。虜も亦敢て逼らず、却て草香津に至て、盾を植て、爲に雄誥る、因て其津を改號めて盾津といふ。茅渟山城水門に到りし時に、五瀬命矢瘡痛甚乃撫劍て雄誥して曰はく、慨きかな、大丈夫にして虜の手に被傷て、報いずして將死と、進んで紀伊國の竈山に到つて五瀬命薨しぬ。因て竈山に葬めたてまつる。

延喜諸陵式に曰ふ、竈山墓、彦五瀬命、在二紀伊國名草郡一兆域東西一町南北二町、守戸三烟と。又神名帳に曰ふ、紀伊國名草郡竈山神社と。宣長曰ふ、此社は和田の竈山明神とて、名草郡宮鄕和田村の西南三里許に今もあり。弱山より一里半許東南にて、古の大道に近し。近世に國の殿より毎年に使をも奉遣したまふ社なり。さて其社の近き地に、丸山といふて、大なる塚あり。物舊りたる大樹とも生茂れり」これや竈山の御陵ならん。猶國人に委しく尋ぬべし。

進で紀伊國に到り、名草戸畔を誅し、狹野を經て、熊野より海を渉り、荒阪の津に抵り、丹敷戸畔を誅し、また進んで菟田に到り、兄猾を誅す。弟猾款を納る。

これを人皇第一代の天皇と稱へ奉る。天皇生れながらにして、明達意確如ます。御年四十五歳にして高千穗の宮に在ます時に、西州既に服きたれども、東國いまだ平かならず。長髄彦は天より飛降し饒速日命を奉げて主となし、兄猾、弟猾、八十梟帥、兄磯城、弟磯城など、各君長となりて、相統はず。こゝを以て天皇諸兄及び皇子手研耳命と謀て、師を起して之を征んとおぼしたちたまひて、吉備國に到つて、行宮を造つて之に居たまふこと三年、そのひまに、舟檝を備へ、兵食を蓄へ、遂に舟師を帥ゐて、東の方浪速河内を歷、兵を勒へて龍田に赴く。路險隘して、並行くことを得ざるより、東の方膽駒山を踰ゑて、中州に入らんと欲ひたまふ時に、長髄彦衆を盡して、之を孔舍衞阪に徼へ、與に戰て利ちがたく、且皇兄五瀨命流矢に中り、師進むこと能はず、天皇之を憂ひたまひしが、忽ち神策を沖襟に運めて曰ふは、今我は是れ日の神の子孫にして、日に向つて虜を征つは、是天の道に逆れり、退還きて弱を示し、神祇を禮祭りて、背に日の神の威を負ひ、影の隨に壓躡はんには如じ、如此れば曾て、刃に血ぬらずして、必ず自敗れん。（大阪夏御陣に、日を負ひて勝を得たまひしも、暗に此神策

(ヌ)兆域。はかば(墓場)。

國にのみ尋ぬるから、彼國に今其ぞ彼ぞとて、神代の御跡どものあるは、心得ぬことなり。さて大隅薩摩にあるべしとは、人もをさ〳〵心づかず、また彼處は他國人の往くことなども、稀なる國なれば、おのづから埋れて、世に識人もなくなれるなり。己はやくより、此事を慷慨しく思ひて、いかで大隅薩摩に古を慕ふ人に逢ひてしがな、委しく尋ねてば、必ず語り傳へたる處のあるべきをと、願ひわたりつるに、近きほど白尾齋藏國柱といふ薩摩鹿兒島の人の書ける神代山陵考といふ書を得て見たるに、果して皆彼二國にありけり。さて諸陵式に已上神代三陵、於二山城國葛野郡田邑陵南原一祭レ之、其(ヌ)兆域東西一町南北一町とある。此は筑紫は甚遠き故に此地にして祭りたまふなり。(同社が三神陵の說は、宣長が古事記傳に委しく載せてこれを論へり。今は葛野郡にて、神代三御世を祭りたまふこともなく、御陵の事も、かく朦朧になりぬることは、國家の衞氣を張り、根本を固ふする所以にあらず、いと〳〵嘆はしきことゝもなり)。

神武天皇を、神日本磐余彦命と申す。彦波瀲武鸕鷀草葺不合命第四の御子なり。

山上陵。延喜式に、在二日向國一無二陵戸一といへり。宣長曰ふ、前皇廟陵記に、薩摩國阿多郡大隅國肝屬郡倶在二鷹屋郷一。蓋し二境相接、恐此地之山と云へる、此説信に謂はれたり。和名抄に、大隅國肝屬郡鷹屋、薩摩國阿多郡鷹屋とみゆ。此高千穂山は、霧島山なるべければ其西は大隅國なり。然るを日向國とあるは、上代には大隅薩摩までを見て、日向國といひしことありつればなり。又日本紀曰はく、久之、彦波瀲武鸕鷀草葺不合尊、崩二於西州之宮一、因葬二日向吾平山上陵一。延喜式に在二日向國一無二陵戸一といへり。宣長曰、廟陵記に、今大隅國始羅郡之山といへり。然るべし。和名抄に、大隅國始羅郡、又大隅郡始臈、能毛郡阿枚あり。御陵此等の内に在るべし。かゝれば神代の三御陵は、大隅と薩摩とに在つて、日向國にはあらず。然るを諸陵式に何をも在二日向國一と記されたるは、書紀に日向とあるまゝに記されたるものにて、後に國分れては、日向國にはあらず。大隅薩摩の域にあることを考へられざりしなり。歴代の御陵皆其郡をも記されたるに、此三御陵のみ、郡を記されざるにても、日向國とあるは、たゞ書紀の文に依れるのみなることを知るべし。さて世々の人も、皆たゞ日向

我を壓すなり。すべて氣は内に旺なれば、外に張て擁護となり、痒くれば外より壓して内に迫る、養氣説に論辨ひおきたるを合せ考ふべし）、或は科野北越の地震の後に、此頃續て兩度の大地震の禍、日本國過半その害を蒙り、海邊は、海嘯のために、人民を損ひたることの夥しき、古今未曾有の騷動は、これ尋常にあらず。いかなる前兆にやあらん。いかでか世情を一變して、日本魂を呼び起して、天神地祇の心に應へ奉るべき時運にはあらざるか。深く國家の爲に懊惱し奉ることにぞありける。

彦波瀲武鸕鷀草葺不合命は、玉依姫を妃として、神日本磐余彦命と、四柱の命を生ます。

日本紀に曰はく、久之、天津彦々火瓊々杵尊崩、因葬ニ筑紫日向可愛之山陵一、延喜諸陵式に曰ふ、日向埃山陵、天津彦々火瓊々杵尊、在ニ日向國一無ニ陵戶一。本居宣長曰はく、松下見林が前皇廟陵記、今の薩摩國穎娃郡といへり。然るべし、和名抄に、薩摩國穎娃郡穎娃郷これなり。御陵必ず此處にあるべし。日向國にはあるべからず。又日本紀に曰ふ、久之、彦火々出見尊崩、葬ニ日向高屋

百七十九萬二千四百七十餘歲とあるを、後人日本紀の神武天皇の卷に書き加へたれど、此は荒唐なる說にて、實は降臨より神武天皇元年辛酉の前年まで、二千四百一年にて其七十餘年は、神武天皇の御世に係り、その元年より天保四年に至て、二千四百九十三年なれば、其を合せて、天孫降臨より四千八百九十四年なりといへり。案ふに此篤胤が說は然あるべきことにて、之に据るときには、邇々藝命の御齡は千六七百歲、彥穗々出見命の御齡は、五百八十歲にて、葺不合命は、二三百歲に坐すべし。これにて人界に降りたまひては漸に御齡の短くなりたまふべき、自然之理に合ふべし。凡て五々の數を積みて、二千五百歲にて世の變革あるべきことは、野々口隆正が考得たること、いとよく當れり。然るときには、天孫降臨より二千五百歲にして、神武天皇鴻業を建てたまひ、神武天皇より當世に至て、また二千五百歲なれば(一大數なれば、五年十年の違は、强に論ふにおよばざることなり)。世道再び革るべき時運なることは、後卷に之を說くべきなり。竊に慮ふに、此歲外夷の頻に邊を覗ひ、またば國の制度を侵して、擅に內海へ船を入れ、或は妄に陸に上り、(これ外氣の

まひ、筑紫の日向の高千穗の槵觸乃峯に天降り坐して、底津石根に宮柱太知、高天原に氷椽高知て坐しき。瓊々杵命の皇子、天津日高彥穗々手見命、海神豐玉彥の女豐玉姬を娶つて、彥波瀲武鸕鷀草葺不合命を生み、後久くして、彥火々出見命崩りましぬ。日向の高屋山の上の陵に葬る。

邇々藝命、彥穗々手見命、鸕鷀草葺不合命三柱の神陵の事は、後段宣長の說にて明かなり。神代年數の事は、本居宣長が說に、書紀神武のまきの首に、自二天祖降臨一以逮二于今一一百七十九萬二千四百七十餘歲とあるは、三御代の總ての年數なり、今假に此數を三御代に等しく分つときは、一御代大凡六十萬歲許づゝなるべし。然るを彥穗々出見命の齡を五百八十歲とあるは、こよなき短さにて、かの總ての數と甚相合はず。然ば彼の一百七十九萬の年は、多くは邇々藝命の御世に經過ぎて、穗々手見命は、僅に五百八十歲、次に葺不合命は彌短かる心く、次に伊波禮毘古命に至りては、またいよ〳〵縮りて百三十七歲にして崩坐ましゝなり。かゝれば此御年の數のこと何かは疑ふべきといへり。然るを、平田篤胤が說に弘仁曆運記に、邇々藝命降臨より、神武天皇の御世までを、一

（り）洪大無邊。かぎりもなく大なること。

誠にて、有難きことなり。

また日本紀一書に、因て皇孫に勅して曰はく、葦原の千五百秋の瑞穂國は、是吾子孫の王たるべき地なり。寶祚之隆は、當に天壤とともに窮なからんものぞとある、此寶祚無窮の神敕こそ、實に異方に絶えてなきところの、神代の大古より、我日本國の皇統の天地と倶に窮りなく世界に比ぶべき國なきのみか、天孫降臨より今日に至るまで、皇統一系連綿として變らせたまはず、近き皇裔にても、姓を賜りて臣下となりたる人の、帝位を嗣ぎたる例なきも、また一の靈異なることどもなり。然らば我日本國は、世界に比類なき最第一の國にして、此日輪の光輝の及ぶところは、盡く我邦の下に立つべき、（り）洪大無邊の大威徳にましますことを、神の豫定めおかせたまふところの、いとも尊き神敕なれ。

古語拾遺に、八咫鏡及び草薙劒、二種の神寶を以て、皇孫に授け賜ひて、永く天璽と爲すといひて、八阪勾瓊の事を次に言貶したるもまた一の異傳なり。

邇々藝能命、天上の日輪界より天降りますとき、御前に立たし〻天忍日命、天津久米命に、此地は朝日の直刺國、夕日乃日照國なり、故れ此地ぞ甚吉地と詔りた

天照大御神は、日輪界の高間原に在まして、皇孫天津彦々火瓊々杵尊を、この葦原の水穗の國に降して、此國の主と爲したまはんが爲に、天津彦々火瓊々杵尊に、八阪の勾璁、及八咫鏡、草薙劍三種の寶物を賜ひしとき、殊に八咫鏡を捧げて、此鏡は專ら我御魂と爲て、吾前を拜くが如、伊都岐奉れと詔りたまひき。

日本紀一書に曰はく、吾兒此寶鏡を視ること、當に吾を視るが如く、與に床を同じくし、殿を共にして、以て齋の鏡と爲すべし。又敕りて曰はく、吾高天原に御めす齋庭の穗を以て吾兒に當御と。

神には裂御魂といひて、祀り奉る社ごとに、其御魂を裂きて在ますことあり。かの佛者の分身といふも、これにやや類似りたることとなり。此御鏡と御劍の上には、天照大御神の裂御魂の在まして、此國土を衛護りたまふ。深き故あることなり。殊にかの漢土人の智仁勇の三德を兼備へざれば、世を治むることも、身を立つることも難きよしをいへる、その智仁勇などいふ名目だにあらぬ太古に、はやく此御鏡に智を表へ、勾璁に仁を表へ、御劍に勇を表へまひたる、三種の神器を授けたまひて、世を治むることを示したまひしは、いとも妙なる御

誓に、吾妊之子もし國つ神の子ならんには、必ず燒亡せん、もし是天神の胤ならば、害はるゝことなからんといひて、戸なき八尋殿を作つて、其殿内に入つて、土を以て塗り塞ぎて、產むときに方つて、火を其殿に著けて產しけるに、火照命、火須勢理命、次に火遠理命亦の御名は、天津日高日子穗々手見命と申す。三子を、一時に產みたまひしに、其子も母も恙なかりしに、產終つて木花咲夜毘賣の、妾が生むところの御子及ひ妾が身、火難に當れども、少も損ふところなきを、見たまへるやと、申せしときに、天孫の御答に、吾は本より吾兒なることは、知りぬれど、もし一宿にして妊むことを疑ふものもあらんかとて、その靈異之威あることを明さんとて、前の嘲りの語はありしなりとのたまひしことを記したるにて知られたり。從來說者の言此に及ばさりしはいと疎漏なり。此說を隆正も大に稱讚たりしなり。この天上の體は氣を以て成るものなれば、氣に乘つて、此地界へも來り、また天上界へも昇りしなるべし。日本紀降臨の段に、天の八重雲を稜威の道別々々て天降りますとあるはこれなり。

日月星辰の中に、各宮殿住處あることは、既に說るがごとし、佛書にも天上界は、男女相對見て、子は化生でぬるよしをいへるが如く、高間が原といふ日輪界は、此地界の如く男女交接りて、女の胎内に子を孕むがごとくならず。天照大御神と、須佐之男命と、天安河を中に置き、誓約たまひて、御子を生みたまふときに、氣吹の狹霧に御子たちの成りませしよしを記したるも、同じ趣なり。且つ天上は氣を以て體質を成すが故に、此地界の人の肉身と、同じからざることは、日輪の明體と地界の暗體と自ら違ひある所以にして、此方よりは猛火熾に燃ゆるがごとくみゆる赫々の光輝は、此地界を圍繞ひたる、萬葉集などに、五百重の天雲といふなる零圍氣の如く、外にのみ發出でたるものにて、界上は此光輝の圍繞ひたるによりて、明かにして、晝夜なき處なるべし。故に其界に生出でたる神はもとより、鳥獸草木の類にいたるまで此火の爲には燒るゝことなきことを、太古此地界の人も明に知りたることゝみゆるは邇々藝能命此地界へ降臨りまし〳〵て、大山津見神の女、木花咲夜毘賣に婚まし、一宿にして妊めるを、邇々藝能命はとく知しめしながら嘲りたまひしとき、木花咲夜毘賣の

我皇國は、天より嗣ぎたまひたる、日の神の皇統なるを以て、天皇の御位を、天津日嗣とは稱し奉るなり。

本居宣長曰はく、『高天原はすなはち天なり。かくてたゞ天といふと、高天原といふとの差別は、如何ぞといふに、まづ天は天神の坐ます御國なるが故に、山川木草の類宮殿そのほか萬の物も事も、全く御孫の命の所知看此國土の如くにして、なほ勝れたる處にしあれば、大方のありさまも、神たちの御上、萬の事も此國のごとくになんあるを、高天原としもいふは、其天にしてあることを語ふときの稱なり（高天原をたゞ天とのみいひて直に日輪界のことゝせざる惜しむべし）。さて然稱ふよしは、高とは是も天をいふ稱にて、たゞ高き意にいへるとは、些か異なり。原とは、廣く平なる處をいふ。海原、河原、葦原などの如し。萬葉の歌には、國原ともあり。天照大御神は、伊邪那岐命の御事依のまに〳〵、天地の共無窮に、高天原を所知看て、天地の表裏をくまなく御照し坐して、天下に有ゆる萬國、此御靈を蒙らずといふことなければ、天地の限の大君主に坐して、世に無上至尊は此大御神になんまし〳〵ける。』

海原を所知せと事依したまひきとあり。また日本紀一書に曰はく、伊弉諾尊、三子に、天照大神は高天原を御しめせ、月夜見尊は日に配ひて、天の事を知しめせ、素盞嗚尊は、滄海原を御しめせと、敕任したまふとあり。續日本後紀の歌に、「あかねさす天照國の日の宮の聖の御子ぞ」、といへるは、天津日嗣の御事を詠めるなり。萬葉集、柿本人麿が歌に、「天地の初の時ゆ、久堅の、天河原に、八百萬千萬神の、神集つどひいまして、神分はかりし時に、天照日女乃命、天をは知しめしぬと、葦原の水穗の國を、天地の依相の極、知しめす神の命と、天雲の八重搔別て、神下座奉し」云々と詠めるも、天照大御神の高天原を知しめし、其御孫の瓊々杵尊の、此地界へ降臨まし〳〵しことをいへるなり。(ト)淮南子に、羿不死の藥を西王母に請ふ、(チ)姮娥之を竊みて月宮に奔るといひ、酉陽雜俎に、月勢丸のことし、其影日爍る、其凸處常に八萬三千戶ありて、之を修むなどいへるは、いづれも荒唐なる說のやうなれども、漢土の昔にも、月中に住處あることは、既にこれをいふものありしなり。

故に日輪界を主宰りたまふ、天照大御神の裔孫なる、神武天皇の開闢きたまひし

(ト)淮南子。支那の書物の名。
(チ)姮娥。は羿の妻の名。

(へ)天竺。印度のこと。

た奇きことどもなり。我邦及び今の清朝に當今用ふるところの天文説は、もと西戎測量の説より出でたりと雖も、暦象考成等の説によれば、僅に二百年には過ぎざりしを、遠く我邦の神典に、これを言へるを觀れば、全く神の傳へたまふことの、此邦に遺りたることにて、いと尊くおもはるゝなり。

日輪をはじめ、五星及大陰、衞星ともに、各一の世界にして、山嶽河海あり。人畜草木あること、此世界のごとく、一日輪の統ぶるところ二十五星あり。この二十五星は暗體なるを以て、明體なる日輪の光を受け、向背によりて、晝夜寒暑を爲す等の事は、西戎の天學にいふところは、唯測量の説なり。(へ)天竺の佛書に、日月星辰の中に、各宮殿住處あることをいへるも、舊く言傳へたることなるべけれど、其説奇怪にして、正證と爲難けれど、我邦の神典には、日輪中の日の少宮、また天安河、五百箇磐村、または月界の左々羅の小野などいふ名までをも擧げたるをみれば、太古は日輪界と月輪界と此地界を、神は互に往來ひたることも、明かに知られたり。古事記に伊那岐命、天照大御神に詔りたまはく、汝命は高天原を知せ、月讀命は夜の食國を知せ、建速須佐之男命は、

等に合せ考ふれば我邦神代より既に此說めること、奇しく妙なることどもなり。
谷重遠が秦山集に曰く、『地水一圓丸にして、天其外を包む。此圖は、忌部正通が神代口訣に出でたり。蓋し古昔神人の得るところ、千古の祕を啓くといふべし。西土の諸儒此理を知らず。萬曆年中に至つて、蠻人始て此道を發明して、地球等の作あり』といへり。案ふに、この說に據るときには、我神代よりの口訣にして、正しく其徵あるを、西戎の發明とのみおもへるは、世人の惑ひなり。
また陰陽寮に傳ふるところの、日月の圖といふものは、太古よりの傳來にて、西戎の望遠鏡にて視たるものと同じきも、また神の傳ふるところなるべし。この日輪界に燃ゆるところの光耀を、此地界に受けては物を燬くところの火となれども、日輪界にありては、唯外に發する赫々たる光耀にして、決て物を燬かざることは、後段木花咲夜毘賣の條に記すを見るべし。

此地界より見るところは、日輪の全體より猛火熾に燃出で、その光耀を以て、この地界を照し、五星及月、衞星も、悉皆其光を受て、晝夜を爲す等の、天學家にいふところの說を、神典に點査すれば、其徵とすべき明白なることのあるも、ま

ひたるなどをも、熟と味ふれば、是ら皆孔子の孔子たる所以にして、かの惡ㇾ居ニ下流一訕ㇾ上者上といひし言の空しからざることは明白なり、もし孔子をして、強て道のまゝに論ひて湯武が弑逆を非といはんときには、子貢が言ひし、其君を汚したりとする者は、その土を履ずといへるがごとく、桴に乘りて海に浮び、遠く他國へ去るよりも、外の事はなきなり。これ孔子の時務を辨へ、大に人に優れたる所のものなり。宋の蘇東坡が武王論、我邦東編年が湯武論など、よく此旨を論じ得たるものなり。

殊に我日本國は、漢土、西戎、亞墨利加等の國々とは、大に異にして、世界に比類なき國土なることは、天上の日輪界より、天祖降臨まし〳〵て、基を建てたまひたる、天地開闢の初より、世界萬國に冠たる國土にして、後々は世界の總主となりたまふべきことは、神の豫め定めおかせたまふことゝ察はるゝことは、今天學家にいふところの說に、日輪は天の中央に懸つて、此世界は楕圓にして、水火金木土等の星の中に在て、倶に同じく日輪を周廻り、一年三百六十五日四分度の一にして、本に歸つて一歲を爲すよしをいへる、これを古事記、日本紀の神代卷

軍艦の大にして巧なるを、火攻の伎の優れたると、詐騙の挑撥に誑惑され、狼狽畏怖るゝは、あまりとや癡獃なることとならずや。

平田篤胤曰はく、吾徒の學ぶところは、我古への大道を本として、其規矩を學ぶなれば、漢土の經書は、更にもいはず、たとひ孔子の言行なりとも、大に取捨あるは、勿論の事なり。況や孔子が湯武の惡を覆ひて、其行を善といひたるは、その本心にはあらず。如何となれば、孔子其身は陪臣にして、武王は己が君の君たるものゝ先祖なればなり。湯をも合せて稱めたるも、其弑逆を論ふときには、武王が罪も著明しければなり。故に其本情にあらねども、春秋に周魯の惡事を諱みて、他の罪惡を盡く記露し。また周の律に違ひて、同姓と婚したる昭公を、禮を知れりといひ、または父は子の爲に隱し、子は父の爲に隱す。直きこと其中に在りといへるなどをもおもふべし。猶いはゞ伯夷叔齊が、武王を諫めたることを稱めて仁を求めて仁を得たりといひたる、其伯夷叔齊の言行とは、表裏の湯武が所爲を善とは、決て思ふべからず。かつ表記にみえたる、孔子の語にも、下之事レ上也、雖レ有ニ庇レ民之大德一、不ニ敢君レ民之心一、仁之厚也とい

を放ち、武王が紂を伐つも、皆臣として君を弑すものなれども、民の虐政に苦しむを救ふを名として、これを伐てば、天下の諸侯皆それに從ひ、聖主なりと稱て是を尊むが故に、世々逆臣の君に迫りて帝位を讓るを、臣として君を害するは、常事となりたるより、おのづから君の威は輕く、臣の權は重く、その戎狄と賤しむところの蒙古韃靼より、國を奪つて皇帝と稱れば、國中盡くその命令を受けて、背くものなき其人情の大に我邦に劣りたること、此一事にても、明に知られたることとなり。且つ西北に海なく、南方は卑濕舃鹵國内生出るところの五穀、すべて麁惡、趙宋の初に、粳米を黃北の地に植ゑさせたれども、よく育つことなしといへり。畢竟土壤の醜瘠ゆゑに、偏味の藥物などは却てよく生出れども、五穀は我より劣るものと見えたり。然るをその漢土を稱譽めて世界第一の（ニ）富饒仁義の國といふ。戎狄の財貨を貴んで、道義に疎く、麥餅を常食となし、牛肉を無上美味とおもひ、國產乏しく、財用足ざるより、遠く出て互市を事とし、人の國の隙を窺ひて、之を（ホ）掠奪せんとする險悍貪慾頗る禽獸に類似たる蠻貊の國と、我日本國とは、大に差等あることとなるを、國土の大小廣狹を以て、これを論ひ、

（ニ）富饒。とみてゆたかなること。

（ホ）掠奪。かすめうばふこと。

旣に西戎地理學者の說に、漢土は世界中の大富饒の國にて、上は國王貴族より、下は萬民奴隷にいたるまで、其親に孝養を盡し、長者を尊仰びぬること、世界中此州にしくものなしと稱譽て、孝悌仁義の國と名を得たる漢土を、我日本に比觀るときには、先づ第一に君臣上下の名義正しからず。臣其君を弑し、子其父を弑すもの其例多く、大聖人と稱るゝ孔子すら、齊へ事へ魯へ事へ、宋に適き衞に行き、晉の趙氏が臣佛肸が、中牟といひし己が領所に叛反したるときに、これを招くすら、行んとする意を起したるにても知られたり。堯舜の禪讓を以て大德とすれども、其宮室は茅茨翦ず、土階三等といひて葺ばなしの茅屋に、土の階、天下には九年が間の大洪水なれば、唯天子といふ名ばかりにて、苦勞を讓與ふるまでのこと、また堯が天下をその子丹朱に讓らずして、舜に讓り、舜は其子商均に讓らずして禹に讓る。讓れば、臣下は盡くその君の子を去て、讓られる者に從ふ。唯天下を官にして、君臣の情の疎きことは、かの亞米利加國の每國に、その賢者を推して酋長となし、年を期めて相代るものに異なることなし。(案に此亞米利幹の共和政事も後年には必ず破れて、國を爭ふことになりぬべし。)湯が桀

いかなる外寇にても、恐怖に足ぬことなり。且國土の肥饒なるは、西戎地中海の地に十倍二十倍すべく、魯西亞などの、北邊不毛の土地に於ては、その百千倍を以て、我疆界に當べきことは、譬へば瓦は大なれども、珠の小なるに若ざるが如く、決て土地の大小廣狹を以て比類ぶべきものにはあらず。

西川求林が日本水土考に曰く、日本を天竺震旦に比れば、小といへども然れども、國は廣大を以て貴しと爲べからず。四時の正偏、人物の美惡を以て、其貴賤を定むべし。是故に、國土の極て大なるものは、その人情風俗多岐にして、一統しがたし。故に震旦の王統變亂して久しからず、日本の限度は、廣からずと雖も、また甚狹きにあらず。其人事民情相齊く混一にして治易し。是故に日本の皇統開闢より當今に至て變ることなきは、萬國の中唯日本のみ。浦安の大城に住て、千矛の武德を備へ、永久天地とともに窮なし。此君この民は、神明の孫裔にして此道は神明の遺訓なり。清淨潔白を愛し、質素樸實を樂しむは、仁勇の道にして、智信おのづから足れるなり。是れ此國自然の神德なり。豈貴からずや。

銅鐵鉛錫等は銀より卑し。その他鳶の鷹に似て大に劣り、鷺の嘴長けれども、鶴の類にあらざるがごとく、世界國土の善惡等級あるが故に、それに生出たる人に於ても、大に差別ありて、決て同じからざることもまた然なり。我神州六十六州は、四方環海の地にして、土壤膏腴、萬物蕃殖、一として缺乏しき品あることなく、世界に比類なき最上の粳米を(イ)域內に生出さゞる地とてはなく、人は天禀の勇氣を受けて、しかも質實淳樸に、往古はこれが人の道といふこともなく、仁義忠孝などいふ名目もなけれど、卑賤者までも、おのづから忠信實義の篤き、これその天性なることは、全く國土秀靈の氣の自然に出づるものなれば、今の世にも、邊土山野の賤民には、敎へず學ばずして、をり／＼忠孝實義の志深きものあるは、これらすべて(ロ)異域に、無きところなれども、昇平年久しく、上下浮華放逸になり、繁昌の地に住居する人は、殊、薄情になり、士は禮義を失ひ、廉耻の心なく、四民ともに(ハ)鄕愿の黨のみ多くなりゆくを以て、その本姓の美質は亡果てたるやうなれど、今にもこれを激勵すときには、必ずその天禀の生質を引發し、擧國億兆の人をして、其一を以て異域の千百に當るに足べければ、

(イ)域內。國のうち。

(ロ)異域。外國。

(ハ)鄕愿の黨。鄕中にて謹愿の人とほめらるゝものゝ、實は似て非なる道德者の意、論語に鄕愿は德の賊なりとあり。

と懐ひぬることのあれば、それこの事までをも知らせ奉りたく、顧慮ふをりしも、地震海嘯の地妖の畏怖るべきことうちつゞきぬるに駭き、卒爾に筆を採りて、此上下二卷の書を妄に記して奉れるなり。仰ぎ願はくば、臣が魯鈍の衷意を憐みたまひ、かゝる傾隤之言をも棄てたまはず、百中の一をも受容れたまふことあらば、臣は其微志の達りぬるを喜びて、たとひ死すとも悔ゆることなからんものぞと、誠恐誠惶頓首謹言。

時嘉永七甲寅歳冬十一月

（卷　上）

大凡、天地の間に在りて有ゆるところの、日月星辰、國土河海、人畜草木、金石器械の類、盡く皆尊卑精粗の等級あるは、造化自然の理にして、人に於ても貴賤貧富賢愚美醜等の因て別るゝ所以なり。假令米は貴く、麥はこれに次ぎ、黍稷などはまたその次なり。諸金の中にも、金は銀より貴く、

從來書を讀むことの疎漏ありしを深く懺悔いて、熟おもひ廻せば、當世の人も、臣が如く、漢土の說をのみ見聞きぬる輩は、この國土の世界萬國に冠れたる所以を辨知らずして、生涯を過す者もまた多かるべしとおもふをりしも、野々口匠作、名を隆正と稱ふ者、もと龜井侯の臣なりしが、故ありて仕を辭退きて、京師に住みて、國學を唱へ、五十音の學に力を用ひて、自得の說も亦有れども、國典を說くに至りては、臆說僻見なきにしもあらねど、氣運の說に於ては、大に採用ふべきことにて、すべて、本居宣長がいふところに根據き、加ふるに自己の發明を以てす、此人偶舊主の招に應りて、江戸に來て親しくこれを聽くことを得たるを以て、其氣運の說どもをも此に記したるなり。

熟我邦神代より言傳ふるところに由りて考ふるに、比歲外夷の頻にこの邦を覬覦心を起して、丞船を寄するは、却て四方の蠻貊の、後々は盡く我に歸順るべき昉にして、時運の萌しぬる神の幽籌によるものなるべしと想はるゝなれど、此方には嚴しく稜威を張りて、決て彼等が爲に展撓むことなく、神國の見識を立て、猥りにその乞ふところを許したまはずば、遂には彼より服從ふべき期のあらんか

るよしをいへるは、唯是忠恕絜矩の道を以て、下を御めたまはんことを諭し奉りたる微意より出たるなれども、全く漢土の事跡にのみ拘泥りたる疎誕の過失にて、我が天皇國の日輪界より國を闢きたまひ、君臣の名分太古より一定りて、動搖なき國土にて、いふべきことにあらぬ事理を、此頃に至つて、確に發明得たるより、速にこれを告訴して、臣が以て僻めたる過失を謝び奉らんと、再び此編を記して奉れるなり。臣壯歳より我邦の古典をも看過せしことありしかども、專ら漢土の書にのみ目馴れ、先入主となりて、我邦の古典の茫洋にして倉卒に解り得べからざるものに於ては、深く研究めんものとも思はず、徒に過せしが、去春本居宣長が古事記傳を採りて之を讀むに至つて、大に發揮りぬることあるより、再び日本紀等及諸註家の說どもを參攷せ、萬葉集などの諸書を讀み、その梗概を溫ね、我邦太古の國を闢くことの大に異方と殊別にして、皇統の一系にして、天地と與に隆えたまふべきことを、明白に知ることを得、當今天下の政務を攝行ひたまふ大將軍家も、全くその皇統の支流裔孫にして、異姓他屬より、天下の政道の出づべからざる、我神國の冥契あることをまでを、洞悉に覺悟ることを得たるを以て

天日嗣辯

著者逸名

天津日嗣辯を奉る表文

臣某往歳養氣說といふ書を著はし、人の眞實の大勇は、必ず道義の上より生ぬるものにて、古今明君勇將の、衆人を威服させ、三軍を指揮すること、自己の手足を使ふが如くなるも、天下國家を治むるも、外寇を禦ぐも、矢砲の其身に中ることなきも、悉く皆此天地の間に充塞りたる浩然之氣の力用にして、これを人々の身に受け具へたるに、等級あることを論ひ、人畜草木一切の物は、すべて此氣の運輸に由つて體を成し、生を遂ぐることを辯り、古今の事蹟、及び衆說を擧げてこれを證し、且之を今日の修行地の上よりも、よく養得らるゝことまでをも、詳に述べて奉りたる其書の中に、君臣の名義の始めて立ちたる大古の事を說きたる條に、君臣といへども、天地の大なる眼より視るときは、格別の違なき同じ人な

餘慶にして、我力にあらず。是より後、門下の輩、我に十倍し見る所あらば、予が過ちを訂し、予を起す人あらば、何の幸か是にしかん。小成に安じ非を飾るは我このむ所にあらず、過を改めて善にうつり、子の親に勝り、門人の師に優るはいみじかるべけれ。國學の先務は天皇の道なり。御先祖伊勢神宮は、天下第一之大社にして、天皇の宗廟二つなき事顯然たり。然るを徒らに己を利せんが爲に、僞書造言を設けて君を欺く學者、宜しく國史官牒を熟復して、其正しきに從ふべし。

伊勢兩宮辨　終

て片端を記して、同志と講習すれば、或人云ふ、延喜式などは唐風也。日本に叶はずと言ふ説あり。いかゞ有べきや。答曰惡此何と謂ことぞや。捧腹するに堪へたり。後太平記といふ野史に、其頃故實を取失ふたるに、古書を引いて論ずるものあれば、あらかたくなの延喜式や、あら見られずのしきたいやと評せしよし見えたり。然者昔ゟ今も、同じ事とおもひ侍る。故實を正し、僉議する程なれば、國史に及び律令格式の書に據らずして、何を證とすべきや。古來明法道の學者を法曹家と言ふ。故實の僉議は、皆此官より勘文を擧るに正史實錄とす。寛永十三年二月、大樹公の御勘文も、皆延喜式に據り給ふ。これをあらかたくな延喜式といふものあらば、上を恐れずといふべし。又當時關東にて、我朝律令の古事を求め給ひ、明律迄尋ね給ふは、有かたき御事なるを、是もあら見られずの式たいやと言ふ者あらば、惡むべきの甚しきもの也。俗學の輩、古記實錄を見る事あたはず、雜書のみを見て、文盲なるまゝに、故實に拘はらず、己が見解に任せ口傳の由にて、妄りて僞作して、我國の古風と稱し、便佞を以て、言紛らかすは、何ぞ證するに足らんや。予既に古稀に滿ちて、漸く僞書附會の非を悟る。是皆師恩の

彼徒が說には、外宮は天神七代の祖、國常立尊と稱して、內宮の上に位せんとす何の時、國常立尊を祭れるぞ。其巨細を聞かんといへば、兩部習合を以て牽合附會し、便佞を以て、君を欺き、衆を惑はす事、五部書說の如し。宜なる哉、聖人の便佞を惡むことや。たま〳〵天皇欺かれたまひて、外宮を先とし給ふことありとも定例と爲すべからざるにや、寬文十三年大猷院公勘文の趣、正道の御沙汰と言ふべし。予が著す宗廟社稷答問に、全文を擧げたれば、爰に略し侍る。寬永十年の頃も、公庭において、外宮の徒、耻辱を得といへども、今に邪說を改めず。寶永十條とて、頭目も猶ほ僞書を作り出せり。我が族愼みて欺るゝ事なかれ。

一、先輩述作の抄物等に引用ゆる所、五部の書は勿論、其外神名秘書、神皇系圖神皇實錄、神祇本源、神風和記、元々集、神皇正統記、舊事玄義、舊事大成經の類、枚擧に遑あらず。定めて先輩僉議の上、證例に引用ひたるべきを、今僞書妄撰と言ふ事如何と云ふに、邪を去り正に歸するは、垂加翁の學風にあらずや。吾不敏といへども、垂加虛心眼善の教、公通卿實錄を以て訂せとの仰、忘るべからず。是故に古記實錄を求めて止むことなし。晝夜推覈して、粗其實を得たり。依

るを外宮の輩は兩宮兼行と言ひ立て、二宮一致と申して混雜せんと欲するは、外宮の御饌殿にて、内宮の御饌を供し奉るより紛らかして、便佞を以て申すといへども、元と件の仔細を知るものは、彼が爲に惑されざるなり。何とて豐受神は御饌に預るとなれは、天照大神の御饌の事を掌る神故に、其職名を御饌都神と云ふ。其名は豐宇介比賣命と云ふ故に、豐受大神と名付け奉るなり。此れ女神にて皇孫瓊々杵尊日向へ降臨の時、供奉の臣列なる事、古事記の所見詳なり。後に丹波へ下向し住み給ひ、與謝郡比沼麻名爲神社に祝ひ奉るを、雄略朝、皇大神の御告にて、山田ヶ原へ遷し奉りたる也。穀食の事を主り給ふ故に、瓊々杵尊も、神代以來齋庭之穗を掌り給ふ由縁を以て、同殿に配享し、此を社稷神と崇め奉る。内宮につゞきては、外宮を尊び給ふ事、余社よりも亦重し。因て内宮へ幣使のついでに、必ず官幣に預るは、此のいはれ也。天照大神、豐受神兩神共に御人體にて、御在世の時、君臣の禮也。神に祭られ給ひては、宗廟と社稷の差異あること炳焉たり。天照大神の外は、乃子乃臣とて、賀茂平野以下、天皇を祭る社も、宗廟と稱せず。皆臣子の列にして社稷と稱す。是れ我朝の禮制理の當然也。然るに

附會して、便を以て黒を白と爭ひ、天神を地祇とし、地祇を天神とせん爲なり。無實の寓言多く、人をして紛らはしく、實を失はしむる陰謀なり。其もとは、胎金兩部を兩宮に配するより起り、外宮を天神とせん爲なり。吁恐るべき而已。

一、凡そ學問は、格物窮理を以て先務とす。內外宮先後尊卑之論、古記實錄を以て、一々理を窮めて考へ見るべし。前にも記しぬれど、かへすがへす得心のため、兩宮の品を推窮めて言ふべしとならば、外宮に豐受大神を何れの時祭ると言へば內宮宇治に御鎭座の後、四百八十餘年過ぎて祭れるなり。何とて祭りたりとなれば、雄略の朝天皇の御夢に、天照大神教諭して宣給ふ、丹波國與佐眞名井に座す我饌都神豐受神を我許に欲ふとある神勅にて、天皇驚き給ひて、俄に山田原に移し奉る。今の外宮是れ也。依て神勅の如く、外宮にて御饌を調備して、每日宇治へ運び備へ奉りたるなり　聖武朝に至て、途中に死穢有りし故、持運ぶことを止られ、外宮に於て、別に御饌殿を建て、內宮朝夕の御饌を、こゝに供し奉る事となれり。勿論先づ內宮神に奉り、次外宮神に奉る。證は延喜式に、度會宮禰宜內人等、依レ例供ニ進、大神宮及度會宮、朝々夕之御饌一と見えたり。今以如レ此、然

位三箇重事、其他國史官牒にいまだ見ざる所なり。續日本紀の兩宮宣命兼良公の說ある由、我いまだ見ず。管見はつる所得と是を聞かん。もし天照大神を地祇とせば、夏野公義解は取るに足らざるや。凡そ地祇を天神へ繰上げ、案下を案上へ昇せらるゝ事は、神階の增進に依て、一概には定むべし。次といへども、內宮を地祇とせらるゝ事、いまだ聞かざる所なり。習合の說は事實を忌み、理說を主とし紛らかして、利を得る學風故、度會氏の說に曰、以二日神一稱レ之、則爲二天神一、爲二無形一、爲二女神一、以二帝祖一稱レ之、則爲二地神一、爲二有形一、爲二男神一と言ふ。然れども天照大神と申すに二つなし。諾冊二尊の御子にて、御女體たる事、神代紀に疑ふところなし。初て天位に卽かせたまひ、百王の祖たり。然るを如レ此女神と云ひ、男神といひ、無形と言ひ、有形といひ、天神と言ひ地祇といふは、誰人の詞にて、何と言ふ書に有レ之やと、證文を推窮れば、度會延佳延經等が、筆記にしるせるは、新奇の說なり。舍人親王の日本紀を證とせんや。度會氏の私說を證とせんや。論ずるに及ばぬことなるを、彼が爲に欺かるゝは何ぞや。彼說は、强て天地、陰陽。日月、水火、有形無形、男女、乾坤、上下、四方、行、八卦に配し、牽合

說空しからずいかん。答て曰はく、先づ天神七代地神五代といふ名目、國史官文にいまだ見ざる所なり。野史雜說の言にて、兩部習合の度會家の私說より起れり。異朝の天皇、地皇、人皇氏といふに倣ひたるものか。習合の書に專ら是をいふ。神皇正統紀にいへる習合の說に據れり。我國史日本紀に神世七代とあれども、天神七代地神五代と言ふ事絕えてなし、淡海公勅撰の神宮令に、天神地祇といへる夏野公の義解に天神者伊勢山城鴨。住吉。出雲國造。齋神等の類是也。地祇者大神。大倭葛木鴨。出雲大汝神等類是也と註せられき。習合にいふ天神七代の神を令には天神といはず、俗に言ふ地神五代神を、令には地祇といはず。義解に謂ふところの伊勢とは、天照大神の儀にて、此を天神と申す。吾勝尊、瓊々杵尊、火々出見尊、葺不合尊を地神と申す事、いまだ見ず。高天原にて、天位に卽き給ふ天皇を地祇と申すべきいはれなし。舊事記さへ、天神本紀に、正哉吾勝尊を擧げて、聊か地祇とすることなし。地祇本紀に、　天照大神を載せず。是を以て、天神地祇の差別を辨ずべし。悠紀、主基の兩殿にて、天神地祇を祭るといへども、悠紀を外宮に比し、主基を內宮に比する事、儀式帳及び延喜式、江家次第、御卽

(九)薰猶。よきにほひわろきにほひ。

せらるゝゆゑ、わざと僉議なく取次なしと見えたり。寛文十年祓銘論の時、大宮司より、內宮へ和談然るべしとて示さるゝ狀も、外宮を國常立尊と思へると見えて、日月兩神、合レ光齊レ德、無上之尊稱、幽邃之奥儀、輙非ニ言語之所一レ覃、奉レ仰ニ二宮一恰兩眼如など言ふ。全篇を考ふれば、關東の明白なる裁判に反して、不直なる事偏に延佳を師とし尊みて彼が爲に蔽はれ、臭名を殘すも、古記實錄に闇きゆゑと見えたり。凡そ世の中に賢者希に小人は多し。正史に據るものはすくなく、僞書を信ずるものは多し。今世大成經の殘篇、得て實の神書と思ひ、尊信する者あり。正史實錄を得る事あたはず、只此外なしと思ひ、國學に疎くして、愚昧の者いかんともする事なし。今五部書を信ずる者も亦同じ。(九)薰猶同じからず、氷炭隔別なりといへども、其眼なきは是非なきか。强て解せしめんとするは害を招くの媒ならん。道不レ同不レ相ニ爲謀一といへる、むべなるかな。

一、或人云ふ、大嘗會の時、由貴主基を、內外宮に准じ、天神七代地神五代を祭らるゝは、國常立尊は天神七代の始、天照大神は、地神五代の始にて、天神を由貴、地神を主基にて祭らるゝ事明らけし。續日本紀兩宮宣命に及び、兼良公の

考索して、(八)欺罔を免るべし。

一、凡そ和漢共に、僞書造言少なからず。佛書に僞經多し。神書にも僞書多き事珍しからず。寛文の比、志摩國伊雜宮祠官等、釋潮音と相議して、先代舊事大成經といふ僞書百卷、二社三宮圖共に板行し、内宮は瓊々杵尊、外宮月讀尊、伊雜は　天照大神の本宮也と天下に流布し畢りぬ。是に於て、内外宮訴ふといへども、公家武家共に大成經を信用せられ、既に伊雜宮の理に成るべく見ゆ。されども天鑒昭々、其虚實明白にして、伊雜宮の祠官におよび、潮音法師が造言顯れ、其板を破り、其書を取上げられ畢ぬ。妖書妖言を造り傳用する者は、遠流せよといふ律例に相違ふと言べし。然れ共いまだ五部書の僞書たるを辨せざる者多し。此れは大宮司祭主共に度會の門弟にして、其僞書のみを信じて、正史實錄と點檢することなく、悟る事あたはざるゆゑなり。延寶八年、兩宮神官より、大成經僞書、破二其板一火二其書一可レ賜の旨訴狀を上ぐ。其時外宮神官等の狀に、外宮の事を、國常立尊と書き込みて出せしかども、内宮に對しての訴狀にあらず。依て内宮の神官等に見せずして達せらるゝゆゑ、内宮方には是を知らず、偏に大神宮司最員

(八)欺罔。あざむくこと。

いへる註に、先拜度會宮、次大神宮次諸宮と板本にあり。彼徒は此文を引て證文とし、先外宮、次內宮、次諸宮の由每々申達す。誰疑ふ事もなく、旣に二條殿下寬永十三年の勘文にも、是を引證とせられ侍りぬ。舊本を以て委曲僉議すれば、先拜度會宮次大神宮之諸宮とある由なり。本文旣に拜二神宮一とありて、其後遙拜諸宮と言へる註ゆゑ、諸宮の內にては、先づ外宮を拜し、次に大神宮の諸宮を遙拜すと言ふ事なり。何を以てか、大神宮を諸宮の內へ入れんや。本文に先拜二神宮一たるとあるに、又大神宮を再び拜せんや。本文と註と熟讀する時は分明なるに、皆麁學にして、精しからざるが致す處なり。元の字を次元の字に書替へて、諸人を欺く其下心の程、盜賊よりも猶いやし。但し彼徒のみにあらず。三代實錄貞觀二年十二月條下に、舊本は橘朝臣永名とあるを、何者の所爲か、卜部宿禰平麻呂と書替へたり。是は平麻呂が官位從五位下丹波介にて、代々一度も神祇伯に任ぜざるゆゑ、平麻呂と書替へ置くときは、從三位神祇伯卜部宿禰平麻呂と見えて、後日の證に備へん爲なり。私に刀筆を加ふる事如レ此紛らかし、人を欺くもあり。又實に誤字錯亂も多きゆゑ六國史及律令格式の書、古家の舊本數多點檢

一、度會氏の佞奸譎詐、秘計陰謀枚擧に遑あらず。其大なるものは。我朝の國史とて、第一支證に備ふる日本書紀の中すら、私に刀筆を加へて、欺誣を稱ふる時は、其他の陰惡誕計至らざる所なし。一を以て萬を知べし。日本紀、垂仁天皇廿五年の註に、取二丁巳年冬十月甲子一テ遷二于伊勢國渡遇宮一といへる所を、日本紀暦考、および日本長暦を以て考ふれば、丁巳年十月には甲子なし。秋九月甲子あり十七日に當る。内宮御鎮日として、今に以て毎歳例幣使あり。舊本には秋九月とありしを、いつの頃何者の所爲か、冬十月と書替へ、五部の書にも、冬十月甲子と記し、符合すと稱して、内宮御鎮座日を紛らし、變改せしめんと巧みしもの也。彼が巧には、九月十六日、外宮御鎮座日故勅使あれども、内宮御鎮座日の十月甲子には勅使もなし。九月十七日、内宮へ勅使あるは、前日外宮へ勅使ありし席に寄らるゝ也と言はん爲に、如レ此國史の內に刀筆を加へ置きたるものと見えたり。左なくして、何ぞ刀筆を加んや。數多の邪曲僞巧有るを以て、是亦彼徒が所爲とはいはずして分明也。

一、又同じく彼徒が僞計なる事あり。延喜大神宮式に、元日の條下遥二拜諸宮一と

ふと見えたり。彼書の中間に、十二詠在別卷年中行事記具也と云ふ文以下、一向に載せざる本あり。或は細字に書て後の附錄の如くしたる本あり。或は大字にして本文に入たるあり。此は後世の書を引用ひたるを恥ぢて、色々と取なやみたるもの也。彼徒が心腹の程、淺ましと言ふべし。內宮年中行事は、八十二代　後鳥羽院建久三年六月三日、大神宮權禰宜兼宮掌大內人正四位下荒木田神主忠仲撰する書なり。彼徒が言ふ世記は、四十代　天武朝大神主御氣撰するとなれば、其間四百二十五年以後の年中行事を、何とて御氣は先知して載せたるぞや。是れを以て考ふるに、建久以後の僞書たる事明けし。

一、御鎭座傳記に、自神武天皇迄開化天皇九帝、歷年六百卅四年と書けり。凡そ　神武已來、文武迄四十二代は淡海公制せられし諡なる由、親長卿記に見えたり。淡海公不比等は四十四代　元正朝也。傳記は廿一代　安康朝阿波羅命承大田命元宣所撰書と言ひながら、後世定むる所の諡をば、何とて先知して記せるか。實は是れ遙々後世に僞作して、作者の名を古代に記せるもの故、所々僞妄顯るゝ事耻しからずや。

のこの藥を竊み、天に登て月宮に入りたりと、事文類聚前集〔並〕錦繡萬花谷に是を載す。勿論（五）作讒にして信ずべからざるよし、先儒是を辨ぜり。まして是は（六）異域の人にして、我朝の神にあらず。自餘猶ほ（七）牽合附會多しといへども、枚擧に暇なし。豈是僞撰にあらずや。外宮禰宜等、是を最極の秘記なりと稱して、祖先の名を穢すことを知らず。誰か是を諱まざるべき。御鎮座本記に、雄略帝の御宇、豐受大神御鎮座ノ日簫篳篥等を鳴し、宴樂せしと記せり。此篳篥の類は、支那の樂器にて、日本の制作にあらず。且つ樂人始めて日本へ來れるは、欽明帝の御宇なり。日本人初て伎樂をならひ覺えしは、推古帝の御宇なり。外宮御遷座は是より百四五十年前也。此時なんぞ簫篳篥と云ものを用ゆべきや。又倭姫世記に景行天皇御宇に、齋宮の寮官十二司ありし由記せり。續日本記曰、天平十八年八月、置二齋宮寮一云々、是寮官の始にして、景行帝より、凡六百年後也。何ぞ景行頃十二司寮官の名あらんやと云へり。宜なる哉。

一、倭姫世記異本數多ある者は、追々添删して、いまだ定らざるにや。作者一人ならば、善ても惡ても其分たるべけれど、後世の僞作にて、讀者心々に刀筆を加

（五）作讒。つくつたそらごと。
（六）異域。外國。
（七）牽合。むりにひきつけてあはせること。

の御宇の人也。本朝位階を制せられしは、四十代　天武天皇の御代なり。御倉在位の時分、何ぞ有位無位の違等あらんや。又酒目抑刀を以て大物忌といへるは、勿論誤れり。大物忌は、童女の職なり。酒目抑刀は、荒木田の先祖にして、女子にあらず。又彼書に保倉神神祇官社内に座すと記せり。官女を置かれしは、三十七代　孝徳天皇の御宇なり。阿波羅波命等、此御宇より二百年前に有て、何ぞ神祇官の名を筆せんや。又彼書に瑞之御殿度汝屋船命御天奇護手言乎以言壽鎮白といふ文あり。此前後の辭ともに、延喜式大殿祭祝詞の文なり。然るに大田命訓傳の文を、延喜式に取用ひたりといふ輩あれども、甚だ文義を知らざる事なり。既に汝屋船命とあり。汝といふは、大殿祭の時、其神に對して宣る語なり。大田訓傳は、何事に依て、汝とは筆すべき。此語延喜式にては相應せり。大田訓傳にては相應せず。是れ大田訓傳の僞作者、延喜式の文を取たるに依て、斯のごとき荒源あらはるゝものなり。具眼の人一度是を見ば、我論誤らざる事を知るべし。又彼書に、豐宇氣姫命、元是天女羿女姮娥月天之紫微宮ヨリ天降と記せり。此事尤も笑ふべし。唐土の羿といふ人、不死の藥を西王母に受け、其妻の姮娥といふも

をさむる意なり。實を以ていふ時、佛法は三十代　欽明の朝渡りし事なれば、皇大神何ぞ此託あらんや。論ずるに及ばぬ事なるを、彼徒は是を助て、三國流通三世に達するの、皇大神ゆゑ、先づ知して託し給ふと云ふ。笑ふべきの甚しきなり。

一、五部書に、後世の事を載せて、時代相違なる事、勝げて計ふべからず。神路記に曰はく彼書に、雄略天皇卽位廿二年、倭姫命礒宮座と書し、其次に于レ時大神主阿波羅波命承レ宣記レ之とし、終りに大神主大佐々命、前大神主彦和志理命、無位御倉物忌酒目押目押刀等五人連署のよしをのせ、且神主飛鳥傳記レ之と書したり。是等ことごとく事實に違へり。阿波良命は、廿一代　安康天皇の御宇の人なり。外宮鎭座は廿二代雄略天皇の御世にして、此時の大神主は大佐々命なり。然るに阿波羅命、外宮御遷座より前に有て、何ぞ外宮の事をのせ、且于レ時大神主阿波羅命記レ之と筆せんや。又彼飛鳥は、二十七代　繼體天皇の時の人なり。佛書の來朝は三十代　欽明天皇の御代なり。殊に阿波羅波、大佐々、彦和志理、御倉酒目押刀等は、飛鳥よりも猶前にして、佛書の名をだにも知るべき時にあらず。何を以て、佛語習合せる哉。又無位の神主御倉といへるは、二十三代　清寧天皇

れ、外宮の徒の五部書及び神祇本源、元々集の主意皆かくの如し。其書全篇を熟復する時は、其意云はずして分明也。もし佛法の息を排斥する義とせば、五部書も棄捐せずんば有るべからず。然者五書の作者、何ぞ如レ此きの文を載せんや。其證いかんとならば、其神託の文、固より僞作にして、寶基本記に載する垂仁朝廿六年丁巳十一月、倭姫宣給ふ由長々しき神託の文を熟讀するに、決して有るべき事にあらず。若しまことに此神託あるときは、日本紀又は内宮儀式帳に載せずんば有るべからず。其載せざるにても、僞託たる事察すべし。且其託宣の中に載たる六色禁忌は、神祇令の文にて、後世定むるところ、五尺の童子も知ことなるを皇大神何ぞ先づ知らずして託し給んや。又奉レ代二皇天一西天眞人以二苦心一誨諭教令レ修レ善隨レ器授レ法以來、大神歸二本居一止二託宣一給といふ。釋迦佛、天照大神に代り、衆生を敎へ給ふゆゑ、本居に歸り給ふといふ義なり。かゝる神託を、右一連の僞託に載する時は、此一句にても、佛の敎を信用せよとの文なれば、何ぞ佛法の息を排斥するの意ならんや。實に 天照大神の神託ならば、佛法を排斥せよと有べき事決焉たれど、此は僞託故、屛は屛藏の意にて、佛法の息を内にかくし

とあたはざるか。皆彼が計中に陥り、天御中主、國常立尊とするに至り、延喜式儀式帳等の實錄に反して、悟る事なきは何ぞや。律に所謂妖書妖言を傳用する者、亦遠流せよといへるは宜なる哉。所謂生二其心一害二其政一に至る。所謂非レ禮勿レ視、非レ禮勿レ聽とのいましめ、實にさる事ぞかし。

一、佛法は、天竺の法にて、倫理を廢する邪道ゆゑ、甚だこれをいみ、釋氏は大神宮の神前へも近付けず、佛と言ふ名をだも忌憚りて、中子と言ひ、經を染帋といふ。七つの忌詞にても察すべし。然るに五部書に、天照大神の神託とて屏二佛法息一と言へるは、佛法を忌さくるの儀にあらず。習合の書なればなり。闕疑抄に、屏の字詳に注す。說き得て尤も中れり。淸在か說是に反するものは、却て屏の字の意にも背き、五部書作者の本意に違へり。多くは屏を排斥の意とするは、一旦快しといへども左にあらず。彼徒は内に佛法をかく(四)屏藏して、本地佛を立てゝ、大日如來と仰ぎ奉る意なれば、何ぞ排斥せんや。其言に曰く、伊弉諾、伊弉冊尊、爲二下化衆生隨順方便一、所二化義一大悲神慮也、又國常立尊は大千世界大道師大梵天王也と申し、表には垂跡の神號を唱へて、神祇を再拜すと言ふ、是

(四)屏藏。かくしをさむること。

一、或人云ふ、兩宮末社に至るまで、其神號を記すもの、五部書にしかじといふ。然れども外宮の神號、豐受大神と云はゞ、實錄と言ふべけれど、天水中主神、國常立尊とし、尸棄大梵天皇、大日如來とし、其外、月大尊、大元神等の神號佛號を以て記す時は、信ずるに足らず。調御倉の神を吉祥天女、軍陀利夜叉神とするときは、末社の神號も正說にあらず。高天原を梵天帝釋四天王の所在と言ふ時は、その傳來する學術、皆習合にして、我朝の國學に異なり、近くは己が奉仕する外宮の神號さへ相違すれば、其餘は見るに足らざる而已。五部の書なく共、其社に於て、神名等の事は、社定の職分ゆゑ、神記舊典あげて計ふべからず。なんぞ五部書の說の誤れるをとらんや。

一、或人云ふ、神書といふもの少きゆゑ、五部書たとへ習合の說ありとも、邪を去り本說を取る時は可ならんか。沙の中より金を選り出すが如く、たとへば虛空藏とあらば、藏の一字を取り用ゐる如く、沙汰する時は、五部書捨ずして可なりといふ。其言理あるに似たりといへども、彼書に外宮を水氣津神、天水中主尊とし、水變成レ天など、色々紛らはしくするゆゑ、先輩哲人といへども、沙汰するこ

さず、剰へ調の御倉に納め、神官の輩さへ、妄に拜見することあたはざる事なるに、際限もなく、加筆せしこそ、不審なれ。又佛語を朱にて消したる本あり。是は佛語を後人の加筆と見て、刪ると言ふ。それにては、前後の文句一貫せず。元來佛語にて仕立てたる書なれば、其儘に差置くべきなり。今新に刪去りては、作者の素意に違ふ。もし一二ヶ所ならば、刪るべけれ共、彼れは佛書を博く學びて面目と覺えたるか。佛語の出所を考ふるに、阿含經、秘藏寶鑰、釋摩訶衍論、優婆塞、華嚴經、菩薩戒經、無上依經、金剛禮懺大日經、天臺法界、壇經次第、唯識論、百法抄、大藏法數、宗鏡錄、釋氏要覽、三寶篇、法苑珠林、大智度論等の文を引きたり、又老子、莊子、列子、左傳、史記其外六經七書等の文字を用ひ、和書は舊事紀、古事記、日本紀以下律令格式の文、古語拾遺令義解及び集解の文延長の風土記、內宮年中行事の文等如レ此後世の書迄、引用ひたれば、決して後世の僞書たること明けし。畢竟佛書同意杜撰のものにて、殊に不學なるものゝ作と見ゆれば、是を相手として論ずるは、却ておとなしからず思へど、惑はるゝ人多ければ、點檢の一助に備ふるのみ。

(二)具眼の士。見識をそなへた人をいふ。

にては、拝見することあたはず、甚秘の書ゆゑ、見る人希也といふ。然らば能親も、六十未滿にて、いまだ拝見せざるゆゑ、是を知らざるか、其社の神官それを知らざるは、いかんと云へば、答ふることあたはず。且つ五部の書に、日本紀等の文句あるは、如何と難ずれば、五部の書の文を、日本紀に載せたるなりと答ふ。調御倉に納めて、其宮の神官さへ、六十未滿にては、拝見あたはぬと言ふ程の秘書を、何とて都鄙に散在して、其文を日本紀に、及び古語拾遺に載せたるやと言へば、答に詞なし。又五部書の中に、佛語あるは、佛者の爲に汚されたりと言ふべし。右の如く堅く秘せしものを、いつの間に佛者は汚して、納置きたるぞやと言へば、赤面す。實は五部の書、皆佛語を以て、造立たる書面、(二)具眼の士は一たび見て欺かるゝ事なし。然るを人を欺くのみならず。難もなき佛者の咎とするは何れぞや。又後世の書を引用ひたる所あるは如何と問へば、後人の加筆也と答ふ。舊事紀、古事記、日本紀等をはじめ、何れの書にても、寫本板本多くして民間に散在すといへども、今に至る迄、一言半句も佛者におよび、後人の加筆もなきに、何とて五部書に限つて加筆せるぞや。殊に禁河の書とて、宮河以外へ出

て、如レ此申傳る事實ならば、神官たる大中臣能親、知らずんば有べからず。能親夢にも知らざるときは、治承五部の書なく、遙に後世の僞作にして、作者の名を上古の人に託せること明けし。但し皇字沙汰文に、外宮方より、往々五部書を引用して、支證に備へんとするを見れば、其前に拵へたるものか。皇字沙汰文は、九十一代、伏見院、永仁四年に、外宮の徒、豐受皇大神と書き、皇字はなきことなるを、僭して稱せし故内宮より訴へ、爭論におよぶ時、互に解狀を捧げたりし其時の證文に備ん爲めに彼徒豫め僞作せしと見えたり。如何となれば、寛文十年、祓銘論の時も、外宮方にて、假に詔刀師沙汰文といふ僞書を造出し、又寶永に十條に及び、東方記を新撰し、人を欺くと聞え侍る。僞書のはかなきは、此彼にて、僞の顯ること少なからず、よく熟察して彼が爲めに欺かるゝことなかれ。

一、五部書上代の書ならば、疾に披露ありて、人々も聞及び、知る人も多かるべきに、左なきは後世の作ゆゑなり。知る人もなければこそ、神官たる大中臣能親さへ、外宮を天御中主、國常立尊といはざるにて知れたりといへば、外宮の徒の云ふ、五部書は調の御倉に納めて、外へ出す事なし。神官といへども、六十未滿

に居て、何ぞ寧じ給はんや。弓削道鏡が、百官の拜賀をうけ、源義滿大上尊號を得て、僣禮をなして悦ぶは小人なればなり。名分の違、弑逆の基、神明の惡むところなれば、豐受神豈悅び給はんや。

一、外宮を、國常立尊と僞ること、後世のことゝ見えたり。東鑑に大中臣能親が狀に、天照大神鎭座より以降、千百餘歲、皇御孫尊、垂迹之後六百餘歲といふ文言を以て考ふれば、天照大神とは、內宮の御事、皇御孫尊とは、外宮を指すと見えたり。神路記に、皇御孫尊は當御齋庭之穗と、神勅ありし神代授受の由緣をもて、皇孫尊といふ時は、豐受の神德も、おのづから含容し、尙ほ秘中の至理存せり。若し、外宮の神を、國常立尊と申し奉ること、神記に分明ならば、神家に生れし能親、何ぞ皇孫尊と筆せんやといへる、宜なる哉。

一、彼徒が說にしては、御鎭座次第記は、廿一代安康之朝、阿波羅波命の撰、御鎭座傳記は、大田命の宣を受けて是も阿波羅波命の撰なりとす。御鎭座本紀は、廿七代繼體朝飛鳥の作、倭姬世記は、四十代天武朝御氣撰、寶基本記は、四十五代聖武朝行基の撰にして皆外宮を以て、國常立尊とす。上古より五部書神宮に在

(ヌ)胡論。あやしきろん。

(ル)濫觴。はじまること。

(ヲ)不豫。心の中で甚だよろこばぬこと。

陽男女の理あるに似たり。然れども其子五人あれば、五行に配すべけれど、二三子或は六七人あらば、如何配すべきや。且つ神代の人も、今日の人も、同じ人なるに今日たとへば、汝は木神、吾は火德と言ふべきや、甚だ(ヌ)胡論なる附會の說にて、信用にあらず。神代紀の書面に、人をもて五行に配すること、いま〳〵しく曾てあらずと示されたり。内外宮を水火に配せん爲に、度會氏より出たる說にて、其源は四大師　兩宮を以て、胎金兩部に配するより(ル)濫觴す。

一、彼徒は外宮御饌津豐受大神を、國常立尊に變改せんとすれ共、國常立は、御饌に關る神にあらず。天照大神の勅は我御饌にあづかる豐受の神を、我許へ欲ふとこそ、御告有りしに、それに反して、他の神を祭る時は、天照大神の素より欲ひ給ふ神慮に背く。豐受神と亦天照大神の召に應じて、遷り座す詮もなく、國常立尊に奪はれ、手を空しくして座す時は、此れ亦神慮に背く事決せり。二神共に其祭を享け給はざるのみにあらず、其(ヲ)不豫の色あらん。神官等が利を貪るために、神名を變ずること、非禮義之より大なるはなし。受受神たとへ、國常立尊に變じて、天照大神の上に立つことを得給ふといふも、臣列なる者の、置位の上

記さずんば有るべからず。又神代紀に、國常立尊亦曰ニ天御中主尊一とも記さず。天御中主尊の下にも、亦曰ニ國常立尊一亦曰ニ御饌都一、亦曰ニ水氣都神一、亦曰ニ天水中主尊一、曰ニ豊受神一とも見へず。況んや大元尊、金剛夜叉神、月天尊、虚空神、倶生神、尸棄大梵王天、大光明遍照如來、過去威音王佛、大毗盧遮那佛、法性自覺尊熾盛大日輪などいふ異名曾て載せず。五部書等にのみ、其異名を言ふものは、信ずるに足らざるなり。

一、内宮天照大神を、日神と申す故、火德神とし、外寶豊受大神を、御饌津神と申すゆえ、水氣都神に附會し、水德の神とす。依て内外寶は、水火の二に配し、水火、日月、陰陽と取て、萬事に此二つを配合して、附會の説を設る事、度會僞作の神道是れ也。天照大神を、日神と稱し奉るといへども、火神と言ふ事、神代紀に是れを見ず。梨木祐之鄉の説に、凡そ神代紀を解するに、抄物等多く五行を以て、人に配す。日神は火德神、月弓尊は、水德、稚日女尊は木德、素盞嗚尊は金德、蛭兒は土俗と言ふ。されども、其餘の神は、五行に配する沙汰なし。諸册命の御子に限て、五行に配するは、二尊を造化の陰陽に配する故なり。夫婦は陰

（セ）史筆。歴史を書くことをいふ。

尊を祭らず。近くは東照宮を日光に祭り給ひ、御當家の御祖神と仰ぎ申すといへども、廣忠公以上を祭り給はず。夫れより以前、社に祭り有りといへども、祖廟と稱せず。山城國六宮に、六孫王經基と祭り、河內國壺井社に、賴信、賴義、義家を祭るといへども、東照宮と日を同うして語るべからず。我朝神代に　天照大神、始めて天位につき給ひ、是れより君臣の道明らかに、百王の祖と仰ぎ奉るゆえ、內宮をもて宗廟とする時は、外に大祖の廟と稱するものなし。何ぞ御饌津神豐受神においてをや。

一、彼徒が常言には、豐受神の異名を、天御中主尊、又國常立尊と稱する由、然れども其證なし。皆私に造言するのみ。如何となれば、凡そ一神異名ある時は、悉く記す。（セ）史筆の定法なり。神代紀に豐斟渟尊の七名、大巳貴命の七名ある如き、悉く擧げたり。たとへ二名三名あるも、亦載せらる。若し豐受神の異名、如此さま〴〵あらば、何ぞ載せざらんや。古事記に、登用宇氣神、是は坐二外宮之度相一者也、次天石戸別神、亦名謂二櫛石窓神一亦謂二豐石窓神一は、別名ある故、如此其別名を擧げたり。豐受神も、天御中主神又國常立尊と申さば、古事記を始め、

（モ）攝家。攝政關白に補せらるゝを先途とする家筋。

延喜神名式に、日本國中天神地祇三千一百三十二座を載すといへども、國常立尊以下惶根尊以上は、人體にあらざるゆゑ、祖廟として祭らるゝ社なく、諾冊以來は、御人體ゆゑ、祭り給ふ事分明なり。山王廿一社、熊野十二所權現の內に、國常立、國狹槌尊等を祭るは、釋氏の輩、我國の故實に闇く、習合の佛意を以てするもの、證とするに足らず。神祇拾遺等の說、宗固すら取らず。何ぞ論ぜんや。

一、本朝天皇の御元祖と申すは、內宮天照皇大神宮のみにて、父母神、伊弉諾、伊弉冊尊すら祖廟とせんや。貞觀元年一品を授けたてまつるごとく、國常立尊兆體ありて、祖先にもせよ、神階を授けて、宗廟とせざる事明けし。古語拾遺に天照大神者、惟レ祖此レ宗、尊無レ二、自餘諸神者、乃子乃臣、孰能抗といふ。名例集律に大社、伊勢大神宮自餘稱中二小社一と祓せられたり。依て加茂、平野以下、天皇を祭るといへども、皆社稷と稱して、宗廟と稱することを得ず。況や、豐受神は人臣なるゆえに、長寛勘文（九條大政大臣伊道公勘文中）に、延喜御記を引きて、有下大神宮與二豐受宮一如君臣之文上豐受宮猶は然り況や餘は皆社稷と申し、臣子の列とす。（モ）攝家の祖神、天兒屋命を、春日社に祭れども、其先與臺產靈以上、天御中主

（ヒ）太極。天地陰陽の分れざる以前萬象理萬物の大根元をいふ。

ば、神武の時立二靈時於鳥見山中一其地號曰二上小野榛原、下小野榛原一。用祭二皇祖天神一にてなければこそ、其沙汰に及ばず。勿論八神殿には、皇祖にてなき神々を祭らるるなれど、國常立尊、祖神にあらずとも祭らるべき道理あらば、神武の朝、先づ祭らるべきことなれども、絶えて其理なきゆゑ祭られざる事明けし。又宮中に天照大神と同じく、日本の大國魂神を祭られしを、崇神朝に至り、皇女渟名城入姫命に託して、今の大和邑に祭り給ふ。延喜神名式に所謂大和國山邊郡大和座大隨魂神社是れ也。此は大年神の兒なれども、皇女を添らるゝ程の尊敬なるに、國常立尊は、宮中にも祭り給はず、崇神以前にも以後にも、其沙汰に及ばずこれは造化の一元氣なるものゆゑ、御先祖と言ふものにあらず。形體なき何ぞ祖廟に祭らんや。然れども祭るべきを、若し祭らざるときは、廣成は古語拾遺に、所遺の第一にも載すべけれど、祭るべきものならば、雄略の朝迄、何ぞ延引せられんや。若し、國常立を大祖として、外宮に祭らるべくば、日本記に載せずんば有るべからず。其載せざるは、大祖の廟にあらざる事明けし。國常立尊は（ヒ）太極或は天帝など言ふに似たり。形なき一元氣に神號を奉つて、是を神にする也。

（ヱ）師賓。師として敬ふ人をいふ。

元氣、國常立尊に至て止む。一書に臣の祖を言ふに、何ぞ造化の始を推すに及ばんや。直に氣化人體の始を擧げて、天御中主尊と言ふのみ。神代記に高天原と、古語拾遺に天中と言ふ。共に蒼天を指すにあらず。大和國高天原の地を言ふ。その中に主宰と成り座す神ゆゑ、天御中主神と申す。文字の義亦能く通ず。聊かも水中主の義にあらず。後に天神と言ふも、天の中主宰の神なればなり。諾冊時代の神人にて、少しは御先輩ゆゑ、（ヌ）師賓の格と言はむが如し。天照大神以前はいまだ君臣の名分なし。然れども後世より言ふときは、天御中主神は、臣下の祖なり。君臣の兩祖といふ事笑ふべし。續日本紀に伊賀都臣、是中臣遠祖　天御中主尊二十世元孫意美佐夜麻之子也と言ひ、姓氏錄に服部連は　天御中主命十一世孫、天御主命之後也と言ふ。皆是れ人體なるゆゑ、何世の孫何某と言ふ。造化より何世と書きたる例なし。

一、彼徒が說には、國常立尊を天神七代の始にて、天子の御先祖と稱し、外宮に祭り、大祖廟と申して、內宮の上に立てんと巧み、五都書に記すといへども、習合の僞說なれば論ずるにたらず、先づ國常立尊を大祖として祭らるべき理なら

(シ)的實。事實でたしかなこと。

知せざる故、度會流の僞說に迷ふ。慥に其根元を識得すべし。夫れ、天御中主尊と言ふは、日本紀神代卷の一書の內の異說にのせて、又曰高天原所生神名曰ニ天御中主尊ニ次　高皇產靈尊次　神皇產靈尊とあり。古語拾遺には、夫開闢元初、伊弉諾伊弉冊二神と書出して、日ノ神、月神、素戔嗚尊を生給ふ事を記し、其次に亦天地割判之初、天中所生之神、名曰ニ天御中主神ニ、其子有ニ三男ニ、長男高皇產靈神、次ニ津速產靈神、次ニ神皇產靈神と記す。其筆力感ずべきことなれど、皆容易に看過す。上段に　天皇の御祖日神の父母神、諸冊の二天、是れ初めて氣化人體なる事を擧げて、面足、惶根以上の造化を取らず。言は畢竟造化の神は、人祖にあらず、事實を以て主とする時は、氣化人體の始より說出すこと(シ)的實にして、寓言にあらず、廣成が學術の實用見るべし。次に臣下の祖　天御中主尊を擧げて、其三男ある事を言ふ。上の章の諸冊と次の章の　天御中主尊と相照して見るべし共に氣化人體の初也。上章にて造化をいはず。何ぞ次章にて造化を言んや。是造化にあらざる事知りぬべし。神代記にても、天皇の祖に人體の始めに、尊を擧げて其先を推す時言べきものなし。故に造化に本づけ、上へ推及して、一氣發生の

（ヌ）頭工家。大工棟梁をいふ。

（ミ）杜撰。よりどころふたしかにて誤多きをいふ。

替遷宮事に、必ず御殿の寺法を二分宛廣くすること、（ヌ）頭工家秘傳故實也といふ。是等にても、其邪曲秘計察すべし。是は畢竟宮殿を漸々大にして、内宮よりも廣大にせん巧みなり。何ぞ是に秘傳故實あらんや。皆私に定むる所なり。是につき、或説に、昔はさこそ小祠にて有けん。漸く二分宛盗み出すといへども、其心にては、二分にては置まじければ、いかほどか大にし、今の如くには成りけらし。大宮司、祭主廉直ならば、私はさせまじけれども、昔より大宮司は、山田邊に居住し、彼徒常に出入媚諂ゆゑ贔負せらるゝこと共、制すべきやうなしとぞ。

一、天御中主尊を彼徒は　天水中主と釋して、水徳に座す、一元水の造化の神なれば、國常立と一神異名にて、國常立尊は君の祖、天ノ御中主は君臣の兩祖とす。是れ聖徳太子の御説也と申し立つるは、習合附會の説にて、釋の慈遍が撰する、神風和記に見えたり。慈遍は吉田兼好が兄弟にして舊事玄義の作者なり。外宮禰宜常良は、舊事玄義の序を書けり。皆同意の兩部習合に、五部の書をはじめ、神皇實錄、神名秘書、神祇本源等、一列の僞書妄撰ゆゑ、神風和記の全篇を見て（ミ）杜撰なるを知べし。天御中主尊は、人體にして造化の神にあらざることを辨

たり。宗因が言は實なり。

一、豊受神と申すは、先づ如何なる神と言ふ事を識得すべし。古事記に所謂和久產巣日ノ神ノ子にて、豊宇介比賣と申す。皇孫瓊々杵尊日向へ降臨の時、供奉の臣列にて、皇孫同殿同床に座す所の　天照大神の御饌を掌り、且つ供奉萬卒兵糧の事迄總裁する職分たること言はずして明らけし。降臨以後丹波に由り所あるか、御暇申請ひ下向し居住し給ふと見えたり。天細女命なども、日向に御供の臣列にて、後は御暇申し、伊勢へ下向し居住する比類なり。

丹後風土記に、天女天降り酒を釀す事を記せるも、食神なれば也。天女とは官女をいふ。同國奈具神社にも祭る同神なり。雄略の朝に至て、神告により、山田が原へ遷し奉りたるのみなり。其跡今に社あり。或人曰はく、山田が原へ遷したる其跡ゆゑ今は小社の列なれども、いまだ遷らざる以前は、宗廟の格に祭らんと言ふ。答へて曰く山田原へ遷してさへ、其砌官幣に預らざるか。養老五年八月初奉ニ官幣一とあれば、宗廟の御會釋は絶えて見えず。日本記　雄略卷に、外宮鎭座のこと、是を載せず。其輕きこと察すべし。爰に笑ふべきことあり。今以て、外宮造

言ふ是れ也。昔は丹波一國なりしが、後に丹後の國を置く故、今は丹後國の内にあり。麻奈爲神社に祭る神は豊宇介比賣なり。名神大にもなし。小社の列也。古より御先祖宗廟の御會釋にあらず。固より　天御中主尊、國常立尊を眞奈爲に祭る事、古記實錄に是を載せず。崇神の御宇、蒼天より天降る、豊受大神のこと是なし。神代以來、豊宇介比賣鎭坐の社也。近代好事者世記を證として、丹波の川森に、内外宮と稱して、兩宮を建立し、造言を構ふるは、所繁昌の爲に土俗の所爲也。白井宗因が神社啓蒙に、與謝宮在二丹後國與佐郡川森一所レ祭元神一座、豊受大神、今祠二内宮一者近代之俗也、雄略以二與佐宮一爲二本宮一今以二山田原一可レ爲二神在元地一と記るせるは宜也。凡そ離宮とて暫鎭座の跡にも祠を建て祭る者、敬の至りにて、山崎離宮八幡の類也。又諸國　伊勢大神宮の神戸御園等のしるしに、神明の祠を建つ。當國郡御園神明祠類是れ也。矧や丹波の與佐宮に、豊受大神久しく鎭座ありし跡なれば、祠を建つるは理なり。然れども、其傍に　内宮の祠を建て、天照大神此所へ遷幸ありて、兩宮竝び立ち給ふ舊跡なりといふは造言なり。後世外宮御師職のものなど、土俗をすゝめ、世記の趣を主張し、建立せしと見え

なきは如何。丹波に限ると言ふは不審にあらずや。是實は神代以來、眞奈井に祭る　豐受神を、雄略朝はからず神告に依て移し奉りたる也。別に天降る　豐受神なし。況や水氣津、天水中主等の附會、爰にあづからざるを好事の姦曲、便佞造言する所分明也。凡そ寺社共に緣起書といふ書の一體あり。(ユ)寓言を交へ、奇怪を主とし、殊勝に書き立つる習なれば、五部書も外宮緣起書と見て可也。其來由を深くせん爲めに、一往丹波へ神幸ありて、其以來の幽契座して如此か、兩宮並び立ち給ふと僞り書きたるもの也。然るを僞と知らずして、國史官文に合せんとおもふは、却て緣起書の一體をしらずとや言べき。北野天神の緣起、近くは三河大樹寺の緣起開運錄に寓言を書きたる皆同日の談也。神祇本源、元々集には、國々遷幸の年月をしるし、三摩耶形の圖、並に佛像迄を書きて、慥なる事に思へとの記錄也。外宮旦那帳の表書に、御伊勢兩大神宮二天八王子諸神諸佛とすれば丹波へ遷幸のことも、豐受神天降り給ふ事も、皆寓言にして一向論ずるにたらざるなり。

一、外宮の神は、丹波の國に座す。延喜神名式に丹後國丹波郡比沼麻奈爲神社と

(ユ)寓言。かこつけごと。

語拾遺に見ゆ。これは別に仔細あり。然るに其事を取り付て附會せし也。扨て彼徒が言ふ　天照大神は丹波より大和へ遷幸故、豊受大神は、天に還り昇り給ひ、其跡に鏡を以て神體とし祝ひ置し、是を丹波眞奈爲神社と言ふなり。此由緣ある故、雄略朝、倭姫へ夢の誨ありて、今の山田原へ移し奉る也と、五部書は勿論、其外彼徒が僞作の書に、ひたと此事のみを書き記し、後世互に支證に備へんとするなり。然れども、天照大神丹波へ神幸の事、並に豊受大神といふ神、虛空より天降りの事、正史實錄に絶えて載せざるゆゑに、實事にあらざること知りぬべし。然ればば彼徒辭を巧にして、造言せし事故、彼書は妖言なること決せり。嘲弄して是を問はん。それほど開闢以來の幽契ならば　天照大神皇居に座すの時、皇居へ天降り給ふべきに、左はなくして、丹波へ遷幸の時、天降とは如何、又笠縫邑に座す時も、天降り給ふべきことなるに、何とて天降給はざるぞ。又其外他國へ遷幸の時も天降り給ふべきに、左はなくて、丹波に限て天降り給ふは如何。又今の　內宮に御鎭座四百八十年の間、離れ座すは如何。幽契は忘れ給へるや。（キ）蒼天より天降り給ふは手間入らざることなれ。今の　內宮へも疾に天降り給べきに、左

（キ）蒼天。あをぞらおほぞら。

悟賜豆即從二丹波國一令二行幸一度會乃山田原下津石根爾宮柱太知立高天原爾知疑高知豆宮定齊仕奉始支、是以御饌殿造奉豆天照座皇大神乃朝大御饌夕乃大御饌乎日別供奉と云ふのみ。然るを彼徒が秘計は、雄略朝倭姫在世と言ふために、まづ倭姫の御夢に誨給ふと作替へ、二所皇大神朝乃大御饌乎日別供奉と作り替へ、天照大神相竝ぶやうに造言せり。實は、豐受大神は　天照大神の御饌を掌るゆゑ、遙々丹波より召寄られたるものを、其實をかくし別に、豐受大神といふ神、虛空より天降り給ひ、天照大神と一所に座したりと造言せる也。それはいつ頃天降り給へるぞと問へば、崇神朝豐鋤入姫命、天照大神を戴き奉りて、先づ丹波國與佐眞名井へ遷幸有、其時虛空より、水氣津神とて、天水中主尊亦名者　國常立尊と申す此神、天降り給ひて、天照大神と並び座す。依て丹波道主及豐宇氣比賣命等、二所皇大神之朝夕御饌を供へ奉りたりとす。其天降る意趣は、開闢以來、水火陰陽日月相離れざる事にて、天に在て日月相双ぶ如く、地に在て　天照大神と豐受大神並び座す事、深き(サ)幽契座すなり。後世、内外宮並び座すは、此因緣也と附會せん爲めに、如斯く作り替へたるなり。元來幽契の沙汰は、猿田彥大神の事にて、古

(サ)幽契。冥々の中にちぎりあること。

本紀にては、倭姫大和の宇多より、近江國に入り、東の方美濃へ廻り、伊勢に至り給ふよし見えたり。漸く一年半ほど歷行し給ふのみ。丹波へ遷幸のこと紀文になし。左こそ存べきことなれ。國史と雜史私記殊に意巧有りて、佞なる輩の作書とは、何れを取り、孰を癈せんや。齒牙を勞するにも足らず。一色僞てさへ棄捐せらるべきに、數件僞あるは論ずるに足らずといふべし。然るに度會淸在が、世記の抄などに、國史と吾が神宮古記と齟齬するもの一にあらず。久代のこと極て辨じ難し。然れども、是亦吾神宮記錄の、國史に先て成るものにして、嘉尙すべきものも亦玆に在る乎。所謂觀ㇾ過斯に知ㇾ仁ものかと言ふは、全く遁辭に非して何ぞや。度會氏の種類は、皆、外宮の社風習ひ性となるゆゑ、變改すべからず。ひたすら附會主張して、私記に誇るのみ。我は國史官文を證として、造言僞書は取らざるなり。

一、五部書に、天照大神丹波へ遷幸と僞し、主意は甚だ秘計あることにて、儀式帳の面を巧に作り替たるものなり。實は、儀式帳に、雄略天皇御夢に、丹波國比治乃眞奈井爾座す我が御饌都の神、止由氣大神乎、我許欲止、誨覺奉支爾時天皇驚

(コ)野史。民間で編述した歷史。
(エ)餘涎。あまりのよだれ。
(テ)推覈。おしかんがへること。
(ア)棟梁臣。朝廷の重立ちたる官人

の人なれば、十代崇神の朝迄、六百歳の壽有りしにや、いと不審に思ひ侍る。竹内の宿禰六朝の天子はつかへしことは、公卿補任にも誌し、日本記にも其理文明にして、三百歳の長壽稀有のこととし、異朝迄も聞えて疑なし。倭姫、天日別命大若子命の長壽、正史官文にいまだ見ざる なり。(コ)野史雜錄に記す所は、倭姫世記を實錄と思ひ、其(エ)餘涎をねぶるもの多し。一犬吠レ虛萬犬傳レ實の謂也。先輩何ぞ(テ)推覈せざるにや。

一、倭姫世記の趣にては、崇神の朝、豐鋤入姫命 天照大神を戴き奉り、丹波國を始め、其外所に歷行し給ふと見ゆれど、日本紀にては、豐鋤入姫命奉仕の間は一度も他州へ遷幸なし。大和國笠縫邑に初より鎭座と見えたり。垂仁の朝、倭姫の時に至て、神を鎭座せん處を求め、始めて笠縫邑を出給へり。其時朝廷(ア)棟梁臣供奉有り、皇大神宮御動座の御事ゆえ至て重く、假初の御事も國史に載せらる。豐鋤入姫の時若し鎭座あらば、國史に載せずんば有るべからず。其載ざるにて、他州へ遷幸なきは分明なり。世記の趣にては、崇神三十九戊より、垂仁廿六丁巳年迄、都合五十六年の間、八ヶ國の内所々歷行し給ふ由記すといへども、日

ば、たとへ毎年一子宛生み給ふとも、卽位十九年か廿年の頃、倭姫生まれ給はなん。廿五年齋宮に立ち給ひ、其翌廿六年內宮鎭座の時、漸く七八歲にも成り給はんか。然るに世記の趣にては、崇神五十八年、倭姫命齋宮に立ち給ひ、國々を歷行し給ふとす。未生以前の倭姫は、如何なる御人ぞや。御母日葉酢媛さへ、いまだ皇后に成り給はざる以前、何とて御出生まし〳〵けるぞ。是を以て考れば、雄略の朝、外宮鎭座之時、倭姫御在世にて、執レ事給まといへるは、薨御なりし倭姫にて、黃泉より歸り玉へるは、崇神の朝には、生れぬ先の倭姫なれば、ともに僞とは知られたり。內宮儀式帳には、內宮鎭座の後、朝廷に歸り給ふと記せり。其後旣に倭姫薨御なればこそ、其次は　景行の皇女五百野姫、其次は　雄略の皇女稚足姫齋宮に立ち給へり。殊に齋宮二人相竝ぶ例いまだ聞かざる所なり。然れば、雄略朝倭姫ましまさぬこと決せり。凡そ實錄と世記と甚だ違ふ者、倭姫のみにあらず。世記には大若子命も、雄略の時、丹波へ使として、豐受神を迎へ奉らしめ給ふと有り。これも十一代垂仁朝の人なれども、廿二代雄略朝にては、五百歲の壽を保てるか。又天日別命を、崇神朝に存命の如く記せり。これは　神武朝

先達て、造二伊勢兩宮一とは何事ぞや。外宮をも　内宮同様に宮造せよとの　神託なりといはん爲め也。皆是れ　外宮遷座以後、後より造る託宣なれば、此彼にて荒涼顯るゝものなり。倭姫五百歳といふは、外宮鎭座のことを掌り、種々神託を宣させ給ふと僞らんためなり。

一、倭姫命世記に、倭姫の薨御の事を記さんよりも、生き給へる事を先に書きてこそ、倭姫命世記とも云ふべきに、左なきは如何といへば、崇神の時、國々歷行し給ふと言ふに、垂仁の朝に生れ給ふと言へば時代合はず。造言の顯るゝが悲しさに知らざる體にて記さざることなり。御母御兄弟のことも載せず、必竟とする所は、丹波へ神幸ありしと僞らん爲に、全國へも數多遷幸ありしと記し、丹波のみにあらず、はる〴〵備後國にて、宮所を求めて廻り給へると僞り。且つ山田が原に、外宮鎭座のことも執行ひ給ひ、神託を得て、宣べると言はん爲めなり。然れども國史官人にて考索すれば、其僞頓て露顯す。日本記垂仁卷を按ずるに、十五年春二月乙卯朔甲子、喚二丹波五女一、納二於掖庭一、第一曰二日葉酢媛一、秋八月壬午朔立二日葉酢媛一爲二皇后一、皇后日葉酢媛命生二三男二女一第四曰二倭姫命一、いふことあれ

百年以前に薨御ありし倭姫を、外宮鎭座の時迄御在世と僞り、外宮鎭座の翌年にありては、もはや入らざるゆゑ、雄略廿三年に、薨御とす。如レ此僞も、兩部習合の神道自由をなす一得にして、皆佛道方便の說、地獄極樂の寓言を作出し、諸人をたぶらかすと同事におぼえたり。皇大神今の宮に到り給ひて、欲レ居ニ是國一との神託、是等は實の神勅にて、國史にも是を載す。疑ところ、それより四百八十年の間、さしたる神託もなかりしに、外宮鎭座の砌、折節神託あるはなに事ぞや。其の神勅何を主として託し給ふと見れば、外宮を內宮とひとしく並べ立つべき結構なり。二所大神ともに託宣あるといふ。二宮一致の趣向と見えたり。實に如此毎度、神託あらば、たとへ國史に載せずとも、內外宮儀式帳に載せずんば有るべからず。其載せざるにても、僞託たること明けし。況や、外宮の爲め宜しき樣に天照皇大神の託宣と稱して、祭レ我者祭ニ豐受一との神勅などは、一入其私言炳焉たり。

垂仁廿六年、內宮鎭座の砌、　今年倭姫詔玉ふ、造レ宮之制柱則高太、板廣厚灑など言て、移ニ日小宮寶基造ニ伊勢兩宮一焉と有るは、外宮いまだ遷座の沙汰もなき比

（フ）規矩のりへうじゆん。

後世不學にして、律令格式の書も見ず、生得愚なる故に、正僞を辨へず、彼が爲に惑はさるゝは、自ら恥べきなり。所謂妖書妖言とは、五部書及び大成經の類をいふ。世人既に大成經の僞書たる事を知れ共、いまだ五部書の僞書たるを知らざるもの多し。國史に及び律令格式を（フ）規矩として、五部書等を見るときは、悉く齟齬して、已が爲にすること顯るゝ故、速に其僞書たることを知るなり。神託の正僞を知るも、已が爲にすることあるは、皆僞託と知るべし。神明の公なる、豈小人の如くならんや。

一、倭姫世命を壽五百歲とする一件にても、其妖言たること分明なれど、皆窮理の力足らざる故、彼が爲に惑されて、實なりとするは何の謂ぞや。凡そ國史等に齋宮の薨御年中日迄は記すことなき故、倭姫の薨日も記錄なきを知て、如何樣に僞作しても、上代のこと、誰咎うるものなしと思ふ、雄略の朝迄、御在世と僞し、其下心は、外官鎭座之時、內官鎭座同意に、倭姫執事給ふと記し、兩宮同樣に並立んが爲に、二所大神宮の神託と稱し、倭姫宣玉ふ由、數多の神託を僞作し、倭姫に負せ參らせたるもの也。神官等が申すと有りては、人の信ぜざるを知て、數

(マ)荷擔。味方すること。

(ケ)巫覡。贋僧みことにせ坊主。

未聞、新儀の濫吹、皆精長が私より出たり。外宮禰宜の輩すら、憤て京師に訴ふといへども、大宮司、祭主(マ)荷擔の事なれば、執奏するものなく、無念といふべきか。是を以て考ふれば、大宮司、外宮禰宜一味して習合を以て、外宮を天御中主よ國常立よと附會し、殊に君寵を得たる釋氏の輩と、力を合せ演說せしめ、縉紳家を靡け、叡聞に達すれば、外宮先たるべき旨、遠くは弘仁前後、近くは慶長慶安の比、宣旨を下し賜ふとみえたり。皆彼徒代に私を構へ、僞書造言を證とし僞れる　神託狂言綺語のたぐひを以て、上を欺くもの(ケ)巫覡贋僧の作業にして大社の神職のすべき事にあらず。何ぞかく淺陋なるや、昔は山王の御輿振、春日の神木とて、巳等が訴訟の叶ざる事あれば、都の內へ振り掛けて、公家を侮りなやまし參らせしも、武家の嚴制に移りては、聊か沙汰に及ざるときは、武家は欺きがたく、公家は欺きやすきと思ふにや。彼が心底の程、惡みても猶餘りあるのみ。

一、淡海公不比等　勅選の律にも、凡造二妖書及妖言一者遠流せよ、傳用以惑レ衆者亦如レ之と記されたるを見れば、公家の法制疎なることなく、其正しきを察すべし

(ヤ)傍若無人。かたはらに人なきが如く無禮にふるまふを云ふ。

となれば、近く寛文十年、祓銘論の時、武家の裁判明白にして、外宮の徒、多年巧みし僞計皆顯はれ、或は追放、或は閉門、理非決然たれども、猶亦公家を欺かんと、訴狀に僞を認め、大宮司も一味し、解狀差添祭主及び傳奏へ達す。其心腹の程思やられ侍る。されど伊勢奉行、桑山丹後守正道の裁判にて、呵責せられし故、彼三十三人連署の怠狀に、罰文を加へて、皆僞なるよし白狀し、詫言申したるを見れば、其卑劣譬ふべきものなし。此も丹後守器量なくば、理非を糺さず、紛らはしくなりぬべきか。彼徒が僞をいふ事珍らしからぬ事なれば、弘仁の比託宣ありしとて、僞託に欺れ、外宮を先としたまひけるにや。彼が計中に陷入られたると言べし。さま〲の謀計なるをや。察し給はぬはいかゞぞや。

一、承應の比、外宮權禰宜出口信濃延佳陽復記といふ妄書を編集して、五部書等を引て、外宮を　國常立尊と記し、(ヤ)傍若無人の大言、習合の理説を以て是をかざり、大宮司精長祭主定長も、延佳が弟子なれば、疑心もなく尊信し、内宮へ隱し、傳奏をもて叡覧に備へ、其賞として、臨時の加階を蒙らしむ。且源弘清等、非職無位無官の者なれ共、同學の好みを以て、五位の榮爵に預かる。前代

元來　內宮の境內に移す事ゆゑ、　外宮の境內とて、別にわかたず。　雄略朝より四百四十餘年の後、　外宮禰宜の懇訴に依て、六十代　醍醐朝に至り、漸々方二里に定らる。事は延長の官府に見えたり。又神寶奉納の多少にても、尊卑厚薄分明なり。延喜式におよび、兩宮神寶調進式目に委曲記せり。其略に曰く、　內宮御太刀廿二柄、　外宮只三柄、　內宮靭廿四腰、　外宮只四腰、　內宮御靭廿枚、　外宮只三枚、　內宮の御弓術鉾楯廿四、　外宮は三、又遷宮祭具用物、外宮は、　內宮の半減也。每年　勅幣等も、　內宮は兩面一匹、錦一匹、綾五匹、外宮は絹五匹也。宣命においては、白紙青紙の差ありて、震筆官調の別あり。夫れ　內宮は、　天皇の宗廟、百王の元祖、　天照大神なり。　外宮は、　內宮の御饌を調進の爲め、丹波より召さるゝところの臣下豐宇介比賣命なれば、君臣の差別ゆゑ、理において、かくの如く厚薄あるべき事なり。然れば、かりにも　外宮を先とすべきいはれなし。適先後の違あるは、習合を以て、國常立尊と申し、成し、上を欺きて爲すところが。僞書造言を王公信じ給へるか。賄賂を以て繕ひたるものか。彼の徒公家は欺きやすきと覺えたるか。尤も憎むに堪へたり。如何

事にて、一旦　外宮先たるべしとの　宣旨有ても、習合拵物ゆゑ、其理なき事なれば、僉議の上又　内宮先たるべしと　宣旨あり。然れば、　外宮先たる事、一概に窮りたる證例とは成しがたき事と見えたり。

一、若し、　外宮を先とすべきいはれある時は　天皇より、御尊敬の程も、　内宮より重き御會釋の筈なれども、其いはれなき故、尊卑厚薄各別なれば、彼是類推して、輕重を察すべし。先づ延喜式は、天下公共之書故、我朝の典故、此書に據らざるはなし。其大神式に記し、　天照大神とす。外宮は第二に度會宮と記し、豊後大神とす。固より、國常立尊と記さず。是のみにても、先後分明に、神號も疑なし。別宮攝社の多少も格別にて、鎮座の時代も、四百八十四年隔り、先後遲速顯然たり。　内宮鎮座の時は、皇女に及び、執政の五大供奉ありて尤も嚴重也。詳に國史官牒にのせたり。　外宮鎮座の時は、皇女に及び執政の臣供奉なし。固より國史にのせず、其輕重知りぬべし。又社の里數を記すにも、　内宮を本宮に立て、　外宮を始め、何れの別宮も、去二大神宮一何里、或は何十何丈と記す。是本宮末社の名分決然たり。境内を論ずるに、内宮は方十里、外宮は方二里とす。

(オ)綸言。天皇のみことのり。
(ク)議奏。政治の善惡を議して奏聞する職。

式日と稱して、　外宮十五日十六日するべきよし、旣に以て　外宮へ　宣旨を下さるといへども、又　内宮の神訴に依て　宣旨改め下され、　内宮は廿五日、外宮は廿七日に遷御ありき。是等一色にても、彼徒が心腹の程思ひやられぬ。但(オ)綸言汗の如し、出て二度かへらずといへども、王威も輕し。又邪佞の上を欺き、神を罔すること、無念といふべきか。但縉紳家も、(ク)議奏の名何處に在りや。倩考ふるに、外宮のみにあらず、余社も同じきか。宣胤記の所見、延德元年吉田山へ　伊勢大神宮御神體寳共に飛遷らせ給ふ由、兼倶密奏ありしに、諸卿一味して奏問し、然も疑もなき眞實の御正體也との　宣旨を賜る。然れども　兩宮より共僞なることを奏して、其事止み畢えぬ。それより、卜部氏伊勢神宮に入る事を禁せらる。是を以て觀れば、度會氏より、　外宮を　國常立尊と奏すれば尤も也とて、誰咎むるものもなく、先たるべしとの　宣旨を賜はりしと見えたり。然れば　宣旨も證と成がたきか。玉海といふ兼實公の記錄に、昨日は蒙リ下可レ討ニ賴朝ヲ一宣旨ヲ上、今日は又預リ二此ノ院宣ニ一、世間之轉變朝務之輕忽、以レ之可二彈指一云々書給へるは、義經を召進すべき旨、院宣有しことを譏り給へり。それと同じ

（ノ）綸旨。みことのり。

一、毎年禁裏より、伊勢例幣使參向、九月十六日は　外宮、内宮は十七日に勤めらる。余月にても十六日　外宮、十七日は　内宮の祭日とす。此は　兩宮鎭座の日を祭日とせらるゝ故、先後の證とせず。朝夕の御饌を備へ奉るも、　内宮を先にし、次に　外宮の神に供すること炳焉たり。遷宮始め何れの神事も、　内宮を先とせらるれば、我を祭らば　豐受を祭れとの　神託皆僞なること分明なり。然ども、外宮方の僞書には、今以て此　神託を主張し、遷宮其外、皆　外宮を先にするは、能きものゝ耻を知らざる厚顔の輩かな。定めて遠國田舍の無學なるものを、欺かん爲めなるべし。

一、兩宮遷宮前後を爭ふこと、古今珍しからずといへども、　外宮を先とする事は一度もなし。古代の年月往々記錄の所見かくれなし。近くは天正年中にも、遷宮の前後を爭ふ時、（ノ）綸旨並殿下傳奏の添狀に、末代に於ても、　内宮先たるべしとの儀なり。然れども、其　綸旨をも不用、慶長年中にも亦　外宮先たる旨僞を以て申し掠めしかされども御詮議の上、　内宮先たるべき由　宣旨を下さる。又慶安二年遷宮の節、外宮の禰宜、京都に於て何なる才覺を致せしか、古法の

(ホ)宣命。神事、改元、大赦、立后、立妨、任大臣などの時の詔命を文にのべ記したるもの

ことあやまりたることや。玄義篇の說用ひがたし。兩宮格別の神なり。朝野群載(ヰ)宣命にも、　內宮には五十鈴河上　天照大神、　外宮には山田原　豐受大神とあり。此　宣命も、　內宮を先に載せたり。三代實錄にも、　伊勢大神宮に及び　豐受宮と記せり。兩宮格別の神なる事明らかなり。弘仁年中、　外宮を先に定めらるゝとあること、いづれの家の私記にあること、信用にならぬ事なり　嵯峨天皇以後、公の記錄ともに、　內宮を先として、　外宮を後とする例とも、前條に載せたるものなりと遊ばされたり。依て新年、大樹の御名代は、　內宮を以て先とせられ、今以て常式となり。人皆知る所なり。是を以て按ずるに、二條殿下は、其比在京の儒者に命ぜられしに、國學に疎き輩正僞を辨せずして、勘文の章を認め、差上たるにや。弘仁前後も思ひやられ侍る。林道春も、　初め神社考を選する日は、五部の書によりて、　外宮を　國常立命と記せしは、　外官を先とする意なるべし。寬永十三年の頃、是に反するものは、學熟して先非を改るものか。我も亦初め五部の書を信ず。晩年其僞書たる事を悟りて改るときは、同日の談といふべし。但神社考は林家の門人等が草稿にや。詳に答問に辨じ。畢りぬ。

（ウ）刀筆。もと竹簡に文字をしるしたる小刀、轉じて文字をかきしるすにいふ。

集又は私に（ウ）刀筆を加ふる延喜式等の說に據り給ふ由、勘文に見えたり。其旨江戸へ達せられ、大樹の思食ありやと　勅問ありし故、江戸に於て、儒臣等に命ぜられ、本朝古記實錄の上、內宮が先たるべしと思召さるゝの旨、阿部對馬守重次を以て、　勅答に及ばれ畢ぬ。其御勘文は、林道春草案にて、林家年譜にも見えたり。其略に曰、　天照大相依二託宣一神事には、外宮を先とし、內宮を後とす。亦　嵯峨天皇の時の　外宮を先と相立らるゝのよし、何れも一概に定りたる證據には成べからず。延喜式神祇編述の次第にも、內宮を先とし外宮を後とす。其上　內宮の禰宜は七位に准し、　外宮の禰宜は八位に准ず。禰宜の位も　內宮は一級たかく、末社も神職のものも、　外宮より　內宮方多く載せたり。同祝詞式に、祈年神嘗等の祝詞も、　內宮を先とし、　外宮を後とす。又奉幣使　外宮へ立つ時も、　內宮の禰宜、　外宮に來て萬掌ると是なり。正親町院御宇、公家武家僉議相窮り、　內宮の遷座を先に執行はる。其時の　宣下にも、往昔の神蹤に任せ、　內宮理運たる旨是あれば、　內宮先たる先例多きと聞え候、當家雨度の造替遷宮にも異儀なく、　內宮を先に執行む。　天照大神は二宮通稱と有る

(ネ)佛舍利。佛骨

(チ)釋氏。釋迦のこと、從て佛教をいふ。

(ラ)大樹家公。德川將軍家をいふ。(ム)傳奏衆。禁裏にて武家よりの奏聞を傳達する職。

神を穢し、君に近付く時は、政に害有り。忓忌避べきは異瑞也。

一、昔日四大師の勢盛なることは、筆に盡し難し、傳教弘法寵を得て、國政を蔑如せし時、社例も皆失ひ果てぬ。諸國の大社へ、(ネ)佛舍利を奉納せられ、神宮寺を建て添へ、本地佛を立て、社僧を任じ、僧數百口をして、大般若經を轉讀せしむるに至る。若しいなむものあれば、違勅の罪を科す。且つ山城國へ遷都を催し、比叡山を開て、山王廿一社を營み、國常立、國狹槌尊等を祭る。如レ此我國の神故に闇くして、我意に任せ、天皇を欺き神佛を混亂す。行敎法師は、八幡を男山に遷して、宇佐使を替ゆる程の勢なれば、此時外宮神官等、かの佛者へ一味して、習合を以て外宮を國常立尊と稱して、上に立てんと巧みし事も有レにや、知るべからず。(ナ)釋氏のために、一たび惑さるゝ時は、國家の典禮濫れざることとなし。皆是れ聖武帝以來の過なり。

一、寛永十三年、(ラ)大樹家公より、(ム)傳奏衆へ仰せ遣され、内外宮は、何れを先と遊ばさるゝやと御尋付て、叡慮を窺ひければ、二條殿下へ勅問有りし時、外宮を先とせらるゝよし、勅答に及ばる。此れは五部書、神祇本源、元々

(ツ)託宣。神靈の人にかゝりて其の意をのたまふこと

などゝ奏しける事も知るべからず。王公卿大夫へも、同じく談せられなば、たれか疑ふものもなし、皆從ふなるべし。弘仁前後の比より、佛者の言、兩部習合附會の說に欺れ給ひて、外宮を先とせられし事も有しにや。

一、嵯峨天皇前後の時代を考るに、僞れる　神託流布せしにや、弘仁、寶龜、大同の頃、神の(ツ)託宣を檢察すべきよし、大政官府の文類聚三代格に見えたり。聖武天皇の御宇、佛法を信じ給ふ故、行基法師、　天照大神の神託と稱し、東大寺を建立し、御本地佛を立るに起て、道鏡法師　孝謙天皇の寵を得て、宇佐八幡の神託と稱し、男山へ遷し、日々託宣の多き事を、八卷の書に載せて、猶ほ餘りあり。習合の神道僞託を以て、自由をなすこと、正直を守る神官等の及ぶ所にあらず。是において、外宮の徒羨慕ひ、かしこく立廻り、四大師及び其他の佛者に與し、習合を以て、僞託を構へ、始めて君を欺き諸人を靡け、外宮をして、內宮の上に立に立てんとする勢ひを得たり。是れ皆習合の一得僞託の妙用、是に勝る事なしと思ひ、彌々僞りを以て先とし、耻とせず、遂に　外宮の習風と成り、後世に至て、益々僞書を作爲して、尙又支證に備へんとす。佛者神に近づく時は、

（ソ）稱美。ほめること。

也。御名　豐宇介比賣命と申す故、　豐受大神と稱し。豐は（ソ）稱美の詞、受は食の古語にて、食饌、膳、何れもケと訓ず。然れば水氣の義にあらざれば、天御中主、國常立、月神にあらず。固より食神を社稷神と祝ひ祭る時は、其巧奠にして、其尊貴言語の及ぶ所にあらず。依て、皇御孫瓊々杵尊を配享す。皇孫尊へ、天照大神の勅に、當レ御ニ齊庭召穗一とあり。天下の稻穀を統御座す時は、豐受大神と同德故、同殿に祭らる。社稷の大本、國家の供基にして、朝廷の祭奠は、皆是れ四海泰平、五穀豐饒を祈るより外なし。依て宗廟、內宮に繼いで尊敬せらる。五月麻呂は、能く其尊貴たるを知る故、隱すことなく記しぬ。然るに後世、度會氏神故に闇く、其尊貴たるをしらざるか、食神といへば、厨屋の庖丁人のやうにおもひ、其名を忌みて、神號を改めんと欲す。行基以來、佛者の公家を欺き、兩部習合を以て、己が私を遂ぐるありさまを羨み、漸々秘計陰謀を企て、四大師達へ取入り習合の理說を以て、高ごゑに說き上げつゝ附會を專とす。大師達は、天皇の御尊敬ゆゑ、直奏多き中に、外宮は國常立尊にして、天神七代の始なれば、　天照大神も祭我祭　豐受との神勅あり。然れば　內宮より先にし給ふべし

多くの神領ありて、其外國々に、神田、神戸、御厨等、寄附の田地多き故、兩宮の神官等、卑劣なる志は有まじけれども、中古亂世以來、漸々神領も落て、諸國の貢物も勤めざるゆゑ恒産なく恒心なくして、非禮を行ふに至り、後世は旦方の助力を得て、活計とするより、交利を爭ひて、僞を巧出せしものなれば、哀むべきことなれど、神を罔し、君を欺くに至ては、人たるの道にあらず。たとひ(レ)溝壑に縊れ死すとも、かゝる淺ましき事はすまじきにや。

一、桓武天皇延暦廿三年、兩宮禰宜に　勅有りて、儀式帳一巻づゝ、撰びて奏上せし時、外宮禰宜度會神主祖五月麻呂は、少も僞はらず、　雄略天皇の時、　天照大神の御告に、丹波國與謝の眞奈井に座す我　御饌都神、豐受大神を、我許に欲す　神勅有りて、天皇驚き賜ひて、丹波より今の山田原へ移し奉り、御饌殿を建て、　天照大神の朝夕の御饌を調備し、毎日　内宮へ持運び供ふと、有りの儘に記し置きぬ。此書は　勅撰といひ、實録といひ、古より是を證文に備ふ。是に反するものは、僞と見て曾て是をとらず。此を　外宮の因て起るところ本證文と立て、他説を破すべし。御饌都神と申す本説は、御膳を主る神と申す儀にて、職名

(レ)溝壑。みぞ。

（ヨ）梵天帝釋。印度の神の名、梵天は能生萬物の主をいひ、帝釋は三十三天の主をいふ。

（タ）妖書妖言。あやしき書物言語。

受大神とも申すは、豊葦原中國の主、天御中主尊の德なり。受は皇孫尊の讓を受け給へる名なり。依て豊受と申す。又　天御中主尊は高天原の主なり。高天原は（ヨ）梵天帝釋の神、次神祇本源に、金剛界、大日根本、天上虚空、無垢、大光明遍照如來、過去威音王佛、是名ニ　天御中主尊一亦名ニ　豊受皇大神一とあり。又內宮は、御人體の日神、外宮は造化の日神也。其證據は、神祇本源に、五大日輪、圓滿寶鏡、眞相如五輪中基常住三世、淨妙法身、大毗盧遮那佛。亦名ヶニ法性自覺尊ト一。亦ニ名熾盛大日輪ト一也とあり。又日理者法界、一如、一如者眞正、覺正覺者、心柱者心王。心王者大日、大日者、今　兩宮是也と記せり。皆是れ外宮を大日と申す證據にて、兩宮一致なれば、外宮も　天照大神と言ふ義也と答ふ。如レ此名分を害し紊ること、是より甚しきはなし。神祇本源の文、實は皆僞にて、（タ）妖書妖言なるもの、彼の徒が利心より巧出せし事なれば、是を助長するものは、內宮へ對して、不忠不敬といふべし。すべて僞書は、彼方と詞の違ふにて、虚實は知られ侍る。能々彼の徒が僞書造言を熟讀して、其肺肝を察すべきなり。

一、神宮雜例集、神鳳抄に見えたる如く、上代は神領三郡八郡とて、勢州の內、

しろにすること。

やせん。歎息せずば有るべからず。明君賢相あらば、名分を糺し、舊に復し給はんか。彼の徒が陰謀秘計その罪誅を容れず。是をしのぶときは、父と君とを弑すといふとも、何の憚る處有りてせざらんや。

一、內宮は、天照大神と申して、國史官文の所見、疑べきもの無し。外宮の事は、國史に載らざるをうれひ、外宮祠官等代々己が家にて、數多くの僞書を作爲して、互に支證に備へんとすれども、盜人の證據に立つと同じく、僞書を以て、僞書の證文とするもの、誰か信んぜんや。其名分正しからず、紛らかしぬる其僞巧、五部の書及び、神祇本源の趣、內宮は日神ゆゑ火德とし、外宮は月神とし水德とす。月神ならば、月讀尊かと問へば、月天尊とて、造化の月神と答ふ。又月ならば、日神より卑きかと問へば、水氣津神とて、水神ゆゑ、天一水を生じ、水變じて天となる。依て、天水中主の神と申して、天水中主命と答ふ。且君臣の兩祖にして、國常立尊と一體なり。故に造化の日の神より上にて、　天照大神より尊貴最上の大祖也とも、又、虛空神とも申す。亦天地と倶に生る故、目生神とも申す。水德の神故、稻水より生じて、續命元術を爲す。依て、御饌都神とも申す。亦、豊

(カ)蔑如。ないが

雅集にも入られたるなるべし。尤も、和歌の手本とはすべし。事實の支證には備ふるにたらず。古今集の序に、僧正遍照は、歌のさまは得たるも、實すくなしと言へり。定家卿も僧正遍照が歌をもて、歌のさまを得たるとす。然れども、順徳院の禁秘御抄の御詞もあれば、品にはよるべけれど、證文には取りかたかるべし。度會氏の人は、皆大師流の學風にて、内外宮を胎金兩部に習合し、水火日月陰陽に配當すれば、二宮一光の意を詠ぜる歌なり。實に證とせば、阿波羅命飛鳥御氣などの撰といふ五部の書は、朝棟が歌よりも證とすべけれども、其五部の書すら、僉議の上是をとらず。矧や彼の歌をや。朝棟は、九十一代伏見院の永仁時代、外宮祠官にて、皇字沙汰文、外宮連署の一人なれば、其比歌をも詠じ出せしも知るべからず。親房卿を始め、度會家行、常良、釋慈遍、釋虎關など、同時代ゆゑ、兩部習合の最中なれば、二宮一光の造言を、彌々主張せんための歌と見えたり。其本を推究れば、天照の字を奪ひ、二宮一光と稱し、名分をそこなふものなり。宣哉、政をするに、名を正すを以て先とし給ふことや。宗廟社稷の名分紊るゝときは、(カ)蔑如するゆゑ、神其祭を享け給はず。おのづから、王道の衰に成り

國司より、外宮のものへ制せらるゝといへども、承引せざる故、國司發向せられ山田中退治ありし。外宮社人謀反の棟梁村山掃部武則、戰ひ負けて宮中に入り、正殿に火を放ち、瑞垣の内艮の角にて切腹す。此時己等が奉仕する、外宮殿舍、悉く炎燒、山田の在家迄も皆烏有となる。又寛永十年の比も、外宮の徒兩宮一致と申成し、宮川にて、内宮への參詣人を押し留る故に、又爭論に及べり。遂に内宮理運の旨決して止むかくの如く、幾度も利を爭ふ。其卑劣言ふべきやうなし。

一、或人云ふ、度會朝棟が歌に、「かた(ル)棪の千木は内外に替れ共誓ひは同じ伊勢の神垣」と讀める歌を、勅撰の風雅集に載せられたる上は、内宮より何と言とも、二宮一光疑なし。是れ其證歌たり如何。答へて曰はく、和歌は志し内に動いて詞にあらはるゝ者にして、情實優長なるを宜しとするが、代々の勅撰は歌の體宜しきを撰み載せられて、和歌の道の(ヲ)規矩とせらるるといへども、國史などの如く、事跡を明め、正僞を糺して、治國平天下の助とするの書にあらず。神祇も(ワ)釋敎も我が情の起る所を詠じたるものなれば、度會朝棟がよめる片棪の歌も、外宮祠官相應の志にて、而も一首の體、歌人の風にかなひたるによつて、風

(ル)カタソギノ千木。今神社ノ屋根ノ左右ノ端ニ用フル長キ材ナリ、其梢ノ一角テ殺グ、故ニ片ソギトイフ、内宮ハ内角ヲソギ、外宮ハ外角ヲソグ、共ニ風穴ヲ明ク。

(ヲ)規矩。のり。

(ワ)釋敎。佛敎。

申立て、日月は同じく天を照し座す道理なりと附會して、天照は二宮の通稱と親房卿の元々集にあるよし、證文に引くといへども、其始は、外宮禰宜家行神主が神祇本源に、天照大神は、二宮之通稱也と、始めて書出せしなり。親房卿は家行神主より、神祇本源を宿覽して、元々集に書き轉せられたるものなり。今は親房を以て、支證に備へんとす、其意賤むべし。畢竟己がつかへまつる、豐受大神を天御中主神に替へ、又、國常立尊と申し、又は、天照大神に變ぜんと欲する所、二心と言べきか。豐受大神の神慮のほど如何ぞや。寛文の比、志摩國伊雜神官己が奉仕の伊射波登美命及び、玉柱屋姫命を廢し、天照大神に變じて、繁榮を奪はんため、僞書大成經を作爲せしと同罪にして、惡むべく賤むべきものか。外宮も伊雜も、同じく、天照大神元御本宮也と稱する時は、假令ば近江國梅木村根元和中散根本和中散など、互に利を貪り、爭ひ稱するが如し。似物の僻に牽合附會し、文飾甚だ多し。至て淺ましきことにあらずや。

一、文明十七年二月十三日、外宮の徒山田岡本といふ所へ番屋を建て、內宮への參詣人を押し留め、初穗幣料を掠取りし故、內宮より、伊勢國司北畠家へ訴へ、

然るに多く、外宮の書類のみを見て、内宮の記録を見ず。是大なるあやまりなり。寛文十年、兩宮の輩對決し、公庭において、正僞相分れし上は、假令、外宮方を贔屓におもふとも、彼の徒が僞は蔽ふべからず。垂加翁の教の如く、初入舊染をはなれ、心服善なるときは、佞奸の方へは與すべからず。其席へ出に信濃延佳倭姬世記を持出すといへども、分明に讀むことあたはず實は僞書たることを、正に識るゆゑなり。依て稻葉美濃守殿手に取て一覽の上、豐受皇大神とある處を見ては、是は、外宮にて作りたるものとて、證據とせられず。老中有司の輩、豈文盲ならんや。武威の嚴格なるは、彼柔弱に異なり。聊か犯し侮るべからず。遂に正道の裁判を以て、外宮方僞作の書は、世記に限らず、詔刀師沙汰文も棄捐せられ畢んぬ。

一、外宮方にては、僞作の書を能々考ふれば、五部書を始め、神祇本源其外數多の妄撰僞書に、天照坐二所皇大神宮と書記し、又、天照豐受皇大神と書す。其下心は、外宮を天照と言はん爲なり。元來、外宮には、天照の字も皇の字もなきなるを、强て、外宮へ奪ひ取らんとす。内宮を日の神と申すに付き、外宮は月神と

へしらべること。

（ク）監膓。はじめ

（ヌ）肺肝。心底。

事のものは、古書になきことを、私に文言を僞作して傳る故、信用しがたきもの少なからず。たとへば、履中天皇の時、中臣祓を誦みて六蹄狐妖をまぬがれし事、類聚國史にあるよし、長々と文句を僞作し、又吉田兼好を大臣家にて賞美せられし事、園大曆にあるよし、數ヶ條文句を僞作して抄物等に書き載する類甚だ多し。五部書に古記に曰はく、神託に曰はくなど書たるも、皆人を誣るなり。

一、外宮神官等、僞書を編集し、造言を巧出す。其（リ）濫觴を將ぬるに、行基以來、秘計の志企てたると見えたり。彼の徒が佞奸邪妄なるは、近く寛文十年、兩宮祓銘論にても、彼の（ヌ）肺肝を見るが如し。外宮を有りのまゝに、豐受大神と祓銘に記しては、諸人社稷の神の尊貴たる事を知らざる故、祈禱の初穗も減じ、旦方も皆内宮へ屬かんことをうれひ、利欲の私意より巧出し、天照兩皇太神宮と祓の銘に誌し、諸方へ賦りしゆへ、内宮の神官點止がたく、關東へ訴へ、評定所において、御老中諸役人列座にて、兩宮神官等對決の上、外宮方、僞巧せし造言顯れ、神官等を追放、或は閉門せり。其時の記錄、祓銘論と名付け、一卷づゝ、兩宮に有り。合せ考ふれば、正僞明白に見ゆ。何事も片言のみにては決しがたし。

（ヘ）虛誕妖妄。うそいつはりであやしくみだりなこと

（ト）胎金兩部。眞言の胎藏界金剛界の兩部をいふ。

（チ）考索。かんが

なし。士農工商、おの〳〵其職分を守る、是れ則ち神道なり。依て日本紀神代の卷を始め、我朝の國史は、天皇の御系圖といはんが如し。故に歴代皇統の傳來事實を以て講習し、虛誕妖妄の說は取りもちゐず。亦國史官牒の外に、新說を立るは、僞書造言と號く。天下公行の書に反するは、私家の臆說造言にして、信ずるに足らず。然るに世既に澆季に及び、神官等附會の說を以て、君を欺き、神を誣ひ聊か改むる志なきもの、君子の恥るところ、神明の惡むところなり。吁、愼むべきかな。

一、我朝、欽明天皇の御宇に佛法渡り、聖武天皇佛に淫し、行基法師、內外宮を（ト）胎金兩部に習合せしより以來、桓武天皇の御宇に至り、傳敎、弘法、慈覺、知證此輩、天台眞言の秘密を以て、神道に附會し、神代兩卷を理說に取り、佛說を以て高ごゑに講じ、五百餘卷に書き顯し。大師流と號け、秘密奧義と稱す。元來日本紀は國史ゆへ、隱す事なく、皆事實分明なることなるに、後世は理說に流れ、傳受の事のやうに成りゆき、國學の大道をわすれ、本意を失ふに至る。是の故に、神書を悉くあつめて、（チ）考索に備ふれば、正僞分明にして、疑なし。好

伊勢兩宮辨

一、抑伊勢內外宮の差隔なることを知らんと欲せば、兩宮の舊記を求めて、國史、官牒と(イ)校讐し、其(ロ)紕謬を訂し、撰者の心術、邪正を察し、吾に偏僻なく、審に(ハ)窮理研覈するときは自から分明なり。神家者流、多くは初入の學習にしたがひ、舊染の汚れ去りがたく、謬と知りながら、(ニ)遁辭を設るもの少なからず。垂加翁もと佛を改めて儒に入り、儒より又神學を尊信せられしは、過ちを改むるに吝ならずと言ふべし。今其流を汲んで學ぶ者は、日夜推覈して造言附會を去り、正しきに歸するときは、垂加翁の神靈もさこそ悅びたまはんか。我常に志すところ斯にあるのみ。依ておもふ、有增を左に筆するものなり。

一、凡神道とて、別に道を立ることなし。外に道を立れば、(ニ)異端なり。神道は、是れ我國神代以來、日神の道にて、四海に(ホ)瀰淪し、自然と行はれて、今に至るまで、君臣父子夫婦の三綱正しき國なれば、外に道あるにあらず。天皇は祭政を專とし、明德を六合に施し給ひ、臣下は安を受けて、王事を勤むるより外

(イ)校讐。かんがへしらぶること。
(ロ)紕謬。あやまり。
(ハ)窮理研覈。理をきはめてしらべかんがふる。
(ニ)遁辭。にげことば。
(ニ)異端。正道にはづれたよこしまの教。
(ホ)瀰淪。ひろがりしみこむこと。

伊勢兩宮辨

吾が先生、先に宗廟社稷答問二卷を撰して、以て兩宮の差異を辨ず。然るに初學の士、其國字ならざるを憾む者あり。請ふて止まず。輙ち先生翰を走らし、復た此編を著して以て授く。唯に初學の士をして通曉し易からしむるのみにあらず。先編の楷梯亦豈に親切にして著明ならざらんや。故に二書文異なりと雖も、更互縯繹、詳略相因り、偏廢すべからず。先生垂加翁の虛心眼善の敎に順つて、實錄を窮めて之を訂正すること必ず年あり。其れ此れ是に彼れ非なることを識るときは、則ち垂加翁の遺緒を續ぎ、能く其正に復し、且つ翁をして彼の書に陷らしめざることを爲すと謂ふ可きなり。是に於て先生の文理密察にして、性度恢弘なることを見るに足れり。先生とは、我が張州恭軒主人なり。吁神學に於けるや、敢て其右に出づる者無し。今の世に當つて、先生を舍いて其れ誰ぞや。吾黨の小子、先生と稱する者は、唯先生のみ。

寛保壬戌之春二月

藤原邦正謹書

に私し、世の害をかへり見ざるは、仁の心にあらじ。とくものし給ひねといひうながせば、汝が言の葉も理なりとて、漸にうけがひ給ひぬ。故このふみのなりしことのよしを、巻の後にしるすにこそ。

天保四ツのとし春三月十一日

直道謹識

（九）こりずまに。こりずに。

そは、みな、官の名にて、現身の神にておはしましゝなり。思ひ得たることも多かれど。既く木にのぼせぬれば、おくれの奥書にもかいつけがたく、いかで其意をあかさんとおもひまどひぬるを、猶は（九）こりずまにうながすやとて、うけがひ給はねば、をのれ言かへして、いへらく、そは、かしこくこそおもひ侍れ。さはいへ、まだきに、ものし給ひぬればこそ、天が下、既く、かのひがことなるをも知りつるなれ。たとひ、わづかに、かんなたがひ、ふみでたがひのありしとも、そは、わが輩の校正のたらざるなり。さばかりに、心をなわづらはし給ひそ。宋の朱文公は、あしびきの山の端なる雲の谷間にまし〳〵て、あまたの書を作らせ給れど、さきつふみにあかぬことありしはさておき、おもひ得給へることゞもをば、つぎ〳〵の書にしるさせ給ひにき。そは、その説の、さきに、あとに、異なるも多かるにて知るべし。こは私をわすれ、義のまゝにする君子のみこゝろにて、いともめでたきわざになんありける。吾大人も、これにならひ給はんには、おくれたりとて何かはあらん。いせ人のひがことせしも、かの流れをくみつる故なり。そのにごりをうちきよめずては、ひがごとも、また、おこりなん。ふみなりて、家

(六)かんなたがひ　假名ちがひ。
(七)ふみでたがひ　筆たがひ。かきちがひ。
(八)言擧。言語に言ふこと。

せて、眞淵の水をも、その流れのすゑ〴〵をも、うちきよめ給ひねと、そゝのかせば、いなとよ、汝輩がうながして、さきつ書にもあかぬことのみ多きぞかし。(六)かんなたがひ、(七)ふみでたがひも、すくなからず。まだきに木にのぼせつれば、てにをはのもとすゑかなはずて、言の葉の花のはなやかならぬは、さらにもいはず、既さとり得たる說だにも、あらためがたくなんありける。淸御原の、いときよかりし川島の皇子達の御書は、まだきにかくれて、などことのはのはしのはしがきにしるしぬれども、そは山の井のあさきさとりにて、深く考れば、奈良の御代まで傳はれる徵もありき。また、神代には、道てふ(八)言擧もなかりしといふにこたえて、たとひ道ちふ言擧はあらじとも道ちふことは、なからずやはと、ことのはのはじたなく、いひもてぬれど、よく考れば、味耜高彦根の命も、ともがきの道との給ひ、神日本磐余彦の尊も、天の道とのり給ひしたぐひ、道早振神の御代よりぞ、道ちふ言あげはありける。又、日本書紀に、木の神を木の祖としるし給ひしによりて、木の神、火の神、土の神、金の神、水の神、穀の神は、みな、隱身の神にてましますらめと、思ひしこゝろの底深くおもひめぐらせば、

學の明かならざること職として是れ之による。又、悲しからずや。是れ此の辨あるところなり。此に引きたる條の下つかたに、震旦の文學を刺りて益なしといひ、筆法もなきことなりと云ひ、佛を罵りて人を殺すと云ふとも報ゐはなき事なりといへる類、種々の（十八）邪説ありといへども、皆、餘りに道理に背きたる事どもなれば、童子の輩をして讀ましむるとも、皆よく其罪を知るべし。故に辨此に及ばざるなり。

國意考辨妄後序

伊勢人の（一）ひがごとせるは、（二）級長戸の風のふきはらひ、天津みひかりなす三つのをしへも、いよ〳〵行はれぬれば、めでたき大御代の風俗も、ます〳〵（三）清清しくなりゆくめり。さはいへ、水鳥の加茂の眞淵の水はすみもやらず、その濁りをくむ人の世におほかるを、吾大人の（四）慨然おぼして此書をばものし給へりき。かく清き大御代に露ばかりのにごりをしもおくべきかは。とく（五）本にのぼ

（十八）邪説。邪惡の説。

（一）ひがごと。理にあたらぬあやまりをいふ。
（二）級長戸の風。風の神の名。
（三）清々し。清いこと。
（四）慨然。うれひなげくこと。
（五）本にのぼせて版にする、即ち書物にすること。

孟軻氏の言にして莊周も又之をいへり。是れは世の中には、常に人事と天事とありて混じ易き故に、天事と人事とを別ちて述べられしにて、卽ち我が爲すにあらなくて、自然と出來るを天と謂ふと云ふ事なり。自然を以て天とするには非ず。翁、此義を知らず、無爲にして成るを天と云ふ上は、道は取も直さず自然なりと心得違ひせられたるものなり。去ればこそ自然に任せなば、人も鳥獸の如く母子相通じ兄弟相犯すべきを、聖人出で鳥獸には異なりとて別に定をせられたりしなり。自然の儘に任せなば、取も直さず天道なるべきを、自然に逆ひて別に其定をするは反て天地の心に戾りたるものなりとは思はれしより。是れ天道をも辨へざるにあらずや。若し、自然に任せて鳥獸の如くなるが天道ならば、伊弉諾尊、天照大御神、何とて朋友の道(日本紀神代の下卷味耜高彥根神の御言)夫婦の道(日本紀景行天皇の御卷弟媛の言)を定め己が母を犯せる罪、己が子を犯せる罪云々(中臣國津罪の段)の禁をば設させ給ひしぞや。是れも天道に背きたりとやせん、應神天皇儒道を弘めて人倫の道を敷き給ひしも天道に背きたりとやせん。翁は世に國學の祖とて貴ばるゝ男なるに、國意をも知らず、道をも辨へざること斯くの如し。國

二柱の御兄弟にて在さぬこと彰々として著明ならずや。清めるものは登りて天となり、濁れるものは降りて地となる、さありて後、神は化生し給ふなり。日本紀に由る時は、第一代を國常立尊とし、第二代を國挾槌尊とし、第三代を豐斟渟尊とし、第四代を泥土煮尊沙土煮尊とせり。第三代豐斟渟尊まで男神のみ在て女神とては化生さず、女神の成出給ひしは四代にて御座す、砂土煮尊を始とするなり。是れ男神は先に化生て女神は後に成出給ひしなり。男神は先に化生給ひしを以て兄に等し、女神は後に成出給ひしを以て妹に等し。此理あるを以て神代には女男を貴んで背子と云ひ、男女を親みて妹と云ふ。背子とは兄なり、妹とはいもうとなり。然ありて後、妻は夫を貴んで背子と云ひ、夫君と云ひ、夫は妻を親みて妹と云へる風俗とはなれり。故に、伊弉諾尊も伊弉册尊を呼んで妹とはの給ひしなり。御兄弟にて在す故に妹との給ひしにはあらじ。翁かゝる道理を辨へず、二柱は御兄弟にて在すと心得たがひせられたる故に、人の本を云はゞ兄弟より別れけんとはいへり。愚と云ふに餘りあり。翁の國學斯の如し。況んや漢學に於てをや。何ぞ與に論ずるに足らんや。爲す事無くして成る、之を天と謂ふとは

云ふ。人既に明德あり、何ぞ鳥獸蟲魚の如くならんや。惻隱の心とて、惻れみ隱みて不便がる心は是れ仁の端なり。羞惡の心とて、羞惡の志ありて恥しう思ふは是れ義の端なり。恭敬の心とて我が容を正しくして、謙り能く人を敬ふ心は是れ禮の端なり。是非の心とて善を是とし惡を非とし、正しきを是とし邪を非とする心は是れ智の端なりと孟軻氏も曰ひ置かれたり。今の世の中を觀るに、一文不智の業といへども、皆此の四端の善心ありし事を知るべし。苟くも是非の心ありて正しきを是とせば、何ぞ母子相犯し、兄弟相通じ、叔姪相交ることをせんや。羞惡の心ありて羞惡の志興らんには、何ぞ禽獸蟲魚に等しき行ひあらんや。是を以て之を推す時は、形化の始にも母子相通じ、兄弟相犯し、叔姪相交る事をば爲さじ。必ず異姓の他人と交り通じて形化の世となりしものなり。何ぞ必ずしも兄弟より別れしと云はんや。人民既に數多なる時は、豐葦原の人民も萬億を以て數ふべきなり。何ぞ唯だ伊弉諾尊伊弉冊尊二柱のみならんや。此の二柱の神は靑橿城根尊の子なりといへるは、日本紀の經文にはあらじかし。そは類聚國史を見ても知るべし。一書には沫蕩尊伊弉諾尊を生むとのみありて、伊弉冊尊のことは云はず、是にて

然を別に定をするは反りて天地の心に戻れるものなりと云へるは、天道をも辨へず、人道をも知らず、和漢の書籍にも渉らざる妄言にて、卑論邪說此上やあるべき。固より以て口舌に掛くるに足らずといへども、若し此の邪說を信向する輩も有るときは、皆是れ人中の鳥獸蟲魚なるべきなり。孰か之を歎かざらんや。孰か之を惡まざらんや。我れ今之を辨じて四方の君子の心を慰むるなり。皇祖神伊弉諸尊、此の豐葦原を開かせ給ひしとき、旣に人民は數多ありしぞかし。されば伊弉諸尊も現蒼生とはの給ひつれ、(舊事紀陰陽本紀日本紀神代上卷)草は品數多きものなれば、品數多きをくさ〴〵といへるは上津世の言なり。是に由て之を觀れば、皇祖神の御代より人民數多ありつる故に人をも人民といへるなるべし。是にて皇國にても、氣化の時より人民數多ありしを知るべし。書經にも「惟れ天民を生じて欲あり主なければ則ち亂る」といへり。此の文章の意を味ひなば、震旦にても氣化の時より、人民甚だ多かりしことを曉るべし。人民旣に多き時は、他人も又數多あるべきなり。何ぞ唯だ母子兄弟のみならんや。夫れ人は萬物の靈にて、天地中和の氣を受けて生るゝ者なり。故に自ら天理の善心を具足せり。之を明德と

(十七)獺。かはをそ(川獺)のこと、獸の名、水邊に棲みて魚を食とす。

三枝の禮有りといへども、父母を親しみ弟を愛することを聞かず、白日に母子相通じ、兄弟相犯し、叔姪相交れども聊かも羞づる色なし。何ぞよく人に及ばんや。鳩猶ほ然り、況んや其他の鳥獸蟲魚に於てをや。何ぞ是れを論ずるに足らんや。(十七)獺魚を祭ることありと云ふとも、父母を敬ひ兄を貴ぶ事を聞かず、母子相通じ、兄弟相犯し、叔姪相交る、何ぞ能く人に及ばんや。獺猶ほ然り、況んや其他の鳥獸蟲魚に於てをや。何ぞ是れを論ずるに足らんや。夫れ人は天地と參なり、故に天地と人と是れを三才と云ふ、中和を致して天地位し、萬物育はるといはずや。是れ人には天地を資け萬物を育ふの手段あり、是を以て天地と竝び立つて三才と成るなり。人は中位に居て上は天德に及び、下は地德に達するものなり。故に俯さず、仰がず。禽獸蟲魚は皆な俯して匍匐ひす。何ぞ能く人に及ばんや。是にて書經に、人は萬物の靈と云ひ、聖人も天地の性、人を貴しとすとの給ひ置かれたる旨をも知るべきなり。翁、斯る道理を辨へず、人も鳥獸も同じく天地の間に生じたる蟲にて、人は鳥獸より惡しきものなりといはれしは何事ぞや。我れ之を愚人とやいはん。見識なしとやいはん。翁又、人の本をいはゞ兄弟より別れけん、

（十六）明徴。明らかなる證據。

も、證據なくては人を喩すべき便なき故、偏く舊事紀、日本紀、古語拾遺などに載せたる衆說を考ふるに確乎たる（十六）明徴ありて、悉く考へ正す事を得たり。其の大略は、級長戸の風にも記しつれば此には漏し侍り、舜何人ぞ我何人ぞ、舜も人なり我も人なりといへるは、志ある人の言ぞかし、翁、人に生れて、人は鳥獸より惡しき者なりといはれしは愚人とやいはん、見識なしとやいはん、其方樣の人々よ、耳を峙て慥かに聞け、鸚鵡よく言へども飛鳥を離れず、猩々能く言へども禽獸を離れずとは、身に禮義を行ふこと能はざる故ならずや、鸚鵡猩々の能く人を爲し、麒麟鳳凰の邈かに其類を出たるも、學問と云ふことなければ、目に聖經を見ること能はず、耳に聖教を聞くこと能はず、口に仁義を言ふことあたはず、母子相通じ、兄弟相犯し、叔姪相交る、なんぞ能く人に及ばんや。斯る名譽の鳥獸猶ほ然り、況んや其他の鳥獸蟲魚に於てをや。何ぞ之を論ずるに足らんや、鳥に反哺の孝ありと云ふとも、父母を敬ひ兄を貴ぶ事を聞かず、白日に母子相通じ、兄弟相犯し、叔姪相交れども、聊かも羞る色なし、何ぞよく人に及ばんや。鳥猶ほ然り、況んや其他の鳥獸蟲魚に於てをや。何ぞ是れを論ずるに足らんや。鳩に

通じ、後、又、其の女子と通じたる罪を云ふ。之を罪とするは如何と云ふに、先きに其女子の母と通じたれば、其女子の母は是れ妻に等し。母、妻にひとしければ、子も、又、子に等し。然るに、又、其の女子とも通じたれば、取も直さず、子を犯したるなり。是れ正しく親子の名を亂しぬれば、其罪いと輕からざるなり。故に之を罪と云ふ。子と母と犯せる罪とあるも之に準へて知るべし。是れ密かに交り通じたるなれば、親子の名ありと云へども人知れぬ事なり。然れども自ら之を罪とし、神も惡ませ給ふこと中臣にいへるが如し。況んや陽に母よ子よ兄よ妹よ叔よ姪よと呼ぶは、淺からぬ緣しにして、天道の御定なるをや。若し之を犯すことあらば、其罪何ぞ輕しとせんや。是に由て之を觀れば、別腹の兄弟は更にもいはず、養母養子繼の兄弟子婦聟と交り通じ、緣の叔姪婚姻するなどは、皆天津宮の御政には甚だ禁じ給ふ處なり。故に皇祖神玉矛の道を以て此の豐葦原を開かせ給ひしより、瓊々岐尊天が下を治め給ひし御代までは、禽獸の行ひに等しきことはなかりしなり。神書に、適、兄弟交て子を生み別腹の兄弟、婚姻せしことを載せたる條も見ゆれども、皆な是れ傳來の誤にて取るにも足らぬ事なり。されど

（十五）息滅。無くする。

おかすもの丶多きぞ。

夫れ同姓を娶らずと云ふは、周の世に立てたる禮なれば、唐虞の御代にはなき事なり。されば堯帝も姫宮を以て一族たりし大舜には妻せ給ひしなり。皇國の往昔、天照大御神、天つ宮の御政にも一族の婚姻するをば忌ませ給はず、是れ皇國の法とすべき事なれば、皇國に於ては族どち婚姻するとも、非禮にあらず非義にあらず、何ぞ之を鳥獸と同じといはんや。母子相犯し兄弟相通じ、叔姪婚姻するをこそ禽獸の行ひともいはめ、されば、震旦の往古は更にもいはず、天竺の古にも、皇國の上津世にも甚だ忌ませ給ふところなり。四十二章經にも、釋尊弟子に敎へて、其の老者をば母の如く、長者をば姉の如く、稚者をば子のごとく想ひて度脫のこゝろを生じ、惡念を（十五）息滅せよとの給ひし由を記せり。是にて、天竺の古にも、母子相通じ、兄弟相犯し、叔姪の婚姻するをば深く忌みしことを知るべし。中臣の詞にも己が母を犯せる罪、己が子を犯せる罪、母と子と犯せる罪、子と母と犯せる罪と見えたり。母として其子に通じ、子として其母を犯さば、是れ禽獸なれば、固より罪とするに論なし、母と子と犯せる罪とは先きに其の女子の母と

又、人を鳥獸にことなりといふは、人の方にて、我ほめにいひて、外をあなどるものにて、また唐人のくせなり。四方の國をえびすといやしめて、其言の通らぬがごとし。凡そ天地の際に生きとし生けるものは、みな蟲らずや。それが中に、人のみ、いかで貴く、人のみ、いかなることあるにや。唐にては、萬物の靈とかいひて、いと人を貴めるを、おのれがおもふに、人は萬物のあしきものとかいふべき。いかにとなれば、天地日月のかはらぬまゝに、鳥も、獸も、魚も、草木も、古のごとくならざるはなし。是なまじひに知るてふことのありて、おのが用ひ侍るより、たがひの間に、さま／＼のあしき心の出來て、終に世もみだしぬ。又、治れるがうちにも、かたみにあざむきをなすぞかし。もし、天が下に、一人二人物しることあらむ時は、よきことあるべきを、人皆智あれば、いかなることも、あひうちとなりて、終に用なきなり。今、鳥獸の目よりは、人こそわろけれ、かれに似ることなかれと、をしへぬべきものなり。されば、人のもとをいはゞ、兄弟より別れけむ。然るを、別に定をするは、天地にそむけるものなり。みよ／＼、さることを、

與に論ずるに足らずといへども、今ま近く譬ひを取つて之を喩さん、夫れ、人の家、數代、養生の良藥を藏むるものあらんに、其の主人能く先祖の敎を守りて、旦暮これを嘗むる時は、皆、百歳を壽くべし。若し、主人、愚かにして、これを服せざる時は、必ず、短命なるべきなり。是れ藥の良藥にあらざるにはあらず、主人、愚かにして用ひざるが故ならずや。震旦に儒道あるは、其家に良藥あるが如し、亂れたる世も多かりしは、主人愚にして用ひざるが故なり。皇國にて儒道を貴び給ふは、其家の良藥を他の家に請うて之を藏むるが如し。亂れたる世もありつるは、徒に其の良藥たる事を知りて之を藏むれども、主人敢て嘗めざるなり。何ぞ之を儒道の尤なりとせんや。夫れ有道の家は必ず興り無道の國は必ず亡ぶることは、和漢の史類に彰々たり。學問するほどの人は皆之を知るべし。翁は史志に渉らざりし故、其の惡言斯の如し、何ぞ與に論ずるに足らんや。

或人の云、むかし此國には、やからうからを妻とし、鳥け物と同じかりしを、唐國の道わたりて、さることも必し侍るがごとく、萬、儒によりてよくなりぬと。おのれ是を聞いて大に笑へるを云々の條(略)

（十四）天神地祇。天の神、地の神。

若波羅蜜多は卽ち觀世音菩薩の躬行じ給ふところにして、三世の諸佛の依り給ふところなり。佛法の大事此上やあるべき。然るに、智慧を賴むことかくの如し、是れ佛法にて智慧を貴ぶ一つの證據なり。普門品に五觀を說き給ひし中にも、廣大智慧の觀あり、是れ佛法にて智慧を貴ぶ二つの證據なり、方便品に唯だ一乘の法あり、二なく又三なしと說き給へり。傳敎大師之れに註して、一佛乘は涅槃なりとの給へり。涅槃は卽ち彼岸なり、是れは佛法の一貫なれば、上もなき大事なるに、智慧の德に非ざれば是に到り難きこと前に云へるが如し。是れ佛法にて智慧を貴ぶ三つの證據なり。貴ぶ時は必ず人にも示すものなり。是れ佛法にては人に智慧づく事を悦ぶより。何ぞ佛法にて人の心の愚になると云ふことあらんや。又君は天が下愚ならねば榮えまさぬものなりといへるは、取も直さず秦の李斯が民を愚にするといはれたる意にて、以ての外の邪說なり。其の勢ひ必ず書を焚き儒を坑にするにも至りなん。畏しき翁ならずや。斯る男の身終るまで天下の政に與らざりしは（十四）天神地祇の儒佛を護らせ給ふところなるべし。又、儒の道は、其國を亂すのみならず、此をさへかくなし侍りぬといはれしは、例の惡言なれば

す〴〵儒の道こそ其國をみだすのみならず、こゝさへかくなし侍りぬ。
觀自在菩薩深般若波羅蜜多を行じ給ふ時、五蘊皆空と照見して一切の苦厄を度し給ふ、觀自在菩薩は卽ち觀世音菩薩にておはしますなり。そは普門品に自在神が在して、此の娑婆世界にあそび給ふとあるにても知るべし。般若此には智慧と云ふ、孟子も是非の心は智の端なりとの給ひつれば、善惡邪正を知りて明かに是非するは智なり。すでに善惡邪正を知るといへども、惡を捨て善に移り邪を避け正しきに歸するは容易ならぬことなり。よく手段を運らして速に惡を去りて善を行ひ、忽ちに邪を離れて正しきを守るは慧なり。波羅蜜此には到彼岸といふ、卽ち彼岸に到るといふ義なり。生死に繫がれて惑ひ多きを此岸とし、生死を離れて大安樂なるを彼岸とす。彼岸は卽ち涅槃なり。涅槃此には圓寂と云ふ、障盡くさゝることなきを寂と云ひ、德そなはらざることなきを圓と云ふ、圓寂なるときは、人欲の私淨らかに盡きて、本然の道心見れ、正しく覺つて空觀を得る故に、生死を離れて大安樂なり。是れ卽ち彼岸にして是れ卽ち涅槃なり、佛も予が法は筏の如しとの給ひ置かれたれば、佛法は此岸より彼岸に渡すの法なりと知るべし。般

めに、已むことを得ず紂王を伐れて天下を有ちたるなれば、弑逆の名をも免れ難き筈なれども、天下人心の歸するところ、卽ち天意なれば其の顯名を失はず、これ武王の德なりと譽めたる文意なり。若し子細なくこれを譽めば、德聖人たりとか、聲名中國に洋溢すとか、顯名天下に傳ふとか書くべきところなり。然るに一戎衣のことをいへるは、其賞する內にも尙ほ十分のことゝ思はざる意味を知らしむる文意ならずや。これ聖孫も武王を以て慊としたまはざるなり。後世の儒家蘇東坡唐荊川は陽に是れを論じ、朱文公には陰に其意を示し給へり。然らば、武王の事ありといへども、何ぞ儒道の尤なりとせん。又、何ぞ翁を待て發揮する所ならんや。

或人は佛のことをわろしといへど、ひとの心のおろかになり行くなれば、君は、天が下の人の、おろかにならねば、さかえたまはぬものにて侍り。さらば、佛のことは、大なるわざはひは侍らぬなり。◎凡そ世の中は、あら山荒野の有か、自ら道の出來るがごとく、こゝも自ら神代の道のひろごりて、おのづから國につけたる道のさかえは、皇いよ〱さかえまさんものを。かへ

(十三)一戎衣して天下を有ち。戰つて天下を取り。

し德と記し給ひしをや。湯王桀を放ち給ひしと云ふも、大舜象を放つの類にして、吏を置き其貢稅を納れしむれば流罪の類にはあらじ。是れをしも德に慙づることありと記して、周書に於ては何とも記し給はず、君を放つすら猶ほ慙づることあり、況んや躬ら是れを弑するをや。若し仲虺之誥の例に由て之を記さば、豈に唯だ德に慙づることありとするのみならんや。然るに、聖人こゝに及ばざるものは、春秋の法、國惡を云ふことを忌む故なり。況んや聖人の事まつりし魯の君は、武王の弟たる周公旦の御子孫にてましますをや。筆を下すこと能はざる道理なり。昭公を禮を知れりとのたまひて、咎められ給ひしなど思ひ合すべし。聖人、數ば孤竹の二賢を賞めて武王の事をば譽め給はず、舜の樂を賞しては善美を盡くせりと云ひ、武王の樂を謂ひては善を盡さずといへり。又、論語泰伯の篇に、堯舜禹を竝べ賞せられしかども、武王をば賞め給はず、是れ聖人も武王を以て慊とし給はざるにあらずや。中庸大舜の德と武王の德と竝べ擧げたるところにも、大舜には德聖人たりと云ひ、武王には之をいはず、(十三)一戎衣して天下を有ち身天下の顯名を失はずと記せり、武王の一戎衣はその好むところに非ざれども、天下生民の爲

て測られざるが如く、德は雲の偏く覆うて遺すことなきが如し。子として孝道を行ひ給ひしは、天下の人の子たる者の則となり、父として慈の道を行ひ給ひしは、天下の人の父たる者の則となり、君として仁道を行ひ給ひしは、天下の人の君たる者の則となり、君として敬を行ひ給ひしは、天下の人の臣たる者の則となり、天下を三分にして二つを有ちつれども、身終るまで殷の紂王に服事へたまひにき。然らば則ち所謂致誠にして勉めずして中り、思はずして得るものにて、生知安行の大聖人にて渡らせ給ふものなり。四海の人民、是れになづきたるは、其の大德を慕へばなり。何ぞ殷のわろきによりて人を懐けたりといはんや。武王、殷を討ち給ひしことは、固より孤竹の兄弟洙泗の聖も皆慊しとし給はざる所なれば、聖孫を始めまゐらせて、儒家にも是れを論じたる事甚だ多し。何ぞ翁が始めて心附きたることならんや。又、何ぞ儒家の尤なりとせんや。それ、孤竹の二賢、武王を以て暴とし、周の粟を食はずといふて首陽山に餓死す、是れ武王を以て慊とせざるに非ずや。(十二)尚書に、禹王の征伐、啓の征伐、成湯の征伐を記したる文章を味ひ見よ、湯王の德既に衰へたることを知るべし。況んや、仲虺之誥に、惟有レ慙

(十二)尚書。書經なり。

これにても堯舜の御代には、四海の内皆善人となりて、賢人君子甚だ多かりしを知るべし。何比レ屋可レ封とある文を虚言なりとし、勸化の口さきらのみといひて嘲る事をせんや。彼心意聖人を惡む故に、斯る惡言をば出せしなれ。我れ何ぞ之を惡まんや。

周の文王とやらむは、ひとかたをたもちたるに、よらせずば、身のわざはひと成るべけれ。紂王のわろきによりて、中々に、人をなづけなどせしは、さることと也。武王の時、紂をうちしを、ことわりあるいくさとやらんいへど、伯夷・叔齊がいさめしとかいふを、孔子てふひとも、よき人とのたまひしとか。さらば、武王をいかにいはん。まことに義ならば、紂の後をも立つべきを、それが末を、韓などへ放しやりて、など、みづからの子うまごにゆづりけむ。◎さて、周公、政をとりて、殷の諸侯を、四十餘りほろぼしけむこと、孟子てふ文にみゆ。此の四十あまりの侯、みな、わろ人にあらむか。周公にあだなふまゝに、しひてほろぼせしとしるべし。

文王、何ぞ當るべけんや。仁は天の萬物を生育するが如く、智は鬼神の通明にし

（十一）彰々。あきらかなること。

畿内の人民は、各其徳を照明にして言行自ら則あり、萬國の人民は其風俗に移り五典の敎に從ひ、夫婦別あり、父子親あり、長幼序あり、君臣義あり、朋友信ありて人倫皆和合せり。是によりて衆民大に變化して、善に進み正しきに歸し、四海の內、皆善人となりし也。然らば則ち唐・堯・虞・舜の御代には、天下皆善人となりて、賢人君子甚だ多かりし事（十一）彰々として著明ならずや。賢人君子甚だ多かりしを以て、一國一村の內にも軒を比べて賢人を出せしことあり。これを比レ屋可レ封と云ふ。前漢書王莽が傳に、明聖の世には國に賢人多し。故に唐虞の時には比レ屋可レ封といへるは是なり。既に賢人なるときは、邑にも國にも封じて其民を治めしむべきなり。故に封ずべしといへり。天下の民、皆封ずべしと云ふ事にはあらじ。たとひ瞽叟鯀が如き不善人一人二人ありと云ふとも、何ぞ之を虚言なりとし、勸化の口さきらのみなりといはんや。大舜の父たる瞽叟も弟たる象も、皆不善人なりしかども、大舜の大徳に化せられて大惡をば犯さゞりき。そは堯典に烝烝として乂て姦に格らざらしむとあるにても知るべし。大舜四惡を誅し給ひし事は舜典に見えたれども、堯舜の御代に刑罰の行はれしは、唯だ此の四惡のみなり。

(九)俊德。明德。大德。
(十)黎民。衆民。人民。

ち是れ大堯にも等しき大聖人なり。何ぞ惡しき手本を出せしといはんや。然るを、かくの如くいひて罵るものは、無學文盲にして史志に渉らざりし故なり。豈に與に堯舜を論ずるに足らんや。

又、孟子とかいひけむ人は、堯・舜の民は、家をならべて封ずべしといへり。是をおもふに、舜の父は、めくらものとかいふは、子のよきを見知らぬ故にや。こは堯の民、舜の父なれど、いかで封ずべき人ならむ。舜の後を禹といふ、此父は、わろき人にて、遠き國にながしつるとか。こは舜の民にて、禹の父なるに、また封じがたき人ならずや。然らば、孟子も、今の世にいふ、勸化の口さきらのみなりけりと。云々

尙書の堯典にも克く(九)俊德を明かにして九族を親しみ九族既に睦く百姓を平章せしむ、百姓照明にして萬邦を協和せしむ。(十)黎民於變時雍といへり。是に由て之を觀れば、大堯自ら其の生まれ得給ひし善心を養ひ明かにして、人欲を抑へ道心の儘にし給ひければ、言行皆道に合ひて普く天下の則とならせ給ふ。近きものは見て之を學び、遠きものは聞て之に和す、こゝを以て親族は相親み相和ぎ、御

（八）不肖。親に肖ず愚かなるもの。

公に從ひ給ふなれば、卽ち、是れ天地にて、取も直さず、玉矛の道なり。假ひ皇祖神復興り給ひて聞召給ふとも、何ぞ是れを非なりとせんや。又舜の如き賤しき者に讓られし故に、其後は賤しき奴もあらぬ望を起し、下として上を犯し、臣として君を弑し、國をも天下をも奪ひしこと多し。これ堯あしき手本を出せし故と思はれしも愚かなり。大堯何ぞ筋もなきものに御位を讓らせ給はんや。大舜は正しく天子の御末にして、正しく御一族なれば、大堯、若し、子孫なき時は、御世をも繼しめ給ふべき家柄なり。丹朱、（八）不肖なれば、ありてもなきが如し。故に、之を讓らせ給ふなり。震旦の人は誰れにても、皆是れを知るべし。さることありしとて、何ぞ賤しき奴も、あらぬ望みを起すといふことのあらんや。夫れ下として上を犯し、臣として君を弑するは、皆、人欲の私にして、我身の爲をのみ思ふ者なり。故に一人も其の奪ひぬる國を以て、子孫に讓らざるはなし。堯は其子の不肖に讓らずして、一族の聖賢に與へ給ふ、是れ人情の私を捨て天理の公に任せ給ふなれば、卽ち是れ天道なり。天道を則として行ひ給ふを以て、上下の分明にして君、臣の義正しく、天下萬世の手本とならせ給ふ、若し之を爲る者あらば、則

翁は史記を讀まずや、五帝本紀なる帝舜と云ふ條に虞舜は名を重華と云ふ、重華の父を瞽叟と云ふ、瞽叟の父を橋牛と云ふと云々とて精しく記せり。橋牛は帝顓頊の玄孫なれば、大舜は正しく是れ天子の御末にして、正しく是れ大堯の一族なり。當時、民間にありと云ふとも、何ぞ之れを賤まんや。（日本紀繼體天皇の御卷など考へ合すべし）況んや、德既に聖人たるをや。是に讓り給ふとも孰か之を非なりとせんや。然りといへども丹朱は御子なれば親しくして貴し、舜は一族にして民間にあれば疏くして賤し。疏をして親しきに越え、賤をして貴きに越えしむれば、人情和せざる者なり。故に大堯も妄りに讓らせ給はず、四岳の勸むるによりて先づ之を擧げ用ひ給ふなり。既に皇女娥皇女英を妻したまひつれども、輕輕しく御位をば讓らせ給はず、諸の難事を以て數年試み給ふに、實に聖人にてましませば舜は是れ聖賢なり、丹朱は是れ不肖なり、天下を以て聖賢に讓れば天下の利となり、不肖に讓れば天下の害となる、朕若し丹朱に讓らば、丹朱一人疾ひて天下盡く悅びなん、如ず舜に讓らんにはとて、始めて天位を讓らせ給ひしなり。是れ御子に讓りたく思召さるゝ人欲の私を捨て、天下を仁みたまふ天理の

（七）四海の內。一國のうち。國中。

皇子達を顧給ふに、開闢の世を治め人民を敎へ導き（七）四海の內を安ずるは神聖にあらざれ能はざる事なり。姫宮にては在せども大日靈貴は實の神聖なる上皇子達の姉にさへおはすればとて、天位を讓らせ給へり。之を天照大御神と崇め奉れり。弟にてはおはすれ共素盞嗚尊は男神にて在せば、女に位を越られしを身の上の凶事と心得、歎き哀み悶へ惑ひて父の尊の敎をも忘れ依し給へる職をしも勤めず、人民を夭折にするに至れり。これ凶事ありしによりて犯したる罪なれば凶棄を出す事の本なり。又其罪によりて遠き根の國にやらはれつるが姉宮の取成にて、父の尊の御心も和らぎ、高天原に止まりますこととはなりぬ。其後、姉宮天照大御神此尊の御子忍穗耳尊を養ひ御子とし給ひしかば、吉事なれば心嬉しみ惰り慢みて此より素盞嗚尊の所爲甚惡云々といへる條に記せるが如き罪を犯し給ふ、是れ吉事ありしによりて犯せる罪なれば吉棄を出させ給ふ事の本なり。此尊高天原をやらはれ給ふまでは、善行在事を聞かざるなり。若し翁のいへるが如く善行にすぎたるを吉棄とせば、此尊吉棄を出させ給ふは何の謂ひぞや。是にて翁の妄說なることを曉るべし。又舜の賤に讓りたりとて大堯を難ぜられしこと心得ず、

憫み給ふ事は全く同じ、忝きことにあらずや。贖物は罪人刑るゝ代に出すものあれば不淨なりとて、人皆、之を嫌ひ棄てものにするなり。故に贖物を棄ともいへりしなり。さて、人の性は善なるものなれば、妄に惡事をなすものにあらずといへども、心偏りて平ならざる時は、道を失ひ罪を犯すものぞかし。故に皇祖神伊弉諾尊、躬偏る事を忌て眞中の道を示し給へり。さりながら嬉しきにつき哀しきにつき偏るは、凡夫の心のならひなれば、神代の正しき風俗にも間罪を犯す者ありと見えたり。吉事あれば嬉しみ喜び、偏る故に悶へ惑ひて道を失ひ、罪を犯すに至る。是れ凶事ありしによりて犯したる罪なれば、其の贖物をば凶棄ものとするなり。されば舊事紀にも吉棄凶棄と書て、吉凶の字をば用ひられしなり。翁此義を辨へず、善行に過ぎて大堯の舜に讓らせ給ひし例の如くなるを吉棄ものとすといはれしは愚なるにあらずや。昔在素盞嗚尊高天原に在て祓をし給ひし時、手の爪を以て手端の吉棄とし、足の爪を以て足端の凶棄とし給ひし由神祇本紀にも記たまへり。此尊は何とて斯る贖物をば出させ給ひつるぞや。謹で考ふるに皇祖神伊弉諾尊御年旣に老ひさせ給ひぬれば　御位を讓らせ給はゞやとて、數多の

なりや。翁、それ之を何とかいはん。

なづめり〳〵。かの堯は、舜のいやしげなるに譲れりとか。天が下のためなることはよきやうなれど、こは皇御國にては、よしぎらひものてふ物にて、よきに過ぎたるや。さるからに、ゆづらぬいやしげなる者の出て、世をうばひ、君をころしまつるやうになれり、こはあしぎらひ物なり。かく、よきにすぐれば、わろきにすぐることの出るぞかし。云々

夫れ神聖の君は皆な人に忍びざるの心まし〳〵て、人に忍びざるの政を為給ふものなり。故に人民罪を犯す事あれども、容易に刑罰を加へたまはじ、こゝを以て天津宮の御政には、祓と云ふことあり、其式は中臣の詞にもいへるが如し。人、罪を犯す事あれば、祓をなさしめ、何にても其身につきたる財を出させ、是を贖物とし以て其罪を贖はしめ、神に誓ひて改め善行に進ましむるなり。よしきらいものあしきらいものとは、其の贖物の名なり。尚書にも金贖刑をなすとあれば、震旦の往昔にも、罪人に身につきたる財を出させて其罪を贖はしめし事あり。これ略、祓の式に似たり。和漢異なりといへども、神聖人に忍びざるの心を以て民を

（六）道早振。神の枕詞。

しぞ、そは、たゞ、むかし物語にこそありけれ云々。

（六）道早振神の御代の最よく治りつる事は、今更謂ふに及ばず、人皇十代にて渉らせ給ふ崇神天皇は、皇祖神より相傳したる玉矛の道を受繼神籬盤坂を起て天津神國津神を尊び崇め給ひしかば、上下おしなべて皆神明を貴ぶ風俗となれり。されば四海の内悉く皆な神の教を守り神の戒めを犯さゞりし故に、人倫實に正しく家にも國にも爭ひなかりしかば、訟出る者も希なるを以て政府常に空しかりき。こゝを以て刑罰に行はるゝ者とてはなし。是れ無刑の政なれば堯舜の御代とても此外はあらじ、皇國の上津世には斯る目出度き例も多かりつれども、其後今の御代にる迄は幾千年と云つて數ふれども、無刑の政行はれし事とてはなかりしなり。古にのみかたよりて目出度く治まれる御代おりて、其後にはさる御代のなき道理はあるまじきなれば、唐・虞・夏・殷・周のよく治まりしと云ふも、皆な是れ昔物語にして實なき事なれば信ずるにたらずといはゞ皇國の上津世に斯く目出度き例多かりしも其後にはなき事なれば、皆實なき昔物語にして信ずるにたらずとせんや。若し然かいはゞ、翁儒道の渡らざりし先きは最能治まりしといはれしも、又虚言

（五）臆說。臆測の說。想像の說。

物ゝ道に由て生じ是非も道に由て判つにあらずや。是人の道は取も直さず天の道なれば、儒道は天の心に倣ひて立てたる道なり。何ぞ之を天地の心を誣て最小く人の作れるものなりとせんや。是れ翁が妄說なる四つの證據なり、董仲舒も道の原は天に出るといへり。是れ我固有の道は卽ち天の賜にして、人の道は卽ち天の道なる事をいへり。是れ儒道は天の心を則として立てたる道なるにあらずや。何ぞ之を天地の心を誣て、最と小く人の作りたるものなりとせんや。是れ翁が妄說なる五つの證據なり。翁、斯る道理をしも辨へず、證據もなき（五）臆說を構へて儒道を刺り聖人を罵るは、竹に集く小雀の九萬里の遠きをも飛ぶ大鵬を嘲るが如くなるべし。多に其量をしらざるを見るのみ。

おのれいはく、世の中の治まりつるやいなや、承りぬべしといへば、堯・舜・夏・殷・周などをもて答ふ。おのれいふ、其後にはなきや。答ふ、なしと。また問ふ、凡そ、から國の傳れる代は、いくばくぞや。こたふ、堯より今まで幾千云々。また問ふ、さらばなどや堯より周までのさまなる、其後にあらざりけむや。たゞ百千々の世の、いと昔のみかたよりて、さるよきことのあり

唯だ天を大なりとす、唯だ堯之れに則る」といへり。是れ魯聖の金口より出でたる玉辭なれば確乎たる明證ならずや。大堯、天の德の大なる事を感じ思召給へば欽で天の御心に若ひ給へり。天を則手本として行ひ給ひしなり。舜帝は親く見て之を學び、禹王は之に倣ひ殷周は之に依り孔子は之を述べさせ給ふ、後世の儒者は皆之を法とす、是れ儒道は天の心の儘なるにあらずや。何ぞ是を天地の心を誣て最と小く人の作りたる物とせんや。是れ翁が妄說なる二つの證據なり、易にも一陰一陽之を道と謂ふ之を繼ぐものは善也之を成すものは性也といひ、性を成て存々するは道義の門なりといひ、中庸にも天の命之を性と謂ふ性に率ふ之を道と謂ふ道を修る之を敎と謂ふといはずや。然れば則ち人の道は是れ取も直さず天の道なり、性に備る善心は則ち天より賦り與ふるところにして卽ち天の賜なり。其の善心の儘に行ふを道と謂ふ上は、道は天の心に隨ふを旨とするなり、これ儒道は天の心を則として立たる道にあらずや、何ぞ是を天地の心を誣て最と小く人の作れるものなりとせんや。是れ翁が妄說なる三つの證據なり。韓非子如きの者にさへ道は天地の本萬物の始是非の紀なりといへり、然れば則ち天地も道に由て成就し萬

(四)玉矛の。道といふ語の枕詞。

雲霧を披いて蒼天を望むが如く明かに知るゝなり。國意をも玉矛の道をも辨へざらんや。何ぞ儒を刺り聖を罵るに至るべきや。翁も是等の書を讀まざるにあらねども、舊事紀をば誤りて僞書なりとし、日本紀をば震旦めきたりとて、是を嫌ひ、反て明僞書なる古事記を信ぜられし故に、遂に國意をも辨へず、(四)玉矛の道をも知らず、聖賢を罵り禽獸に似たるも恥しからずと云ふに至れり。又、悲しからずや。

國意考に曰、そこのいふは、から國の儒とやらんの事か。そは天地の心を、しひて、いとちひさく、人の作れるわざにこそあれと云々。

翁、固より壁を穿ちて灯を招きたる事もなき男なれば、自ら六經に昧く史志諸子にも渉らざれば儒道を知るべき由やはある、されば斯る妄説をばいひつるなり、いで詳かに之を辯せん。夫れ儒道は往昔、伏犧氏といへる聖人、仰ぎては文を天に觀、俯しては象を地に察し給ひしより昉れり。是れ儒道は天地の心を則として立てたる道にあらずや。何ぞ是を天地の心を誣て最と小さく人の作りたる物とせんや。是れ翁が妄説なる一つの證據なり。論語にも「大なる哉、堯の君たる事や、

終る。六正史とは一を日本書紀と云ふ、一品舍人親王勅を奉て選び給ふところなり。天地開闢國常立尊に始まり、人皇四十一代持統天皇に終る。二を續日本紀と云ふ、右大臣藤原朝臣菅野眞道公勅を奉て選び給ふところなり。四十二代文武天皇に始まり、五十代桓武天皇に終る。三を日本後紀と云ふ、左大臣藤原朝臣緒次公等勅を奉て選び給ふところなり。桓武天皇延暦十一年に始まり、五十三代淳和天皇天長十年に終る。四を續日本後紀と云ふ、從一位太政大臣藤原朝臣良房公等勅を奉て選び給ふところなり。淳和天皇天長十年に始まり、五十四代仁明天皇嘉祥三年に終る。五を文德實錄と云ふ、右大臣藤原朝臣基經公勅を奉て選び給ふところなり。五十五代文德天皇嘉祥三年（仁明天皇此年に崩じて文德天皇此年に卽位し同じく嘉祥を以て年號とす）に始まり、天安二年に終る。六を三代實錄と云ふ、右大臣菅原朝臣道眞公等勅を奉て選び給ふところなり。公、故ありて西に遷り給ふ故に時平公等業を終る。よりて左大臣藤原朝臣時平等選ぶところと記せり。五十六代淸和天皇貞觀元年に始まり、五十八代光孝天皇仁和三年に終る。故にかくの如く讀み終る時は、天地開闢より以來、光孝天皇の御宇までは

（二）御宇。御代（みよ）。

（三）眼を歌書に晒し。歌の書物を讀むこと。

き、皇子達の師とし聖經を王宮に講し、儒道を天下に弘めさせ給ひし事は、國史に載て彰々たり。是に由て之を觀れば、應神天皇の（二）御宇まで傳來したる純一の神道は其儘儒道の意にて、儒道も又神道に背ざりし事明白なり。況んや能く舊事紀日本紀を讀む時は、其義自ら明なるをや。然らば則ち、儒道を貴び、聖人を崇むるをこそ、國意とはいはめ。儒を刺り聖を罵るを國意とする事を聞かず。翁、其書を國意考と名づけられしは、古を誣ひ今を欺くなり。其罪、何ぞ淺からんや。翁は、元來無學なりといへども、師より相傳したる復古の業を受け繼ぎ、（三）眼を歌書に晒し、心を古言に盡くしつれば、其功著しく、歌道大に興り、名聲一時に振ひたるなり。其實は、學びの法をも辨へざるより、徒に律令を明め、格式を辨へ、物語を解り、歌道を知るをのみ國學と心得られし故に、身終るまで、國意をも玉矛の道をも辨へず、儒道を刺り、聖賢を罵るに至れり。淺猿き事にあらずや。本末の義失ふべからず、先後の序亂るべからざれば、先づ舊事紀を始めとし、漸く讀て六正史に至るべきなり。舊事紀は、聖德太子と島の大臣と敕を奉て選び給ふところなり。天地開闢天讓日尊に始まり、人皇三十四代推古天皇に

國意考辨妄

三芳野檢校城長著
新藤勝彥　筆受
木崎喩義　校

國意考は水鳥の加茂の翁が選ばるゝ處なり。國意は卽ち皇國の意にてあれば、取も直さず世々の聖天子の御心にして、其儘是皇祖神より相傳し給ひし神道の意なり。之を知るもの何ぞ儒道を刺り聖人を罵らんや。其書、專ら儒道を刺り聖人を罵りたるのみにて、更に他の事をいはねば、刺儒論とか、非聖考とか、不知量とか名づくべき道理なるに、左はなくて國意考と題せしは當らぬ名義にあらずや。苟も能く國意を知る時は、儒道を貴び聖人を崇むべき理なり。其故、如何にとなれば、人皇十六代にて渡らせ給ふ應神天皇は八幡宮と仰がれ給ふほどの神聖にて在せば、皇祖神伊弉諾尊より相傳し給ひし玉矛の道を受繼理のまゝに行ひ給ひにき。是れ純一の神道を持せ給へば、此の天皇をこそ（一）醇乎として醇なるとも云ふべけれ。斯く純一の神道を持せ給ひし天皇、百濟國より王仁と云る儒者を徵

（一）醇乎。まじりけの無きこと。

稿亡慮十數部、長沙既沒幾乎二千年、其中間注者、大率二百餘家、而未ㇾ有下如二先生一詳且盡者上、遺書之晦蝕、於ㇾ是乎頓復二明晰一矣。上醫醫ㇾ國、其次醫ㇾ人、於ㇾ今有二兼ㇾ之者一、先生其人也、先生爲ㇾ人敦厚撝謙、不ㇾ疏二貧賤一、不ㇾ親二富貴一、仁術廣濟、杏林弗ㇾ啻、且夫凝二思乎三敎一、窮二理乎彝倫一、讀二天下書一論二天下事一、辭辯痛快、義理渙然、凡聽二先生之講一者、忘ㇾ倦而益進、每ㇾ至二其機軸妙處一、皆莫ㇾ不二絕倒一、以稱ㇾ善矣、是以貴豪爭迎焉、俊髦競歸焉、近世加茂眞淵・本居宣長二子、著ㇾ書詆二斥儒佛一、妄二解神道一、滅二裂彝倫一、是乃丈夫志士所三以奮然唾ㇾ手而欲ㇾ食二二子肉一也、先生由ㇾ之、嚮者著二級長戸風一、以剝二破彼頑皮一、今又作二國意考辨妄一、擊二碎彼癡骨一、猗與抉二邪說之根蔕一、揭二名敎之綱紀一、懋哉、醫ㇾ國醫ㇾ人之重任、舍二先生一其誰乎、

天保壬辰冬十一月　　道菴崎喩義浩夫謹撰

(九)蟊賊。蟊は蝥に同じ、穀を食ふ蟲なり。國賊に同じ。

れ尤も異端の根柢深くして、一朝一夕の故にあらず。是れ卽ち漸靡より、世敎に害あらんとするの(九)蟊賊、是れより甚きはなし。故を以て、大人、今、又、辨妄の作あり。是に於て、二書竝び行れば、二紀も亦た益〻顯れ、眞の神道勃興し、儒佛と共に輝くこと、三光の天に麗いて烜赫著明なるが如く、千載不朽の標榜、萬世不易の名敎、誰か是を仰がざらんや。是れ則ち異端の爝火熄み、邪説の妖孽除くの時なり。嗚呼大人の志至れるかな。大人の功大なるかな。

天保壬辰閏十一月甲申　　金子祐倫彝齋撰

國意考辨妄序(四)

上醫醫レ國、其次醫レ人、於レ古有ニ兼レ之者一、張長沙其人也、其爲ニ遺書一託ニ于醫理一惠ニ恤斯民一、躋ニ仁壽域一、方技之道於レ是乎可レ謂ニ大成一矣、而西晋以來、諸家解依レ樣畫ニ胡蘆一、大拂ニ長沙之本旨一悲史、吾樂水堂先生夙有レ志ニ於レ此、精ニ究長沙之遺著一已三十年矣、獨以ニ長沙之本論一爲ニ徴據一、一ニ洗世醫之流弊舊染一無ニ餘蘊一、著

（七）敵讎。かたき。あだ。

（八）老莊の糟粕。老子や莊子の說いた學說の糟粕（かす）。

いて、直ちに邪を舍て、正に歸し、過を改むるものあり。或は井蛙の大海を見るが如く愕然として自失し、言ふこと能はざるものあり。或は大人の高名を娟嫉すといへども、小蟬の大樹を搖さんとして、如何ともすべからざるを知て、書中一二の假名文字の寫、誤を指點して、（七）敵讎を刺し得るが如くその徒に示し、その友に告げ、嘲笑展轉して喜ぶものあり。或は本居氏の聖人を非斥するは、爲めにすることあるなりと云ふものあり。或は本居氏と、沼田氏の論は、聾者の言の如く、他を管せず、己れが欲するところのみを云ふと刺るものあり。その拙評陋議、瑣細喧歴たること、大概かくのごとし。然れども、いまだ一遍の答難の書出るを聞かず。級長戸風、已に世に行はるゝこと僅かに三年にして、志ある人は、大人の雄才辯博を稱し、邪を闢き、妄を解くの功を佳し、上搢紳より下士民に至るまで、大人に左袒せざるものなし。惟、彼等をして黃泉より起して、千古未發の正論を聞かしめざるを遺憾とするのみ。宣長が妄論は、眞淵が國意考に原く。其書、固より（八）老莊の糟粕にして、齒牙に掛くるに足らずといへども、眞淵は宣長の師として、我より一種國學の祖となる。故に世人或は是を口實とするものあり。是

(五)小才寡聞。才小さく聞くところ寡(すくな)く、學識も才智にも乏しきこと。

(六)癡論。愚論。馬鹿な議論。

に、二つの故あり。近世、大家と自稱するもの、凡そ國學者を蔑視すること小兒の如くす。故に、小兒に對して難論せば、世の笑ひを取るの爲なりとして、愧ぢてせざるあり。是れ傲心より論破せざるの一なり。又、(五)小才寡聞にして、持論すること能はざるは、彼の邪黨の一二、疾むべきありといへども、逡巡恐慄して、言を發すること能はざるあり。是れ畏心より論破せざるの二なり。是れ皆な人倫大道の漸靡より崩れんとするを知らざるものなり。知らずんは已ぬ。知て默置するは、三教の罪人なり。古に曰く、霤穿レ石、統斷レ幹、水非二石之鑽一、索非二木之鋸一、漸靡使二之然一也、と。彼の眞淵・宣長等の(六)癡論は、議するに足らずといへども、志あるものは、漸靡より斯道の陵遲せんことを恐れざるものなし。夫れ狗徒鼠輩の肯ふと肯はざるとは姑く置く、凡そ三教を奉ずる大丈夫たるもの、豈に居ながら大道の廢棄し、人倫の頽壞せんとする胚胎を見るに忍びんや。玆に、樂水堂大人、此に志ありて、嘗て級長戸風の作あり。その書、啻に宣長が頂門に鍼するのみにあらず、神道の骨髓を顯し、二教の綱紀を提ぐ。頃者、或は大人に對して、難論反覆、終に頭角を折り、唇吻を緘ぢて退くものあり。或は正論を闘

（二）黠才。わるぢゑ。

（三）傍若無人。傍（かたはら）に人の無いが如き我儘の振舞。

（四）癡漢。ばかもの。

て、皇國の道とするに至る。誣妄狂濫誰か是を知らざらん。加茂眞淵、實に、之れが兇魁たり。次いで本居宣長、（二）黠才を自負し、古言に通曉すと稱し、虚名一時に躁しといへども、眞淵が舊習窠窟を脱出すること能はず。たゞ、その尾に附いて喋々たるのみ。殊に舊事記・日本紀の尊信すべきを知らずして、古事記の僞妄を辯ずること能はず。故に、根本既に失して、枝葉觀るべきなし。宣長靑藍の譽れあれども、その著すところの直毘靈、是非を變じ、黒白を易ふ。その言に云く、天は死物にして心なく、天命と云ふは、聖人の僞なり。又、異母兄弟姉妹叔姪婚媾するも、皇神の定めなれば妨げなしと云ふに至る。（三）傍若無人、議するに足るものなし。想ふに、宣長、纔に儒書の小端を疎解し、聖經の宏遠微妙は、夢にも見ざる故に、この妄誕を以て、世を誣ひ、自ら欺く。向に市川某、萬我比禮を作て、その非を斥す。宣長も、亦、葛花を著しく答難す。其の言ふところ、聖人を貶するに賊を以てし、經典を毒酒に比す。その悖逆剛愎、先書より甚し。然るを、世の（四）癡漢、是に黨するものありて、囂々たること殆んど三十年。その間、鴻學碩儒なきにあらず。然れども、皆、默置して論破せず。論破せざる意を勘ふる

砭矣、今復駁眞淵之國意考而作辨妄、蓋宣長妄言之所從來全原是書、不可以不辨也、且級長戸風、則其文多傚古言、初學或有難解釋者、此書則用俗語以便童蒙、書成、懷、來訪予、且乞序、予淺學固陋、辭而不許、君子皆曰、二氏之言行、正道廢、猶揚墨之塞聖道、順義之有此書、及級長戸風也、其功殆孟軻之比也哉、因次數言以塞其責云、

天保癸巳孟夏　　江戸　小松原　雄　題

國意考辨妄序(三)

世の敎たる、神・儒・佛の三つのみ。天地間、更に餘道ある事なし。有るに似たるは、皆な(一)邪岐傍徑にして、趣向すべからざるものなり。近世、一種の國學者流あり、儒を非り、聖を罵り、佛を罔す。殊に神道を僻解し、昆弟叔姪の亂婚を以

(一)邪岐傍徑。邪(よこしまなる枝道)(えだみち)。

警、則吾不厭其辭費也、

天保四年癸巳榴月　　梧南主人　林　煒　書

但舊事古事之眞贋、彼徒久有定說、雖吾門亦謂爲然、而城長飜案以爲二一辯之根據、雖其說之勤、亦頗爲駭目、城長盍再思之。

國意考辨妄序（二）

辨異端、正曲學、而明正道於天下、後世學者之所以爲務也、揚墨行聖道塞、孟軻氏闢之廓如也、近時所謂國學者流、其言奇僻而其內狹險、每々罔道、誣聖、無所忌憚矣、加茂眞淵・本居宣長等・先唱、而庸愚之徒從和之、不啻擧之其口、又筆之於書、其學日熾月多、三芳野樂水堂主人、沼田順義以醫爲業、術精學博、亦能讀本邦之舊典、纂著級長戶風以辨宣長等之妄、而爲國學者流之鍼

國意考辨妄序（一）

剽掠老莊之近似、傅會上古之淳質、以爲自然之大道、加茂眞淵・本居宣長。師友授受、皆此物也。上古之淳質、豈不亦善乎、世道益彌文、聖帝明王有仁義禮樂之敎、以維持其淳質、不至於大潰者、彼此皆同也、彼二人者、乃曰、聖人之敎、適足以開人心知而亂此世焉、人皆蠢愚冥暗、如禽獸蟲豸、而上人之治仁、亦可暴亦可也、試看、古今生民孰能安於禽獸蟲豸之愚、而保上人之仁展皆治乎、又況化外萬國、草木言螢火燿者、乃爭逞智力、競功利、而吾獨守其蠢愚、冥闇而甘魚肉之呑噬可乎、不可、此其立說之妄不待辨也、檢校城長先著科戶風掊擊直毘靈、今又作辨妄一書、排斥國意考、辭辯義正、使彼徒得而讀之或不無

(廿四)純。太宰春臺のこと。

(ろ)あばめ。淡くする意、疎むこと。

夫眞淵頗讀ニ聖人之書一云々、不ニ亦豪傑之士一乎

前文に惜乎其不レ能レ潜ニ心於聖人之道一といひながら、今かくいへるは、よく〳〵眞淵翁を、己が門より出し人とせまほしと見えたり。然れども漢籍のちからにて、皇邦の古書は解しがたき事、前文にいへるが如くなれば、如何とも詮方なし。

抑生ニ其國一必爲ニ斯國一揚レ美云々

かやうにはいへれど、ことに蘐園流の學者は、あながち、本國を賤しめかろんず。茂卿はみづから東夷と稱し、(廿四)純は天皇の御系統なる神代記を、俗説のみなど、(ろ)あばめかろんず。其外、かれらが著せる書の中には、忌憚なきの甚しき、擧て數へがたし。唐にいふ君子の心はさるものにや。既に此論者なども、常言に西蕃を華夏と稱す。是れ皇國を夷とするなり。これらも我皇邦の制度を知らず。國史の筆法を知らざるなり。これらのことは、非時文摘紕に委しく論辯したれば、ここには言はず。扨て此論にも、本書にも、いはまほしきこと、なほありといへども、事しげきなれば、是にて筆をとめ侍り、文化三年九月廿三日夜燈下にこれをかく、かなもとの稻彦。

るにまかせて用ひらる。もし王仁まゐらず。なくてかなはずば、いかなる文字にても、誰れにても作らまし、雜戲本を作るよりも、安き事なるべし。又、漢文字ならでかなはずば、さしもいみじかりし古の大御代の、榮のまさかりなりしをりなれば、孔丘にてもめしてつかはせ給ふべし。今世にても、唐人の千人二千人は、小國の大名の勢にても、とらへて參るべし。まして今世は(廿三)天竺の梵字、阿蘭陀の横文字も、みなかきおぼえたれば、いづれにても、たよりにしたがひて用ふべし。眞淵翁も然り、今世みなおしなべて、漢文字をかく世なるゆゑに、便にまかせて、書かるゝにこそあれ。漢文字ならで、ものは書かれずといふことはなし。若し漢文字ならでは、人えよまずと云はゞ、たとひ漢文字にても、司馬遷が作文して、王羲之が書いたりとも、天竺、阿蘭陀にもて行かば、誰れかよむ人あらん。それまでもなく、漢文字なきほどのめでたかりし世ならば、著述して何事をかいはんや。また劍をうばふのたとひは、儒者どもが上にこそあれ。さばかり祿を食むに、便利よき文字を作りて置きし秦王や、李斯やを、その文字もて、文章を作りてそしるは、儒者には似合ざる不義理ならずや。

(廿三)天竺。印度のこと。

(廿二)をこ。ばか。おろかなること。

穩にて、國をたもてる例すくなき、聖人どもの、かけても及ぶ所ならんや。かやうの一大事の美事あらばこそ、華夏の華夏たる證にはいへ、わづかに、文字ごときの事をもて、我がともがらにほこらんとするは、萬金の家に入て、一方金を以てほこらんとするにひとし。又、唐國の文字は、義訓あるが故に、遠きに行ふといへども、いか程、義をふくめても、通ぜぬ國は通ぜず。そのうへ、文字てふもの、誰にてもよまるゝものならばこそ、聖人の作爲の妙なりともいはめ、學文をして、數年骨を折らでは、よまれぬをや。されば、餘國は、さやうの無用の事に、力を費さずして、國用足るが故に、漢文字の通ずる國、わづかの數國にすぎざるをや。又、名教禮樂などいふものは、名のみことごとしくて、さらに國を治むる用に足らぬものなり。さればこそ、つひに國を戎狄にとられて、聖人流の禮樂はあともなく絶えはてたれ。

安萬侶之記二古事一云々、豈不二大罪一矣乎

これらの事を、恩きせがましくいふこそ、いと(廿二)をこなれ。いにしへは、老若口々に相傳へてわすれず。しかるを、三韓蕃臣となりて、王仁を貢ぜしより、あ

(二十)をこがましく。ばからしく。

(廿一)科斗の文字蛙子(かへるこ)の形したる文字。

しても、本は聖人の世の文字によれりといふべけれど、その聖人の世の文字、はやく絶えて知る人なければ、いかにとも知りがたし。されば、全く、今の文字は、李斯が作爲にもとづく事明らかなり。凡て、儒者てふもの、ものゝ道理にくらく、己が勝手よろしき時は、六經を燒かれ、儒をあなにせられし恨をさへ忘れて、秦王が世に作りし文字や、儒者の冠に小便せし漢王の代の末に作爲せし文字をも、己が聖人の仲間にとりこみて、記二載名教一云々所二以行一レ遠也などとは、(二十)をこがましくも能くいふことよ。そも〳〵聖人の作爲せし、(廿一)科斗の文字とかやは、其世近き秦漢の時にすら、わづらはしとて、すてゝ用ひずして、あとかたもなく、絶えはてたる物をや。此一ッをもても、聖人の禮樂制度の、無用の長物たる事をさとるべし。然るを、よき事として取り用ひて、本邦神世の道をわすれ、文を尊び、武をいやしめ、君、上に弱く、士庶人下に強くなりて、つひに武臣に世をとられたまへり。恐るべきは、たゞ聖人の道なり。然れども、朝廷に於ては、日神の敕命、寶祚無窮の倫言、萬代にたがふ事なく、猶ほ天子は天子として、さらに動かさせ給はず。是れ神國の神國たる所以なり。なんぞ己が子の世までだに、安

靈による所なり。夫をかへりて、ひたすら惡しとはいかゞ。かやうの所、眞淵うしのまだかたなりなる所なり。此外、武備を論じ、釋氏の報應の說を破せられたるなどにも、言過は多きぞかし。されど、道にあづからぬ事はみな(十八)もだしぬ。釋氏報應の說を破られたるを、君子或取レ之といへるは、儒者のひたすら、釋氏を惡む心ならひなり。實は眞淵翁の破しざま、よろしくともおぼえず。夫につけても、もち月のみちたらはして、鏡なすあきらかに、のこるくまなく、古の道をときあかされし、我が本居大人は尊かりけり。かしこかりけり。

唯聖人之國作二爲文字一云々、此非三眞淵之所二能知一也。

此論は、儒者流の常談にして、いつにても、我が古學にせまる時は、此事をいふぞかし。まづ、今の文字てふものは、かの聖人の作りしものにあらず、聖人の世の文字は、はやく絕はてゝ、世に傳はらずして、はるか後に、李斯といひし男、小篆といふを作る。夫もわづらはしとて、隷書となる。是れ秦始皇帝が時なり。李斯といふも始皇が臣なり。然れども、夫も(十九)繁文なりとして、漢の末に、また、隷書を變じて、楷書を作れり。是れ今の文字なり。かくいはゞ、秦漢に作爲

(十八)もだしぬ。だまること。

(十九)繁文。字畫などのわづらはしきこと。

なり。唐には君と父母とをいへるに、親敬相兼たるものは父なりとして、君よりも父を重んじ、母をば中にかろしぶ。是れこそ己勝手の戎狄の道なれ。又、君父師とかいひて、ものゝ師を、殊外に重く、心喪などさへいふめるは、儒者どもが、己人に尊まれんとての私事なり。師の重きも勿論なれど、君にならべたるは餘りならずや。次に、以レ此爲ニ國美事一とはいかに、別に是を國の美事とするといふ事はなし。されど、唐のごと、嚴密に過ぎて治らざるよりは、大やうにして能く治まれる皇祖の道に若かんや。至レ謂ニ唯人有レ智故惡禽獸无レ智勝ニ於人一焉云々といへるを破せたるは、論者の言ざる事なり。されど、加茂うしの意、實に然るにあらず。聖人の邪智にて物を定めるを破せんとて、かへりて神道の意にもたがふがごと言ひ過ごされたり。夫れ人は產靈の神の御魂によりて、生出でしものなれば、尊き事さらなり。然るを、天地よりみれば、蟲なりなど言はるゝは、いまだ神道の意を深くさとらずして、論者の爲めに、老聃に同じなどあざけらるゝ所なり。人の智のすぐれたるは、產靈の神の御靈によれる事にて、皇邦の古へ、聖人國のごとく、嚴密に敎へざれども、おのづから、人は人の道ある事、ひとへに神の御

もの、史どもにみえたり。本邦は、さやうの極惡をする人すくなく、正直なる國風故に、神皇是れを知りて、よき程に、(十六)おほらかに、教を立て給ひしなり。數千年の間に、君をはかる人なきを以て、御國の正しき事を知るべし。すべて此論はいとやかましきことにて、委しくは師の古事記傳、または葛花等に、論辯せられたれば、こゝに辯せず。聖人の道をのみ道と思ふ人、心をすなほにして、上古をみば、おのづから不審ははるべき事なり。さて、禽獸知レ母而不レ知レ父など、かしこげにいへども、いかで、禽獸母をも知らんや。その生まれ出でて、食を求むること能はざる程こそ、母の乳をしたへ、既に成長しては、母をも犯して、子を産しむるならずや。いかに、我國を惡しく言はまほしとて、さやうの禽獸に似たる人ありや。皇神の罰を恐れば、かやうのことは、えこそ言はざらめ、そもそも、本朝の古は、唐のごとく、女親を輕しめ、あなづる事なく、父とならべ尊ぶ中にも、本より母の身よりこそ産出でたれば、夫だけの親しみは、おのづから有りて、大御祖と申て、ことに尊めり。その外の事をいふは、理窟にて、(十七)古意にはあらず。さりとて、父を母より賤しといふにはあらず。よく〳〵思ふべき事

(十六)おほらか。おほやう。

(十七)古意。いにしへぶりのこゝろ。

（十五）外道。正道にはづれたもの、異端。

（い）がごぜ、ぐわごじ。面を怒らして小兒を怖すにいふ語、大和元興寺に鬼住める事ありし由言傳ふるよりしていふ。

ゆきとゞかざる所の、道をさして、戎狄の道といふも、本、聖人どもの、邪智私言なれば、たとひ夫に同じければとて、耻づべき事かは。かやうの名目は、おのおの、己が道の私言にて、佛家より、儒道をも、切支丹をも（十五）外道とし、その書をも、外典といふが如し。本より、我が皇祖の道より見る時は、釋迦も孔子も蟲のごとし。しかるに、戎狄の道なりといひて、おどさんとするは、（い）がごぜをして大人をおそれしめむとするに、ひとしく、不智、是れより甚しきはなし。

又有三同母爲二兄弟一云々、甚矣乎其言之也

同母を兄弟とし、異母をまゝ姉まゝ妹として、異母をば、婚をはゞからず。是れ古の道なり。然るを、はゞかるやうになりしは、聖人の嚴密すぎたる道渡り來て、それにならへるにて、はるか後のことなり。源氏物語の頃までも、姨甥逢ふことは、さらにはゞからず。此の餘風殘れる所今も有て、從父昆兄どち逢ふ事をば、世間一同重緣といひて、殊によろこぶにあらずや。凡てかやうのことも、聖人の國は、極惡の國たるが故に、敎を嚴密に立てたるなり。しからざれば、實母をすら、姦す風俗なる故なり。諸侯にすら、己が實妹の、人の妻にてあるに、姦通したる

（十三）したがひまつろふ。服從すること。

（十四）さかしら。かしこがること。

此事も能く人のいふ事なり。されど、はやく、師の、儒者に示されたる書、かずかずありて、異儀に及ぶものなし。論者なども、その書をみば、おのづから、疑ひは解けんものぞ。故にこゝに辯せず。

眞淵動曰直々云々、戎狄之道也。

我が道に、眞意眞直などいふは、戎狄にいふ直とは、いたく異なり。本邦は、何事も、皇神の定め置き給へる掟ありて、其の御掟に、したがひ奉りて、私智をふるひ給はず。天下を治め給ふ。是れ我が遠天皇の道なり。是れを隨神道といふなり。又、天下の士庶人は、その天皇の御定に、たがはじ背かじと、（十三）したがひまつろふ。是れ萬葉集に、天地の初の時從ものゝふの、八十伴男は、大君にまつろふものと、定まれる云々とよめる意なり。是れ眞意正直なる所なり。然るを聖人流は、下として、上の事を、さま〴〵議論に及び、つひには、君をなみして、その位を奪ふにいたる。さやうの（十四）さかしらなき、すなほなる、御國風ゆゑに、是れを萬葉集に、神隨言擧せぬ國とよめり。然るを、聖人すら、賤ずる、戎狄の道と、同じといふは、甚しき妄言なり。然れども、其の四方の國の己が制度の、

今信之、是以王百世而未易、所謂藏身之固者非邪、後世有聖人與于中國、則必取諸斯已、といへるをみても、本邦の神をも、古の天皇の、こしらへ給ひしものゝやうに思へること明白なり。是れ盗人みづからひがめりとか。既に性理に神を無心なりといへるを破しながら、みづからも、又、神を作りものとせり。藏身之固者といひ、聖人必取諸斯といへるにて、その心は能く知らるゝなり。そもそも、本邦に神と申すものは、祀先王配天ぐらゐの作り事にて、いかでも、(十)寶祚無窮ならん。聖人ごときものゝ人智を以て、是に效ひて、百王一世の基を、ひらかるべき事と思ふは、愚昧のいたり、(十一)抱腹にも堪へず。(此序、徂徠集八にみえたり、ひらき見て考合すべし)そもそも、論者、かやうの事をきゝなれて、かく云ふか。たゞし、大づかみに、おしあてに云ふか。いづれにもあれ、すこしく相似たるをもていはゞ、佛者の、宗門を立るなどには、なほ似たること有るべきを、徂徠も、夫にならへりといはんを、論者はうべなはんか。なほ、さばかりに疑はしくば、我門に入りて學べ。その大に異ならん所を知るべきものぞ。獨見我國云々、與彼(十二)老聃無爲自然之道相似也

(十)寶祚。天子の御位。皇位。

(十一)抱腹。はらをかゝへてわらふこと。

(十二)老聃。老子のこと。

數千歲、心底に染みこむ所の漢意を離れざれば、我が神國の道の妙處にいたり難し。其の萬葉集の古言を、後世の註書によらず、古意を以て、みる事を、はじめて起せる人は、僧契沖なり。契沖は、(七)茂卿などよりやゝ早し。是れ眞淵大人の本づく所なれば、いかで蘐園より起れりといはん。まして、我道は、その蘐園に尊ぶところの漢意を、淸く離れん事を、求むる事、佛家に、煩惱をすてゝ、菩提を求むるが如し。しかるを、なんぞ蘐園の力によらんや。尤彼學流に、性理學に、天無心也、鬼神氣也、祭則致二我誠一のみなどいふを破する事、我が古學に、後世の神學を破すると相似たりといへども、其蘐園學に、心ありとする天、靈ありとする神、もと聖人の(八)寓言にして、我道に神といふものとは大に異なり。聖人の神といひ、天といふものは、道ならず君を弑して國を奪ふ時などに、天命ぞなどいひて、民を欺かん爲めに、(九)つくりかまへたるものなれば、實は性理家に、天を無心とし、鬼神を氣とするも、虛ならず。然るを、茂卿など、本邦の神と申すをも、それと同じやうに思ひて、舊事本紀の序に、竊觀二諸其爲一レ邦也、天祖、祖天、政祭、祭政、神物之與二官物一也無レ別、神乎人乎、民至二於今一疑レ之、而民至二於

(七)茂卿。荻生徂徠のこと。

(八)寓言。ある意をふくめたことば。

(九)つくりかまへたる。つくりこしらへたる。

いとおほし。殊に我が神皇祖の大道を論ずるにいたりては、いまだ漢意を清くはなれ、其眞を待られざる事すくなからず。考中に、天地の心といひ、人を蟲といふ類、みな我が道の意にあらず。しかれども、夫らの事は、我が師、(四)本居の鈴屋大人、つまびらかに、數書に辯明して、委しくさとされたれば、いまさら、我が辯をまたず。たゞ此古學の根ざしをせられたるところの、大功を思ふべきなり、すべて加茂大人のみならず、ものゝはじめをひらく人は、誰にても、かたなりなるものなり。されば、此論者の(五)難破したる言にも、あたれる事も、なきにしもあらねど、大功は、(六)小瑕を以て、覆ひがたき事、古今の常例なり。此故に、加茂大人の爲めに、論辯すること左の如し。

蓋眞淵亦興起云々

此言、此論者にかぎらず、儒者の常言にして、是、又、何事もよき事は、皆、聖人より起れりとすると同事なり。そもそも、我が古學の第一たるものは萬葉集なり。萬葉の古言を、能く學びて後、古事記、其外の神典、國史にわたる。萬葉をよくみるは、ひとへに、聖人流の邪智をはなれて、神隨なる眞意を求むるにあり。

(四)本居の云々。本居宣長のこと。

(五)難破。ひなんして言ひやぶること。

(六)小瑕。ちひさいきず。

(一)さい。才。
(二)まねぶ。學ぶ。
(三)かたなり。十分にとゝのはぬこと。

辨讀國意考

ある人の、讀二國意考一といふものをみるに、その人、徂徠氏が學風を好むとみえて、よろづを、己が好む所に、ひきつけまほしくて、加茂うしの、世にぬけいでられたる、(一)さえの程を見て、眞淵亦興二起於我蘐園復古之教一者歟といへり。(其事は奥に委しくいふべし)。其外の事も、本より、我皇朝學のことは、露ばかり、知らぬ人の言にしあれば、論ずるに足らねど、なまじひに、此論に答へたるものあり。僧海量が作なり。其答へと我おもぶき、いたづらに、言のみ長くして、くだ〳〵しく、むねといふべき事どもは、かへりて、是をもらせり。海量は、元より。親鸞が教を奉ずる程のものにしあれば、いかで、我が、神隨なる國の大道を知らんや。少しばかり、古調めかしき歌を(二)まねぶにこそあれば、さるべき事とは、誰も思へど、人を論破して、徹せざるも、心わろきものなるが故に、予いさゝか辯をつひやさんと思ふ。そも〳〵、我が加茂大人は、實に千歳の一人にして、末世に於て、千古の學を復古せられたる所は、甚大にして、誰か言を加へん。なれども、今よりして見る時は、まだ何事も(三)かたなりにして、ゆきとゝかざる事、

救衰世矣、亦聖人之所不棄也、眞淵之論乃得其一端者也、今以此論我上古之治、則似矣、夫眞淵頗讀聖人之書、而能興起於復古之教、用諸國籍焉、能發明古之言、不亦豪傑之士哉、抑生其國、必爲斯國、揚美隱惡禮也、君子之心孰不然矣、然欲揚其美顧顯其惡、陷於禽獸、而自謂得之、不智莫甚焉、且襲人故智、立己意見、貶譏聖人、輕侮華夏、倍其所由、毀其所學、要之雖讀聖人之書、不知聖人之道也、是以致此乖戾、陷罪焉己惜夫、其餘僻見强辨不足論矣、若其破釋氏報應之說、及駁我國近世所稱神道者之類、則確論也、君子或取之、

天明改元夏五月、淡海野公臺撰、

字滿文之比者、直以音爲用而已、非有義訓矣、唯聖人之國、作爲文字記載名敎、皆有義訓矣、君子之言用此成文、所以行遠也、此華夏所以爲華夏也、禮樂之於治國也、文字之於傳道也、非聖人之國孰能與焉、此非眞淵之所能知也、宜乎其言之乖戾、一至於斯矣、凡天地之間、華文之所通行、不過十數國、其餘橫行書不同文、如我國與華隣、風土相如、人物相如、故假彼字、達我志、乃其宜也、安萬侶之記古事也、舍人王之紀歷朝也、莫不然矣、卽使眞淵而不讀華書、不假華語、則必不能有著作矣、今讀眞淵之書、雖假名以行、亦皆本由華語以達其志者也、不然則又安得立言行世焉乎、今反譏華文、以爲無用、譬諸奪人劒賊其人、毀其劒謂無用、豈不大罪矣乎、嗚呼無爲自然之道、老聃之言、莫以尙焉、莊列之書詳其言盡矣、其道可以

從事國籍、博讀古書、尋究古言、推以觀古、所以其見之超出於世也、惜乎其不能潛心於聖人之道、而獨見我國上古淳素因循之治、與彼老聃無爲自然之道相似也、以爲異域同揆、治國之道莫善焉。　皇祚之長久勝乎萬國者、以此道已、於是貶譏儒道爲小爲僞、歷詆群聖無所忌憚也、眞淵　動曰直々、所謂直者情徑行之直、乃戎狄之道也、其不知聖人之道、於是亦可以見焉、又有同母爲兄弟、異母則姉妹、姦通毋禁之說、此則禽獸知母而不知父之類也、非人道矣、以此爲國美事、甚矣其惑也、不直同人道於禽獸也、乃至謂唯人有智故惡禽獸无智勝於人焉、甚矣乎其言之也、又謂四方諸國有字不過數十、足以成用矣、唯彼華字至以萬計、多文難記、煩雜無用、因極口貶譏聖人之國、而論其虛文惑人邪智用盛、夫四方諸國無有文字、若夫梵

讀加茂眞淵國意考

眞淵之言、蓋謂我　國上古、俗淳人樸、自然而治、上恬下熙、逮至儒教東漸、而鑿混沌、牖聰明、離淳去樸、古風漸漸、美其冠服、壯其宮室、君尊於上、臣擅於下、智術益盛、俗日趨醨、卒至亂逆相繼　王室遂衰矣、是儒學之害、甚於釋氏也。又謂上古言語簡約、情性純一、發諸吟詠、直而不俚、後世傳習文字、乃有假名、筆翰盛行、人習異言、世移俗換、言語大變、上世之言毋繇可繹、獨有歌詠存焉、古言賴焉、以傳於今耳、眞淵素學古歌而通古言、研精潭思、至老弗衰、其治古言也、能發明千載不傳之義、註釋選述、以訓學者、其有功乎　國籍、蓋不淺尠矣、嘗與友人讚美論之、頃又讀其所著、服其用心之勤而奇、其所見大異乎世人矣、蓋眞淵亦興超於我蘐園復古之教者歟、其

ふ所は理なれど、猶ほ、いと、上つ代のことにして、今の世に、手ぶり大にかはりて、人の心、邪になりぬれば、いかで昔にかへすことを得むや。然らば、其時のまに〳〵、よろしう取なすべし。古の事、今はなきことなりと。答ふ。誠にしかこそは誰れもおもへ。凡そ軍の理をいふにも、治國をいふにも、先づ、本をとゝのふることをいへり。然るに、其君の心によりて、いく萬もとゝのふるを、多くの人のうち、さるよき君のうまれこんはかたし。其よからぬ君の、心のまゝにしたがひまつりごつに、よきことのあらむやは。たま〳〵よき君の出むをまちて、萬はいふのみ。其如く、もし上に古を好みて、世のなほからんをおぼす人出來む時は、十年二十とせを過ぎずして、世は、皆、直かるべし。大かたにてはえなほらじと思ふはまだし。上の一人の心にて、世はうつる物にぞある。命かけたる軍だに、いくさのきみの心ぞ。よりて萬の人の、身を惜しまぬさまになるぞかし。たゞ何事も、もとつ心のなほきにかへりみよ。

(廿二)おしふす。壓倒する。

是もたとへば四時の如し。夏はあつかるべき理とて、夏たつより、急度のあつくのみあらば、人たふべからず。然るを、物を漸にして、あつきさむきが中にも、朝夕夜晝につけて、しのぐことの有るにてこそたふれ。是れ世の中に、さる和らぎなくば、誰かはすまはん。此事は、もろこしの歌もしかり。さるを、後には、いと事もなきによみ、人を驚かせばや、はた、かくいひては、人のいかゞそしらん。かくては人のよろこばじなど思ひて物すれば、誠の心にあらず。まことの歌にあらず。されども、むかしより此心を用ひ來れば、今よむ歌はわろかれど、むかしの和らぎたる心は、世にみちぬ。人としいへば、此心を知るが故に、おのづから理の上をなすこと也。理の上にていはゞ、つかさ位高く、いきほひあらん人は、萬の人を、皆、なみして、萬をおすべし。官位はさる物から、賤しきとても、さのみはしがたしとて、和らぎのことをまじへ、たけく雄々しき人も、よわき人をば、皆、(廿二)おしふせんや。これ、はた、和らぎを本とすべし。其歌よみ出るには、もと和らがんとての心にはあらねど、心におもふことの、にほひ出る物なれば、おのづから、たゞなるよりは、和らかにやさしき事あり。或人云ふ、さい

(廿一)こぞりて。悉く。皆な。

あしゝと教へてのみは、かへなきまゝに、理とはおもへど、人の心の引くかたにつきて、教のとほるはなし。さて、従者、誠に辱しと、(廿一)こぞりて思はゞ、百人五百人にすぎずとも、其いひおもふこと、天が下に聞こえん。さあらば馬を出さんに、まねかずして人集りぬべし。これをもて大にかつべき道なりけり。よつて、たけきを學ぶに及はなし。かくいはゞ。たゞ軍の時の爲とのみ思はしめ、しか従者をしたしまば、心を用ひずして、家も富み榮えまし、誠に武の道は直ければ、おろそかなし私なし。手をたむだきて、家をも治むべし。天が下をも治むべし。

○或人云、古今集などにあげたる歌のいさほしはさること也。なほ、又、心ありやと。答ふ。かの序にかける、天地を動かし、鬼神をあはれと思はせ、男女の中をやはらげ、たけき武士の心をもなぐさむるといふは、其あるべきことを、おちおちにわけて言へるなれば、是もさること也。それがうへにて、すべてをいはゞ、やはしき心にとる。凡そ人の心は、私ある物にて、人と爭ひ、理をもて事を分つを、此歌の心ある時は、理の上にて、私らぎを用ふる故に、世治まり人靜か也。

よきことをば忘れて、わろきことをば深く思ふもの也。然れば、一度よきとて、いつまでも忘れまじきと思ふはおろか也。こゝを能く心得べし。又、少しもよき人の、從者百にも餘れらんは、皆、軍の道をまねぶべし。たゞ一わたり、こゝにはかくかまへ、かしこにはそなへなどせるを、まねぶことなれど、其かまへも備も、猛き軍人のなくては有るべからず。其人のありても、心より隨はではかなはず。若し、いま、馬を出さんに、人の隨はずば、いかにと思ふ心、おのづからつく可し。さらば隨ふことをせんとするに、たれかは俄に隨はん。親あり妻子あり、かくて死なんよりはなど思ひて、逃げかくれ、せんかたなく隨ふもの、などかは心をまとめむや。よりて、餘りにみづから貴きを示さず。上下と打ちやはらぎ親しみて、子の如く思はんには、主てふ名の有るが上に、かたじけなき心は、骨にしむべし。さる時には、此國のならはし、命をおしまず、おや子をもかへりみぬほどならめ。凡そ、人は、物のかへなくては、事の情も深くおこらぬもの也。よりて、佛の道は、是れを唱ふれば、今生後生をたすかり、富貴となるといひて、引き入れ侍るなり。人、皆、なづみ行きぬ。武の道も、たゞに此はわろし、斯は

をかしくをりぬ。人の心は、皆、さるものにて、上に猛き威あれば、皆、心ならねど、しばし隨ふのみ也。然らば猛き道をまねび、子孫に傳へても、一度の用に立たむとするも、又、よからずや。さる人は、(十八)心こはくわろしといへど、さることをよく學ぶ人は、こはき物にあらず。中に一人こはきもあれど、武をまねばで、こはくわろきものいくそばくぞや。たま〳〵有るをもて、かたらすることなかれ。いで、もし、事あらん時に、其心こはきやつも、一かたのもしきもの也。世はいつまでも、かくてあらむとのみ思ふにや。未だ知りがたきものなり。時の心にかなふをのみよしと思ふは、其主の愚かなる也。多き從者の中には、さま〳〵有るこそよけれ。物の本たけきをむねとして、こゝかしこに隱れをる猛者をもおこらせず。又、顯れて、いきほひ有るをも、おそれしむるより外なき也。たゞ(十九)なべての人、おもてを(二十)なだらかにすれば、心もしかとなりと思ふにや。心の僞りは、人每に有るものなり。少しも人の上なる人、隨ふものは、いかにもなる可しと思ふにや。暫くやむべからずして、したがふなり。たとへ、主從の約ありとも、大かたにめぐみては、誠に辱しとおもはじ。其惠も、凡の人、

(十八)心こはくわろし云々。心が恐しく悪しといふこと。

(十九)なべての人　すべての人。一切の人。

(二十)なだらかに　平穩に。おだやかに。

(十七)つはもの〻道。武士の道。

もさる世にあはじ、我なほ多くころして富をまし、名を擧げむと思ふには、狸もえよりがたし。然るに、かく治まりては、さることもなければ、はへ蚊を殺す〻ら、いらぬことよといふ樣になりて、僧にも狸にもばかさるれ。

○もの〻ふの猛きを專らとして、世の治るてふことにつけて、或人云、今見るに、軍の法まねぶは、いかで軍あれかし。あはれ元帥となりなむ。又、(十七)つはものの道をえたる者思へらく、あはれ世亂れよかし、一方を防ぎ、いかなるつよきものにても、我むかひて殺してむと。か〻れば世の治まりの爲わろしと。おのれいふ。然らず。こは人のこ〻ろを知らぬものなり。みづからの心をかへり見よ。太平に生れて、させることもなきには、太平にうめり。さる時には、かくてのみやは有るべき。古、我おや〳〵の事を思ひ時しあらば、よき品になりなむを、今いかにせんと思ひて、なりぬべきわざをして、命を終るのみなり。心の内に思ふことあれど、時のいきほひにしたがひて過すのみ。たけき道をまねぶ人は、しかのみにて、世の亂れよかしと思へど、亂る〻ものにあらず。一人二人、其の心のままにせんも、世の中に隨はでは、今日も經がたければ、せむかたなしとて、こと

（十六）いたりてやむことなき御方。至りて尊き御方。

ことにいへり。生きとし生けるものは同じ物なるに、いかなる佛か、鳥獸に教へたるや。さて、むくひなどいふことを、多くの人さることゝ思へり。其事、古き世よりの證どもいはむもわづらはし。人の事にも猶は疑ひぬべし。たゞ、今の御世にてたとへむに、先づ罪報は、人を殺せしより大なるはなかるべし。然るに、今より先きつ世、大きに亂れて、年月みな軍して人殺せり。其の時、一人も殺さで有りしは、今のなほ人どもなり。人を少し殺せしは、今の旗本侍といふ。今少し多く殺せしは、大名となりぬ。又、其上に多く殺せしは、一國のぬしとなりぬ。さて、そを限なく殺せしは、（十六）いたりてやむごとなき御方とならせたまひて、世々榮え給へり。是に何のむくひの有りや。人を殺すも蟲を殺すも、同じことなるを知るべし。すべて、むくひといひ、あやしきことゝいふは、狐狸のなすこと也。凡そ天が下のものに、おのがじゝ、得たることあれど、皆、みえたることなるを、たゞ狐狸のみ、人をしもたぶらかすわざをえたるなり。もし、今、往昔、人多く殺したれば、うまごに報ひやせんと思ふ人あれば、狸やがて知て、むくひの色をあらはして、なぐさみとすべし。たゞ人多く殺せしは、ほまれぞかし。もし此後

（十五）のどに。のどかに（長閑に）に同じ。

おのづからの制は有りしぞかし。其獸にわかたむとして、同姓をめとらずてふ國の古へは、母を姦したることさへ見ゆる。たま〳〵文に書き出たるをおもへば、隱しては、いかなることかせしならむ。ふと一度制を立つれば、必ず天が下の人、後の世まで守るものと思ふは、おろかなるわざなり。其の同姓おかさぬ敎も、守るほどならば、君を弑せんかは。君を弑し父をころす制は破れて、同姓めとらぬを、てがらと思へるは、如何なる愚昧ぞや。凡そ天が下は、ちひさき事は、とてもかくても、世々すべらぎの傳はりたまふこそよけれ。上傳はれば下も傳はれり。から人の云ふ如く、ちりも動かぬ世の百年あらむよりは、少し（十五）のどには有れども、千年治れるこそよけれ。此の天地の久しきにむかへては、千年も萬年も、一瞬にもあらねど、よきほどに、よきもあしきも丸くてこそよけれ。方なることわりは益なし。

○佛の道てふこと渡りてより、人をわろくせしことの甚しきは、いふにも足らず。其誠の佛心は、さは有るべからず。それを行ふものゝ、おのが欲にひかれて、佛をかりて、限りもなきそらごとどもを云ふぞかし。それもたゞ、人にのみ罪ある

きて、天が下にものなきことをしらせて、後に、然はあれど、かく後の世となりては、とも有るべしかくすべしと、よきほどに教を立つべきもの也。扨て、少しも物學びたる人は、人を教へ、國を經濟とやらむをいふよ。かれが本とする孔子の教へすら、用ひたる世々、かしこにもなきを、こゝにも來て、いかで何の益にかたゝむ。人は教にしたがふ物と思へるは、天地の心を悟らぬゆゑなり。をしへねど、犬も、鳥も、其心はかつ／＼有れば、必ず四時の行はるゝが如し。同姓をめとらずといふを、よしとのみ思ひて、此國は兄弟相通じたり、獸に同じといへり。天の心に、いつか鳥獸にことなりといへるや。生きとし生けるものは、皆、同じこと也。暫く制を立るは人なれば、其制も國により、地により、ことなる可きことは、草木鳥獸もことなるが如し。然れば、其國の宜に隨て出來る制は、天地の父母の教也。此國のいにしへのはらからを兄弟とし、異母をば兄弟とせず。よりて、古へは人情の直ければ、はらから通せしことはなくて、異母兄弟に通せしは常に多し。たま／＼はらからの通せしを、おもきつみとせし也。物の本をいへば、兄弟姉妹相逢ひて、人は出來べきことなり。然れども、人の世となりて、

目よりは、人も獸も鳥も蟲も、同じことなるべし。夫が中に、人ばかりさときはなし。其さときがよきかと思へば、天が下に一人二人さとくば、よきことも有るべきを、人、皆、さとければ、かたみに其さときをかまふるにつけて、より／＼によこしまのおこれるなり。夫もおのづからこと少き世には、思ひよもにはせ、たゞまのあたりのみにして、ことをなす故に、さとさも少し。よりてちひさき事はあれど、大なることなし。たとへば、犬の其里に、多く他の里の犬の來る時は、是をふせぎ、其友の中にては、くひもの、女の道につきては爭へども、たゞ一わたりの怒にして、深くかまふることなきがごとし。唐にては事を人に知らせず、上なるものゝみ知ておこなふぞよきとて、萬づの事をぐらく、たとへば、堯・舜を、佛家の云ふあみだ釋迦のごとく立て、其次の、夏・殷・周を證據とする也。堯・舜も、夏・殷・周も、いひ傳ふるごとくはあらで、いとわろきことの多かりけむを、さては敎にならずとして、かくして本をぐらくして、人をまどはしむる也。是を傳へて、此國にも、のち／＼は、さることをいひおもへども、今、おもふに、さては天が下の人、よく心得ず。上つ代の事をも、何もみな少しも僞らずいひ開

衣服のみよろしく成て、上の身いと貴きに過ぎて、心はおろかに、女のごとくなりたまひ、かしこきにあまりて、上の位をしのぎ、まつりごと臣に取られたまへれば、上は御身のみ貴くて、御心はいと下れり。臣ぞ古の上のごとく成て、唐のごとく名をおかし、上を穢することはせねども、上はあれども無きが如く成りぬ。さらば、臣は、夫にてとほるにやと見るに、其古、臣も後の臣に(十四)なみせられて行きて、其名の傳はるのみなり。是れこゝの道を忘れて、人の國にならひたるあやまちよりなれること也。或人、問ふ。さらば、古へは、皆、あしき人はなきか、世は亂れざるかと。答ふ。此の問ひは、また、よく直きてふ意を知らぬ故なり。凡そ心の直ければ、萬に物少し。もの少ければ、心にふかくかまふることなし。さて直きにつきて、たまたまわろきことをなし、世を奪はんと思ふ人もまゝあれど、直き心より思ふことなれば、かくれなし。かくれなければ、忽ちに取ひしがる。よりて、大なる亂なし。直き時は、いさゝかのわろき事は常あれど、譬へば村里のをこのものゝ、ちからをあらそふがごとくにて、行ひしづめやすき也。

○世の中の生けるものを、人のみ貴しと思ふは、おろかなること也。天地の父母の

(十四)なみせられ　無き者と見做される。ないがしろにされる。侮られる。

みて、かたじけなきおもひをおこし、おのがじしも、夫れにしたがひて、こと少に成りぬ。事の少ければ好み少し。好み少ければ心易し。心易ければ平らかなり。貴をしめすのわろきことなり。先づ宮殿衣服をはじめて、宮女衣をかざり、宮人あやをまとひするを見て、誠に貴とみて、心よりあがむる人は、貴をしめさずとも、事もあらじ。夫れが中に、天地に心いたれるを、ますらをとして、かくてあらむこそ本意なれ。いとせばき命かは、天に任せて行はんなどおもふものも、たま〳〵有りて、うばはむ謀をなすめり。又、さのみ勢及ばぬまゝに、おもひしひてあるも、心のねたみ、いかばかりならむや。いでや我こそあれ、いか成る所よりか亂れよかし。ついでにのりて、さるべく謀らんとおもふ心は、宜しき者は皆な侍るべし。

○たゞ、其國の、天地のなしのまに〳〵、古へよりなし來るがごとく、板のやね、土の垣、ゆふのあさの衣、黒葛卷の太刀とやうにして、すべらぎ御みづから弓矢を携へて獵したまふ程ならば、などか、かくうつりゆかむ。人の心は、うつくしきにつき、高ぶるを好むもの成るに、唐人のさまを羨みてせし頃より、たゞ宮殿

(十三)くま。曲と書き、阿とも書く。屈間(ク、マ)の意かといふ。入り込みたる處。曲(まがつた處)

に、いひつくしがたければ、後の人、知りえがたし。されば、古の道、皆な絶えたるにやといふべけれど、天地の絶えぬ限りは、たゆることなし。其はかりやすき唐の道によりて、かく成れるばかりぞや。天地の長きよりおもへば、五百年千年、またゝきの數にもたらぬことなり。ことせばく人のいひしことをあふぐてふ類には侍らず。凡そ天地のまに〳〵、日月を初て、おのづから有物は皆な丸し。是を草の上の露にたとふ。その露、(十三)くまある葉に置く時は、したがひてことなる形となれど、又、平らかなる上にかへして置けば、もとの丸きがごとし。されば、世を治めたまふも、此の丸きをもとゝしてこそ治まるべけれ。けたに、事競がましきは治まらぬと、唐の世をみて知るべし。かくて天地の心なれば、さるべき時には、もとにかへしたまふべし。いやしくせばき人の心もていそぐは、かへりてみだれとなれ。唐人は、上なる人は、威をしめて貴をしめすといへども、おろそげなるをしめすはよし。尊きをしめすは、みだるゝはし也。其威をしめす、ものゝふの道の外なし。是をわすれずして行ふべし。ことに我が皇御國は、此道もて立てたるをみよ。又、おろそげなるをしめすのよきは、上のおろそげなるを

(十一)春立てば。春になれば。春が來れば。

(十二)たばかり。謀り欺くこと。

て、あつき夏となれるがごとく、天地の行くは、丸く漸にして至るを、唐人の言のごとくならば、(十一)春立てば、すなはちあたゝかに、夏立てば、急にあつかるべし。是れ唐の教は、天地に背きて、急速に佶屈也。よりて人の打聞には、方角有てきゝやすく、ことわりやすけれど、さは行はれざるものなり。天地のなす春・夏・秋・冬の漸なるに背ける故也。天地の中の蟲なる人、いかで天地の意より、せまりていふ教を行ふことを得んや。凡そ天が下のものには、かの四時のわかち有る如く、いつくしみも、いかりも、理もさとりも、おのづから有ること、四時の有る限りは絶えじ。それを、人として、別に、仁・義・禮・智など名付くる故に、とることとせばきやうには成るぞかし。たゞ、さる名もなくて、天地の心のまゝなるこそよけれ。さる故に、此國久しく治るをしらずや。目の前に、おのがみなれたることをのみ、おもひせまる痴人のことは、言ふにも足らねど、思ひ分たぬ童の爲めに、猶ほ言はん。

○唐國の學びは、其始め人の心もて作れるものなれば、きくに、(十二)たばかり有て心得あし。我が皇御國の古の道は、天地のまゝに〳〵丸く平らかにして、人の心

なふこと故に、をしへずして宜き也。さるを、唐國の道きたりて、人の心わろくなり下れば、唐國に似たる程の教をいふといへど、さる教は、朝に聞いて夕は忘れゆくものなり。我國のむかしのさまは然らず。只、天地に隨て、すべらぎは日月也、臣は星也、おみのほしとして日月を守れば、今もみるごと、星の月日をおほふことなし。されば、天つ日月星の、古より傳ふる如く、此すべら日月も、臣の星と、むかしより傳へてかはらず、世の中、平らかに治まれり。さるを、やつこの出て、すべらぎのおとろへ玉ふまに〳〵、傳へこし臣もおとろへり。此心をおして、神代の卷を言ふ可し。そをおさむには、古の歌もて、古への心詞を知るが上に、はやう擧げたる文どもを、よくみよかし。

○或人、此國の古に、仁・義・禮・智てふことなければ、さる和語もなしとて、いと、いやしきことゝせるは、まだしかりけり。先づ唐國に、此の五つのことを立て、それに違ふを、わろしとしあへりけむ。凡そ、天が下に、此の五つのものは、おのづから有ること、四時をなすがごとし。天が下のいづこにか、さる心なからむや。されども、其の四時を行ふに、春も漸にして、長閑き春となり。夏も漸にし

へたることを知りて笑ふぞかし。そも〳〵、かしこにも、いと上つ代には、何のことか有し。其後に人のつくりしことゝもなれば、こゝにも作り侍るべきことゝおもふにや。人の心もて作れることは、違ふこと多きぞかし。かしこに、ものしれる人の作りしてふをみるに、天地の心にかなはねば、其道用ひ侍る世はなかりし也。よりて老子てふ人の、天地のまに〳〵いはれしことこそ、天が下の道には叶ひ侍るめれ。そをみるに、かしこも、たゞ古は直かりけり。こゝも、只、なほかることは、右にいふ歌の心のごとし。古は只、詞も少く、ことも少し。こと少く心直き時は、むづかしき教は用なきことなり。教へねども、直ければことゆく也。それが中に、人の心はさま〴〵なれば、わるきことも有るを、わろきわざも、直き心よりすればかくれず。かくれねば、大なることにいたらず。たゞ其一日の亂にてやむのみ。よりて、古とても、よき人のをしへなきにはあらねど、かろく少しのことにて足りぬ。たゞ唐國は、心わろき國なれば、深く教へてしも、おもてはよき樣にて、終に大なる（十）わろごととして、世をみだせり。此國は、もとより人の直き國にて、少しの教をも、よく守り侍るに、はた天地のまに〳〵、おこ

（十）わろごと。惡しきこと。惡事。

(九)あげつらふ。理(すぢ)を擧げて言を述ぶ。論ずる。

おのづからなる字を天よりえて、國も治まり、此爭ひやみぬべし。

○是らは、古への歌の意詞を、(九)あげつろふまゝに、人は、たゞ、歌の言とのみ思ふらむや。其いへるごとく古への心詞也。古の歌もて、古の心詞をしり、それを推して、古の世の有様を知るべし。古の有様をしりてより、おしさかのぼらしめて、神代のことをもおもふべし。さるを、下れる世に、神世の巻のことを言ふ人多きが、そを聞けば、萬にかまへて心深く、神代のことを、目の前にみるが如くいひて、且つ、つばらに、人のこゝろのおきて成さまにとりなせり。いでや、然いふ人の、いかにしてさは甚きや。さもこそふりにしこと、よく知りつらむとおもひて、それがかける物などを、見聞きものするに、古へのことは、一つも知り侍らざる也。然るを、古への人の代をしらで、いとのきて、神代のことをば知るべきものかは。こは、かの唐國の文どもすこし見て、それが下れる世に、宋てふ代ありて、いとゞせばき儒の道を、また〳〵狹く、理りもていひつのれるをうらやみて、ひそかに、こゝの神代のことにうつしたるもの也。さる故に、ふつに文みぬ人は、さもこそおもふを、少しもやまとの文、唐の文しれる人は、おもひそ

（八）はふれうせて散り失せて。棄たり失せて。

後には、字のこゝろをも交へて用ひたれど、猶訓をのみ専ら用ひて、意にはかゝはらざりしなり。

○かく語を主として、字を奴としたれば、心にまかせて、字をばつかひしを、後には語の主、（八）はふれ失せて、字の奴の爲かはれるが如し。是、又、かの國の奴が、みかどとなれる、わろくせのうつりたるなれば、いまはし〳〵。こをおもひわかで、字は尊きものとのみ思ふは、言ふにも足らず。或人、猶ほ云ふ。夷はさは行ふなるを、たゞ唐ぞ風雅なればしかると。おのれ天をあふぎて笑ふ。其の風雅てふは、世の中のこと、物の理につのれば人の亂るゝを、理の上にて、理にかかはらず。天地のよろづの物に、文をなすがごとく、おのづから心を治め、なぐさましむるものぞかし。

○且つ、かしこにも、古は繩を結びしとか。其後は木草鳥獸など、萬のかたを字とせしならじや。天竺の五十字も、もとは物のかたちか。何にもせよ。字はやゝ俗にして、風雅なることあるべきや。其後、まろきも、四方に書なしなどせしを、それにつけて、又筆法などいふよ、笑ふにたへぬわざなり。いかで此字のうせば、

の草木の名などいひて、別に一の字ありて、外に用ひぬも有。かく多くの字を、夫をつとむる人すら、皆、覺ゆるかは。或は誤り、或は代々に轉々して、其約にかゝれるも、益なくわづらはし。然るを、天竺には、五十字もて、五千餘卷の佛の語を書き傳へたり。たゞ五十の字をだにしれば、古しへ今と限りなき詞もしられ、傳へられ侍るをや。字のみかは、五十の聲は、天地の聲にて侍れば、其内にはらまるゝものゝ、おのづからのことにして侍り。其ごとく、皇御國も、いかなる字様かはありつらんを、かのからの字を傳へてより、あやまりて、かれにおほはれて、今はむかしの詞のみのこれり。其詞は、また天竺の五十音に同じからねど、萬づのことを云ふ様、五十音の通ふことなどは、又、同じ理りにて、右にいふ花をば、さく・ちる・つぼむ・うつろふ・しべ・くさきなどいへば、字をもからで、よしもあしもやすくいはれて、わづらひなし。おらんだには、二十五字とか、此國には五十字とか、大かた字の様も、四方の國同じきを、たゞからのみわづらはしきことをつくりて、代もをさまらず。ことも不便なり。さて唐の字は用ひたるやうなれど、古へはたゞ字の音のみかりて、こゝの詞の目じるしのみなり。其暫

（七）かたみに云々　互に欺き合ふ。

いふべき。いかにとなれば、天地日月のかはらぬまゝに、鳥も、獸も、魚も、草木も、古のごとくならざるはなし。是なまじひに知るてふことのありて、おのが用ひ侍るより、たがひの間に、さま〲のあしき心の出來て、終に世も亂しぬ。又、治れるがうちにも、（七）かたみにあざむきをなすぞかし。もし、天が下に、一人二人物しることあらむ時は、よきことあるべきを、人、皆、智あれば、如何なることも、あひうちとなりて、終に用なきなり。今、鳥獸の目よりは、人こそわろけれ、かれに似ることなかれと、をしへぬべきものなり。されば、人のもとをいはゞ、兄弟より別れけむ。然るを、別に定をするは、天地にそむけるものなり。みよ、みよ、さることを、をかすものゝおほきを。

○又云、然れども、此國に文字なし。唐國字を用ひて、萬づそれにて知るべしと。

答、まづ、唐國のわづらはしく、あしき世の治まらぬは、いはんかたもさらなり。こまかなることをいはゞ、繪のごとくの文字成けり。今按、□□てふ人の、用ある字のみを擧ぐといへるを見れば、三萬八千とやらむ侍り。譬へば、花の一にも、咲・散・蕊・樹・莖、其外、十まりの字なくてはたらず。また、こゝの國所の名、何

(六)こまかなる理　小さき道理。

らずばよからむといひしのみと聞ゆるを、世こぞりて、しかありとおもふはいかが、おろかなるこゝろにや、また、さることをば隱していふにや。すべら御國のいにしへは、母の同じき筋を、誠の兄弟とし侍り、母しかはれば、きらはぬなり。物はところにつけたる定こそよけれ。さる代には、年々にさかえたまふを、儒のわたりて、漸に亂れ行て、終にかくなること、上に云ふ如し。如何に同姓めとらずなど、教のこまかなることよしとて、代々に位を人に奪はれ、かのいやしめる四方の國々に、とらるゝやうのことは如何。天が下は、(六)こまかなる理りにて治まらぬことを、いまだ思ひしらぬ愚かなる心に、聞を崇むてふ耳を心とせしよ。いふにも足らぬことなり。

○又、人を鳥獸にことなりといふは、人の方にて、我ぼめにいひて、外をあなどるものにて、また唐人のくせなり。四方の國をえびすといやしめて、其言の通らぬがごとし。凡そ天地の際に生きとし生けるものは、みよ蟲ならずや。それが中に、人のみ、いかで貴く、人のみ、いかなることあるにや。唐にては、萬物の靈とかいひて、いと人を貴めるを、おのれがおもふに、人は萬物のあしきものとか

(五)「やから」も「うから」も同じ意一族。親族。

歌のいさほしはすでにいへり。

○天が下の人をまつりごつに、からのこと知りしとて、時にのぞみて、人のよくことわらるゝものにあらず。さるかたに、かしこう、實にとおぼゆることといひいづるひとの、おのづから出來るぞかし。たとへば、くすしの、よく唐文よみ知りたるが、病をいやすことは、大かた少きものにて、此國におのづから傳りて、何のよし、何のことわりともなき藥こそ、かならず病はいやし侍れ。たゞ、みづから、其事に心を盡しえたるものこそよけれ。物になづまぬこと也。一たび我よしとおもへることに、引よらせまほしく、儒學生は、中々まつりごち得ぬは、唐國にも、さるものにゆだねて、をさまらざりし世もおほかりけり。

○或人の云、むかし此國には、(五)やからうからを妻として、鳥け物と同じかりしを、唐國の道わたりて、さることも心し侍るがごとく、萬づ儒によりてよくなりぬと。おのれ是を聞いて大に笑へるを、かたへの人云ふ、唐には、同じ姓をめとらずてふ定はありつるを、おのが母を姦せしことも侍りしからは、只さる定のありしのみにて、いかばかりのわろごとのありけむ。さることをみぬや、同姓めと

○凡そ、世の中は、あら山荒野の有か、自ら道の出來るがごとく、こゝも、自ら、神代の道のひろごりて、おのづから國につけたる道のさかえは、　皇いよ〳〵さかえまさんものを。かへす〴〵儒の道こそ、其國をみだすのみ。こゝをさへかくなし侍りぬ。然るを、よく物の心をもしらず。おもてにつき、たゞかの道をのみ貴み、天が下治るわざとおもふは、まだしきことなり。

○さて、歌は、人の心をいふものにて、いはでも有ぬべく、世のために用なきに似たれど、是をよくしるときは、治りみだれんよしをも、おのづから知るべきなり。孔子てふ人も、詩を捨てずして、巻の上に出せしとか。さすがに、さる心なるべし。凡そ、物は、理にきとかゝることは、いはゞ死たるがごとし。天地とともにおこなはるゝおのづからの事こそ、生きてはたらく物なれ。萬のことをも、ひとわたり知るを、あしとにはあらねど、やゝもすれば、それにかたよるは、人の心のくせなり。知てすつるこそよけれ。たゞ、歌は、たとひ惡きよこしまなる(四)ねぎごといへど、中々心みだれぬものにて、やはらいで、よろづにわたるものなり。

(四)ねぎごと。祈事なり。祈り願ふこと。

なるべし。

○こゝの國は、天地の心のまに〳〵治めたまひて、さるちひさき理りめきたることのなきまゝ、俄かに實にと覺ゆることゞもの渡りつれば、まことなりとおもふむかし人の、直きより傳へひろめて侍るに、いにしへより、あまたの御代々々、やゝさかえまし給ふを、此儒のこと、わたりつるほどに成て、天武の御時、大なる亂出來て、夫よりならの宮のうちも、衣冠調度など唐めきて、萬うは心のみ、みやびかになりつゝ、よこしまの心ども多くなりぬ。凡そ、儒は、人の心のさかしく成り行けば、君をあがむるやうにて、尊きに過さしめて、天が下は臣の心になりつ。

○夫よりのち、終にかたじけなくも、すべらぎを島へ放らしたることゝ成りぬ。是れ、みな、かのからことのわたりてよりなすこととなり。或人は、佛のことをわろしといへど、ひとの心のおろかになり行なれば、君は、天が下の人の、おろかにならねば、さかえたまはぬものにて侍り。さらば、佛のことは。大なるわざはひは侍らぬなり。

だしきものなり。さらば四十年の間も、治れるには侍らざりけり。
○それよりのちは、漢の世に、文帝とかいひし時、暫く治まりけむかし。さて、いやしげなるひとも出て、君をころし、みづから帝といへば、世の人みなかうべをたれて、順がひつかへ、それのみならず、四方の國をば、えびすなどいひて、いやしめつるも、其夷てふ國より立て、唐國のみかどとなれるときは、また、みな、額づきてしたがへり。さらば、夷とて、いやしめたること、いたづらごとならずや。はた、世擧つていへる語にはあらざるべし。如レ是世々にみだれて、治れることもなきに、儒てふ道ありとて、天が下の理を解きぬ。げに、打聞きたるには、いふべきこともならざるべう覺ゆれど、いとちひさく理りたるものなれば、人のとく聞得るにぞ侍る。先づ、ものゝ專らとするは、世の治り、人の代々傳ふるをこそ貴め。さる理り有とて、生てある天が下の同じきに似て、異なる心なければ、うはべ聞しやうにて、心にきかぬことしるべし。然るを、此國に來たり傳へては、唐國にては、此理にて治りしやうに解くは、みな、(三)そらごとのみ也。猶はなづめる人をやりて、唐國を見せばや。浦島の子が、故郷へかへりしごとく

(三)そらごと。虚言。うそ。

（二）あだなふ。仇をする。敵對する。

よきに譲りしは、惟上つ代一代二代にや。それもとほらぬわざなりけり。さて、周の文王とやらむは、ひとかたをだも知りたるに、ようせずば、身のわざはひと成べけれ。紂王のわろきによりて、中々に、人をなづけなどせしはさること也。武王の時、紂をうちしを、ことわりあるいくさとやらんいへど、伯夷・叔齊がいさめしとかいふを、孔子てふひとも、よき人とのたまひしとか。さらば、武王をいかにいはん。まことに義ならば、紂の後をも立つべきを、それが末を、韓などへ放らしやりて、など、みづからの子うまごにゆづりけむ。

○さて、周公、政をとりて、殷の諸侯を、四十餘りほろぼしけむこと、孟子てふ文にみゆ。此四十あまりの侯、みな、わろ人にあらむか。周公に（二）あだなふままに、しひて、ほろぼせしとしるべし。かくするが義といふものにや。そのさかえは、八百年とかいへど、初二代にて四十年ばかりは、治れりといはんか。やがて、いと亂れて、なか〳〵おとろへにけり。其四十年ばかりの間、周公てふよき人は、弟によこしませられて、外へまかりつるとか。世の中のみだれは、世の中のわざにもといふべきを、兄弟しもよこしませるは、内のみだれてにて、亂の甚

(一)なづめり〳〵　拘泥すること。

見よ、世の中のことは、さる理めきたることのみにては、立たぬ物と見ゆるをといへば、此人、いよ〳〵はらだち、むかしのことしかじかと解く。おのれいふ。(一)なづめり〳〵。かの堯は、舜のいやしげなるに譲れりとか。天が下のためなることはよきやうなれど、こは皇御國にては、よしきらひものてふ物にて、よきに過ぎたるや。さるからに、ゆづらぬいやしげなる者の出て、世をうばひ、君をころしまつるやうになれり。こはあしきらひ物なり。かく、よきにすぐれば、わろきにすぐることの出るぞかし。又、孟子とかいひけむ人は、堯・舜の民は、家をならべて封ずべしといへり。是をおもふに、舜の父は、めくらものとかいふは、子のよきを見知らぬ故にや。こは堯の民、舜の父なれど、いかで封ずべき人ならむ。舜の後を禹といふ、此父は、わろ人にて、遠き國にながしつるとか。こは舜の民にて、禹の父なるに、また封じがたき人ならずや。然らば、孟子も、今の世にいふ、勸化の口さきらのみなりけり。また殷の世は、いくらつゞきしにや、其始は、よき人とて、禹の世を讓りつるといへり。さらば、其つぎ〳〵、などやよき人につたへざりけん。末にたぐひなき紂とやらんいふわろ人のいづるとか。さらば、

國意考

加茂眞淵述

ある人の、我は歌やうのちひさきことを、心とはし侍らず。世の中を治めむずる、から國の道をこそといふ。おのれ、たゞ笑つてこたへず。後に、また其人にあひぬるに、萬のことを、ことわるめるに、たゞ笑ひにわらひておはせしは、故ありてやなどいふに、おのれいふ。そこのいふは、から國の儒とやらむのことか。そは天地のこゝろを、しひて、いとちひさく、人の作れるわざにこそあれといふに、いとはら立て、いかで此大道を、ちひさしといふにやといふ。おのれいはく、世の中の治りつるやいなや、承りぬべしといへば、堯・舜・夏・殷・周などをもて答ふ。おのれいふ。其後にはなきや。答ふ。なしと。また問ふ。さらば、などや堯より周までのさまなる。其後にあらざりけむや。たゞ百千々の、いと昔のみかたよりて、さるよきことのありしぞ。そは、たゞ、むかし物語にこそありけれ。見よ、

無事なるときは則ち神代なり。神代に於て最も無事(ぶじ)なるかな。鸕鷀草葺不合尊、儒書に曰はく惟徳を顯はさず、佛教に曰はく無上道(むじやうだう)と。

日本書紀卷第二

神代下卷口訣畢

は、上の卷の大巳貴神の傳の中の天皇とあるに同じ。先代の號を稱したてまつること此に起る乎。

一書に曰はく、先づ彦五瀬命を生す。次に稻飯命、次に神日本磐余彦火火出見尊、次に稚三毛野命と。（第三の一章）

神日本磐余彦火火出見尊を以て、第三と爲す。稚三毛野命を第四と爲し、稚と云ひ入を云はず。

一書に曰はく、先づ彦五瀬命を生し、次に磐余彦火火出見尊次に彦稻飯命、次に三毛入野命と。（第四の一書）

磐余彦火火出見尊を第二と爲し、神日本を云はず。神武天皇と稱し奉るは後に奉らせたまふ尊號なり。彦稻飯命を第三と爲し、第二の一書に同じ。而して彦と稱す。五説共に彦五瀬命第一なり。第二第三第四は差互あり。異説普く捨てずして撰む。凡そ神代は久壽なり。不正なれば天稚彦の如し。人代猶ほ大倭姫命のごとく、又　應神天皇、仁德天皇の靈行なるは神なり。太平

六十八年なり。

凡そ此の章の下四書の説は、第一の一書は、神日本磐余彦尊、以て少時の號を爲し、亦之を釋す。次の三書は、四の男子の次第各、異あるのみ。

一書に曰はく、先づ彦五瀬命を生す。次に稻飯命、次に三毛入野命、次に狹野尊亦神日本磐余彦尊と號す。狹野と所稱すは、是れ年少時の號なり。後に天の下を撥平げ、八洲を奄有す。故復た號を神日本磐余彦尊と曰すと。（第一の一書）

狹野は睿智の稱、上卷に簀狹之八箇耳と有る簀狹の如し。奄は覆ふなり。

一書に曰はく、先づ五瀬命を生す。次に三毛野命、次に稻飯命、次に磐余彦尊、亦神日本磐余彦火火出見尊と號すと。（第二の一書）。

五瀬命に彦を云はず、三毛野命に入を云はずして、第二と爲す。前には第三なり。稻飯命を第三となす。前には第二なり。神日本磐余彦火火出見尊の號

彦波瀲武鸕鷀草葺不合尊、其の姨玉依姫を以て妃と爲して、彦五瀬命を生せり。次に稻飯命。次に三毛入野命、次に神日本磐余彦尊、凡て四の男を生す。久之ましまして、彦波瀲武鸕鷀草葺不合尊、西の州の宮に崩りましぬ。因て日向の吾平山の上の陵に葬めまつる。

鸕鷀草葺不合尊は、自性無事の神なり。無事は清明至誠なり。瓊々杵尊より此に至るまで、日向國御崎の宮に坐します。第四の御子磐余彦尊は、神武天皇なり。此の御宇に於て、都を大和國橿原の地に遷したまふ。桓武天皇の御時、此の京に遷つて違はず。寶祚無窮の靈域なり。久之まし〱てとは、一說に治世八十三萬六千四十三年と、西の州の宮にとは、遷都の地に於て之を述ぶるの謂なり。崩御は庚申、周十八代惠王十六年庚申に當る。翌年辛酉

神武天皇卽位す。(時に五十一歲)。神代天上に在れます神の年序慥ならず。一說に依れば、瓊々杵尊より、葺不合尊の崩御に至るまで、一百七十八萬二千四百

つる。初め豐玉姫別去るゝ時に恨言既切なり。故火折尊其の復た會ふ可からざるを知しめして、乃ち贈る歌あり。已に上に見ゆ。○八十連屬、此れをば野素豆豆企と云ふ。飄掌、此れをば陀毗盧箇須と云ふなり。

一書の中の一說なり。乃ち贈る歌あり、已に上に見ゆとは、此の說に、歌あつて上に有るに異ならず、故に撰者略するの辭なり。下は字訓。

龍宮遊行畢

凡そ鹽土老翁、彥火火出見尊に功を爲すが如きは、惟尊の明直冥助に依れるなり。老翁明直を崇んで、尊須臾も自恣ならず、毫末も天理に逆りたまはざる所以か。

第三章　地神第五代紀

神日本磐余彥尊降誕（四の男の中に、人皇の大祖と爲る故に爾か云ふ、下に四書あり）

々に苦しむとなり。

是より先に、豊玉姫出來して、當に產まんとするとき、皇孫に請して曰はく云々。皇孫從はず。豊玉姫大に恨んで曰はく、吾が言を用ひずして、我に屈辱みせつ。故今より以往妾が奴奴、君の處に至らば、復た勿放還しそ。君の奴婢妾が處に至らば勿復還と。遂に眞床覆衾及び草を以て、其の兒を裹んで之を波瀲に置く。即ち海に入つて去んぬ。此れ海陸相通はざる緣なり。

強いて海陸隔絶つことを云ふ文段。

一に云はく、兒を波瀲に置くは非し。豊玉姫命自ら抱いて去く。久之して曰はく、天孫の胤、此の海の中に置きまつるべからずといひて、乃ち玉依姫をして持かしめて、送り出しま

手を擧げて飄掌かす。爾より今に及るまでに、曾て廢絕むことなし。

樂は陽、上より下に及ぶ。苦は陰、下より上に至る。初め潮足に漬くは、惡念起る初め、潮滿ち來つて足を侵すが如し。足占を爲しとは、不儀不定にして、占ひ跬つが如く、惡念牙すと共に苦を始むるなり。膝に至る時はとは、惡を增すなり。則ち足を擧ぐとは、居る所なきなり。股に至る時とは、惡甚だ深きなり。則ち走り廻るとは、身を危うして東西に走るなり。腰に至る時とは、惡に陷るなり。則ち腰を捫ふとは、擊たれ懶せられ持ち苦しむなり。腋に至る時とは、惡に沈むなり。則ち手を胸に置くとは、身心を惱むなり。頸に至る時とは、惡に究まるなり。則ち手を擧げて飄掌かすとは、殺害せられ氣絕ゆる狀なり。爾より今に及るまで曾て廢絕むことなしとは、此の辭を以て、著犢鼻してより、手を擧げ飄掌かすに至つて、惡人に譬喩すること明かなり。言ふこゝろは火酢芹命より惡人起つて、善に歸せざる者あつて、世

○玉木翁曰、火酢芹命、一旦感悟、大變二從前之質一、忽拜二君恩之辱一、以二其溺苦之狀一、製爲二舞伎一、貽二之子孫一傳二之百世一、蓋其鏤レ骨徹レ髓而深悔遠改者、可二以見一而正是後世不レ知二天人之際一者之大戒耳。

○兼良曰、足占、謂レ不レ安二足於下處一、以レ占言者、取二不定之義一也。

慍色與共に言はずは、兄惡を改め善に本づくことを知らずして、仕へんことを請ふ。以て尊擧したまはざるなり。

於是兄著犢鼻して、赭を以て掌に塗り面に塗りて、其の弟に告して曰はく、吾身を汚すこと此の如し。永く汝が俳優者たらんと。乃ち足を擧げて踏行みて、其の溺苦の狀を學ふなり。

著犢鼻しては裸となるなり。赭を以て面に塗つては、自ら面を辱むるなり。赭は赤土なり。足を擧げて踏行みてとは、跼めて脛を擧げ行きて怯懼の狀を爲すなり。其の溺苦の狀を學ぶとは、言ふこゝろは、奔波に溺れ苦しめられ、以て仕へんことを請ふに寄せて、惡に溺れ、衣服無く、面を辱め、身を汚して、人を畏るゝの狀を云ふなり。然して次の文段に、惡人の始終を云ふ。

初め潮足に漬く時は、則ち足占を爲し、膝に至る時は、則ち足を擧ぐ、股に至る時は則ち走り廻る。腰に至る時は則ち腰を捫ふ。腋に至る時は則ち手を胸に置く。頸に至る時は則ち

○煕近曰、五字細註。
○兼良曰、瀛謂二海中一邊謂二海畔一。

て風招を作したまへ。風招は即ち嘯くなり。如此せば則ち吾瀛風邊風を起して、奔波を以て溺惱さんと。

此の説滿瓊涸瓊の説無し。風招を作すことを期す。

火折尊歸り來まして、具に神の教に遵ふ。乃ち兄鈎する日に至り、海濱に居して嘯きたまふ。時に迅風忽に起る。兄則ち溺れ苦やむ。生く可きに由なし。便ち遙に弟に請して曰はく汝久しく海原に居して、必ず善き術有らん。願はくば以て救ひたまへ。若し我を活けたまはゞ、吾の生兒八十連屬、汝の垣の邊を離れずして、當に俳優の民たらんと。於是弟嘯くこと已に停んで、風亦還息りぬ。故兄弟の德を知つて、欲自伏辜而弟有慍色與共に言はず。

奔波迅風共に波耶千と訓ず。海神の所爲なり。迅は疾なり。術は法なり。有

○宗因曰、狹狹漸衰貌。
○谷川翁曰、三下唖古禁法、與二後主意一同。

邊の床、中の床、内の床は、端より奥に設くる謂なり。其の兩の足を拭ひは、之を卑むことを爲す。其の兩の手を擦しは、之を尊むことを爲す。寛坐るは、畏ること無く、安座したまふなり。尊卑を捨てゝ以て樂しむ狀、海神之を見て益加崇敬ふは、畏ることなく安座すれば、則ち三熱を離れ、以て崇敬し奉るの儀なり。三熱は東南西の三方晝にして熱あり、以て恵を動かすなり。北の一方夜にして熱なく以て動なく靜定なり。衆類は三熱の若く、清明至誠、三熱を離れて以て明然たり。

海神赤女口女を召して問ふ。時に口女口より鈎を出し以て奉る。赤女は即ち赤鯛なり。口女は即ち鯔魚なり。時に海神鈎を彦火火出見尊に授りて、因て敎へまつりて曰はく、兄の鈎を還しまさん時に、天孫則ち當に言ふべし、女が生子八十連屬の裏に、貧鈎狹狹貧鈎と言ひ訖つて、三たび下唾きて與へたまへ。又兄海に入つて鈎せん時に、天孫宜海邊に在して、以

〇直指曰、邊床下床也、拭レ足者卑レ之。
〇重遠曰、中床猶未レ尊敬、據二兩手一。
〇直指曰、內床上床也。寬坐安坐也。

時に豊玉姬の侍者有つて、玉鋺を持つて當に井の水を汲み、人影の水底に在るを見て、酌み取ることを得ず。因て以て仰いで天孫を見つ。即ち入つて其の王に告げて曰はく、吾我が王獨り能く絕れて麗しと謂ひしに、今一の客有り、彌優遠勝れりと。海神聞いて曰はく、試に以て察んといひて、乃ち三の床を設けて請入まつる。

今一の客有り、彌復遠勝れりとは、始めて天孫を見たる文段、試に三の床を設けてとは、禮容を以て神慮を察するなり。

於是天孫邊の床に於ては、則ち兩の足を拭ひ、中の床に於ては、則ち其の兩の手を據し、內の床に於ては、則ち眞床覆衾の上に寬坐る。海神見て乃ち是れ天神の孫といふことを知つて、益、加崇め敬ふ云云。

○谷川翁曰、入レ海猶二言浮一レ海也。

ん。宜彼に乘つて海に入りたまへ、海に入りたまはん時に、海の中に自ら可怜小汀有らん。其の汀の隨に進まさば、必ず我が王の宮に至りまさん。宮の門の井の上に、當に湯津杜の樹有るべし。宜其の樹の上に就いて居せと。言すこと訖つて即ち海に入りて去きぬ。

八尋鰐曰はく、八日の以後方に致しまつらん。一尋の鰐魚一日の内に必ず致しまつらんとは、海は大魚遲く小魚速きの謂、陸は大類速く小類遲きなり。我歸つて彼れをして出來さしめんとは、歸來旬日と雖も、曾海路を經ざるの儀、以て之を策る乎。

故天孫鰐の所言の隨に留居りて相待つこと已に八日なり。久之しくして方に一尋の鰐有つて來れり。因て乘つて海に入る。每に前の鰐の教に遵ふ。

鰐をして之を策らしむる異說なり。儀を取つて說を用ひず。

○玉木翁曰、馬者乗之縁語。○宗因曰、竪ニ鰭背一縁レ鰐而言、即立ニ船幟一也。

此の說兄山の幸を得ますと爲す。轉寫の誤か。然かも一書の中に於て、兄の鈎を還さんとす。他本爾かなり。舊本の如く之を述べたる乎。以て自餘の說の如く、兄海の幸を得ると見る可し。文段前の如し。

老翁曰はく、復た勿憂へましそ。吾將に計らんと。計りて曰はく、海神の乘る駿馬は八尋の鰐なり。是れ其の鰭背を竪てゝ、橘の小戸に在り。吾當に彼と共に策らんといひて、乃ち火折尊を將ひて、共に往いて見る。

籠を作るの說無し。老翁鰐と共に策らんとは、其の所を伺ふは、其の地の者に問ふに如かずとの儀乎。

是の時に鰐魚策りて曰はく、吾は八日の以後方に天孫を海宮に致しまつらん。唯し我が王の駿馬一尋の鰐魚、是れ當に一日の內に必ず致し奉らん。故今我歸つて彼をして出來さしめ

娜磨迺、比訶利播阿利登、比鄧播伊珮耐、企珥我譽贈比志、多輔姤句阿利計利と。凡そ此の贈答二首を號けて擧歌と曰す。

○海驢、此れをば美知と云ふ。踉蹡之鈎、此れをば須須能美賦と云ふ。癡騃鈎、此れをば于樓該賦と云ふ。

玉依姫に寄せては、來詣るの時なり。阿軻娜磨迺は明玉なり、比軻利播阿利登、比鄧播伊珮耐とは、明玉に勝る事無しと人は言ふと雖もなり。企珥我譽贈比志、多輔姤句阿利計利とは、明玉も尊の容貌に如かずとなり。擧歌は秀歌の稱、下は字訓なり。

一書に曰はく、兄火酢芹命、山の幸利を得、弟火折尊海の幸利を得云々。弟愁吟ひて海濱に在す。時に鹽筒老翁に遇ふ。老翁問ふて曰はく、何故ぞ若此愁ひますやと。火折尊對へて曰はく、云々と。(第四の一書)

掌二湯藥一之人、飯嚼嚼レ飯哺レ兒者、湯坐洗二浴兒一者、其他凡滌二襁褓一除二不淨一等之役、謂二之諸部一、養レ子之道、母自乳者禮也、然後世或亦有レ用二他婦一於レ擧二其始一也。

〇玉木翁曰、端正、光麗之謂。

坐と爲したまふ。凡て諸部備行り以て養し奉る。時に權に他姫婦を用りて、乳を以て皇子を養しまつる。此れ世に乳母を取つて兒を養す緣なり。

乳母は字の如し。是れを女能登と謂ふ。湯母は乳母の助、飯嚼は哺み養ふ婦、湯坐は湯殿女なり、時にとは是れより皇子を養し奉るの例爾の如きなり。此を以て世人乳母を取り兒を養ふこと之に起るなり。

是の後に豐玉姫、其の兒の端正しきを聞きて、心に甚だ憐み重めて、復た歸り養さんと欲ふ。義に於て可からず、故女弟玉依姫を遣して以來し養しまつる。

復た歸り養さんと欲ふは、龍神の性。義に於て可からずとは、神明二見を忌みたまふ。豐玉姫歸らんと欲すと雖も、尊許したまはざるなり。因て妹を來たすなり。

時に豐玉姫命、玉依姫に寄せて、報歌を奉つて曰はく、阿軻

○兼良曰、乳母以レ乳哺レ兒者、湯母

知つて、深く懟恨を懷く。既に兒生まれて後、天孫就いて問ふて曰はく、兒の名何に稱けば當可乎と。對へて曰はく、宜しく彦波瀲武鸕鷀草葺不合尊と號すべしと。言ひ訖つて、乃ち海を渉りて徑に去んぬ。

兒の名何に稱けばとは、自ら事を發したまはざるの謂なり。

時に彦火火出見尊、乃ち歌して曰はく、飫企都鄧利、軻茂豆句志磨爾、和我謂禰志、伊茂播和素邏珥、譽能據鄧馭鄧母と。

豐玉姫去る時に於て之を詠じたまふ。澳津島は鴨と云はん爲めなり。鴨著島は鳧寄島なり。龍宮遙なるを以て遠島に准ず。吾寢志は往事を曰ふ。妹波忘羅珥は汝は之を忘れずなり。世の事事茂は、世事繁くともなり。妹波忘羅珥の辭を以て、尊去事を執せず、汝宜しく忘るべしとの御製なり。神必ず著無し。

亦云はく、彦火火出見尊、婦人を取つて乳母湯母及び飯嚼湯

に鄕に還つて、即ち鸕鷀の羽を以て葺きて產屋を爲る。屋の甍未だ合せぬに、豐玉姬自ら大龜に馭り、女弟玉依姬を將ひて、海を光して來到る。時に孕月已に滿ちて、產期方りに急りぬ。此に由に葺合するを待たずして、徑に入居りましぬ。

是より先にとは、火酢芹命溺れ困むの前なり。故尊已に鄕に還つて即ちと爲すなり。一章の說兄危困まされ、後に豐玉姬果して前の期の如くと爾か云ふ。第一の一書困しむ說無し。第二の一書豐玉姬の來る說無し。下第四の一書亦困しむ說の後、是より先に豐玉姬出來と爲すと雖も、一章の說の如し、兄伏罪ふの後、葺不合尊降誕なる乎。大龜に馭りとは、龜に雄無し。虵を以て雄となす。海を光して來到るとは、姊妹の花艷海に映く乎。

已にして從容に天孫に謂して曰はく、妾方に產まんとき、請ふ勿臨ましうと。天孫心に其の言を怪みて、竊に覘ひたまふ。則ち八尋の鰐に化爲りぬ。而して天孫の視其私屛したまふを

○玉木翁曰、襤褸敝衣也、零落貌。

○豈可レ産ニ於海中ニ乎言ミ不レ可レ降ニ誕于邊鄙海島ニ也。○古事記云、此念ト天神之御子、不レ可レ生ニ海原ニ。

時に彦火火出見尊、既に歸り來まして、一に神の敎に遵つて、依て行ふ。其の後火酢芹命日に以て襤褸れて、憂ひて曰はく吾已に貧しと。乃ち弟に歸伏ふ。弟時に潮滿瓊を出せば、即ち兄手を擧げて溺れ困しむ。還つて潮涸瓊を出せば、則ち休んで手復きぬ。

兄以て自ら歸伏ふ、溺れ困しましむとは、衰へ以て歸伏はんと欲すと雖も、惡念を改めざる所以衰微す。必ず邪念を爲すの謂なり。襤褸は緣なき壞衣なり。

是より先、豊玉姫天孫に謂して曰はく、妾已に有娠めり。天孫の胤豈海の中に産みまつる可けんや。故當に産まんとする時に、必ず君の處に就でん。如し我が爲に屋を海邊に造りて以て相待ちたまはば、是れ所望なりと。故彦火火出見尊、已

りまさんとす。儞等幾日が内に、將に以て致し奉らんと。諸の鰐魚各其の長短の隨に、其の日數を定む。中に一尋の鰐有り。自ら言さく、一日の内に則ち當に致しまつるべしと。故即ち一尋の鰐魚を遣し、以て送り奉る。復た潮滿瓊、潮涸瓊二種の寶物を進り、仍て瓊を用ふるの法を敎へまつる。

鰐を集め大小以て遲速を云ふは、其の質に從ふの謂なり。其の日數を定むとは、龍界の遠きを云ふ。繩を海中に下す、僅かに百尋なり。龍境は夫れ一滄水の中に有りて遠く往く乎。

又敎へまつりて曰はく、兄高田を作らば、汝洿田を作りませ。兄洿田を作らば、汝高田を作りませと。海神誠を盡して、助け奉ること此の如し。

誠を盡してとは、惡人と行を同じうせざるの儀なり。洿は潦なり。

○兼良曰、大鈞謂レ不レ中レ用、踉蹡不進之意、癡騃不慧也、蓋鈞不レ中二其用一、則進退失レ度、此乃得レ貧之道、其身貧二於外一、而心愚二於内一、是天下之棄物也。

で、海神乃ち鯛女を召して、其口を探りしかば、則ち鈎を得き。

一書の中の一説なり。頃吾が兒來語りて曰はくとは、天孫の事を語るなり。未だ信ぜず以て火火出見尊に白し、蓋し有ることかと問ひたてまつるなり。此の説又三年を經て鈎を得るなり。若し未だ鈎を得たまはざる故に海中に在すこと三年なるの儀か。

於是此の鈎を彦火火出見尊に進る。因て教へ奉りて曰はく、此れを以て汝の兄に與はん時に、乃ち稱曰ふべし、大鈎、踉蹡の鈎、貧鈎、癡騃鈎と言ひ訖つて、則ち以て後手に授げ賜ふ可しと。

詛の言異り。踉蹡は踦るなり、二見の謂。癡騃は知ること無きなり。

已にして鰐魚を召集ひ、問ふて曰はく、天神の孫、今當に還

○延佳曰、一云二十二字、當ニ分行細書一。○兼倶曰、吾兒謂ニ豐玉姫一。○谷川翁曰、詳ニ上下文意一、疑指ニ上文鹽土老翁ニ而言、其實則姓氏錄所謂豐玉彦神之子、穗高見命是也。○直指曰、纏綿、親昵不離之義。

は垂る、佪は昏しなり。嬰は頸を縣くるなり。羂は罔なり。

是の時に海神自ら迎へ延き入れ、乃ち海驢の皮八重を鋪設きて、其の上に坐ゑたてまつらしむ。兼ねて饌百机を設く。以て主人の禮を盡す。因て從容に問ふて曰はく、天神の孫何の以にか辱くも臨ましつるやと。

井の説無し。海驢の皮は陸に在つて潮滿つるときは、則ち自ら毛を起す。兼てとは、臨幸を聞きて饌を催し、主人の禮を盡すは字の如し。

一に云はく、頃吾が兒來語つて曰はく、天孫海濱に憂居すといへども、未だ虛實を審らず、蓋し有ることかと。彦火火出見尊、具に事之本末を申べたまふ。因て留り息みたまふ。海神則ち其の子豐玉姫を以て妻せまつる。遂に纏綿に篤愛みして已に三年に經へぬ。將に歸りたまはんとするに至るに及ん

○玉木翁曰、字奈多禮垂レ項也。
○重遠曰羂、捕鳥之器、置レ絲欺繫ニ鳥足、者也。
○玉木翁曰、和奈輪索也。

弟已に鈎を海の中に失つて、訪ひ獲むるに因無し。故別に新しき鈎數千を作つて與へたまふ。兄怒つて受けず。故の鈎を急め責る云々。

新しき鈎數千を作りて之を與へたまふ。受けずして急め責るは、兄尊の貴器を妬んで亡はんと爲す乎。

是の時に弟海邊に往いて低佪り愁吟ふ。時に川雁有りて、羂に嬰り困厄む。卽ち憐心を起して、解いて放ち去る。須臾して鹽土老翁有りて來り、乃ち無目堅間の小船を作りて、火火出見尊を載まつり、海の中に推し放てば、則ち自然に沈み去る。忽ちに可怜御路有り、故路の尋に往でます。自らに海神の宮に至りたまふ。

此の說尊の仁惠と老翁善業を現ずるとのことを明す。低佪るは、歎く貌、低

ものなりとは、大嘗會の日、群臣初めて宮中に入る時に、隼人聲を發し立ち定まつて乃ち止み、楯前に進み、手を拍つて歌舞する者、狗吠と云ふは神代の遺風なり。

一書に曰はく、兄火酢芹命、能く海の幸を得、故海幸彦と號く。弟彦火火出見尊、能く山の幸を得、故山幸彦と號す。兄則ち風雨ある毎に、輒ち其の利を失ふ。弟則ち風雨に逢ふと雖も、其の幸惑はず。時に兄弟に謂つて曰はく、吾試に汝と幸を換へんと欲ふと。弟許諾して因て之を易ふ。(第三の一書)

海は風雨に荒れ、山は競ふ。以て兄妬んで之を換ふ。尊辭し得たまはざるの說なり。

時に兄、弟の弓矢を取つて、山に入つて獸を獵る。弟、兄の釣鉤を取りて、海に入んで魚を釣る。倶に利を得ず。空手にして來歸る。兄即ち弟の弓矢を還して、已か釣鉤を責る。時に

○兼良曰、八十連屬、謂二子子孫孫連綿不一レ絶也。

○延佳曰、一云狗人四字、宜二細書一。
○玉木翁曰、狗人守レ門賤者之稱。
○谷川翁曰、神德靈德也。

に緣る。則ち潮亦樹を沒る、兄既に窮途りて逃げ去る所無し。乃ち伏罪ひて曰さく、吾已に過てり。今より以往吾が子孫の八十連屬恒に當に汝の俳人たらんと。

前言を改むとは、惡念を改めず。高山に登り、則ち潮山を沒るとは、罪有る則は往處に禍あるの謂なり。

一に云はく、狗人請ふ哀みたまへ。弟還つて涸瓊を出したまへば、則ち潮自ら息ぬ。於是兄弟の神德有すと知つて、遂に以て其の弟に伏事ふ。是を以て火酢芹命の苗裔諸の隼人等、今に至るまで、天皇の宮墻の傍を離れず、代に吠ゆる狗して事ふ奉るものなり。世人失せたる針を債らざるは、此れ其の緣なり。

一書の中の一說なり、狗人とは、惡神を詈るなり。代吠ゆる狗して事ふ奉る

○玉木翁曰、爲二人兄一而事レ弟耶、是徒知二兄弟之序一、而殊不レ辨二君臣之義一、豈爲レ道耶。

後手に投ぐとは、拙きを惡む狀、以て救ひたまへとは、伏ふことを爲さば赦したまへとなり。

時に彦火火出見尊、彼の瓊と鈎とを受けて、本の宮に歸來て、一に海神の教の依に、先づ其の鈎を以て、兄に與へたまふ。兄怒つて受けず。故弟潮溢瓊を出せば、則ち潮大に溢ちて、兄自ら沒溺る。因て請ふて曰さく、吾當に汝に事へまつり奴僕たらん。願はくは無救活と。弟潮涸瓊を出せば則ち潮自ら涸て、兄還つて平復ぎぬ。

異儀なし。

已にして兄前の言を改めて曰はく、吾は是れ汝の兄なり。如何ぞ人の兄として、弟に事へんやと。弟時に潮溢瓊を出したまふ。兄見て高山に走げ登る。則ち潮亦山に沒る、兄高き樹

〇重遠曰、二顆玉各加以レ思者、示二用瓊之法一。
〇直指曰、思則是如レ意之義也。
〇熈近曰、專言二潮之滿涸一者、海神之所レ主也、其德用豈唯潮汐之謂而已。

の日か忘れん、乃ち思へば則ち潮盈之瓊、思へば則ち潮涸之瓊を以て、其の鈎に副へて奉進りて曰さく、皇孫八重の隈を隔つと雖も、冀はくば時復た相憶ほして、勿棄置たまひそと。

思へば則ちとは、至寶を奉り、以て之を思へば猶ほ足らざるの謂なり。冀はくば時復たとは、海陸相通ふことを請ふなり。

因て敎へまつりて曰さく、此の鈎を以て汝の兄に與へたまはん時に則ち、貧鈎、滅鈎、落薄鈎と稱ひ、言ひ訖りて、以て後手に投棄て與へたまへ、向ひて勿授けたまひそ、若し兄忿怒を起して、賊害ふ心有らば、則ち潮盈瓊を出して以て漂溺らし、若し已に危苦まんに至って愍みたまへと求はば、則ち潮涸瓊を出して、以て救ひたまへ。如此逼め惱まさば、自ら當臣伏。

○口女卽鯔魚見ニ下文ニ、風土記曰、桑名郡市部礒海上多ニ口女ニ而商民賣レ之、中古以來有ニ夢想之事一而備ニ熱田之神膳一。

○重遠曰儞、於乃連也、罵レ人之稱。

定りぬるとき、因て來意を問ふ。對ふるに情之委曲を以てす。時に海神便ち憐心を起して、盡く鰭廣、鰭狹を召して問はず。皆曰さく知らずと。但し赤女口の疾有りて來らず。亦云はく口女口の疾有り。即ち急に召し至らしめ、其の口を探れば、失へる針鈎立どころに得つ。

口女は白魚、細鱗にして大さ尺に過ぎず、鯛の類なり。

於是海神制めて曰はく、儞口女今より以往餌呑ふことを得じ。又天孫の饌に預得けじと。即ち口女魚を以て御口進らざるは、此れ其の緣なり。

儞は汝也。饌は飯の備なり。口女魚を天子の膳に進らざる其の緣を云ふなり。

彦火火出見尊、將に歸りまさんとする時に及至り、海神白して言さく、今天神の孫辱く吾が處に臨ます。中心の欣慶何れ

○玉木翁曰、好井清水也。
○兼良曰、百枝謂ニ枝葉翠密一也。
○玉木翁曰、跳昇爲レ隱レ身也、鋺破碎不レ顧者言ニ驚異之甚一也。
○重遠曰、且閑言ニ閑雅有ニ殿上之風一也。

○上國、此れをば羽播豆矩儞と云ふ。

所以にとは此の如きを稱すなり。神號を釋くに、武は褒美の辭、鵜は安く口より卵を生む。以て今鵜の羽を産屋に挿し、宇富屋と云ふ。下は字訓

一書に曰はく、門の前に一の好井有り、井の上に百枝の杜の樹有り、故彦火火出見尊、跳つて其の樹に昇つて立ちたまふ。時に海神の女豐玉姫、手に玉鋺を持つて來て將に水を汲む。正に人影の井の中に在るを見て、乃ち仰いで視る、驚いて鋺を墜しつ。鋺既に破れ碎けぬれども顧みずして還り入りて父母に謂つて曰はく、妾一人井の邊の樹の上に在すを見つ。顏色甚だ美く、容貌且閑たり。殆んど常の人に非ずと（第二の一書）

前の如し。鋺既に破れ碎けぬれども顧みずとは、速疾を云ふ文段なり。

時に父の神聞いて奇みて、乃ち八重席を設きて迎へ入る、坐

前の說の如し。

是の後に豐玉姫果して其の言の如く來至る。火火出見尊に謂して曰さく、妾今夜當に產まんとす。請ふ勿臨ましそと。火火出見尊聽さずして、猶ほ櫛を以て火を燃し之を視はす。時に豐玉姫八尋の大熊鰐に化爲りて匍匐透迤ふ。遂に見辱められたるを以て恨と爲して、則ち徑に海の鄕に歸る。其の女弟玉依姫を留めて兒を持養さしむ。

櫛を燃し視はすは、上の卷に見ゆ。八尋の大熊鰐に化爲りては異り。透迤ふは匍し跛ぶなり。鰐龍と化し、龍鰐と化すなり。

所以に兒の名を、彥波瀲武鸕鷀草葺不合尊と稱す。彼の海濱の產屋全く鸕鷀の羽を用て草に爲して葺ける甍未だ合せぬ時に兒即ち生れませるを以て、故因て以て名けたてまつる。

○玉木翁曰、以レ櫛燃レ火、與二諸尊故事一同、化二爲八尋大熊鰐一匍匐透迤者、形二容臨產之艱苦一也。

○谷川翁曰、爲レ龍爲レ鰐、皆見而可レ畏之名、此後世爲二一夫一者、不三親見二產婦一之緣也。

○釋曰、熊鰐合二兩字一訓二和邇一、熊字表二生產平安一也。

○玉木翁曰、產屋訓レ字、亦產之義也

○玉木翁曰、此海神固有之德、舟軍進退之法也。

○宗因曰、大鰐盖指レ船而言。

○延佳曰、且別時當レ訓ニ和加禮乎登須流登幾一。

言は以て火酢芹命の生涯に當つ。後危困るゝ事を云はず、貧窮の本、飢饉の始、困苦の根は、火酢芹命に起るの謂なり。亦滿瓊涸瓊を云はず、吾必ず迅風洪濤を起てゝ、其れをして沒溺らし辛苦めんと云ふ。

於是火火出見尊を大鰐に乘せまつり、以て本の鄕に送致りまつる。

海中に入りたまふ事、老翁無目籠を作つて入れ奉り沈めまつる。本の宮に還りたまふ時、海神大鰐に乘せ送致りまつる。火にも燒けず、水にも溺れざる神、豈神變を現はしたまはざらんや。神性は唯自然に任し、事を發したまはず。天理に順ふ正直の神なり。惟れ成せる所有り、成らざるところも有るなり。

是より先に、且た別時に豐玉姫從容に語して曰さく、妾已に有身めり。當に風濤壯からん日を以て、海邊に出で到らん。請ふ。我が爲に產屋を造り以て待ちたまへと。

〇玉木翁曰、誠感之所レ致、何問ニ久近一。

前の如し。豈故郷に還らんと欲すかとは文の如し。尊を慰めまつるなり。以て意を取る。和訓は尊を伺ふ儀なり。

海神於是海の魚を惣集へて、其の鈎を覔め問ふ。一の魚有り、對へて曰はく、赤女久しく口の疾有り、或は云ふ赤鯛疑はし、是れが呑める乎と。故即ち赤女を召して其の口を見れば、鈎猶ほ口に在り。便ち之を得て、乃ち以て彦火火出見尊に授る。因て教へまつりて曰さく、鈎を以て汝の兄に與へたまはん時に、則ち可詛言はまく、貧窮の本、飢饉の始、困苦の根とのたまひて、後に與へたまへ。又汝の兄の海を渉らん時に、吾必ず迅風洪濤を起てゝ、其れをして沒溺らし辛苦めんと。

三載の後鈎を覔む。説審ならず。之を授るに、是れより先の事を以て於是云ふ乎。一魚二魚を訴ふ。口の疾を以て赤女を召す。疑しきは近き儀なり。詛

空津日高矣。〇谷川翁曰、天津日高者天子之稱、虚空日高者太子之稱。〇重遠曰、瓶訓二津留倍一、言二鈎擧之瓮一。〇谷川氏曰、其王海神也。ノ字自二海龍王一而來。〇玉木翁曰、客希入也。

りたてり。故還り入りて其の王に白す。

一書の中の一説なり。終に滿つること能はずとは、井を視る所以の文段なり。

於是豊玉彦人を遣して問ふて曰さく、客は是れ誰ぞ、何の以に此に至ますと、火火出見尊對へて曰はく、吾は是れ天神の孫なり。乃ち遂に來ませる意を言ふ。時に海神迎へ拜み延いて入れまつりて、慇懃に慰う奉る。因てめ豊玉姫を以て妻せまつる。故海宮に留住りたまへること已に三載に經んぬ。

來ませるは字の如し。拜むとは出て拜するなり。

是の後火火出見尊、數歎息きますこと有り。豊玉姫問ふて曰曰く天孫豈故郷に還らんと欲すか。對へて曰はく、然りと。豊玉姫即ち父神に白して曰はく、此に在す貴き客、上國に還らんと意望せり。

○兼良曰、五物皆祭神之具、五神則供ニ其事ー也、太玉命爲ニ祭祀之主ー、弱肩如レ不レ勝レ衣之謂也、太手襁祭レ神時掛レ肩之物、代御手者、代ニ天子ー而祀レ之也。

○玉木翁曰、始起ニ於此ー者、言ハ後世以ニ此法ー祭ルハ此神ヲ、蓋朝廷特加ニ盛禮ー故記レ之。

皇祖大物主神を親み、女子を嫁す。三穂津姫は、出雲國杵築大神大后神社なり。皇孫の爲に護り奉りて乃ち還り降らしめよとは、是の時天に昇る諸神宜しく皇孫を守護すべしとなり。

即ち紀伊國の忌部の遠祖手置帆負神を以て定めて作笠者と爲し、彦狹知神を作盾者と爲し、天目一箇神を作金者と爲し、天日鷲神を作木綿者と爲し、櫛明玉神を作玉者と爲す。乃ち太玉命をして以て弱肩に太手襁を被け、代御手にして以て此の神を祭る者は、始めて此より起れり。

手置帆負神社、彦狹知神社は慥ならず。天目一箇神社は播摩國多可郡に在り天日鷲神社は前の如し。櫛明玉神社は大和國高市郡に在り。太玉命神社は前の如し。笠は菅笠を以て祭禮に用ゆ。作金者は鏡作なり。太手襁を被けとは、小忌を著けて襁の如きなり。御手代にしてとは、天孫に代り、大巳貴神を祭るなり。故に天子御手代を爲し、忌部氏をして神を祭らしむる者は、始

○纂頁曰、大物主即大巳貴之一名、而似レ爲二二神一者、謂二幸魂奇魂之異一也、今按至レ此稱二大物主一以拜二大物之一賜也。

を天高市に合め、帥ひて以て天に昇つて、其の誠款の至を陳す。

首渠者は統領の言、大物主神は大巳貴神なり。事代主神は前の如し。八十萬神を天高市に合め帥ひて以て天に昇るとは、天上に諸神會りたまふ處以て天高市と云ふ。之に准じて、大和國に高市郡ありて、天高市神社在す。大物主神諸神を此の地に合め、帥ひて以て天に昇りたまふ乎。其の誠欵の至を陳すとは、天が下を皇孫に奉り、歸順の誠を白したまふ也。大巳貴神長く隱れまし、然して後諸神を帥ひて天に昇りますは、身體を隱して、神靈神力を現すなり。惟神明念慮あれば則ち狀を現すなり。

時に高皇産靈尊、大物主神に勅すらく、汝若し國神を以て妻と爲せば、吾猶ほ汝を疏き心ありと謂はん。故今吾が女三穗津姫を以て、汝に配せて妻と爲ん。宜しく八十萬神を領ひて、永に皇孫の爲に護り奉りて、乃ち還り降らしめよと。

曰慇懃訓𪜈毛許呂言レ如レ根也、此紀及萬葉集如三字訓二毛許呂一。命仰也、幽事卽神事。舊事紀作二幽神事一。
○兼良曰、岐神主二道路一之神、薦二擧之一、爲二二神先導一也、被者負之意、如二被レ衣之被一。
○垂加翁曰、瓊者所謂幸魂奇魂也、躬被レ瓊而長隱者則住二身室山一者也
○延佳曰、長隱避二國家之事一也。
○重遠曰、亦就二於根國一之意。
○玉木翁曰、實二生死一之辭也。
○仲之曰、瑞之八坂瓊則素尊得二于羽明玉一、所三以隨二衆神一之意、永歸二根國一之神德也、大巳貴傳以躬被二服之一、所三以從二天神之命一也。
○宗因曰、人兄之訓義、首渠統領也。

命に從はざらんや。吾が所治顯露の事は、皇孫當に治めたまふべし。吾は將に退りて幽事を治めんと。乃ち岐神を二神に薦めて曰さく、是れ當に我に代つて從ふ奉るべし。吾將に此れより避去りなんといひて、卽ち躬に瑞之八坂瓊を被ひて長く隱れましき。

吾は將に退りて幽事を治めんとは、冥慮を施す可きなり。岐神は上に見えたり。此の神を薦め、諸神をして二神に從はしむるなり。瑞之八坂瓊を被ひてとは、仁惠を以て神體と爲すなり。長く隱れましきとは、神體を見ざる神變なり。

故經津主神、岐神を以て鄉導と爲して周流削平ぐ。逆命者あるをば、卽ち加斬戮す。歸順者をば仍ち加褒む。

文段明かなり。

是の時に歸順ふ首渠者大物主神及び事代主神、乃ち八十萬神

○谷川翁曰、栲木名、以二其皮一爲レ繩。歌所謂海人栲繩。

○重遠曰、高橋反橋、浮橋方舟之橋、天鳥船敏速之船、天安河即天上也、打橋假設之橋、打亘之義也。

○兼良曰、百八十縫者、謂二栝之枚多一也、縫謂レ作レ楯。

○重遠曰、穗日命乃天照大神之子、以レ此主二彼祭祀一、崇敬之至矣、其裔孫千家氏北島氏、至レ今爲二杵築大神主一。

○谷川翁曰、慇懃萬集云菅根乃懃懇、又云葦根乃懃、又

今當供造こと即ち千尋の栲繩を以て結いて百八十紉に爲ん。其の宮を造るの制は、柱は則ち高く大く、板は則ち廣く厚し。又將田供佃、又汝が往來ひて海に遊ぶの具の爲に、高橋浮橋及び天鳥船も亦將供造、又天安河に亦打橋を造らん。又百八十縫の白楯供造らん。又當に汝が祭祀を主らしむべき者は、天穗日命是れなり。

千尋の栲繩を以て、結いて百八十紉に爲んとは、神社の敷地の牓示、四方百里なり。（尋は八尺、十尋は八丈、八百丈は千尋、百八十紉は十四萬四千丈也、四方十四萬四千丈は一方三萬六千丈也、一町は四十丈なり、三萬六千丈は九百町也、一里は三十六町なり、九百町は二十五里、一方二十五里四方は九百里乎）出雲國四方百里は大己貴神の地なり。高橋浮橋は梁橋なり。天鳥船は狀鳥に爲たる船乎。將た疾き稱か。打橋は梯なり。白楯は必ず神社に有りて、神幸の時、以て圍と爲す。天子行幸の時に獸を書き白楯を要す。天穗日命は出雲の國造の祖神なり。

於是大己貴神報へて曰さく、天神の勅教如此慇懃なり。敢て

○重遠曰、諸神等謂㆓天鈿女命、石凝姥命、玉屋命㆒、服御之物謂㆓三種神寶㆒。

○兼良曰、胸亦無㆑肉之處。○谷川翁曰、脊肉副㆓於胸㆒者、瘠之甚也。

を生む。天津彦火瓊瓊杵尊と號す。因て此の皇孫を以て親に代へて降しまつらんと欲す。故天兒屋命。太玉命及び諸部神等を以て悉く皆相授く。且服御之物一に前に依て授く。然して後天忍穗耳尊天に復還りたまふ。

虛天に居てとは、降臨の空中に於てなり。因て此の皇孫を以て、親に代へて降しまつらんと欲すとは、大神の欲すなり。前の一書の說は、忍穗耳尊の奏したまふに因て、大神皇孫を降したまふなり。諸部の神等悉く皆相授くとは忍穗耳尊の相授けたまふの儀なり。且服御之物一に前に依て授くとは、大神齋庭の穗と服御之物と一に瓊々杵尊に授けたまふなり。服御之物とは、神明に奉る荒妙和妙の神服なり。所謂食服悉く以て瓊々杵尊に授けたまふの儀なり。

故天津彦火瓊瓊杵尊、日向の槵日の高千穗の峰に降到りまして、而して脊宍の胸副ふ國を、白頓丘覓國行去りて、浮渚在

義也、天照大神之所ニ手授ニ天忍穗耳尊之所ニ親受一、乃當レ猶レ視ニ吾之齋鏡ニ而萬世繼體、當ニ同レ床共レ殿以奠ニ壇乃祖一者、此君君相傳之密旨也、神道王道之親切至矣盡矣。

○谷川翁曰、神道幽事、王道顯露、其途雖レ殊而其理無レ間矣。

○兼亰曰、防護謂ニ陰陽ニ、玉體猶如レ影隨レ形禦ニ外患一曰ニ防守一、內德曰レ護。

〔重遠曰、齋庭之穗、天上所レ供齋田之穀、以レ此奉レ御ニ於吾兒一、即御國讓之義也。

○谷川翁曰、此段乃伊勢外宮鎭座之起原也。

是れ始め天忍穗耳尊を降しまさんと欲する時の神勅なり。寶鏡は八咫鏡(やたのかゞみ)なり。當(まさ)に猶ほ吾を視るがごとくすべしとは、以て淸明の寶祚(はうそ)を視したまふなり。心鏡明かならば、日神と同等ならんとなり。以て齋鏡(いはひのかゞみ)と爲すべしとは、猶ほ守護の鏡と爲すべしと宣(のたま)ふがごとし。故に開化天皇に至るまで御同座なり。

崇神天皇の御宇に別所に安置(あんち)したまふ(上に見ゆ)。二神亦同じく殿(みあらか)の內に侍(さむら)ひてとは、二神天孫の左右に在つて、守護したまへとなり。故に渡會(わたらひ)の神宮に於て中に御鏡、左に天兒屋命、右に太玉命、山田の神宮に於て、豐受太神(とようけだいじん)の相殿(あひどの)に瓊々杵尊、瓊々杵尊の相殿に天兒屋命天太玉命なり。齋庭(ゆには)の穗亦吾が兒に御(まか)せまつるべしとは、齋(いは)ひて大神に奉るなり。稻穀を以て之に授く。大嘗會(だいじやうゑ)に齋場(ゆには)の儀式あり。

則ち高皇產靈尊の女(みむすめ)、號(みな)は萬幡姬(よろづはたひめ)を以て、天忍穗耳尊に配(あは)せて妃(みめ)と爲して、降(あまくだ)りまつらしめたまふ。故時(かれ)に虛天(おほぞら)に居て兒(みこ)

護一也。此不レ言ニ磐境一、上文亦書曰レ及
蓋有ニ秘旨一在焉、
讀者宜レ致レ思矣

○谷川翁曰、吾兒謂ニ吾勝尊一也、世々皇胤亦自在ニ其中一。
○兼良曰、視ニ此寶鏡一、當レ猶レ視レ吾八字付囑語ニ是神道之宗趣一矣、直以レ鏡爲ニ心體一、不レ止レ爲ニ譬喩一已也。
○重遠曰、爲ニ齋鏡一謂レ爲ニ神體一、即今內侍所此遺法也、夫高皇產靈尊、以ニ神籬磐境一起ニ樹於天上一、天兒屋命太玉命受持以降ニ於葦原中國一、皆所ニ以爲ニ吾奉齋愼一焉、此大臣事レ君之大

天津神籬は眞坂樹なり。天津磐境は堅固繁榮の言、所謂淸明正直を以て、堅固繁榮の正理を起し、天孫を守護したまはん。二神亦降つて、淸明正直を以て、天孫を守護したまへとなり。

乃ち二神を使して、天忍穗耳尊に陪從へて以て降らす。

此の辭上の文段に依る。故に先づ二神を天忍穗耳尊に副へ、以て降したまひ、後即ち瓊々杵尊に從ひ、以て降す儀なり。陪從とは代々に仕奉るを云ふなり。

是の時に天照大神手に寶鏡を持ちたまひて、天忍穗耳尊に授けて、祝ぎて曰はく、吾が兒之の寶鏡を視まさんこと、當に猶ほ吾を視るがごとくすべし。與に床を同じくし、殿を共にし、以て齋鏡と爲す可しと。復た天兒屋命、太玉命に勅して、惟はくは爾二神亦同じく殿の內に侍ひて、善く防護ることを爲せと。又勅して曰はく、吾が高天原に所御齋庭の穗を以て、亦當に吾が兒に御せまつるべしと。

○谷川翁曰、凡字緊承レ上文、諸家以レ且以下爲二別段一者恐非。
○重遠曰、夫祈二禱實祚一衞二護神慮一者、神事宗源也、決二嫌疑一定二猶豫一者太占卜事也、奉レ仕謂レ仕二皇孫一也、當時皇居神宮無二差別一、朝政祭祀爲二一揆一、在二兒屋命一無レ所レ不レ統焉、後世政祭爲二二途一以來、藤原姓專執二朝政一、中臣卜部主二神事一占卜一奉仕、當今一皆如二往古神勅一、三姓皆天兒屋命裔孫也。
○谷川翁曰、因勅者承レ上文、大巳貴命爲レ神而奉レ護二天孫一而言、蓋大巳貴命治二幽事一也、高皇產靈尊之起二神籬一也、天照大神之授二寶鏡一也、其揆一也。
○玉木翁曰、持者傳二其所レ起レ樹之本意一以令二之保

めて此れより起れり。

且天兒屋命は、神事の宗源を主る者なり。故太占の卜事を以て仕へ奉らしむ。

天兒屋命神社は上に見えたり。神事の宗源を主る者なりとは、宗源は宗は諸法の歸する所、源は萬法の起る所なり。一心の宗、一心の源なり。不生の生、不滅の滅なり。太占は龜の占なり。（墨もて龜を畫きて之を灼きて兆す）。以て仕へ奉らしむとは天孫に仕へ奉るなり。上に忌部氏の掌る所を云ひ、此には中臣氏の掌る所を云ふなり。

高皇產靈尊、因て勅して曰はく、吾は則ち天津神籬及び天津磐境を起し樹てゝ、當に吾孫の爲に齋ひ奉らん。汝天兒屋命太玉命、宜しく天津神籬を持ちて、葦原中國に降りて亦吾孫の爲に齋ひ奉れと。

此の說は、天孫降臨の時の勅なり。以て二神の規模を云ふ。上の文段に次ぐ。

ぞやと。對へて曰さく、天照大神の子の所幸道路に、如此居ること有るは誰ぞや、敢て問ふと。衢神對へて曰さく、天照大神の子今當に降行すべしと聞きたてまつる。故迎へ奉つて相待つ。吾が名は猿田彦大神なりと。

衢神天鈿女を知り、名を呼んで其狀を問ふ。諸神衢神を知らず。蓋し是れ諸鬼降伏の相乎。敢て問ふとは詰り問ふなり。相待つの大神と宣ふを以て、天鈿女所變の神たることを知る。

時に天鈿女復た問ふて曰さく、汝將に我に先ちて行かんや、將抑我汝に先ちて行かんやと。對へて曰さく、吾先ちて啓き行かんと。天鈿女復た問ふて曰さく、汝は何處に到りまさんぞや、皇孫は何處に到りまさんぞやと。對へて曰さく、天神の子は、則ち當に筑紫日向の高千穗の槵觸の峯に到りますべ

絶然けること赤酸醬に似れりと。即ち從神を遣して往いて問はしむ。時に八十萬神あり。皆目勝ちて相問ふことを得ず。

天八達之衢は太虛の正中なり。・七咫は五尺六寸（咫は八寸なり）、七尺餘當に七尋と言ふべしとは、七尺餘の尋七つを以ていふなり。尋の儀（尋は八尺）五丈餘の大圖を云ふ。赤酸醬は上に見えたり。目勝ちてとは、視ることを得ざるなり。長鼻長背は、子孫永永の相乎。

故特に天鈿女に勅して曰はく、汝は是れ目人に勝れたる者なり。宜しく往いて問ふべしと。天鈿女乃ち其の胸乳を露にかきたち、裳帶を臍の下に抑したれ、笑噱ひて向ひ立つ。

皇孫の勅なり。其の胸乳を露にかきたちとは、陽相を露はし、裳帶を臍の下に抑したれとは、陰相を顯はす。胸中を拂ひ、本體を以て向ふなり。噱は大笑なり。此の儀欺くならず。愼みて質形を顧みざる乎。

是の時に衢神問ふて曰さく、天鈿女汝爲之ることは、何の故

而出自天御中主尊、八咫鏡、則日神ノ正體之明鏡、而出自鏡尊、草薙劔則素尊感得之神劔、而出自國常立尊、蓋玉是皇統系脉之天璽、而鏡劔乃萬世守護之神體、故曰及也。

○東家秘傳曰、玉表和順心、鏡表正直心、劔表決斷心、書謂之剛柔正直之三德、中庸謂之智仁勇之達德、其義一而已。

○熙近曰、三德者、幽理之三器、三器者、顯事之三德、此三德也、還歸一心、一而三、三而一也。

○谷川翁曰、因勅皇孫至就而治焉、與八洲起元章之一書天神謂二尊之語文意同、亘有以也。

○元元集曰、所謂初於天瓊矛至三種神璽是也。

（瓊々杵尊は天照大神の次資なり。孫は以て王祖父の尸と爲す可く、以て父の尸と爲す可からず云々）

又中臣の上祖天兒屋命、忌部の上祖太玉命、猿女の上祖天鈿女命、鏡作の上祖石凝姥命、玉作の上祖玉屋命、凡て五部神を以て、配へ侍らしむ。

統領五部神は、土木水金火德の神乎。

因て皇孫に勅して曰はく、葦原千五百秋之瑞穗國は是れ吾が子孫の王たる可きの地なり。宜べ爾皇孫就て治すべし。行くませ、寶祚の隆えんこと、當に天壤と與に窮無けんと。

萬代無窮の眞文なり。祚は保也。壤は肥土なり。

已にして且降之間に、先驅の者還りて曰さく、一の神あり、天八達之衢に居り、其の鼻の長さ七咫、背の長さ七尺餘當に七尋と言ふべし。且口尻明り耀れり。眼八咫鏡の如くにして

〇玉木翁曰、且將レ降間、似レ謂下以ニ葦原既平治一將ニ再降ニ吾勝尊一時上、而實則降臨中止而後留ニ於天上一之間也

〇玉木翁曰、賜者吾勝尊以ニ日神之命一而授ニ瓊々杵尊一也、卽御讓位例是也。

〇舊事紀言、日神以ニ三種寶物一、授ニ吾勝尊一、此與ニ下書寶鏡持授之傳一意同、蓋以ニ事起本一記レ之者也。

〇八坂瓊曲玉、則吾勝尊物根之寶玉

其子の辭を以て、二神に報まうす。

前の如し。遨は遊なり。碕は曲れる岸なり。

二神乃ち天に昇つて、復命をもて告して曰さく、葦原中國は皆已に平け竟んぬと。時に天照大神勅して曰はく、若し然らば、方に吾が兒を當降かと。且つ將降間に、皇孫已に生れたまふ。號を天津彥彥火瓊瓊杵尊と曰す。時に奏すこと有りて曰はく、此の皇孫を以て代へて降しまさんと欲ふと、

忍穗耳尊請ひたまひて、瓊瓊杵尊を降したまふなり。

故天照大神乃ち天津彥彥火瓊瓊杵尊に、八坂瓊曲玉及び八咫鏡、草薙劒の三種の寶物を賜ふ。

天照大神三種の靈器を瓊瓊杵尊に授けたまふ。八坂瓊曲玉は神璽、八咫鏡は伊勢大神、草薙劒は熱田大神なり。玉の溫潤なるは仁惠の事、鏡の淸明なるは正道の事、劒の剛利なるは智惠の事なり。所謂三種は自性自得の神なり。

○兼良曰、深有其理者、自合天心也。條々則下所言事件也。
○谷川翁曰、道則一矣、顯明幽微豈有二致乎、然其至施之於事則固不無政祭之分、故記者謂事以示其義耳。
○兼良曰、顯露之事人道也、幽冥之事神道也、猶書以陰陽而爲一、人爲惡於顯明之地、則帝皇誅之、爲惡於幽冥之中、則鬼神罰之、爲善獲福亦同之（磐窟章第二一書神逐段宜併考）神事則冥府之事、非祭祀牲幣之禮也、祭祀猶屬顯露事、此說亦有味、宜考實劔章第六一書幸合問答段。

對へて曰さく、疑はし汝二神、是れ吾が處に來ませるに非ず。故許す須らずといふ。於是經津主神則ち還り昇つて報告す。

疑はし汝とは、二神の勇狀を咎め私ならんと爲す。以て理に伏し還るなり。

時に高皇產靈尊、乃二神を還し遣はし、大己貴神に勅して曰はく、今汝が所言を聞くに深く其の理有り。故更に條條にして勅したまふ、夫れ汝が所治顯露の事、宜しく是れ吾孫に治すべし。汝は則ち以て神事を治す可し。又汝は應に天日隅宮に住むべしと。

深く其理有りとは、不儀を咎むるを以て之を宥めたまふ。條々は分理の言、條は小枝なり。汝が所治顯露の事とは、國を造り天が下を治むることは、以て宜しく皇孫に奉るべしとなり。汝は則ち以て神事を治す可しとは、德を仰ぎ祭祀を奉る可しとなり。日隅宮は出雲國杵築の神社なり。京城より乾に當り永日の入る方なり。

に五十鈴川上に鎭座なり。大倭姫命は垂仁天皇の女子なり。一に曰はく、箱中に小虫有りて化して人と爲る、伊勢齋王の始なり。雄略天皇の御宇に及つて五百歲、大神宮に給仕したまふ。天鈿女命の所變なり云々と。

一書に曰はく、天神經津主神、武甕槌神を遣して、葦原中國を平定めしむ。時に二神曰さく、天に惡神有り、名を天津甕星と曰ふ。亦の名は天香香背男と。請ふ先づ此の神を誅ふて、然して後に下つて葦原中國を撥はんと。是の時に齋主神齋之大人と號す。此の神今東國の檝取の地に在す。(第二の一書)

天津甕星は光る形甕に似たり。彗星なり。先づ此の神を誅うて、然して後に下つて葦原中國を撥はんの儀廉直なり。

旣にして二神、出雲の五十田狹之小汀に降到りて、大己貴神に問ふて曰はく、汝將に此の國を以て天神に奉るや以不と。

○玉木翁曰、此天神兼稱天照大神高皇產靈尊也、天朝有惡神而妖星應之故曰天津甕星合天人之名也。

○兼良曰、蓋二神之德而可消彼妖是謂之誅也。

○玉木翁曰、是時齋主神謂以所齋禱降伏妖星時之齋主、猶用道臣命爲高皇尊齋主也。

○兼良曰、齋主、祭神之主也。

○重遠曰、大己貴神疑無勅命不肯許二神後世征討使賜節刀爲證以此也。

〇玉木翁曰、寄三日德一體之旨於二日向名一傳三土金敬禮之道於二五十鈴號一以深得二日神之心一自。

〇谷川翁曰、姓氏訓二爲皮骨一猶レ言二血脈一親所レ出之稱也、猿女氏也、君姓也。

即ち天鈿女命、猿田彥神の所乞の隨に、遂に以て相送る。

遂にとは天孫降臨の後、天鈿女命猿田彥神に隨ひたまふなり。崇神記に曰はく故に大神の敎に隨ひ、其の祠を伊勢國に立つ。因て齋宮を五十鈴川上に興す。是れを礒宮と謂ふ。蓋し天照大神古へ猿田彥に化して下降りたまふの地なり。

時に皇孫天鈿女命に勅すらく、汝宜しく所顯神の名を姓氏と爲すべし。因て猿女君の號を賜ふ。故猿女君等の男女皆呼ばつて君と爲す。此れ其の緣なり。〇高胸、此れをば多歌武娜娑歌と云ふ。頗傾、此れをば歌矛志と云ふ。

天鈿女命以て猿田彥神の號を顯す故に、猿女君尸を賜ふ。下は字訓。

凡そ垂仁天皇二十六年に、大倭姬命鏡劍を戴き、二見の浦より御裳濯川を上り、猿田彥神の苗裔大田命に渡り會ひたまふ。云ふ昔五十の金鈴、天上の圖形を納め、之を守ること二百八萬歲なり。其地內宮の酒殿なり云々と。故

○重遠曰、猿田彦大神、明知乙高千穗峰爲下恢二廓皇圖一之基上五十鈴川爲二大神定鎭之地一於二數千萬歲之上甲、乃導二皇孫降臨於日向國一、自隱二于伊勢國一、以待二皇運之開一、其裔孫大田命果遇二倭姫命一定二齋度會宮一則其知靈之徹豈容二測度一乎、古諺相傳言伊勢日向之物語、則天造草昧之初、東西兩國之談、蓋亦多矣。○垂加翁曰、猿田彦神得二土德一而爲二天下之先達一。

し。吾は則ち應に伊勢の狹長田五十鈴川上に到るべし。因て曰はく我を發顯しつるは汝なり。故汝以て我を送つて致すべしと。

敎は即ち天眞なり。我を發顯しつるは汝なりとは、我が敎を發すなり。汝は以て我を送つて致すべしとは、我に從ふべしなり。

天鈿女還り詣で報狀まうす。皇孫於是天磐座を脱離ち、天八重雲を排分けて、稜威の道別に道別きて天降ります。果に先の期りし如くに、皇孫は則ち筑紫の日向の高千穗の槵觸の峰に到ります。其の猿田彦神は、則ち伊勢の狹長田の五十鈴川上に到ります。

天磐座を脱離ち等上の如し。槵觸の峯は、前には槵日の二上と云へり。狹長田は度會郡なり。

○兼良曰、憶企都茂幡者、瀛津海藻也、陛爾幡譽戻耐母者、雖レ寄二海畔一也、佐禰耐據茂者眞床也、阿黨播怒者不レ能也、介茂譽者助辭、播磨都智耐理譽者濱津千鳥也。歌意言、海中之藻尚且乘レ波漂二著汀渚一、吾床難レ設而不レ能三與共寢二、海鳥其將二奈吾何一耶、呼以訴レ之也。

實に是れ皇孫の胤なり。

無戸室を作り、其の内に入居りて誓の言を略す。二子を生み、火明命無し。所々に云々と爲すは、自餘の説に讓り、辭を略すなり。

然るに豐吾田津姫、皇孫を恨みて不與共言。皇孫憂ひたまひて、乃ち爲歌して曰はく、憶企都茂幡、陛爾幡譽戻耐母、作禰耐據茂、阿黨播怒介茂譽、播磨都智耐理譽と。○標火、此れをば褒倍と云ふ。喧響、此れをば游等娜比と云ふ。五月蠅此れをば左魔陪と云ふ 添山、此れをば曾褒里能耶磨と云ふ。秀起、此れはば左岐陀豆屢と曰ふ。

憶企都茂幡とは、澳にある藻なり。陛爾幡譽戻耐母とは、濱に寄れどもなり。佐禰耐據茂とは眞床なり。阿黨播怒介茂譽とは、我に寄する能はざる乎なり。播磨都智耐理譽とは、憂ふる心を以て、濱千鳥に告げ恨むなり。津は言の助け、介茂譽の言を以て鴨と云ふ儀とするは非なり。手仁於波なり。神代六首

曰ふ。天孫因て問ふて曰はく、此れ誰が國ぞや、對へて曰はく、是れは長狹か所住む國なり。然れども今乃ち天孫に奉上ると。天孫又問ふて曰はく、其の秀起つる浪穂の上に、八尋殿を起てゝ、手玉も玲瓏に織紝る少女は、是れ誰が少女ぞやと。答へて曰はく、大山祇神の女等、大を磐長姫と號ひ、少を木華開耶姫と號ふ、亦の號は豐吾田津姫云々と。

秀起る浪穂の上には、穂を吹靡かす如く立つ浪なり。上は邊なり。手玉も玲瓏にとは掌際に飾る玉の音なり。紝は機の縷なり。二女を長狹に問ひたまふ説なり。吾田の長屋の笠狹の御碕に在る故に長狹と云ひ、豐吾田津姫と云ふ。

皇孫因て豐吾國津姫を幸す。則ち一夜にして有身めり。皇孫疑ひたまふ云々。遂に火酢芹命を生む。次に火折尊を生みまつる。亦の號は彦火火出見尊。母の誓已に驗し。方に知りぬ、

稚彦が爲に射られ、其の矢に中つて、上つて報まうす云々。

强禦ふ者有つては字の如し。雄雉返らず、雌雄下來り、矢に中りて上つて報まうすの說なり、前には雉射斃され、其矢天に至ると云ふ。田の和語は種簡を刺すを以て、富多と云ふ。略して多と云ふ。雉の頓使は急使を云ふ。

是の時に高皇產靈尊、乃ち眞床覆衾を用て、皇孫天津彦根火瓊瓊杵根尊に褁せまつり、天の八重雲を排披け、以て降しまつる。故此の神を稱めまつりて、天國饒石彦火瓊瓊杵尊と曰す。時に降到きまし丶處は、日向の襲の高千穗の添の山の峰と呼曰ふ。其の遊行すの時に及びて云々。

天國饒石とは、天地豐堅を祝する號なり。添の山の峯とは二上の峯なり。云々とは、臨幸の道を略す。此の說天磐座を離ちと云はず。若し書き落し乎。

吾田の笠狹の御碕に到ります。遂に長屋の竹島に登ります。乃ち其の地を巡覽ませば、彼に人有り。名を事勝國勝長狹と

○兼夏曰、磐有レ根木有レ株、草有レ葉、物各言語、何靈耳。

○宣賢曰、强禦射向也。

○玉木翁曰、此書擧二雉兩使一雌雄、稱二先後一也。

遠祖なり。尾張氏は天香山に起る乎。

皇孫火瓊瓊杵尊を葦原中國に降し奉るに至るに及んで、高皇產靈尊、八十諸神に勅して曰はく、葦原中國は、磐根木株草葉も、猶ほ能く言語ふ。夜は若熛火に喧響ひ、晝は五月蠅如す沸騰る云々と。

若熛火に喧響ひとは、飛ぶ火の如く鳴り喧しなり。五月蠅如す沸騰るとは、夏月に蠅沸集るが如く暴邪神なり。（推古天皇三十五年丁亥五月蠅空中に群ること十丈鳴響雷の如し）

時に高皇產靈尊勅して曰はく、昔天稚彥を葦原中國に遣りて至今久しく來ざる所以は、蓋し是れ國神强禦ふ者ありてかと。乃ち無名雄雉を遣して往いて候せたまふ。此の雉降來つて、因て粟田豆田を見て、則ち留まつて返らず。此れ世の所謂雉の頓使の緣なり。故復た無名雌雉を遣す。此の鳥下來りて天

〇重遠曰、此書擧二千千姫名號之異一、一書雖レ挿二姫字一亦云雖レ挾二姫兒字一仍皆一人名爾。

〇古本天香山下有二命字一。

を見たまふや否やなり。氣は息なり、天に受く、質は地に得。下は前の一書の字訓。

一書に曰はく、天忍穗根尊、高皇產靈尊の女子栲幡千千姫萬幡姫命を娶つて、亦云はく高皇產靈尊の兒火之戸幡姫の兒千千姫命、而して兒天火明命を生む。次に天津彥根火瓊瓊杵根尊を生みまつる。其の天火明命の兒、天香山は是れ尾張連等が遠祖なり。(第六の一書)

亦云はくとは、千千姫の號の異說なり。天火明命とは、瓊々杵尊の兄なり。舊事本紀に、天照國照彥天火明櫛玉饒速日尊と云ふなり。一章の說に彥火火出見尊の次に生出づる兒を火明命と號く。註に是れ尾張連等が遠祖と云ふと。第二第三第五の一書、火火見尊の兄と爲す。下第八の一書に天照國照彥火明命と號く。是れ尾張連等が遠祖なり。瓊々杵尊の兄なりと。參差して以て御子と爲す乎。天香山は伊勢國多氣郡に在す天香山神社なり。是れ尾張連等が

〇谷川翁曰、火燼燃檝也、稱之者令百官群神知之也。

〇兼良曰、靈異之威、謂火不能燒。超倫之氣、謂其子初生而能言。〇重遠曰、大子者天下之本、如有毫髮之疑、國本不立焉、故皇孫設是疑、以致鹿葦津姬之誠、其慮深矣、此書蓋記得其實。

母と四子と室に入り、火中を出で各、名乘りたまふ。火折尊は以て火火出見尊の別名となすと、別神と爲す說なり。蹦み詰びては躍るなり。衰は除なり。

然して後に母吾田鹿葦津姬、火燼の中より出來で就いて稱して曰はく、妾が所生兒及び妾が身、自ら火の難に當へども、少しも損ふ所無し。天孫豈見そなはしつや。報へて曰はく、我本より是れ吾が兒なりと知りぬ。但一夜にして有身めり。疑ふ者有らんと慮ひ、衆人をして皆知らしめんと欲す。是れ吾が兒幷に天神能く一夜にして娠ましめ、亦汝靈異しき威有り、子等復た倫に超れたる氣有ることを明さんと思ふ、故前日の嘲ける辭有りき。〇梔、此れをば彼茸と云ふ。音は之移の反。頭槌、此れをば箇歩豆智と云ふ。老翁、此れをば烏賦と云ふ。

自ら火の難に當るとは、之を憂へざるなり。豈見そなはしつやとは、能く之

○玉木翁曰、自言二誠誓之冥感一也。

文段明かなり。

是を以て吾田鹿葦津姫、益恨みて、無戸室を作つて其の中に入居り、誓ひて曰はく、妾が所妊若し天神の胤に非ずんば、必ず亡せん。是れ若し天神の胤ならば、害はるゝ所無からんと。則ち火を放けて室を焚く。其の火初め明る時に、蹋み詰びて出る兒自ら言る、吾は是れ天神の子、名は火明命、吾が父何處にか坐すやと。次に火の盛なる時に蹋み詰びて出る兒亦言る、吾は是れ天神の子、名は火進命、吾が父及び兄何處に在すやと。次に火炎衰める時に蹋み詰びて出る兒亦た言る、吾は是れ天神の子、名は火折尊、吾が父及兄等何處に在すや。と次に火熱避る時に蹋み詰びて出る兒、亦言る、吾は是れ天神の子、名は彦火火出見尊、吾が父及び兄等何處に在すや。

○谷川翁曰、嘲欺笑也、吾皇子者言稱謂二吾之皇子一者也。

抱いて來進んで曰はく、天神の子を寧ろ以て私に養しまつる可けんやと。故狀を告して知聞えしむ。是の時に天孫其の子等を見そなはして嘲ひて曰はく、妍哉吾が皇子、聞喜くも生れませるかなと。(第五の一書)

前には神吾田鹿葦津姫と云ふ。是には神を云はず(一に豊と云ふ。)一章の說神吾田を云はず、唯鹿葦津姫と云ふ說に依るなり。神とは靈異の稱、吾田は鄕の名、鹿葦津は地の名なり。妍哉の言上に見えたり。聞善くもは、唬の辭なり。此說四子を生みて後狀を告す。

故吾田鹿葦津姫、乃ち慍りて曰はく、何爲れぞ妾を嘲けりたまふやと。天孫の曰はく、心疑はし、故嘲る。何則、復た天神の子と雖も、豈に能く一夜の間に、人をして有身ませんや。固に我が子に非じと。

○重遠曰、鹽與潮同、土者敬也信也、稱凡老成忠實指引平人者曰鹽土老翁。○垂加翁曰、海潮之盈虛云滿干、云滿引滿干之訓與導相通、教與潮通、翁訓與澳中通、皆同義也、海宮章可併考。

の笠狹の御碕に到ります。

降臨の武備なり。天忍日命、天槵津大來目の二神は前驅なり。（大伴は淳和帝の御諱因て二字を以て登茂と讀む）。前には統領の五神を言ひ、爰には物部の神將を云ふ。天磐靫は磐を靫と爲すなり。稜威の高鞆は上の如し。天梔弓は梔の木にて造る弓（四弓の中是れを讖持之弓と謂ふ）。天羽羽矢は前の如し。頭槌の劒は鋒槌の如し。所謂二神の勇狀なり。

以下前の如し。

時に彼處に一の神有り。名を事勝國勝長狹と曰ふ。故天孫其の神に問ふて曰はく、國在りやと。對へて曰はく在り。因て曰はく勅の隨に奉らんと。故天孫彼處に留住りたまふ。其の事勝國勝神は、是れ伊奘諾尊の子なり。亦の名は鹽土老翁。

前の如し。

一書に曰はく、天孫大山祇神の女子吾田鹿葦津姫を幸す。則ち一夜に有身みぬ。遂に四子を生む。故吾田鹿葦津姫、子を

〇兼良曰、入目鳴鏑者、有二八穀一者、頭槌者劔首如レ槌、今隼人所レ帶之劔者此形也。〇重遠曰、立レ前前驅也。

火瓊々杵尊に裹せまつり、則ち天磐戸を引開け、天八重雲を排分けて、以て降し奉る。(第四の一書)

前の如し。天津彥國光彥とは、德天地に及ぶ號、略して彥彥と云ふ。天磐戸を引開けてとは、猶ほ天盤座を離ちと云ふがごとき乎。共に陽德を發したまふの言なり。日神性惡に襲はれ、明德を藏したまひて、以て天石窟に入り、磐戸を閉ぢて幽居しぬと爾か云ふ。天八重雲を排分けては前の如し。

時に大伴連の遠祖天忍日命、來目部の遠祖天槵津大來目を帥ひて、背には天磐靫を負ひ、臂には稜威の高鞆を著き、手には天梔弓天羽羽矢を捉り、及び八目の鳴鏑を持副へ、又頭槌劒を帶きて、天孫の前に立ち、遊行降來りて、日向の襲の高千穗の槵日の二上の峰の天浮橋に到つて、浮渚在之平地に立たして、膂完の空國を、頓丘から國覓き行去りて、吾田の長屋

味ふなり。凡そ御禊大嘗會は神代の例なり。御禊は大嘗會以前の齋なり。伊弉諾尊橘の小戸の祓に始まる。大嘗の國郡卜定は、火火出見尊降誕の時に起る。大嘗會は御卽位以後なり。卽位七月以前に有るときは當年の行事、八月以後に有るときは明年の行事なり。卜へ定めて悠紀主基の國を奏す。悠紀の言は齋忌なり。主基の言は次なり。齋を以て由と讀むは、齋庭の穗の言の如し。潔齋の辭なり。湯は火水の德を備ふ。清淨にして天神を祭る、以て悠紀と云ふ。後度の神供地神を祭る、以て主基と云ふなり。卜定は二月なり。八月上旬、兩國に稻實の卜部を遣し、各々國に到つて大祓を爲す。卜定田は六段なり。木綿を繫け、四方に賢木を立つ。悠紀國は近江、主基國は丹波或は播磨なり。十月勅使を下し稻を取る。以て拔穗使と云ふ。十一月の中の卯の日、天子手ら神供を備へ、亥の一刻に悠紀の御膳を薦め(四刻に退く)、寅の一刻に主基の御膳を薦め(四刻に退く)、卜定田の稻を以て神供に備へたまふなり。

一書に曰はく、高皇產靈尊、眞床覆衾を以て、天津彥國光彥

○宣賢曰、後成恩寺殿説、竹青色、刀冷物故、訓二竹刀一爲二青冷一。

○宣賢曰、甞者祭レ神設レ宴而賀レ見也

炎盛んなる時に生める兒は火進命、又酸芹命と曰ふ。次に火炎を避くる時に生める兒は、火折彦火火出見尊、凡て此の三子、火も害ふ能はず、及び母も亦少しも損ふ所なし。（第三の一書）三神の次第異り。火進命は火闌降命なり。火火出見尊の別名を以て、添へて一名と爲す。

時に竹刀を以て、其の兒の臍を截る。其の所棄竹刀終に竹原と成る。故彼の地を號けて竹屋と曰ふ。時に神吾田鹿葦津姫卜定田を以て號けて狹名田と曰ふ。其の田の稻を以て、天甜酒を釀みて甞し、又渟浪田の稻を用て飯に爲して甞す。

竹刀を以て其の兒の臍を截るとは、養産の方を示す。竹林と成るは、正直の兒の嘉瑞を云ふ。竹屋は日向國に在り。竹の和語は、一歳にして長高き名なり。卜定田を以ては、卜を爲して稻を取るなり。大甞會の國郡卜定は是れに起る。狹名田は熟田の稱、天甜酒は醴酒なり。渟浪田は潤地の名、甞は口に

曰はく、吾が所娠是れ若し他神の子ならば、必ず不幸、是れ實に天孫の子ならば、必ず當に全く生きたまへといひて、則ち其の室の中に入りて、火を以けて室を焚く。

前の如し。

時に焔初めて起る時に共に兒を生む、火酸芹命と號く。次に火の盛なる時に兒を生む、火明命と號く。次に兒を生む、彦火火出見尊と號く。亦の號 火折尊。○齋主、此れをば伊幡毘と云ふ。顯露、此れをば阿羅幡貳と云ふ。齋庭、此れをば踰貳波と云ふ。

火酸芹命、火闌降と同訓なり。前には火明命を末と爲し、是れは以て中と爲す。火折尊は、火火出見尊の別號なり。下は字訓なり。凡そ第一第二の一書に於て、神勅の眞文有り、之を仰げ。

一書に曰はく、初め火燄明る時に生める兒は火明命、次に火

○玉木翁曰、世人短折之緣也者、蓋擧下蒙二兒咀一者之例上也。

磐長姫は、名に寄せて詛ふ、性惡以て端正ならざるの謂なり。片は判なり。

一に云はく、磐長姫耻ぢ恨みて唾はき泣ちて曰はく、顯見蒼生は、木の華の如くに俄に遷轉いて當衰去と。此れ世人短折き緣なり。

事に寄せ人代壽短きを云ふ異說なり。俄は須臾なり。

是の後に神吾田鹿葦津姫、皇孫を見たてまつりて曰さく、妾は天孫の子を孕めり、私に以て生みまつる可からずと。皇孫曰はく、復た天孫の子と雖も、如何んぞ一夜に人をして姙ませんや、抑吾が兒に非ざるかと。

前の如し。私に以て生むべからずとは、一夜に孕むを以て異と爲るなり。抑は疑の辭なり。

木華開耶姫甚だ以て慙ぢ恨みて、乃ち無戸室を作つて誓ひて

是には妾が父と云ふ。請ふ以て垂問ひたまへとは、問はざれば嫁せざるなり。

於是大山祇神、乃ち二の女をして、百机飲食を持たして奉進る。時に皇孫謂姉爲醜御さずして罷けたまふ。妹は有國色引而幸ます。則ち一夜にして有身みぬ。

大山祇神二の女を奉るは、勅を違へず、至つて貴重の誠儀なり。百机飲食を持たして奉進るとは、饗たてまつるなり。嫁娶の式有ることを云ふなり。爲醜御さずとは、神二念を忌むなり。有國色ととは貴器あるなり。謂姉は謂の字を添へて以て訓ず。前に吾が姉在りと云へるに依る乎。

故磐長姫大に慙ぢて詛ひて曰はく、假使天孫妾を斥けたまはずして御さましかば、生めらん兒壽永くして、磐石の如くに常に存からまし、今既に然らずして唯弟獨り見御、故其の生めらん兒、必ず木の華の如くに移落ちなんと。

○兼夏曰、取捨猶レ言ニ左右一也。
○重遠曰、瓊々杵尊之降ニ臨於葦原中國一也、天照大神高皇産靈既在ニ天一而授ニ道之本原一、天兒屋命太玉命、一又侍ニ禁密之地一、以持ニ天津神籬一、有レ若ニ經津主神武甕槌神一營ニ領征討之權一、有レ若ニ猿田彦大神事ニ勝國勝長狹一恢ニ廓創業之基一、其得レ人也、如レ此、帝德之隆盛、於レ是爲レ至矣。
○重遠曰、擧レ姉者讓也、請無ニ問父一者、雖ニ勅命一不ニ私許一嫁、貞女之節也、大山祇神奉ニ二女一者尊崇之至也、持ニ百机飲食一奉進者、饗レ君也、亦有ニ婚嫁之儀一。

平地に立たして、乃ち國主事勝國勝長狹を召して訪ひたまふ。對へて曰さく、是に國有り、取捨勅の隨にと。時に皇孫因て宮殿を立て、是に遊息みます。

前の如し。胸副ふ國は空國なり。辭に讀を假る。

後に海濱に遊幸まして一の美人を見そなはす。皇孫問ふて曰はく、汝は是れ誰が子ぞやと。對へて曰さく、妾は是れ大山祇神の子、名は神吾田鹿葦津姫、亦の名は木華開耶姫と。因て曰さく、亦吾が姉磐長姫在りと。皇孫曰はく、吾汝を以て妻と爲せんと欲ふ、如之何と。對へて曰さく、妾が父大山祇神あり。請ふ以て垂問ひたまへと。皇孫因て大山祇神に謂つて曰はく、吾汝が女子を見そなはす。以て妻と爲んと欲ふと。

因て曰さく亦吾が姉とは、之を貴ぶ謂なり。前には天神大山祇神に娶られて

○重遠曰、諸神等謂ニ天鈿女命、石凝姥命、玉屋命一、服御之物謂謂ニ三種神寶一。

○兼夏曰、胸亦無レ肉之處。
○谷川翁曰、脊肉副ニ於胸一者、瘠之甚也。

を生む。天津彦火瓊瓊杵尊と號す。因て此の皇孫を以て親に代へて降しまつらんと欲す。故天兒屋命。太玉命及び諸部神等を以て悉く皆相授く。且服御之物一に前に依て授く。然して後天忍穗耳尊天に復還りたまふ。

虛天に居てとは、降臨の空中に於てなり。因て此の皇孫を以て、親 に代へて降しまつらんと欲すとは、大神の欲すなり。前の一書の說は、忍穗耳尊の奏したまふに因て、大神皇孫を降したまふなり。諸部の神等悉く皆相授くとは忍穗耳尊の相授けたまふの儀なり。且服御之物一に前に依て授くとは、大神齋庭の穗と服御之物と一に瓊々杵尊に授けたまふなり。服御之物とは、神明に奉る荒妙和妙の神服なり。所謂食服悉く以て瓊々杵尊に授けたまふの儀なり。

故天津彦火瓊瓊杵尊、日向の槵日の高千穗の峰に降到りまして、而して脊完の胸副ふ國を、白頓丘覓國行去りて、浮渚在

義也、天照大神之所二手授一天忍穗耳尊之所二親受一、乃當レ猶レ視二吾之齋鏡一而萬世繼體、當三同レ床共レ殿以二羹墻乃祖一者、此君君相傳之密旨也、神道王道之親切至矣盡矣。○谷川翁曰、神道幽事、王道顯露、其途雖レ殊而其理無レ間矣。○兼夏曰、防護謂二陰陽一、玉體猶如レ影隨レ形、禦二外患一曰二防守一、內德曰レ護。〔重遠曰、齋庭之穗、天上所レ供齋田之穀、以レ此奉レ御二於吾兒一、即御國讓之義也。○谷川翁曰、此段乃伊勢外宮鎭座之起原也。

是れ始め天忍穗耳尊を降しまさんと欲する時の神勅なり。寶鏡は八咫鏡(やたのかゞみ)なり。當(まさ)に猶ほ吾を視るがごとくすべしとは、以て淸明の寶祚(はうそ)を祝したまふなり。心鏡明かならば、日神と同等ならんとなり。以て齋鏡(いはひのかゞみ)と爲すべしとは、猶ほ守護の鏡と爲すべしと宣(のたま)ふがごとし。故に開化天皇に至るまで御同座なり。

崇神天皇の御宇に別所に安置(あんち)したまふ(上に見ゆ)。二神亦同じく殿(みあらか)の内に侍(さむら)ひてとは、二神天孫の左右に在つて、守護したまへとなり。故に渡會(わたらひ)の神宮に於て中に御鏡、左に天兒屋命、右に太玉命、山田の神宮に於て、豐受太神(とようけだいじん)の相殿(あひどの)に瓊々杵尊、瓊々杵尊の相殿に天兒屋命天太玉命なり。齋庭(ゆには)の穗亦吾が兒に御(まか)せまつるべしとは、齋(いは)ひて大神に奉るなり。稻穀を以て之に授く。大嘗會(だいじやうゑ)に齋場(ゆには)の儀式あり。

則ち高皇產靈尊の女(みむすめ)、號(みな)は萬幡姬(よろづはたひめ)を以て、天忍穗耳尊に配(あは)せて妃(みめ)と爲して、降(あまくだ)りまつらしめたまふ。故(かれ)時に虛天(おほぞら)に居て兒(みこ)

護一也。此不レ言ニ磐境、上文亦書曰レ及
蓋有ニ秘旨一在焉、
讀者宜レ致レ思矣

○谷川翁曰、吾兒謂ニ吾勝尊一也、世々皇胤亦自在ニ其中一。
○兼良曰、視ニ此寶鏡一當レ猶レ視レ吾八字付囑語ニ是神道之宗趣一矣、直以レ鏡爲ニ心體一、不レ止レ爲ニ譬喩一已也。
○重遠曰、爲ニ齋鏡一謂レ爲ニ神體一、卽今內侍所此遺法也、夫高皇產靈尊、以ニ神籬磐境一起ニ樹於天上一、天兒屋命太玉命受持以降ニ於葦原中國一、皆所ニ以爲ニ吾奉齋愼一焉、此大臣事レ君之大

天津神籬は眞坂樹なり。天津磐境は堅固繁榮の言、所謂清明正直を以て、堅固繁榮の正理を起し、天孫を守護したまはん。二神亦降つて、清明正直を以て、天孫を守護したまへとなり。

乃ち二神を使して、天忍穗耳尊に陪從へて以て降らす。

此の辭上の文段に依る。故に先づ二神を天忍穗耳尊に副へ、以て降したまひ、後卽ち瓊々杵尊に從ひ、以て降す儀なり。陪從とは代々に仕奉るを云ふなり。

是の時に天照大神手に寶鏡を持ちたまひて、天忍穗耳尊に授けて、祝ぎて曰はく、吾が兒之の寶鏡を視まさんこと、當に猶ほ吾を視るがごとくすべし。與に床を同じくし、殿を共にし、以て齋鏡と爲す可しと。復た天兒屋命、太玉命に勅して、惟はくは爾二神亦同じく殿の內に侍ひて、善く防護ることを爲せと。又勅して曰はく、吾が高天原に所御齋庭の穗を以て、亦當に吾が兒に御せまつるべしと。

○谷川翁曰、且字緊承レ上文、諸家以レ且以下爲二別段一者恐非。○重遠曰、夫祈二禱實祚一衞二護神慮一者、神事宗源也、決二嫌疑一定二猶豫一者太占卜事也、奉レ仕謂レ仕二皇孫一也、當時皇居神宮無二差別一朝政祭祀爲二一揆一在二兒屋命一無レ所レ不レ統焉、後世政祭爲二二途一以來、藤原姓專執二朝政一、中臣卜部主二神事占卜一奉仕、當今一皆如二往古神勅一、三姓皆天兒屋命裔孫也。○谷川翁曰、因勅者承レ上文、大巳貴命爲レ神而奉レ護二天孫一而言、蓋大巳貴命治二幽事一也、高皇產靈尊之起二神籬一也、天照大神之授二寶鏡一也、其揆一也。○玉木翁曰、持者傳二其所レ起レ樹之本意一以令二之保

めて此れより起れり。

且天兒屋命は、神事の宗源を主る者なり。故太占の卜事を以て仕へ奉らしむ。

天兒屋命神社は上に見えたり。神事の宗源を主る者なりとは、宗源は宗は諸法の歸する所、源は萬法の起る所なり。一心の宗、一心の源なり。不生の生、不滅の滅なり。太占は龜の占なり。（墨もて龜を畫きて之を灼きて兆す）。以て仕へ奉らしむとは天孫に仕へ奉るなり。上に忌部氏の掌る所を云ひ、此には中臣氏の掌る所を云ふなり。

高皇產靈尊、因て勅して曰はく、吾は則ち天津神籬及び天津磐境を起し樹てゝ、當に吾孫の爲に齋ひ奉らん。汝天兒屋命太玉命、宜しく天津神籬を持ちて、葦原中國に降りて亦吾孫の爲に齋ひ奉れと。

此の說は、天孫降臨の時の勅なり。以て二神の規模を云ふ。上の文段に次ぐ。

○兼良曰、五物皆祭神之具、五神則供ニ其事一也、太玉命爲ニ祭祀之主一、弱肩如レ不レ勝レ衣之謂也、太手繦祭レ神時掛レ肩之物、代御手者、代ニ天子一而祀レ之也。

○玉木翁曰、始起ニ於此一者、言下後世以ニ此法一祭中此神上、蓋朝廷特加ニ盛禮一故記レ之。

皇祖大物主神を親み、女子を嫁す。三穗津姫は、出雲國杵築大神大后神社なり。皇孫の爲に護り奉りて乃ち還り降らしめよとは、是の時天に昇る諸神宜しく皇孫を守護すべしとなり。

卽ち紀伊國の忌部の遠祖手置帆負神を以て定めて作笠者と爲し、彦狹知神を作盾者と爲し、天目一箇神を作金者と爲し、天日鷲神を作木綿者と爲し、櫛明玉神を作玉者と爲す。乃ち太玉命をして以て弱肩に太手繦を被け、代御手にして以て此の神を祭る者は、始めて此より起れり。

手置帆負神社、彥狹知神社は慥ならず。天目一箇神社は播摩國多可郡に在り天日鷲神社は前の如し。櫛明玉神社は大和國高市郡に在り。太玉命神社は前の如し。笠は菅笠を以て祭禮に用ゆ。作金者は鏡作なり。太手繦を被けとは、小忌を著けて繦の如きなり。御手代にしてとは、天孫に代り、大巳貴神を祭るなり。故に天子御手代を爲し、忌部氏をして神を祭らしむる者は、始

〇兼良曰、大物主卽大巳貴之一名、而似レ爲ニ二神一者、謂ニ幸魂奇魂之異一也、今按至レ此稱ニ大物主一以拜ニ大物之一賜也。

を天高市に合め、帥ひて以て天に昇つて、其の誠款の至を陳す。

首渠者は統領の言、大物主神は大巳貴神なり。事代主神は前の如し。八十萬神を天高市に合め帥ひて以て天に昇るとは、天上に諸神會りたまふ處以て天高市と云ふ。之に准じて、大和國に高市郡ありて、天高市神社在す。大物主神諸神を此の地に合め、帥ひて以て天に昇りたまふ乎。其の誠款の至を陳すとは、天が下を皇孫に奉り、歸順の誠を白したまふ也。大巳貴神長く隱れまし、然して後諸神を帥ひて天に昇りますは、身體を隱して、神靈神力を現すなり。惟神明念慮あれば則ち狀を現すなり。

時に高皇產靈尊、大物主神に勅すらく、汝若し國神を以て妻と爲せば、吾猶ほ汝を疏き心ありと謂はん。故今吾が女三穗津姬を以て、汝に配せて妻と爲ん。宜しく八十萬神を領ひて、永に皇孫の爲に護り奉りて、乃ち還り降らしめよと。

命に從はざらんや。吾が所治顯露の事は、皇孫當に治めたまふべし。吾は將に退りて幽事を治めんと。乃ち岐神を二神に薦めて曰さく、是れ當に我に代つて從ふ奉るべし。吾將に此れより避去りなんといひて、卽ち躬に瑞之八坂瓊を被ひて長く隱れましき。

吾は將に退りて幽事を治めんとは、冥慮を施す可きなり。岐神は上に見えたり。此の神を薦め、諸神をして二神に從はしむるなり。瑞之八坂瓊を被ひてとは、仁惠を以て神體と爲すなり。長く隱れましきとは、神體を見ざる神變なり。

故經津主神、岐神を以て鄉導と爲して周流削平ぐ。逆命者あるをば、即ち加斬戮す。歸順者をば仍ち加褒む。

文段明かなり。

是の時に歸順ふ首渠者大物主神及び事代主神、乃ち八十萬神

日懇懃訓ニ彌毛許呂一言レ如レ根也、此紀及萬葉集如三字訓ニ毛許呂一。命仰也、幽事即神事。○舊事紀作ニ幽神事一。○兼夏曰、岐神主ニ道路一之神、薦ニ擧之一爲ニ二神先導一也、被者負之意、如ニ被レ衣之被一。○垂加翁曰、瓊者所謂幸魂奇魂也、躬被レ瓊而長隱者則住ニ身室山一者也。○延佳曰、長隱避ニ國家之事一也。○重遠曰、亦就ニ於根國一之意。○玉木翁曰、貫ニ生死一之辭也。○仲之曰、瑞之八坂瓊則素尊得ニ于羽明玉一、所三以隨ニ衆神一之意、永歸ニ根國一之神德也、大巳貴傳以躬被ニ服之一、所三以從ニ天神之命一也。○宗因曰、人兄之訓義、首渠統領也。

○谷川翁曰、栲木名、以二其皮一爲レ繩。歌所謂海人栲繩。○重遠曰、高橋反橋、浮橋方舟之橋、天鳥船敏速之船、天安河即天上也、打橋假設之橋、打亘之義也。○雅良曰、百八十縫者、謂二楯之枚多一也、縫謂レ作レ楯。○重遠曰、穗日命乃天照大神之子、以レ此主二彼祭祀一、崇敬之至矣、其裔孫千家氏北島氏、至レ今爲二杵築大神主一。○谷川翁曰、懇懃、萬集云菅根乃懃懇、又云葦根乃懃、又

今當供造こと即ち千尋の栲繩を以て結いて百八十紉に爲ん。其の宮を造るの制は、柱は則ち高く大く、板は則ち廣く厚し。又將田供佃、又汝が往來ひて海に遊ぶの具の爲に、高橋浮橋及び天鳥船も亦將供造、又天安河に亦打橋を造らん。又百八十縫の白楯供造らん。又當に汝が祭祀を主らしむべき者は、天穗日命是れなり。

千尋の栲繩を以て、結いて百八十紉に爲んとは、神社の敷地の牓示、四方百里なり。(尋は八尺、十尋は八丈、八百丈は千尋、百八十紉は十四萬四千丈也、四方十四萬四千丈は一方三萬六千丈也、一町は四十丈なり、三萬六千丈は九百町也、一里は三十六町なり九百町は二十五里、一方二十五里四方は九百里乎)出雲國四方百里は大己貴神の地なり。高橋浮橋は梁橋なり。天鳥船は狀鳥に爲たる船乎。將た疾き稱か。打橋は梯なり。白楯は必ず神社に有りて、神幸の時、以て圍と爲す。天子行幸の時に獸を書き白楯を要す。天穗日命は出雲の國造の祖神なり。

於是大己貴神報へて曰さく、天神の勅教如此懇懃なり。敢て

○兼良曰、深有二其理一者、自合二天心一也。條々則下所レ言事件也。

○谷川翁曰、道則一矣、顯明幽微豈有二二致一乎、然其至レ施二之於事一則固不レ無二政祭之分一故記者謂二事以示二其義一耳。

○兼良曰、顯露之事人道也、幽冥之事神道也、猶ド書以二陰陽二二而爲レ一、人爲二惡於顯明之地一則帝皇誅レ之、爲二惡於幽冥之中一則鬼神罰レ之、爲レ善獲レ福亦同レ之（磐窟章第二一書神逐段宜併考）神事則冥府之事、非二祭祀牲幣之禮一也、祭祀猶屬二顯露一事一、此說亦有味宜一レ考二寶劔章第六一書幸介問答段一。

對へて曰さく、疑はし汝二神、是れ吾が處に來ませるに非ず。故許す須らずといふ。於是經津主神則ち還り昇つて報告す。

疑はし汝とは、二神の勇狀を咎め私ならんと爲す。以て理に伏し還るなり。

時に高皇產靈尊、乃二神を還し遣はし、大己貴神に勅して曰はく、今汝が所言を聞くに深く其の理有り。故更に條條にして勅したまふ、夫れ汝が所治顯露の事、宜しく是れ吾孫に治すべし。汝は則ち以て神事を治す可し。又汝は應に天日隅宮に住むべしと。

深く其理有りとは、不儀を咎むるを以て之を宥めたまふ。條々は分理の言、條は小枝なり。汝が所治顯露の事とは、國を造り天が下を治むることは、以て宜しく皇孫に奉るべしとなり。汝は則ち以て神事を治す可しとは、德を仰ぎ祭祀を奉る可しとなり。日隅宮は出雲國杵築の神社なり。京城より乾に當り永日の入る方なり。

○玉木翁曰、此天神兼ニ稱天照大神高皇産靈尊ニ也、天朝有ニ惡神ニ而妖星應レ之故曰ニ天津甕星ニ合ニ天人之名ニ也。

○兼良曰、蓋ニ神之德而可レ消ニ彼妖ニ是謂ニ之誅一也。

○玉木翁曰、是時齋主神謂ニ以ニ所禱ニ降ニ伏妖星ニ時之齋主、猶ト用ニ道臣命ニ爲ニ高皇尊齋主ニ也。

○兼良曰、齋主、祭神之主也。

○重遠曰、大已貴神疑レ無ニ勅命ニ不ヨ肯許ニ二神ニ後世征討使賜ニ節刀ニ爲レ證以レ此也。

に五十鈴川上に鎭座なり。大倭姫命は垂仁天皇の女子なり。一に曰はく、箱中に小虫有りて化して人と爲る、伊勢齋王の始なり。雄略天皇の御宇に及つて五百歳、大神宮に給仕したまふ。天鈿女命の所變なり云々と。

一書に曰はく、天神經津主神、武甕槌神を遣して、葦原中國を平定めしむ。時に二神曰さく、天に惡神有り、名を天津甕星と曰ふ。亦の名は天香香背男と。請ふ先づ此の神を誅ふて、然して後に下つて葦原中國を撥はんと。是の時に齋主神齋之大人と號す。此の神今東國の檝取の地に在す。(第二の一書)

天津甕星は光る形甕に似たり。彗星なり。先づ此の神を誅うて、然して後に下つて葦原中國を撥はんの儀廉直なり。

既にして二神、出雲の五十田狹之小汀に降到りて、大已貴神に問ふて曰はく、汝將に此の國を以て天神に奉るや以不と。

〇玉木翁曰、寄日徳一體之旨於日向名、傳土金敬禮之道於五十鈴號、以深得日神之心自。

〇谷川翁曰、姓氏訓爲皮骨、猶言血脉親所出之稱也、猿女氏也、君姓也。

即ち天鈿女命、猿田彦神の所乞の隨に、遂に以て相送る。

遂にとは天孫降臨の後、天鈿女命猿田彦神に隨ひたまふなり。崇神記に曰はく故に大神の教に隨ひ、其の祠を伊勢國に立つ。因て齋宮を五十鈴川上に興す。是れを礒宮と謂ふ。蓋し天照大神古へ猿田彦に化して下降りたまふの地なり。

時に皇孫天鈿女命に勅すらく、汝宜しく所顯神の名を姓氏と爲すべし。因て猿女君の號を賜ふ。故猿女君等の男女皆呼ばつて君と爲す。此れ其の縁なり。〇高胸、此れをば多歌武娜娑歌と云ふ。頗傾、此れをば歌矛志と云ふ。

天鈿女命以て猿田彦神の號を顯す故に、猿女君尸を賜ふ。下は字訓。

凡そ垂仁天皇二十六年に、大倭姫命鏡劔を戴き、二見の浦より御裳濯川を上り、猿田彦神の苗裔大田命に渡り會ひたまふ。云ふ昔五十の金鈴、天上の圖形を納め、之を守ること二百八萬歳なり。其地内宮の酒殿なり云々と。故

○重遠曰、猿田彦大神、明知乙高千穗峰爲下恢二廓皇圖一之基上、五十鈴川爲二大神定鎭之地一、於二數千萬歲之上甲、乃導二皇孫降臨於日向國一、自隱二于伊勢國一、以待二皇運之開一、其裔孫大田命果遇二倭姬命一定二齋度會宮一則其知靈之徹、豈容二測度一乎、古諺相傳言伊勢日向之物語、則天造草昧之初、東四兩國之談、蓋亦多矣。○垂加翁曰、猿田彦神得二土德一而爲二天下之先達一。

し。吾は則ち應に伊勢の狹長田五十鈴川上に到るべし。因て曰はく我を發顯しつるは汝なり。故汝以て我を送つて致すべしと。

敎は卽ち天眞なり。我を發顯しつるは汝なりとは、我が敎を發すなり。汝は以て我を送つて致すべしとは、我に從ふべしなり。

天鈿女還り詣で報狀まうす。皇孫於是天磐座を脫離ち、天八重雲を排分けて、稜威の道別に道別きて天降ります。果に先の期りし如くに、皇孫は則ち筑紫の日向の高千穗の槵觸の峰に到ります。其の猿田彦神は、則ち伊勢の狹長田の五十鈴川上に到ります。

天磐座を脫離ち等上の如し。槵觸の峯は、前には槵日の二上と云へり。狹長田は度會郡なり。

ぞやと。對へて曰さく、天照大神の子の所幸道路に、如此居ること有るは誰ぞや、敢て問ふと。衢神對へて曰さく、天照大神の子今當に降行すべしと聞きたてまつる。故迎へ奉つて相待つ。吾が名は猿田彦大神なりと。

衢神天鈿女を知り、名を呼んで其狀を問ふ。諸神衢神を知らず。蓋し是れ諸鬼降伏の相乎。敢て問ふとは詰り問ふなり。相待つの大神と宣ふを以て、天鈿女所變の神たることを知る。

時に天鈿女復た問ふて曰さく、汝將に我に先ちて行かんや、將抑我汝に先ちて行かんやと。對へて曰さく、吾先ちて啓き行かんと。天鈿女復た問ふて曰さく、汝は何處に到りまさんぞや、皇孫は何處に到りまさんぞやと。對へて曰さく、天神の子は、則ち當に筑紫日向の高千穗の槵觸の峯に到りますべ

絶然けること赤酸醬に似れりと。即ち從神を遣して往いて問はしむ。時に八十萬神あり。皆目勝ちて相問ふことを得ず。

天八達之衢は太虚の正中なり。七咫は五尺六寸(咫は八寸なり)、七尺餘當に七尋と言ふべしとは、七尺餘の尋七つを以ていふなり。尋の儀(尋は八尺)五丈餘の大圖を云ふ。赤酸醬は上に見えたり。目勝ちてとは、視ることを得ざるなり。長鼻長背は、子孫永永の相乎。

故特に天鈿女に勅して曰はく、汝は是れ目人に勝れたる者なり。宜しく往いて問ふべしと。天鈿女乃ち其の胸乳を露にかきたち、裳帶を臍の下に抑したれ、笑噱ひて向ひ立つ。

皇孫の勅なり。其の胸乳を露にかきたちとは、陽相を露はし、裳帶を臍の下に抑したれとは、陰相を顯はす。胸中を拂ひ、本體を以て向ふなり。噱は大笑なり。此の儀欺くならず。愼みて質形を顧みざる乎。

是の時に衢神問ふて曰さく、天鈿女汝爲之ることは、何の故

而出レ自二天御中主尊一、八咫鏡則日神正體之明鏡、而出レ自二鏡尊一、草薙劔則素尊感得之神劔、而出レ自二國常立尊一、蓋玉是皇統系脈之大璽、而鏡劔乃萬世守護之神體、故曰レ及也。
○東家秘傳曰、玉表二和順心一、鏡表二正直心一、劔表二決斷心一、書謂二之剛柔正直之三德一、中庸謂二之智仁勇之達德一、其義一而已。
○熙近曰、三德者、幽理之三器、三器者、顯事之三德、此三德也、還二歸一心一、一而三、三而一也。
○谷川翁曰、因勅二皇孫一至二就而治一爲一、與ド八洲起元章之一書天神謂二二尊一之語上文意同、亶有レ以也。
○元元集曰、所謂初二於天瓊矛一至二三種神璽一是也。

（瓊々杵尊は天照大神の次資なり。孫は以て王祖父の尸と爲す可く、以て父の尸と爲す可からず云々）

又中臣の上祖天兒屋命、忌部の上祖太玉命、猿女の上祖天鈿女命、鏡作の上祖石凝姥命、玉作の上祖玉屋命、凡て五部神を以て、配へ侍らしむ。

統領五部神は、土木水金火德の神乎。

因て皇孫に勅して曰はく、葦原千五百秋之瑞穗國は是れ吾が子孫の王たる可きの地なり。宜べ爾皇孫就て治すべし。行くませ、寶祚の隆えんこと、當に天壤と與に窮無けんと。

萬代無窮の眞文なり。祚は保也。壤は肥土なり。

已にして且降之間に、先驅の者還りて曰さく、一の神あり、天八達之衢に居り、其の鼻の長さ七咫、背の長さ七尺餘當に七尋と言ふべし。且口尻明り耀れり。眼八咫鏡の如くにして

○玉木翁曰、且將レ降間、似レ謂下以二葦原既平治一將三再降二吾勝尊一時上、而實則降臨中止而後留二於天上一之間也

○玉木翁曰、賜者吾勝尊以二日神之命一而授二瓊々杵尊一也、即御讓位例是也。
○舊事紀言、日神以二三種寶物一、授二吾勝尊、此與下書實鏡持授之傳一意同、蓋以二事起本一記レ之者也。
○八坂瓊曲玉、則吾勝尊物根之寶玉

其子の辭を以て、二神に報まうす。

前の如し。遻は遊なり。碕は曲れる岸なり。

二神乃ち天に昇つて、復命をもて告して曰さく、葦原中國は皆已に平け竟んぬと。時に天照大神勅して曰はく、若し然らば、方に吾が兒を當降かと。且つ將降間に、皇孫已に生れたまふ。號を天津彥彥火瓊瓊杵尊と曰す。時に奏すこと有りて曰はく、此の皇孫を以て代へて降しまさんと欲ふと、

忍穗耳尊請ひたまひて、瓊瓊杵尊を降したまふなり。

故天照大神乃ち天津彥彥火瓊瓊杵尊に、八坂瓊曲玉及び八咫鏡、草薙劒の三種の寶物を賜ふ。

天照大神三種の靈器を瓊瓊杵尊に授けたまふ。八坂瓊曲玉は神璽、八咫鏡は伊勢大神、草薙劒は熱田大神なり。玉の溫潤なるは仁惠の事、鏡の淸明なるは正道の事、劒の剛利なるは智惠の事なり。所謂三種は自性自得の神なり。

りて曰はく、彼の地は未平。不須頗傾凶目杵之國かなとのたまひて、乃ち更に還り登りて、具に降りまさゞる狀を陳したまふ。

臨睨りてとは傾て視るなり。未平とは字の如し。不須は否なり。頗傾は字の如し。凶目杵之國なりとは、穢れし國なり。陳は述なり。天照大神、忍穗耳尊を降したまふて、還り登りたまふなり。

故天照大神、復た武甕槌神及び經津主神を遣し、先づ行いて駈除はしむ。時に二神出雲に降到り、便ち大己貴神に問ふて曰はく、汝此の國を將て、天神に奉らんや以不と。對へて曰はく、吾が兒事代主射鳥の遨遊して三津之碕にあり、今當に問うて以て報まうさんと。乃ち使人を遣して訪ふ。對へて曰さく、天神來ひたまふ所を何ぞ奉らざらんやと。故大己貴神

○延佳曰、萬幡豐秋津姫、卽栲幡千千姫也。○谷川翁曰、妃御妻也、立于天浮橋、與下書居於虛天意同。

又歌して曰はく、阿磨作箇屢、避奈菟謎廼、以和多邏素西渡、以嗣箇播箇挹輔智、箇挹輔智爾、阿彌播利和挹嗣、妹盧豫嗣爾、豫嗣豫利據禰、以嗣箇播箇挹輔智、此の兩首歌辭は、今夷曲と號く。

此歌九句五十六字、五五七八五七五六八言なり。阿磨佐箇屢は、天に遠るなり。避奈菟謎廼は日無きが如く（天より地を以て爾いふ、今田舍と云ふ）住み習ひてなり。以和多邏素西渡は、渡り得ずとも（西は言の助け）なり。石川片淵の片淵に、網張り渡す如くなり。妹盧豫嗣爾は、相見る好しに、好し寄り來よなり。末の石川片淵は、重詞なり。此の歌喪の時にあらず、以後之を詠めるを一所に擧ぐる乎。今夷曲と號くは、嚴ならざる辭にして直に詠ずる名なり。

既にして天照大神、思兼神の妹萬幡豐秋津姫命を以て、正哉吾勝勝速日天忍穗耳尊に配せて妃と爲して、葦原中國に降りまさしむ。是時に勝速日天忍穗耳尊、天浮橋に立たして臨睨

時に味耜高彦根神、光儀花艶ひて、二つの丘二つの谷の間に映れり。故耜に會へる者歌して曰はく、或に云ふ味高喪彦根神の妹下照媛、衆人をして丘谷に映りかゞやく者是れ味耜高彦根神なりと知らしめんと欲ふ。故歌して曰はく、

丘谷に映るは、地精の神天に昇りたまふ故を以て乎。歌の兩説は以て下照媛の歌と爲すなり。

阿妹奈屢夜乙登多奈婆多多廼汙奈餓勢屢多磨廼彌素磨屢廼阿奈陀磨波夜彌多爾輔柂和柂邏須阿泥素企多伽避顧禰と。

七句四十九字、五七五八七八九言の歌なり。

阿妹奈屢夜は阿謎那留なり。乙登多奈婆多多廼は、機を織る少女のなり。汙奈餓勢屢は頸に嬰くるなり。多磨廼彌素磨廼は玉を統くのなり。阿奈陀磨波夜彌は、玉相映らすの言なり。爾かの如きのなり。多爾輔柂和柂邏須は、谷二つに照り渡るは味耜高彦根神ぞとなり。

喪屋を作りて殯哭く。

前には疾風を遣しと云ひ、爰には妻子と爾か云ふ。柩は尸ある棺なり。

是より先、天稚彦味耜高彦根神と友善し。故味耜高彦根神天に登つて喪を弔ひ大に臨す。時に此の神形貌自ら天稚彦と恰然相似れり。故天稚彦が妻子等見て喜んで曰はく、吾が君猶ほ在けりと。則ち衣帯に攀持り、排離つ可からず。時に味耜高彦根神忿つて曰はく、朋友喪亡せたり。故吾即ち來つ弔ふ。如何ぞ死れる人を我に誤てるやといひて、乃ち十握劒を拔いて喪屋を斬り倒す。其屋墮ちて山と成る。此れ則ち美濃國の喪山是れなり。世人死者を以て己を誤つことを惡む。此れ其の緣なり。

前の如し。大に臨すとは、諸從を帥ゐて天に昇るなり。

神の所賜天鹿兒弓、天眞鹿兒矢を取つて、便ち之を射しつ。則ち矢雉の胸より達つて、遂に天神の所處に至る。

前の説の如し。天神は天照大神なり。

時に天神其の矢を見はして曰はく、此れ昔我が天稚彦に賜ひし矢なり。今何の故に來つるとのたまひて、乃ち矢を取つて呪ぎて曰はく、若し惡き心を以て射ば、則ち天稚彦は必ず當遭害、若し平き心を以て射ば、則ち當無恙と。因て還し投てたまふ。則ち其の矢落下ちて、天稚彦が高胸に中ちぬ。因て以て立に死れぬ。此れ世人の所謂返矢畏る可しとまうす緣なり。

呪ぎて曰はくは異説、恙は憂なり。

時に天稚彦が妻子、天より降來りて、柩を將て天に去上いて、

たる可きの地なりと曰ふと爲す。殘賊强暴横惡之神は字の如し。眞鹿兒矢は鏃の狀を稱す。前には作ぐ羽を以て之を名く。多に國神の女子を娶つてとは婬なるを詆訶るの辭なり。

故天照大神乃ち思兼神を召して、其不來る狀を問ひたまふ。時に思兼神思ひて告して曰さく、宜しく且雉を遣して問ひたまふべしと。於是彼の神の謀に從つて、乃ち雉をして往いて候せしむ。其の雉飛び下りて、天稚彦が門の前の湯津杜樹の杪に居て、鳴いて曰はく、天稚彦何の故に、八年の間未有復命と。

思兼神は上に見ゆ。雉言語を爲す說なり。

時に國神有り、天探女と號く。其の雉を見て曰はく、鳴聲惡しき鳥。此の樹の上に在りぬ、射しつ可しと。天稚彦乃ち天

○幸祐はさいはひなり。

凡そ天孫降臨は、寶祚無窮の基始、國土安寧の幸祐なり。下の八書、第一、第二の一書は異說詳かなり。第三、第五は火々出見尊の降誕、第四は降臨の武備なり。第六は略說、第七は神號の別名、以て竪に並ぶ乎。第八は瓊々杵尊、火火出見尊二神降誕の說のみ。

一書に曰はく、天照大神、天稚彦に勅して曰はく、豐葦原中國は、是れ吾が兒の王たる可きの地なり。然るを慮るに殘賊强暴橫惡之神者あり。故汝先づ往いて平けよとのたまひて、乃ち天鹿兒弓及び天眞鹿兒矢を賜ふて遣す。天稚彦勅を受けて來降りて、則ち多に國神の女子を娶つて、八年に經るまで無以報命。(第一の一書)

自餘の說、共に高皇產靈尊の勅にして、此れは天照大神の勅と爲すは、此の一書、三種の禪の寶祚の隆えますの神勅あり、故に前後以て天照大神の勅と爲す乎。其の皇孫に勅して曰ふ如く、先づ爰に是れ吾が兒(奧には吾が子孫と有り)の王

○宗因曰、久之者治安積年不レ知ニ暦數一太古文法也。

ば褒能須素理と云ふ。）と號く。次に熱を避りて居たるときに生出づる兒を彦火火出見尊と號す。次に生出づる兒を火明命（是れ尾張連等が始祖なり。）と號く。凡て三子ます。

始めて起る烟の末よりとは、且に燒けんとする前なり。註に隼人等が始祖なりとは、隼人昔は姓なり。今は官の名。熱を避りてとは、火を鎭むる時なり。彦火火出見尊は地神第四代なり。火明命は下の第六の一書に說あり。尾張は姓なり。

久之ましまして、天津彦彦火瓊瓊杵尊崩りましぬ。因て筑紫の日向の可愛（可愛、此れをば埃と云ふ。）之山陵に葬めまつる。

久之ましましては、一說に瓊々杵尊、御治世三十萬八千五百三十三年と、可愛は猶ほ得の言のごとし。上の卷に妍哉可愛少男歟の辭あり。可愛之山陵は日向國の宮碕に有り。

天神と雖も、何ぞ能く一夜の間に人をして有娠ませんや、汝が所懷者は必ず吾子に非じか。

天神 詳ならず。大山祇神は伊弉諾尊火神を斬りて三段に爲したまひて化爲る一段の陽神なり。故に下の第二の一書に曰はく妾が父大山祇神在りと。

天神、大山祇神に通ひて乎。一夜にして有娠は神異なり。

故鹿葦津姫忿り恨みまつり、乃ち無戸室を作つて其中に入居り誓ひて曰はく、妾の所娠若し天孫の胤に非ずば、必ず當に焦滅びん。如し實に天孫の胤ならば、火も害ふこと能はじと。即ち火を放けて室を燒く。

無戸室は口無き土室なり。火も害ふこと能はじとは、正直之理火にも燒かれず、水にも溺れざる謂なり。衆の疑を止めん爲めの神變なり。焦は炙なり。

始めて起る烟の末より生出づる兒を火闌降命（是れ隼人等が始祖なり。火闌降、此れを

字不レ聞、以二其女一嫁二大山祇神一而生二此美人一也、如二此説一則娶字、當レ訓二米登羅之米弖一。○一説高皇產靈尊娶二大山祇神之女一也。○谷川翁曰、天神承レ上而言、雖ド司二化生一之產靈神上之意也。

○兼夏曰、貞婦不レ見二二夫一、姫且忿且恨、理宜レ然也。○玉木翁曰、凡爲二人婦一者、雖二貞心自期一而方レ蒙二此疑一也、當二如何處置一、假令捨二其身一亦徒無レ益己、其非二至信誓一レ神則其焉能雪レ耻洗レ寃哉。○谷川翁曰、所レ誓之神、乃日神也。

○重遠曰、煙氣昇也、闌降衰下也、此云二須素里一、蓋以二煙裔末一言也。

○兼良曰、事勝國勝長狹、伊弉諾尊子、又名二鹽土老翁一見レ下。

○玉木翁曰、智勝二於事一、德勝二於國一、能度二長短廣狹一、以指二導人一之名義也。

○神宮舊記爲二猿田彥大神一、正通爲二岐神一、皆言二同德一也。

○玉木翁曰、留住ト二皇居一也。

○玉木翁曰、鹿葦津姫以レ德名、如二鹿之聰、葦之健一也。神吾田津姫以二地名一レ之、木花之開耶姫譬二容貌之美一。

○宗因曰、誰之女子耶、正二其氏族一也。

○重遠曰、天神名

膂完之空國は、荒芒の地、仲哀紀に曰はく、熊襲の國は、膂完之空國なりと。膂は脊なり、肉無し、之て不穀の地に譬ふ。頓丘は小丘なり。覓國行去は字の如し。笠狹之碕は宮碕なり。

其の地に一人有り、自ら事勝國勝長狹と號る。皇孫問ひて曰はく、國在り耶以不と。對へて曰はく、此焉に國在り、請ふ任意に遊せと。故皇孫就いて留住ります。

長狹は岐神なり。國在りや以不とは、領所有りやなり。請ふ任意に遊せば字の如し。皇孫に奉るなり。就てとは長狹の申すに就て御座ますなり。

時に彼の國に美人有り、名をば鹿葦津姫(亦の名は神吾田津姫、亦の名は木花之開耶姫)と曰ふ。皇孫此の美人に問ひて曰はく、汝は誰が女子ぞやと。對へて曰はく妾は是れ天神、大山祇神に娶られて所生兒なりと。皇孫因て幸す。即ち一夜にして有娠。皇孫未之信曰はく、復た

世、去有翳障之設、鳳輦之制、故以被衣奉覆玉體也。
○直指曰、天磐座高御座也、磐寄堅固之義。
○兼良曰、天八重謂雲路幽遠也、天威可畏之意、天孫行幸警蹕前導行叱日阿故、曰道別道別。
○垂遠曰、日靈也、高千穗拔乎衆山、二峰特秀、故稱曰靈之二上。
○兼良曰、天浮橋猶言天梯山、此因二尊故事、故曰二上、其始天降故曰浮橋。
○見林曰、浮渚在平處、言浮渚所在之平地也。

天磐座を離ちとは、陽德を發し、且つ天八重雲を排分けてとは、溫潤を施したまふなり。磐は火を含み、雲雨露を含む。稜威の道別に道別きてとは、警蹕御前を拂ふ謂なり。襲之は言の助け、高千穗峯は、曰杵郡知鋪鄕なり。風土記に曰はく、天孫降臨の時、雲霧冥晦く、物色を辯ぜず。天孫乃ち稻穗を拔いて、之を四方に散し、忽ち晴を開く。是に因て名づけて千穗峯と曰ふ。

既にして皇孫遊行ます狀は、則ち槵日二上の天浮橋より、浮渚在平處に立して（立於浮渚在平處、此れをば、羽企爾磨梨陀毗邏而陀陀志と云ふ）、膂完之空國を頓丘から覔國行去（頓丘、此れをば比陀烏と云ふ。覔國、此れをば矩貳磨儀と云ふ。行去、此れをば騰褒屢と云ふ。）、吾田の長屋笠狹之碕に到ります。

遊行の狀とは、高千穗峯より、笠狹之碕に至る道なり。槵日二上は千穗峯に勝れて高き二所、槵日は褒美の稱、上卷に靈と爲す。槵は毛具禮牟子なり。天浮橋は、天眞を受け、降臨を爲したまふ直路なり。浮渚は海濱の平地なり。

乃是武勇之根底、我國之鎮護也。○兼良曰、平國廣矛、乃勇智之表、廣大也、以此矛卒有治功、此一句王法成立之本也、人各具此智矛、而不知用之之術、若能用之於天下、則萬物得其所、而無爲之化可致焉、故曰、天孫用此矛治國、必當平安。又曰、百不足者八十之發語、八十隈迂曲深邃不可易到之地、言隱幽閑寂寞之境也、隱去者隱形息化之謂。○谷川翁曰、諸不順鬼神、所謂殘賊橫惡之神、草木石類。香々背男耀小威之邪神、其惡通天、而妖星見、故爲星神。○重遠曰、鎮物之動者謂之倭文建葉槌神、鎮服惡神、故有此名。○玉木翁曰、眞床謂玉座、衾臥裳也。○宗因曰、淳素之也

於是二神諸の不順神鬼等を誅ふて(一に云ふ、二神遂に邪神及草木石の類を誅ふて皆已に平け了んぬ、其所不服者は唯星神香香背男のみ。故加倭文神健葉槌命を遣はせば、則ち服いぬ。故二神天に登る。倭文神此れをば斯圖梨俄未と云ふ)果に以て復命まうす。

文段明かなり。果に以て復命まうすとは、大己貴神之辭を以てなり。註の香香背男とは惡星の名、倭文神は大和國葛下郡葛木倭文に坐す天羽雷命神社なり。神名帳に見ゆ。

時に高皇產靈尊、眞床追衾を以て、皇孫天津彥彥火瓊瓊杵尊を覆ひたまひて降らしむ。

眞床追衾は、御帳なり。追は覆ふなり。

皇孫乃ち天磐座を離ち(天磐座、此れをば阿麻能以波矩羅と云ふ)、且天八重雲を排分けて、稜威の道別に道別きて、日向の襲の高千穗峰に天降ります。

故大己貴神則ち其の子の辭を以て、二神に白して曰はく、我が怙めし子だにも既に避去りまつりぬ。故吾亦當に避りまつるべし。如し吾防禦がましかば、國の內の諸神必ず當に同じく禦ぎてん。今我避り奉る、誰か復た敢へて不順者あらんといひ、乃ち國を平けし時に所杖廣矛を以て、二神に授けて曰はく、吾此の矛を以て卒に功を治せること有り。天孫若し此の矛を用て國を治めたまはゞ、必ず當平安、今我當に百不足八十隈（隈、此れをば矩磨遲と云ふ）に將隱去と言ひ訖つて遂に隱れましぬ。

怙は賴なり。詩に曰く父無ければ何をか怙まん、母無ければ何をか恃まんと今我避り奉らむとは、正理に順ふなり。廣矛は眞心堅固の事相。二神に授くとは、天孫に天下を奉りたまふ證なり。百不足とは八十と云はんが爲め、八十隈とは、道路の曲れる地、言ひ訖つて遂に隱れぬとは身體を見ざるなり。

○兼良曰、子怙其父、則父亦怙其子。故曰我怙之子。

○玉木翁曰、此乃人道之常而在事代主命、則特所依賴之子也。故古事記曰、僕子等百八十神者、即八重事代主神爲神之御尾前而仕奉者、違神者非也。

○祐之曰、御尾前謂前列後列也、因是觀之微事代主、則大己貴亦危哉、其一言以定天下、豈非至德哉、有子如斯所以怙之也。

○玉木翁曰、平國所謂吾已摧伏莫不和順、所杖之廣矛謂廣刄之矛也。

○重遠曰、廣矛者大己貴神平生裝齋人望所畏、故奉授天孫、所以示歸順之驗於國內也。

○熈近曰、惟夫起於天瓊矛之滴瀝、成治功於廣矛、寶劔者國器之體、韴靈者東征之瑞、

○兼良曰、事代主神欽二天神之勅一謙レ父遜讓而去、可レ謂二忠且孝一矣。○海中者避レ國之意。○重遠曰、蒼柴籬以二青柴一爲レ垣、蓋海島作二草舍一也、必八重造レ之者、豈得レ非三乃祖出雲八重墻之遺規二乎。○重宗因曰、謂二之蒼柴一者、忽聞レ勅乃退隱故、不レ待二其枯一也。

我が子に問ふとは、後を全からしめんとなり。事代主神社は上に見ゆ。又神祇官西の院八座の中に在ます。熊野の諸手船は堅疾の稱、伊豫國の風土記に云はく、昔野間郡に一の船あり、熊野と名く、後に化して石と爲ると。稻背脛は大巳貴神の從神、出雲郡、同社大穴持伊那西波伎神社に在ますなり。

時に事代主神使者に謂つて曰はく、今天神此の借問たまふ勅あり、我が父宜しく當に避り奉るべし、吾も亦不可違と。因て海の中に八重蒼柴籬（柴、此れをば府璽といふ）を造りて、船の枻（船枻、此れをば浮那能倍と云ふ）を蹈んで避んぬ。使者既に還りて報命まうす。

使者に謂つて曰はくとは、正統を以て之を宣ふ儀乎。今天神此の借問たまふ勅有りとは、大巳貴神大功あるを以て勅問の儀なり。吾亦不可違とは、正理に伏したまふなり。因て海の中にとは、土地を避るなり。枻は梶なり。邊の言なり。避んぬとは、隱れ退きたまふ、神變の相なり。弟健御名方刀美神は、信濃國に遁れたまふ、諏訪大明神なり。

○宗因曰、剌二劔鋒於地一而踞二其前一也、踞打足結坐之義。
○兼良曰、驅除平定者掃二蕩凶孽一澄二清天下一也。

○兼良曰、遊鳥謂二弋射之事一、蓋事代主者、意二於忘一レ世而爲二隱者之事一也
○重遠曰、天鳩船亦褒二其疾速一也。

拔いて、倒に地に植てて、其鋒端に踞ゐて、大己貴神に問ひて曰はく、高皇產靈尊、皇孫を降して、此の地の君臨たまはんと欲す。故先づ我二神を遣して駈除平定む。汝が意如何、當須避不と。

五十田は前には五十狹々之小汀と云ふ。十握劔は長きの稱、其の鋒端に踞ゐてとは、勇狀を顯し報命を問ひたまふなり。

時に大己貴命對て曰はく、當に我が子に問ひて然る後將報まうさんと。其の時に其の子事代主神遊行きて出雲國の三穗(三穗、此れをば美保と云ふ)の碕に在ます。釣魚するを以て樂と爲す。或は曰はく、鳥の遊するを樂と爲す。故熊野の諸手船(亦の名は天鳩船)を以て、使者稻背脛を載せて遣つて、高皇產靈の勅を事代主之神に致し、且は將報の辭を問ふ。

○谷川翁曰、此四神出章第七一書、同、磐裂與二根裂一、筒男與二筒女一皆爲二夫婦之神號一、爲三是謂二之一神一者歟。

○色弗云、倒植二於地一、踞二其鋒端一、勇敢之狀也。

べき者を選びたまふ。僉曰さく磐裂(磐裂、此れをば以簸娑窶と云ふ)根裂神の子、磐筒男磐筒女の所生る子經津(經津、此れをば賦津と云ふ)主神是れ將佳と。

爰に使を選びたまひて三度なり。經津主神は上に見ゆ。

時に天石窟に所住神稜威雄走神の子甕速日神、甕速日神の子熯速日神、熯速日神の子武甕槌神有す。此の神進んで曰さく、豈唯經津主神のみ獨り丈夫にして、吾は丈夫に非ざるやと。其辭氣慷慨し。故以て即ち經津主神に配へて葦原中國を平けしむ。

稜威雄走神は、上に伊弉諾尊火神を斬りて三段に爲し、一段高靇に爲る(四神出生の下第七の一書に見ゆ)。此れを云ふ乎。天石窟に所住神は天上の火勢の號なり。經津主神武甕槌神共に火勢と化爲る神の孫なり。爰に二神の本系を明すは、皇祖擧げ興して二神をして平けしむるなり。慷は志を得ず、慨は大息なり。

二神於是出雲國の五十田狹之小汀に降到まして、則ち十握劍を

皆謂は吾か君は猶ほ在しけりといひて、則ち衣帶に攣牽り且つ喜び且つ慟ふ。

味耜高彥根神は大已貴神の兒下照姫の兄、大和國葛上郡に、高鴨阿治須岐託彥根命神社在り。友善しは字の如し。慟は哀なり。

時に味耜高彥根神忿作色して曰はく、朋友の道理宜しく相弔ふ、故汙穢しきを憚らずして遠より起哀しむ、何爲れぞ吾を亡者に誤つといひて、則ち其の帶劍大葉刈を拔いて（刈、此れをば我里と云ふ亦の名は神戶の劒）以て喪屋を斫り仆す。此れ即ち落ちて山と爲る、今美濃國藍見川の上に在り、喪山是れなり。世人生けるを以て死れる人に誤るを惡むは、此れ其の緣なり。

朋友の道神猶ほ深切なり。藍見川は厚見郡なり。刈は殺なり。仆は傾倒なり。

是の後に高皇產靈尊、更に諸神を會へて、當に葦原中國に遣す

○玉木翁曰、于加羅生族也、夜加羅彌族也、以別親ニ疎一。

雀を以て舂女と爲し、鷦鷯を以て哭者と爲し、鵄を以て造綿者と爲し、烏を以て完人者と爲す、凡て衆の鳥を以て事を任す。）而して八日

八夜啼哭悲歌。

天稚彦逆にして以て無名稚を殺す。故に喪屋に衆鳥をして尸を辱かしむ。川雁は鳫、鵄は鵰なり。持傾頭者は尸傾を助く、持傾者は葬して喪屋を掃ふなり。人遊行の跡を掃ふを忌むなり。舂女は粢を爲り、尸に哺はしむ。尸者は死衣を着て吊を謁す。哭者は晝夜哭く。造綿者は尸を浴し綿を以て巾く。完人者は喪屋を守り之を行ふ。喪の例なり、然して後披の柩に入れて葬ぶる。八日八夜啼哭くは、葬つて猶ほ喪すること八日なり。佛家は七日を限る乎。歌は歎詞なり。

是より先、天稚彦葦原中國に在りて、味耜高彦根神と友善し（味耜、此れをば阿膩須岐と曰ふ）。故味耜高彦根神天に昇つて喪を吊ふ。時に此の神の容貌正に天稚彦の平生の儀に類たり。故天稚彦の親屬妻子

○谷川翁曰、達二于天一、舊事古事並曰、哭聲與二風一響二到レ天、所謂風聞也。疾風言二急馳レ使如二疾風一。

○玉木翁曰、喪屋居レ喪之處殯者假斂未レ葬之名。

○重遠云、天稚彥以二天罪一墜レ命故貴者不二會葬一、惟以二衆鳥一任レ事耳。

時なりとは、雅意に任する謂なり。反矢畏む可しといふ緣なりとは、軍に箭入の時、敵其矢を射反せば、則ち利を失ふ。山鳥、鵄、鷲、蜂、熊を作ぐ箭以て密を爲すの舊例なり。大巳貴神寶祚ならずして國土を理めたまふ故、天孫を降し天下を治めしめんが爲に、天穗日命を遣せば、功に阿り、天稚彥は忠ならざるなり。天神天下を見たまふに明かなりと雖も、雉を遣はす等は、大巳貴命大功有るの故に之を伺ふ乎。

天稚彥の妻下照姬哭泣悲哀む聲天に達ゆ。是の時天國玉、其の哭聲を聞きて、則ち夫の天稚彥已に死にたるを知つて、乃ち疾風を遣りて尸を擧げ天に致さしむ。便ち喪屋を造つて殯す。

天國玉逆達して以て、天稚彥が死れるを知り、疾風を遣りて尸を天に擧ぐ。風は元と伊弉諾尊之氣、級長戶邊命と化爲る。神又疾風を爲る乎。

即ち川鴈を持頎頭者及び持掃者と爲し、（一に云ふ鷄を以て持頎頭者と爲し、川雁を以て持頎者と爲す）、又雀を以て舂女と爲し、（一に云ふ、乃ち川雁を以て持頎頭者と爲し亦持帚者と爲し、鵄を以て尸者と爲し

天羽々矢を取つて、雉を射て斃しつ。其矢雉の胸を洞達つて、高皇産靈尊の座す前に至る。

無名雉は神の所變なる乎。湯津は茂盛の言、杜は赤棠、天探女は從神、讒言なり。其の矢座前に至るは罪天に逮ぶなり。高皇産靈尊選んで天稚彥を遣し還つて忠ならず。以て所賜の弓矢を取つて無名雉を射るは、冒逆の始めなり。洞は疾く流るゝ貌。

時に高皇産靈尊、其の矢を見はして曰はく、是の矢は則ち昔我が天稚彥に賜へし矢なり。血其矢に染れり。蓋し國神と相戰ひて然るやと。於是矢を取つて還つて投げ下したまふ。其矢落下ちて則ち天稚彥の胸上に中ちぬ。于時天稚彥新嘗して休臥せる時なり。矢に中り、立に死れぬ。此れ世人の所謂反矢畏む可しといふ緣なり。

昔は往先なり。其矢胸に中りて死すは、罪其身を射るなり。新嘗して休臥の

○宗因曰、奇鳥者雉之緣語、猶レ言レ不レ見レ狎レ人也。○玉木翁曰、此雉元是天上侍臣、故憑ニ清潔杜木一所ニ以見而異一レ之也、與ニ火火出見尊一其意同。

○谷川翁曰、新嘗祭名、是借ニ朝家ニ也、休臥之時、縱逸無ニ忌憚一也。○重遠曰。反矢可レ畏世諺、所レ傳ニ言善惡之報如ニ影響一甚可レ畏也、其必以レ矢言者、因ニ天稚彥事一耳。

二羽に作ぐ者は陰なり。弓の長七尺五寸、曳く則は一丈五尺（三五の類）也。神代の矢長五尺（弓の三分の一以て矩と爲す）軍の箭入の時、天鹿兒弓天羽羽矢と二度咒す例なり。

此の神も亦忠誠ならずして、來到つて即ち顯國玉の女子下照姫（亦の名は高姫、亦の名は稚國玉）を娶つて、因て留住りて曰はく、吾亦葦原中國を馭めんと欲ふと。遂に復命さず。

顯國玉は、大巳貴神なり。下照姫は攝津國東生郡比賣許曾神社なり。馭は御なり。

是時に、高皇產靈尊、其の久しく來報さゞるを恠みて、乃ち無名雉を遣して伺せたまふ。其の雉飛び降りて、天稚彦が門の前に植（植、此れをば多底婁と云ふ）の湯津杜木の杪に止る（杜木、此れをば可豆邏と云ふ）。時に天探女（天探女、此れをば阿麻能左愚謎と云ふ。）見て而して天稚彦に謂して曰さく、奇鳥來りて杜の杪に居りぬと。天稚彦乃ち高皇產靈尊の賜る天鹿兒弓、

拾遺曰、古語大蛇謂之羽々、是拒邪神之征箭、故名之、諸說皆爲箭羽之義、然舊事紀有天羽々弓之稱、當如何解乎。○宗因云、古法用全羽、其謂一羽、亦非鳥羽、別有義。○玉木翁曰、以全羽二枚夾之篦、以爲四羽者也。

○玉木翁曰、勅使及爾及三而無復奏、故今使間諜密伺之、因稱無名雉。○谷川翁云、無名者匿姓名假爲者之謂、雉能知變故爲名。又曰、門訓加騰、金戸也。門以鐵固之、故曰金戸、所植謂生立也。○熙近曰、探女探虫心多邪思也。

神之勅旨而令天孫君臨於葦原中國。○延佳曰、此高皇尊、承日神之意可以見、而參考一書、則其義益明矣。○釋云、螢火光神、威光如螢火也、蠅聲邪神、衆多如蠅也。○兼良曰、螢乘夜間、蠅見晝日、表彼邪氣無止時也。○重遠曰、擧人大事也、高皇產靈尊集衆神而議之、不用一人之智、政事之公於是可見。○谷川先生曰、佞面練也、令色之意。又曰仍數也、重疊之意。○兼良曰、順阿順也、非孝順之義。○谷川先生云、天稚彥、壯健之稱、壯士勇者也。○兼良曰、天鹿兒弓射鹿之弓也。○谷川氏云、田獵以鹿爲要、故以名征討之弓。○又曰、天羽々矢、

於是俯して衆の言に順ふ。即ち天穗日命を以て往いて平けしむ。然れども此の神大已貴神に佞媚びて、三年に比及尙ほ報聞さず。故仍に其子大背飯三熊之大人（大人此れをば于志と云ふ）を遣す。亦の名は武三熊之大人、此れ亦還つて其父に順り、遂に報聞さず。

天穗日命は、大已貴神國を造りたまふ大功に阿り、三熊の大人は父に順ふ、孝儀以て二神を咎めず、正理孝道を貴ふの謂なり。大人は威猛の稱なり。

故高皇產彥靈尊、更に諸神を會へて當に遣はすべき者を問ひたまふ。僉曰さく、天國玉の子、天稚彥是れ壯士なり。宜試之と。於是高皇產尊、天稚彥に天鹿兒弓及び天羽羽矢を賜ひ、以て遣はす。

天國玉は、國を護るの神なり。天鹿兒弓は鹿の背の稜める如きの弓（是を發向弓と云ふ）天羽羽矢は二羽に作ぐ矢なり。神社に於て二羽矢を納む。矢の直なるは陽、

以て八咫鏡に比す。瓊瓊は神性溫潤なり。以て神璽に比す。重ねて之を善む。杵は神慮堅固なり。以て寶劒に比す。所謂三種自性德自の神なり。憐愛は字の如し。鍾きては聚むるなり。崇美したまふは字の如し。皇孫は高皇產靈尊の孫の稱、天孫は天照大神の孫の稱なる乎。

然れども彼の地多に螢火光神及び蠅聲邪神あり。復た草木咸くに能く言語ふことあり。故高皇彥靈尊、八十諸神を召集へ、問はして曰はく、吾葦原中國の邪鬼を撥平けしめんと欲ふ。當に誰を遣はさば宜けん。惟くは爾諸神、知らん所を勿隱と。僉曰ふさく天穗日命と。是れ神の傑れたるなり。試みたまはざる可けん歟。

螢火光神及び蠅聲邪神とは、晝夜亂れ飛ぶ小威の惡神なり。草木咸に能く言語ふとは、神代の草木勢力ありて言語を爲す乎。惟くは爾諸神とは、衆神に問ふの謂、天穗日命は、忍穗耳尊の弟なり。僉は皆なり。

杵尊、稱ニ其德性一、三德則三器之本、今擧レ本而略レ末故正段中不レ出ニ三器名一、有ニ作者之微意一耳。

○谷川先生曰、皇祖猶ニ天祖一、謂ニ皇天之大祖一也、又中臣祓云、皇親神漏岐、孝德紀云、我親神祖據レ此則謂ニ皇帝之外祖一也。

○重遠曰、鍾置也、用レ心之意。

○谷川先生曰、葦原中國之主、所謂天下之主也、葦原對ニ天原一之美號、中國朝ニ四海一之自稱、所謂葦原瑞穗國、而大八洲之通名也。

又曰雄略紀、稱ニ吾邦一曰、中國乃對ニ新羅一之辭也。訓爲ニ美加騰一者、謂ニ四夷朝會之通都一也、今俗謂ニ西州一爲ニ中國一者蓋筑紫舊都之遺稱也、劉煕曰、帝王所レ都爲レ中故、曰ニ中國一。

○直指曰、高皇產靈尊奉ニ天照皇大

○重遠曰、此章述ニ天照大神在ニ高天原一、高皇産靈尊奉ニ勅旨一平ニ定天下一、立ニ瓊瓊杵尊一、君ニ臨葦原中國一之事上也。○玉木翁曰、參考書一書降臨之事、始ニ於吾勝尊一而成ニ於瓊々杵尊一、本章專以ニ皇孫一言レ之者、蓋主ニ其成功一也。○兼良曰、吾勝尊不レ降ニ下土一故、無ニ山陵一。○谷川先生曰、以ニ其爲ニ天上化生神一故收ニ之上卷一、是所ニ以主言ニ皇孫降臨一也。○又曰首言ニ天照大神之子一、揭ニ示日嗣一也。○兼良曰、火瓊々

なり。和訓を添へ、志茂能萬喜と讀み以て地に象る乎。

第一章　地神第三代（地神第一、第二代は、上の巻に見ゆ、於是は第三代の說なり）

天孫降臨

天照大神の子、正哉吾勝速日天忍穗耳尊、高皇産靈尊の女、栲幡千千姬を娶つて、天津彦彦火瓊瓊杵尊を生れます。故皇祖高彦彦靈尊特に憐愛を鍾きて、以て崇美したまふ。遂に皇孫天津彦彦火瓊瓊杵尊を立て、以て葦原中國の主と爲さむと欲す。

天忍穗耳尊は木幡神社也。山城國風土記に曰はく、宇治郡木幡社は、天忍穗耳命と名く。許波多神社の三座神名帳に見えたり。豐前國田川郡に忍骨命神社あり。高皇産靈尊は上に見えたり。栲幡千千姬は、好織の稱、天津彦彦火瓊瓊杵尊は、天津は尊稱、天上に生れ始めて降臨するなり。彦彦は、天津彦國光彦の號を略する乎。（下の第四の一書に見ゆ、爰に彦彦を比古と讀む）。火は此の神の德明かなるなり

日本書紀卷第二

富多津の和語は蓋なり。津は辭の助、一箱分れて二數と爲るに寄す。易に曰はく天は一地は二なりと。

美津は身なり。天地身と三なり。餘津は世なり。伊莬津は土なり。牟津は脣の音、奈奈津は舌の音、耶津は口を開く音、陽聲にして陰數、陰陽を具す、數の極なり。呼呼乃津は口を撮むる音、爰の言なり。八は數の極にして、九は、爰に際して、之を算ふるを謂ふ。登於は外なり。於は言の助數の外なり。一より十に至るまでは、事に寄せ音に定めて以て數の名と爲す。共に自然の儀なり。老子曰はく、道、一を生じ、一二を生じ、二、三を生じ、三、萬物を生ずるなりと。

〇谷川先生曰く、上卷爲レ天主ニ天原照臨一、下卷爲レ地主ニ葦原降臨一。

神代下

神代の二字は上の如し。志茂は卜むなり。降居の言、爾雅に曰はく、下は落

○重遠曰、自ニ指間ニ漏墮者、依ニ形體之短小ニ言ニ才氣之卓犖、俗謂ニ伶俐、曰レ餘ニ於手ニ是也。

り。其の中に一の兒最惡くして教養に順はず、指間より漏墮ちにしかば、必ず彼ならん、宜愛して養せと。此れ即ち少彦名命是れなり。

高皇產靈尊、萬物を化生するの神たることを明かす。吾が所產兒凡て一千五百座ありとは、千五百の大陽の數、天の五行、地の五行、人の五行に當る。化生の天神總て高皇產靈神の兒なり。以下文段。

顯、此れをば于都斯と云ふ。蹈鞴、此れをば多多羅と云ふ。幸魂、此れをば佐枳彌多摩と云ふ。奇魂、此れをば倶斯美枳磨と云ふ。鷦鷯、此れをば娑娑岐と云ふ。

靈劍出現畢

日本書紀卷第一

○谷川氏云、都無レ所レ見　以二體之微少一也。

○重遠曰、置二掌中一而翫レ之、以二其小男一輕二慢之一也、跳嚙二其頰一犯レ顏諫爭也。

十鈴姫命は事代主の神靈玉櫛姫に通ひ所生女子なりと。神日本磐余彦火火出見天皇は神武帝なり。

初め大巳貴神の平國しときに、出雲國の五十狹々之小汀に行到り、且當飲食。是の時海の上に忽ち人の聲あり。乃ち驚きて求むるに、都に見る所無し。頃時ありて、一箇の小男あり白歛の皮を以て舟と爲し、鷦鷯の羽を以て衣と爲し、潮水の隨に、以て浮び到る。大巳貴神即ち取つて掌中に置いて、翫びたまひしかば、則ち跳つて其の頰を囓ふ。乃ち其の物色を怪みて、使を遣して天神に白す。

少彦名命の傳なり。五十狹々之小汀は出雲の都にあり。且當飲食は字の如し。都に見る所無しとは、聲ありて海上に見えざるなり、白歛の皮は佳嘉美草の皮なり。

時に高皇產靈尊聞して曰はく、吾が所產兒凡て一千五百產あ

時事、此繳後來定鎭處而言、自是史家常例也、後人不察於此、以爲大巳貴命自齋巳魂而爲神、豈不誤甚乎。
○谷川氏曰、古事記曰、是時云々、此乃自齋巳魂之證而我道自有心化說、亦爲此耳、惟其所奉齋者、天神賜予之元靈、神賀詞謂之和魂、是也、重遠說爲反謬可以見矣。
○重遠曰、三諸身守也、躬被瑞之八坂瓊之名也、三輪三玉也、玉無端故爲輪、幷幸魂奇魂八坂瓊爲之神號也、當社一神而分建三門、故實炳焉、所謂三繫遺者裝言其本系出出三輪耳、非神第之實也。

幸魂奇魂は一魂兩化の名、幸靈は念つて先んじ、臨んで就る。奇魂は念はずして成る。是れ即ち天命一身の主なり。三諸山は城上郡、大三輪神は大神大物主神社なり。

此神の無子は、即ち甘茂君等、大三輪君等、又姫蹈鞴五十鈴姫命。

無子を以て御子と訓ずるは、大巳貴神の現在の兒ならざるの謂乎。三諸山の神靈、大倭迹姫命又活玉依姫命に通ひ、又生む所の子甘茂氏は大三輪氏なり。

又曰はく、事代主神、八尋熊鰐に化爲り、三島の溝樴姫に通ひたまふ。或は云はく玉櫛姫、而して兒姫蹈鞴五十鈴姫命を生む。是れを神日本磐余彦火火出見天皇の后と爲す。

又曰はくとは、五十鈴姫命は大三輪之神の女子ならざる說なり。(之を用ふ)事代主神は、大巳貴神の兒、大和國葛城上郡鴨都波八重事代主命神社、三島の溝樴姫は、攝津國島下郡溝咋神社、或は云はく、玉櫛姫は、溝咋神の別名、五

らずんば。汝何ぞ能く此國を平げましや。吾在るに由て、故汝其の大造の績を建つことを得たりと。

大已貴神の心神を出現して曰はく、如し吾在らずんばとは、心神は天神の靈なり。故に吾在るに由てと曰ふなり。是れ天神命じて大已貴神をして國土を造らしむるなり。其れ卽ち大已貴神の大功なり。成功は爲すに於ける、止まるに於ける天命なり。

是の時に大已貴尊問ふて曰はく、然らば則ち汝は是れ誰ぞや。對へて曰はく、吾は是れ汝が幸魂奇魂なり。大已貴神の曰はく、唯然迺知汝は是れ吾が幸魂奇魂、今何處にか住まんと欲ふや。對へて曰はく、吾日本國の三諸山に住まんと欲ふと。故卽ち宮を彼處に營つて、就いて居せしむ。此れ大三輪之神なり。

又曰、吾者心自言、汝者指レ身言。

○垂加翁曰、是時以下、自問自答也、此身與レ心一而二處。

○重遠曰、吾欲レ住二於日本國一者、當時天照大神都二於大和國高市一故言心乎、此其乃心不レ忘二王室一之意切矣、其必指二三室山一者、後年大已貴命歸二順本朝一、師二八十萬神一昇レ天而陳二誠欵之至一、因留二魂於此山一而還故就二其處一而鎮齋之耳、非二幸奇問答

〇垂加翁曰、照レ海浮來、謂三心光感ニ照于腹中一。

て高天原に鎮なり。其地を熊野の御碕と云ふ、淡島と云ふ、兩說なり。淡島は志摩國也。粟莖に緣りしかは小形を云ふ文段なり。

自後國の中に、成さゞる所をば、大巳貴神獨り能く巡り造る。遂に出雲國に到りて、乃ち興言して曰はく、夫の葦原中國は本自荒芒たり。磐石草木に至るまで、咸く能く强暴、然れども吾己に摧き伏せて和順ずといふことなし。遂に因て言はく、今此の國を理むる、唯吾れ一身而已なり。其れ吾と共に天下を理む可き者蓋し有りやと。

强暴は字の如し。少彥名命、大巳貴命と共に國を造り、未だ委くならずして去りたまひし。少彥名命は天助なり。然して後、大巳貴神、獨り能く國を造りたまふと雖も、天命量り難き故に曰はく、其れ吾と共に天下を理む可き者蓋しありやと。得るに於て、得るに非ざるなり。

時に神光海を照し、忽然に浮れ來る者あり。曰はく如し吾在

大寶也。〇兼夏曰、恩頼ニ謂利澤之可レ頼也。

〇熊野の御崎は出雲意宇郡にあり。

く成せりと謂へらんやと。少彦名命對へて曰はく、或は成せる所もあり、或は成さゞるところもありと。是の談や。蓋し幽深き致あらん。

豈善く成せりと謂へらんやは、自ら功を訴ふ辭なり。或は成せる所もあり、或は成さゞるところもありとは、成さゞるに非ず、成すに非ざる辯なり。蓋し幽深き致あらんとは、得るに於て得るに非ざるの謂なり。述者是を以て爾か云ふ。神は須臾も得る心あるを忌みたまふ。所謂不捨一法、不受一塵、是れ得るに於て得るに非ざるなり。

其の後、少彦名命行いて熊野の御碕に至つて、遂に常世の郷に通じましぬ。亦た曰はく、淡島に至つて、粟莖に縁りしかば、則ち彈れ渡りまして、常世の郷に至りましき。

常世の郷は、不滅常住の謂なり。身心一塵も穢れざる則は、現身虚空の如くにして不滅常住なり。心を發す則は形あり心靜かなる則は狀なし。威力曜き

其實名ニ可ニ以知一也。
又曰、葦原醜男者、威勇可レ畏之稱、猶レ言ニ天下英雄一也。
○重遠曰、八千戈謂ニ武威之盛一。
○兼良曰、蓋軍神也、所謂吾以ニ此弟ニ卒有ニ治功一、名實共可レ見。
○直指曰、大國玉、謂ニ國魂一、魂者主也
○玉木翁云、顯國玉、成德之美號、所謂躬被ニ瑞之八坂瓊一長隱者此其實也。
○兼良曰ニ少彥名、以ニ形體短小一爲レ名。
○玉木翁云、戮レ力一レ心、古事記所記爲ニ兄弟ニ而作ニ堅此國ニ之意也。
○重遠曰、經ニ營天下ニ謂ニ畫田疇均賦役之類一、凡安ニ輯百姓之事一、所謂作國也、畜產、牛馬鷄犬之類。
○直指曰、病訓止人身有レ疾、病則所レ爲之事皆止レ息也
○是醫術之始也。
○谷川氏云、百姓

一　神。（第六の一書）

此の說大己貴命と少彥名命との事なり。（横に並ぶ乎）。大國主等の七名は字儀の如し。醜男は、此れ神の怒りの形醜きなり。八千歲神とは武き意。八千の戈鋒の如きなり。

夫の大己貴命、少彥名命と力を戮せ心を一にして、天下を經營る。復た顯見蒼生及び畜產の爲めに、則ち其の病を療むるの方を定む。又鳥獸昆虫の災異を攘はん爲めには、則ち其禁厭むる法を定む。是を以て百姓今に至るまで咸く恩賴を蒙る。

少彥名命の傳左に見ゆ。能登國に宿那彥神像石神社あり。病を療むるの方とは咒なり。禁厭むるの法は祓なり。恩賴とは字の如し。戮は重也。攘は揖ふなり。

嘗大己貴命、少彥名命に謂つて曰はく、吾等が所造國、豈善

なり。奥津棄戸に將ち臥せんの具は棺槨なり。塚を於枳菟枳と云ふ。八十木種は菓樹等の播種なり。此說木を用ゐるの古法なり。

時に素戔嗚尊の子を號けて五十猛命と曰す。妹は大屋津姬命、次に抓津姬命、凡て此の三の神亦能く木種を分布す。即ち紀伊國に渡し奉る。然して後に素戔嗚尊熊成峰に居して、遂に根國に入りましき。○棄戸、此れば須多杯と云ふ。彼、此れをば磨紀と云ふ。

五十猛命は上の如し。大屋都比賣神社、都麻都比賣神社共に名草郡に在す。抓は搔爪なり。熊成峯は出雲國にあり。（此の一書に大蛇の說無し。樹を生じ、木を分布し、遂に根國に入ります。以て横に並ぶ乎）

一書に曰はく、大國主神亦の名は大物主神、亦は國作大已貴命と號す。亦は葦原醜男と曰ず。亦は八千戈神と曰す。亦は大國玉神と曰す。亦は顯國玉神と曰す。其の子凡て一百八十

○玉木翁云、入ニ於根國一謂終焉也。

○谷川氏曰、大國主者領ニ大國一之名、大物主、是天神有ニ慇懃之勅一以賜ニ大物之稱一。○重遠曰、國作褒ニ作國之功一、大已貴名有ニ矜惜之意一。○玉木翁云、七名中、此唯曰レ命、爲ニ

可レ無ニ船材之意一也。又曰初進雄尊有ニ害レ物之意一、及ニ乎斬レ蛇之後一大起ニ利民之情一也。○谷川氏曰、過而能改斯以爲レ貴矣、夫素尊少時縱侠自暴譬ニ諸未練之鋼一、至ニ此焠斂砥礪洗祓一自改番然新發レ硎、眞是寶劍哉。○重遠曰、杉直也、檜火木、披眞木、皆稱ニ其用一而名也、素戔嗚尊爲ニ神孫一經ニ濟天下一、盡ニ力播ニ殖諸材一故比レ拔ニ鬚毛一、因分ニ配身體一以品ニ第材之貴賤一耳。○兼倶曰、瑞宮、目出度宮殿也。○重遠曰、奥津棄戸、謂レ葬ニ骸於遠郊一也。()私記曰、死者臥化故云ニ將臥之具一、棺槨也。

つ。是れ檜と成る。尻の毛は是れ柀と成る。眉の毛は是れ櫲樟と成る。(第五の一書)

浮寶は珍翫なり。素盞尊鬚眉の毛を拔き寶と爲すとは、金精の神なるを以て爾か云ふ乎。罪を贖ふ時髮爪を拔きたまふ。以て爰に髮を云はず。(吾が兒の所御する國とは、何れの兒を以て所御と云はんや、忍穗耳尊は已に天照大神の兒となり、是時大己貴神在しまさず。只兒の所居の謂か)。

己にして其の用ゐべきを定む。乃ち稱して曰はく、杉及び櫲樟、此の兩の樹は、以て浮寶と爲す可し。檜は以て瑞宮を爲るの材とす可し。柀は以て顯見蒼生の奥津棄戸に將ち臥せんの具に爲す可し。夫の須噉八十木種皆能く播生ふ。

上に鬚杉に成り、眉の毛櫲樟に成る。鬚眉毛を以て容貌と爲す。故に浮寶と爲す乎。杉は琥珀と成り、櫲樟は瑙と成る。胸の毛檜と成り、以て之を貴む。瑞宮は殿なり。瑞は褒美の稱、柀は埋むに腐ちざる木なり。顯見蒼生は人民

○兼良曰、進雄之暴行擧使三青山一變二枯一、今得レ復レ青也、有功謂經營之功。伊佐乎志勇男之義

○玉木翁曰、吾兒泛指二皇子孫一而言、猶三高皇尊謂二吾勝尊一爲二吾孫一也。○兼良曰、浮寶言二輕財一也。○宗因曰、以二眞材一對二金銀一言。○谷川氏曰專指レ船而言、蓋韓國有二金銀一則宜三常往來以資二國用一、故不レ

天蠅斫は、蠅の邪神の稱、斫は碎なり。以上に草薙劒と稱する說、景行天皇より以降の書か。

初め五十猛神天降ります時に、多に樹種を將て下る。然れども韓地に殖ゑ盡さずして、以て持ち歸り遂に筑紫より始め、凡て大八洲國の內に播殖して青山に成さずと云ふこと莫し。所以に五十猛命を稱けて有功之神と爲す。即ち紀伊國に所坐す大神是れなり。

五十猛神は紀伊國名草郡伊曾太祁神社なり。又肥前國西南の沖に五十猛島あり。（此一は竪に並ぶ）

一書に曰はく、素戔嗚尊の曰はく、韓鄉の島は是れ金銀あり。若使吾が兒の所御する國に浮寶有らずば未是佳との たまひて、乃ち鬚髯を拔き散つ。即ち杉と成る。又胸の毛を拔き散

○重遠曰、以ニ埴土一作レ舟、謂以ニ薬土一塗レ舟也。

○鳥上峰在ニ出雲國仁多郡一即斐伊川水源也。

○宗因曰、五世系譜、詳見ニ弘安神紀一然素尊豈何待ニ來孫一而後奉ニ上神劔一、按出雲部出雲鄕曰御崎神社毎歲除夜行ニ神劔奉レ天神事一、古來檢校職外不レ傳ニ之他人一、葺根神乃檢校之始也、此章所レ記蓋其遺法也。

を帥ゐて、新羅國に降到りましき。曾尸茂梨の處に居し、乃ち興言して曰はく、此の地は、吾居らまく欲せじとのたまひて、遂に埴土を以て舟を作り、之に乘つて東に渡り、出雲國の簸川上に所在鳥上の峯に到ります。(第四の一書)

五十猛神は南海龍女の所生か。素盞嗚尊始めて新羅國を開きたまふ。(圓珍入唐時現船神以三井勸請新羅明神素戔尊也)。曾尸茂梨の處は、荒芒の地なり。猶は脊完之空國と云ふが如し。埴土を以て舟を作るとは神異なり。鳥上之峯は出雲國に在り。

時に彼處に人を呑む大蛇あり。素盞嗚尊乃ち天蠅斫之劍を以て、彼の大蛇を斬りたまふ。時に蛇の尾を斬つて刄缺けぬ。即ち擘きて視す。尾の中に一の神劍あり。素盞嗚尊の曰はく、此れは以て吾が私に用ゆ可からずと。乃ち五世の孫天之葺根神を遣して、天に奉り上ぐ。此れ今の所謂草薙劍なり。

○箋頁曰、韓鋤、猶レ言レ犁也、劔形類レ犁而斬レ蛇、故曰二蛇韓鋤一。

○直指云、出雲上、疑有二闕文一。

尊乃ち計りて毒酒を釀み、以て飲ましむ。蛇醉ひて睡る。（第三の一書）

頭毎には八岐の謂、兩の脇は大腹山の如し。可畏は字の如し。毒は殺なり。

素盞嗚尊乃ち蛇の韓鋤之劒を以て、頭を斬り腹を斬り、其の尾を斬りたまふ時に、劒の刄は少しく缺けたり。故尾を裂きて看するに、即ち別に一劒あり。名けて草薙劒と爲す。此の劒は昔素盞嗚尊の許に在り、今尾張國に在り。其の素盞嗚尊の蛇を斷りたまへる劒は、今吉備神部の許に在り。出雲の簸之川上の山是れなり。

蛇韓鋤とは、劒の狀韓鋤の鋒に似たり。吉備神部の許とは、備前國石上布都魂神社なり。簸川上の山是れなりとは、大蛇を殺したる地なり。

一書に曰はく、素盞嗚尊の所作無狀、故諸神科するに千座の置戸を以てし、遂に逐ふ。是の時に素盞嗚尊、其の子五十猛神

〇玉木翁曰、毎頭各有二石松一兩脇有レ山者、言枕二大石一騎二松下一挾二山於左右一以爲二要害一也。

の布都魂神社なりと。

是の後に稻田宮主簀狹之八箇耳が生める兒、眞髪觸奇稻田媛を以て、出雲國の簸の川上に遷し置ゑて長養す。然して後に、素戔嗚尊以て妃と爲したまひて所生たまへる兒の六世の孫、是れを大已貴命と曰す。〇大己貴、此れをば於褒婀娜武智と云ふ。

眞髪觸は、櫛の稱、奇稻田媛と云ふを以て上に置くなり。兒の名を云はず、六世の孫と云ふ、詳かならず。

一書に曰はく、素戔嗚尊、奇稻田媛を幸さんと欲して乞ひたまふ。脚摩乳手摩乳對へて曰さく、請ふ先づ彼の蛇を殺して、然して後に幸さば宜けん。彼の大蛇頭毎に各石松あり、兩の脇に山あり、甚だ可畏、將に何以か殺したまはんと。素戔嗚

必ず彼の大蛇戸に當りてとは、先に達はざるなり。沃は濯なり。

素盞嗚尊、劒を拔いて斬りたまふ。尾を斬る時に至りて、劒の刄は少し缺けぬ。割いて視せば、則ち劒尾の中に在り。是れを草薙劒と號く。此れは今尾張國の吾湯市村に在ます。即ち熱田の祝部が所掌ります神是れなり。其の蛇を斷りし劒は號けて蛇之麁正と曰ふ。此れは今石上に在ます。

草薙劒と號すは、日本武皇子東征の時、伊勢に詣で、大倭姫命神劒を授けたまひ、駿河國に至つて、賊徒野に火を放ち、劒自ら拔け出で、草を四方に薙き伏す。故に皇子火災を遁れたまひ、以て之を名く。然して後、蝦夷を順へ、信濃より尾張に出で、劒を宮簀媛が屋に留め、五十葺の荒神を鎭め、毒氣に觸れて、伊勢國能褒野に崩じたまふ。劒の在す處は熱田神社なり。吾湯市村は愛智郡なり。蛇之麁正は、蛇を斷るを以て貴んで阿羅正哉と云ふ。石上は大和國山邊郡石上に坐す布都御魂神社なり。一説に備前國赤坂郡石上

をば、稻田宮主簀狹之八箇耳と曰ふ。此の神正に在妊身、夫妻共に愁へて、乃ち素盞嗚尊に告して曰さく、我生める兒多ありと雖も、生むたび每に輒ち八岐の大蛇ありて來りて呑む。一も存けることを得ず。今吾產んとす、恐らくは亦見呑ことを、是を以て哀傷むと。(第二の一書)

安藝國といふ異說なり。

素盞嗚尊、乃ち敎へて曰はく、汝衆の菓を以て、酒八甕を釀む可し。吾當に汝が爲に蛇を殺さん。二神敎の隨に酒を設く。產む時に至って、必ず彼の大蛇戶に當り兒を呑まんとす。素盞嗚尊、蛇に勅して曰はく、汝は是れ可畏き神なり。敢て饗せざらんやとのたまひて、乃ち八甕の酒を以て、口每に沃入れたまふ。其の蛇酒を飮んで睡る。

○玉木翁曰、可愛之川神武紀所謂埃宮之地、而今三好川是也。

は、即ち大國主神なり。篠は小竹なり。此れをば斯奴と云ふ。

（第一の一書）

簀狹之八箇耳は、手摩乳が名、俗に睿智以て須須と云ふ。狹須普通なり。八箇耳は八方を聞く稱なり。後代聖德太子を八耳尊と曰す。奇御戶に爲起てとは、妃と爲すなり。淸之湯山主は、素鵝に湯山あり、誕生の地、三名狹漏は三の名候ふなり（出雲神の廣語）。彥八島篠輕彥、八島手命、彥八島野の三の名なり。八島篠は八島爲し畢んぬなり。八島手は八島造の言なり。野は樂しむの言なり。繫名坂は湯山なり。假名多き神、此に生したまふ、以て後に名く。大國主神は、大己貴神の別名なり。此說に大己貴神は彥八島篠にあらずと云ふが如し。若し又五世に於て同名ありや。篠は小竹なり。此れをば斯奴と云ふとは篠以て斯奴と讀めとなすなり。此一書竪に並ぶ。

一書に曰はく是の時に素盞嗚尊、安藝國の可愛の川上に下到ります。彼處に神あり、名けて脚摩手摩と曰ふ。其の妻の名

一書所謂入ニ根國ー亦同。就訓ニ伊氏未須ー、謂ニ就而居ー之也、爲ニ出行之義ー者誤。

〇熙近曰、神璽、神鏡、神鏡彈ニ出進雄尊ー、蓋神道之大本、在ニ進雄尊ー。

〇玉木翁曰、八島篠、舊事紀所謂八島士奴美神是也。蓋篠士奴美之略、士奴美、鎭之謂ニ大八洲鎭護之神ー也。

しぬ。

大己貴神は、出雲國出雲郡大穴持神社なり。遂に根國に就しまぬは、正理の本然なり。

凡そ素盞嗚尊出生性惡にして、始め性惡に起り、遂に善に歸したまふ。善に歸するの元なり。若し人暫惡念を爲すと雖ども、宜しく善に依て善に歸すべし。身體あり、心神あり。身體あるが故に、時に惡念なり、心神あるが故に時に善心なり。善心を得るものは天の御翳日の御翳なり。惡念を掃ふは、素盞嗚尊の靈德なり。

一書に曰はく、素盞嗚尊、天よりして出雲の簸の川上に降到ます。則ち稻田宮主簀狹の八箇耳が女子、號は稻田媛を見そなはして、乃ち奇御戸に爲起て兒を生む。淸之湯山主三名狹漏彦八島篠と號く。一に云はく、淸之繫名坂輕彦八島手命と、又云はく淸之湯山主三名狹漏彦八島野と。此の神の五世の孫

○重遠曰、遂就二根國一則其敬二守父命一而不レ願二乎外一者至矣。
○齊信曰、是說素尊之終也。
○谷川翁曰、此根國指二黃泉一而言

將婚せん處を覔むは字の如し。吾が心淸々しとは、惡念を滅し、自ら言を發したまふ。注に或に云はくとも、甚深の說なり。此歌に於て四妙の儀あり。字妙、句妙、意妙、始終妙なり。字妙は三十一字、一月は三十日、一日に歸る、天道無窮以て之に准ず。句妙は五句、春夏土用秋冬五季に當る。意妙は太古の歌にして、末代に明かなり。始終妙は、風體今に盛なり。第一第二の句は、宮を經營するの大體なり。菟磨語味爾は、之に稻田姬を居かんが爲めなり。夜覇餓枳菟倶盧は、造ること懇になり。贈廼夜覇餓岐廻は、特ほ懇なり。宮を建つること懃懇にして、經營を看み、明に從て念慮を除ふなり。以て三十一字を唱へたまふ御歌なり。故に其風體始終妙なり。始めの八重垣は以て嘉の文字を淸み、下の句の嘉の文字は共に濁り、以て天地淸濁に准す。

乃ち相與に遘合して、兒大己貴神を生れます。因て勅して曰はく、吾が兒の宮の首は、即ち脚摩乳手摩乳なり。故號を二神に賜ふて稻田宮主神と曰ふ。已にして素盞嗚尊、遂に根國に就ま

○重遠曰、吾心淸々者、一心淸淨無二一點之穢一也。

にあらず、素盞嗚尊は、金精權者の神なり。老公は水德の神、大蛇は無明の相、八箇の少女を呑むは惡の極、素盞嗚尊惡極つて、髮を拔き手足の爪を拔いて、以て贖ひて逐はれて降り、悔改めて善心を發したまふ。爰に天下の惡を止め、大蛇を亡ぼす。智と無明と一體、無明を變ずれば則ち智なり。大蛇を亡ぼして神劒を出す。尊惡行あつて善に歸したまふ。故に劒を以て劒を出したまふ。蛇の腹にあつて、猶ほ虛空に有るがごとし。叢雲劒は本體智の事相、十握劒は神變智の事相、本體智、神變智に勝るる故に、刀は少し缺けぬと云ふ乎。神劒を現じたまふ事、以て素盞嗚尊の大功なり。

然して後に行きつゝ將婚せん處を覓む。遂に出雲の淸地（淸地、此れをば素鵝と云ふ）に到ります。乃ち言して曰はく、吾が心淸淸し（此れ今此地を呼んで淸と曰ふ）。彼處に宮を建つ。（或に云ふ、時に武素盞嗚尊、歌みて曰はく、夜句茂多菟伊都毛夜覇餓岐菟磨語味爾夜覇餓枳菟倶廬贈廼夜覇餓岐廻と）

入之類也、假者假作之閣也。○谷川翁曰、狹數也。○重遠曰、結構八架置一槽、使八岐首、各入不可轉動、是尊之兵法也。○玉木翁曰、八頭異處、以分其勢、此以寡敵衆之略也、酒則蛇之所嗜故設之、此誘其婪以折鋭氣之術也。○兼良曰、蔓延大蛇蜿蜑之貌、八丘八谷、由八岐蛇言其長大、八頭飲盡八槽酒、故曰各一槽飲。○親房曰、神劍者、八岐大蛇之精神也

明亡期を知らざるなり。

時に素盞嗚尊、乃ち所帯十握劍を拔いて、其蛇を寸斬る。尾に至つて、劍の刄少し缺けぬ。故其尾を割裂いて視はすれば、中に一の劍あり。此れ所謂草薙劍なり（草薙劍、此れをば倶娑那伎と云ふ、一書に曰く本の名は天叢雲劍、蓋し大蛇居る所の上に常に雲氣あり、故以て名くる歟、日本武皇子に至つて名を改めて草薙劍と曰ふ）

素盞嗚曰はく、是れ神劍なり。吾何ぞ敢て私に以て安けらんやとのたまひて、乃ち天神のみもとに上獻ぐ。

十握劍は、伊弉冊尊化去りたまふ時、伊弉諾尊哀心を化爲して、軻遇突智を斬りたまふ劍なり。將た爰に哭聲を聞き、哀心を發し劒を化爲したまふ乎。共に神變相なり。刀少し缺けぬとは、當に物ある儀乎。注の一書は劒の前後の名なり。常に雲氣ある故に又名けて出雲國と云ふ。乃ち天神のみもとに上獻ぐとは、清心なり。天神は天照大神なり。天地陰陽あつて、蒼精黃神無き

妻之謂、爪櫛挿髻者、古之婚禮、婿爲新婦上髮挿櫛、主定之儀也。○谷川翁曰、緣爪櫛名而寓爲妻之意、挿於御髻亦緣櫛而言親之意也。○古事記曰、爾速須佐之男命、乃於湯津爪櫛取成其童女、刺御美豆良、語意可以見矣。○古說皆認爲實事、故謂之神力妙用、重遠曰、御係稻田姬說然、誓約章亦謂上髮爲髻是變女體爲男相也、況此言御髻係素尊可見矣。諾尊亦言爪櫛則男子亦挿櫛也、疑爪櫛本是妻櫛之言、古者男女嫁娶而後俱挿櫛、亦不可識也。○篤信曰、酒之爲言避也、去邪消憂者。○兼良曰、八醞謂醇厚酒也、和訓八入折、蓋八度醞釀、猶如紅色二入再

（假庋、此れをば佐受枳と云ふ）八間を作り、各々一口槽を置いて酒を盛り、以て待ちたまふ。

立化は足下の謂、櫛に爲しとは、陰女陽器に化す、神變の相なり。惡を變じ善と爲るの當然なり。八醞の酒を釀みとは、酒を以て八度釀すなり。假庋は假屋なり、八間は八處なり。老公をして八度酒を醞し、八處に構へしむ、大蛇を亡ぼすことを議し、以て天せらるゝ八箇の少女に報はしむるなり。以て待ちたまふは、酒をして大蛇に饗せしめ、誠を盡し、天命を持ちたまふなり。

至期果して大蛇あり、頭尾各八岐あり、眼赤酸醬（赤酸將酒、此れをば阿箇鵝知と云ふ）の如し。松栢背上に生む、八丘八谷の間に蔓延り、酒を得るに乃至り、頭各一槽に飮れて醉ひて睡る。

大蛇人を害するは、天下に惡念起る所以なり。頭尾各ゝ八岐ありは、一形を增長する狀、素盞嗚尊八の惡行を爲したまふが如し。赤酸醬は、熟せる保宇豆枳なり。松栢背に生ひとは、年を經るの謂、蔓は葛なり。醉ひて睡るは無

○谷川氏曰、大蛇、乎呂尾也、知雷也、有尾而可畏之義
○玉木翁曰、且臨被呑者、古事記曰今且可來時故泣、無由脱免者、天淵記曰、毎年以少女充犠牲。蓋鴻荒之世、邊鄙之俗、淫祀蛇神生贄童女遊有六祭有時而不可逃。
○兼良曰、尊稱進神曰勅。
○谷川氏曰、崇奉日種、以大開邦家之基、謙讓自卑而善輔神化之道、其德業之盛、與高皇相侔、故皆不得不爲尊爲勅、況化生之神乎。
○谷川氏曰、牟須米生女也、女既爲妃、則大蛇不可得害、而尊斬之有名也、故乞之耳。
○重遠曰、立化稻田姫、忽變女爲

之を稱す。乳は言の助けなり。哀傷の深きを白せり。

哭く所以は、往時に吾兒八箇の少女あり、年毎に八岐の大蛇の爲めに呑まれき。今此の少童且臨被呑、脱免るゝに由なし。故以に哀傷むとまうす。

大蛇八の兒を呑んで、老公を害せず、畏れて偸めるなり。老公其地を去らず大蛇に畏れず、天命に任す、故脱免るるに由なしと云ふ乎。尊此れに因て善を發し、大蛇之が爲めに亡ぶ。

素戔嗚尊、勅して曰はく、若し然らば汝當に女を以て吾に奉れんや、對へて曰はく、勅の隨に奉ると。

素戔嗚尊自ら惡を改めて、天下の惡を止め大蛇を亡ぼす所以を知しめせり。請ふて老公が誠欵を見たまふ、以て奉るなり。

故素戔嗚尊、立化奇稻田姫を、湯津爪櫛に爲し、御髻に挿したまふ。乃ち脚摩乳手摩乳をして、八醞酒を釀み、並せて假庪

○宗因曰、是時承ニ上章逐降ニ焉言レ自レ天、自ニ天ル大神許ニ也。
○出雲郡出雲大川源、自ニ伯耆與出雲ニ國境鳥上山ニ流出、仁多郡入ニ神門水海ニ此則所謂斐伊河下也。
○重遠曰、是解除之效驗也。
○谷川氏曰、國神對ニ天神ニ之名、地祇也、中臣祓所謂天津神國津神亦同。
○重遠曰、奇靈同美稱也。稻田稱ニ其德ニ。

なれば則ち清明に至る乎。

第六章

靈劒出現(神劒顯はる、以て靈劒出現と云ふ。下六書の中第一第四の一書竪に並ぶ、第二第三は異說、第五第六は橫に並ぶ)

是の時に素戔嗚尊、天より出雲國の簸の川上に降到す。時に川上に啼哭く聲あるを聞く。故聲を尋ねて、覓往しゝかば、一の老公と老婆とあり、中間に一の少女を置ゑて、撫でて哭く。

素戔嗚尊逐はれ降り、惡念を改めて善心を發したまふ。聲を尋ねて覓往しゝかばとは、哭聲を聞き悲哀をなしたまふなり。

素戔嗚尊問ひて曰はく、汝等は誰れぞや、何爲如此哭くや、對へて曰さく吾は是れ國神なり。號は脚摩乳、我が妻の號は手摩乳、此の童女は是れ吾が兒なり、號は奇稻田姬と。

國神なりとは、猶ほ是の地の主と云ふがごとし。老公少女を撫でゝ哭く以て

て復た還降りたまひき。
觀は密見なり。天子仙洞に行幸せらるゝを奉觀と云す。
廢渠槽、此れをば秘波鵝都と云ふ。捶籖、此れをば久斯社志と云ふ。興臺產靈、此れをば許語等武須毗と云ふ。大諄辭、此れをば布斗能理斗と云ふ。轠轤然、此れをば乎謀苦留留爾と云ふ。瑲瑲、此れをば乎奴儺等母母由羅爾を云ふ。

寶鏡開始畢

凡そ開闢の初に化生せる神は、天地の靈なる故に、皆人體にして飛行自在なり。又神代に鳥獸あり（天班駒長鳴鳥等）鳥は高く飛んで眼夜見えず、陽に過ぐる者なり。獸は地に昆じて眼夜見ゆ、陰に過ぐる者なり。胎生の人は、陰陽相對する故に、飛行せず、四足ならずと雖も、明に從つて視、闇に從つて視ず。然れども生意陽に過ぐる者は浮魄、精死して鳥に生れ、生業陰に過ぐく者は亂魂、神死して獸に生る。意業に依て大小あり。又蟲魚に生るゝ乎。身心淸明

次に活目津彦根命、次に熯速日命、次に熊野大隅命、凡て六男ます。

上の說の如し。䨲轤然には、瓊の綸を解き曳く貌、瑲は玉の聲。

於是素盞嗚尊、日の神に白して曰さく、吾更に昇來る所以は、衆神我を以て根國に處く。今當に就去りなんとす。若し姉と相見えまつらずば、終に忍び離れまつるに能はじ、故實に淸心を以て復た上來つらくのみと。

衆神根國に逐ひ、復た天に昇りたまふこと前章に異なり。忍び離れまつるに能はじとは、離るゝに堪へざるの謂なり。

今則ち覲え奉ること已に訖んぬ。當に衆神の意の隨に、此より永に根國に歸りなん。請ふ姉天國を照臨したまひて、自可平安、且吾淸心を以て所生兒等をば、亦姉に奉ると。已にし

たらば、吾今玉を囓ひ生めらん兒、必ず當に女ならん。如此、則ち女を葦原中國に可以降、如し淸心あらば、必ず當に男を生さん。如此則ち以て男をして天上を御しめたまへ。且姉の所生たまはんも亦此の誓に同じからん。於是日神先づ十握劒を嚙みたまふこと云々。

前章の下、第三の一書の說に同じ。

素盞嗚尊、乃ち轠轤然に其の左の髻に所纏五百箇統の瓊の綸を解き、瓊の響の瑲瑲に、天渟名井に濯き浮け、其の瓊の端を嚙み、之を左の掌に置いて兒を生す、正哉吾勝勝速日天忍穗根尊、復た右の瓊を嚙み、之を右の掌に置いて兒を生す、天穗日命、此れ出雲の臣、武藏の國造、土師連等が遠祖なり。次に天津彥根命、此れは茨城の國造、額田部連等が遠祖なり。

牛頭天王は素盞嗚尊なり。或は武塔神と號す。婆利女は南海の龍女なり。小將井は稻田姫なり。備後國の風土記に、北海武塔神、南海龍女に通ふと。深津郡に須佐能表能神社在す。宿を蘇民將來に借りたまふの事あり。

是の後に素盞嗚尊曰はく、諸神我を逐ふ。我今當に永に去りなん。如何ぞ我が姉と相見えまつらずして、擅に自ら徑に去らんやといひて、廼ち復た天を扇し、國を扇し、天に上り詣づ。時に天鈿女見て日の神に告言す。

混亂前後の說か。扇は鳴なり。

日神曰はく、吾が弟上來ます所以は、復た好意に非じ、必ず我が國を奪はんと欲んか。吾婦女なりと雖も、何ぞ當避乎とのたまひて、乃ち躬に武備を裝ふこと云々。

上の說の如し。

於是素盞嗚尊、誓ひて曰はく、吾若し不善を懷ひて復た上來

○谷川翁曰、葦原中國、猶レ言二國中一也、底根國、謂二極遠海外之地一。

○兼良曰、束草爲二雨具一者貧窶之甚也、進雄惡行之甚、天人共厭レ之、乞宿不レ與、是人惡レ之、風雨疾甚是天惡レ之也。

○玉木翁曰、兒屋命、以二太諄辭一奏二之神明一、於レ是神明以二疾風霖雨一、拂二清天地一、蓋素尊獲二罪於神明一、故天不レ容焉、人不レ與、皇大弟之貴、尙不レ免二此謫罰一。

賴、故天上に住む可からず、亦葦原中國にも居る可からず、宜急に底根之國に適ねといひて、乃ち共に逐降りき。

文段文明なり。

時に霖ふる。素盞嗚尊、青草を結束ひて、以て笠蓑と爲し、宿を衆神に乞ふ。衆神曰はく、汝は是れ躬の行濁惡しくして、逐謫めらるゝ者なり。如何ぞ宿を我に乞ふと。遂に同に拒ぐ是を以て風雨甚と雖も、留り休むことを得ず、辛苦みつゝ降りき。爾より以來、世笠簑を著以て他人の屋の内に入ることを諱む。又束草を負て以て他人の家の内に入ることを諱む。此れを犯すことある者は、必ず解除を償す。此れ太古の遺法なり。

宿を乞ひ拒がれたまふ文段なり。山城國愛宕郡祇園の神社三座（牛頭天王婆利女小將井）、

の麗美はあらずと、乃ち磐戸を細開けて窺之。

感應の辭なり。

是の時に、天手力雄神、磐戸の側に侍ひ、則ち引開けしかば、日神の光、六合に滿ちき。故諸の神、大に喜びたまひて、即ち素盞嗚尊に千座の置戸の解除を科せて、手の爪を以ては、吉爪棄物と爲し、足の爪を以ては、凶爪棄物と爲す。乃ち天兒屋命をして、其解除の大諄辭を掌りて宣之。世人愼んで己が爪を收むるは、此れ其の緣なり。

岐羅毗毛廼は贖物なり。祓へ捨つるを以て棄と爲す。大諄辭は祓の辭、諄は熟詞なり。因て中臣氏祓を掌る。祓の具に於て、今人形、解索、散米を置くは、災を人形に移し、禍をば索の如く解き、散米の如く祓除ふの儀なり。

已にして諸の神、素盞嗚尊を責めて曰はく、汝が所行甚だ無

○谷川翁曰、首姓也。
○松雲曰、廣厚其心不ニ餒乏一之謂、稱辭此云ニ多栣倍居度一乎、倍終湛辭也。蓋誠之心水湛湛然禱ニ于神一之辭也。
○玉木翁曰、人雖ニ多請一、極ニ盡人事一也、言之麗美、嘆ニ稱神事一也。

日神天石窟に閉居ますに至て、諸の神、中臣連の遠祖興臺產靈の兒天兒屋命を遣して祈さしむ。於是天兒屋命、天香山之眞坂樹を掘にして、上枝には、鏡作の遠祖天拔戸が兒、巳凝戸邊が所作八咫鏡を懸以、中枝には、玉作の遠祖、伊弉諾尊の兒、天明玉の所作八坂瓊之曲玉を懸以、下枝には、粟國忌部の遠祖、天日鷲が所作木綿を懸以て、乃ち忌部首の遠祖太玉命をして執取しめ、廣く厚く稱辭を祈啓さしむ。

與臺產靈は動かざる星（三台六府あり）、巳凝戸邊は石凝姥なり。天明玉は羽明玉なり天日鷲は阿波國麻殖郡忌部神社（麻殖神と號く、或は天日鷲と號く）。稱辭を祈啓さしむは、祝の詞なり。阿波禮阿那於茂志呂阿那多能志阿那佐夜憩飫憩の二十一言なり。阿波禮は天晴るゝなり。阿那於茂志呂は衆の面明白なり。阿那多能志は、手を伸べて舞ひ樂むなり。阿那佐夜憩は、竹の聲、飫憩は木の聲なり。（古語拾遺に見ゆ）

時に日神聞之て曰さく、頃者人多に請すと雖も、未だ若此言

雖も、損傷はるゝ所無し。其素盞嗚尊の田亦三處に有り。號けて天織田、天川依田、天口鋭田と曰ふ。此れ皆磽地なり。雨れば則ち流れぬ。旱れは則ち焦けぬ。（第三の一書）

此說正直性惡の得失を示す。天安田は業安き名、天平田は凹凸無き地、天邑並田は鄕中の熟田あり。織田は木の根の田、川依田は河窪、口鋭田は堅地、口は腐なり。鋭は鉏曲なり。正直の者は、自ら良田を得、性惡の者は、自ら荒地と成るの謂なり。磽は堅硬なり。

故素盞嗚尊、妬んで姉の田を害る。春は則ち廢渠槽及び溝を埋め畔を毀つ。又重播種子、秋は則ち籤挿し、馬を伏す。凡て此の惡事曾て息む時無し。雖然日神慍めたまはず、恒に平恕を以て相容めたまふ云々。

妬んでは爭ひ惡むなり。廢渠槽は水道を破る。籤挿しは畔を奪ふて己が幟す。捶は擊なり。籤は竹箇なり。

二吉凶二道、吉招レ福、凶禍レ禳人之體手貴足賤、故爲二吉凶之表物一、即祓具也。

端の吉棄物、足端の凶棄物あり。亦唾を以て白和幣となし洟を以て青和幣と爲す。此を用て解除へて、竟遂に神逐の理を以て此之。○送糞、此れをば倶蘇摩屢と云ふ。玉籤、此れをば多摩倶之と云ふ。祓具、此れをば波羅閉都母能と云ふ。手端吉棄、此れをば多那須衞能余之岐羅毗と云ふ。神祝祝之。此れをば加武保佐枳保佐枳枳と云ふ、逐之、此れをば波羅賦と云ふ。

諸神贖物を責り、素盞嗚尊、手足之爪を以て、善悪の置戸と爲し、唾洟を青白の和幣に准じ、以て祓具と爲す。唾を吐くは陽、洟は陰なり。此説只手足の爪を以て陽に報い、唾洟を以て陰に報ゆる儀なり。下は字訓。

一書に曰はく、是の後に日神の田三處に有り。號けて天安田天平田、天邑并田と曰ふ。是れ皆良き田なり。霖旱に經ふと

〇又曰、天無二二日一、日神也已出レ窟故以レ鏡入二其窟一、蓋日神久在二石窟一而指二其明一故日像之鏡亦觸レ窟而生二小瑕一物之相感自然之理也。

〇直指曰、鏡之蒙二瑕瑾一入レ自レ外不レ由レ内也、日神之隱二於石窟一非二自性之醜一、由二弟尊之罪一也、外入之辱雖二天神一所レ不レ免實鑑表二其實一深哉

〇兼良曰、手端言棄物、足端凶棄物者、凡解除之事、有

は進なり。神祇祝きは祝詞なり。上の説は、天兒屋命、太玉命相與に致其祈禱す、於是異なり。延喜式に、凡そ祭祀の祝詞は、御殿御門等の祭は、齋部氏の祝詞、以外の諸の祭は中臣氏の祝詞云々と。上の説に因て乎。

於是日神方に磐戸を開けて出でます。是時に鏡を以て其の石窟に入れしかば、戸に觸れて、小瑕つけり。其の瑕於今猶ほ存ず。此れ即ち伊勢に崇祕る大神なり。

正直清明の象を圖造つて、磐石を開きて出でますに於て奉らる。戸に觸れて小瑕つけりとは、諸神貴み敬ひて手の舞ふをも覺えざるなり。伊勢に崇祕る大神なりとは、此の御鏡天孫より九代開化天皇に至るまで御同座、十代崇神天皇神威を畏れたまひ、笠縫邑に遷さる。十一代垂仁天皇の御宇、大倭姫命鏡劒を頂戴きて、度會郡五十鈴河上に鎮坐したまふ。太神宮の御正體なり。

(以て垂仁天皇以來の説なり)。

已にして、罪を素盞嗚尊に科せて、其祓具を責る。是を以て手

○八十玉籤は榊の枝を以て作れる八十本の祓串也、此を玉と云ふは稱美の詞。

○野薦は野に生れる鈴竹也此も神事の飾に用ふ、因て數百本を採らしむ八十玉籤は、此は竹を以て作れる祓串也。

○重遠曰、祝、火裂之意、火即心也、致誠祈請也。

○兼良曰、神祝、謂二祭神之祝詞一、祝レ之者祭之意也。

たまふ。是に由て日神體擧りて不平みたまふ。故以て恚恨まして、廼ち天石窟に居して、其磐戸を閉しぬ。

此説穢氣に觸れて平かならず、性惡に掩はれたまふ謂なり。

時に諸の神憂へて、乃ち鏡作部の遠祖天戸者をして、鏡を造らしむ。忌部遠祖太玉には幣を造らしむ。玉作部の遠祖豐玉には玉を造らしむ。又山雷をしては、五百箇眞坂樹の八十玉籤を採らしむ。野槌をしては、五百箇野薦の八十玉籤を採らしむ。凡て此の諸の物皆來聚集ひぬ。時に中臣の遠祖天兒屋命、則ち以て神祝祝きき。

天糠戸は、石凝姥の親、豐玉は天明玉なり。山雷は山祇なり。五百箇眞坂樹の八十玉籤とは、多く眞坂樹の中に於て、美なるをして多く採らしむるなり。(玉籤は猶ほ珍籤が言のごとく籤は籖なり)。野槌は野祇なり。野薦は茅なり。茂生以て之を稱す。薦

なり。

一書に曰はく。日神尊、天垣田を以て御田と爲す。時に素盞嗚尊、春は卽ち渠を塡め、畔を毀ち、又秋は穀已に成りぬるときは、冐すに絡繩を以てす。且日神の織殿に居す時に、則ち班駒を生剝にして、其殿の內に納る。凡て此の諸の事、盡くに是れ無狀、雖然日神恩親しき意にして慍めたまはず、恨みたまはず、皆平かなる心を以て容したまふ。(第二の一書)

天垣田は近きが稱、塡は塞なり。冐は犯なり。絡は繞なり。他領を掠むる業なり。慍めたまはず恨みたまはずとは、神明過あるを以て見直し、聞き直したまふの謂なり。

日神嘗新嘗之時に至るに及んで、素盞嗚尊則ち新宮御席の下に於て、密に自ら送糞る。日神知さずして、徑に席の上に坐

○谷川翁曰、神尊並稱古語也。
○重遠曰、垣限也、天子御田故垣レ之也。

○恩親則友悌之意平心謂二仁心一則恩親之本也。
○谷川氏曰、容訓二由流須一緩之意也。

○兼良曰、御席今新嘗時八重席是也
○仲之曰、美末之御坐也。
○重遠曰、擧レ體不平、觸二臭穢氣一體不豫也。

禱焉、於是乎、神實日出復見、晝夜之殊也、蓋深推所以日神入天窟之聖慮、而然則是不但祭大神、而大神乃日之所化、祭天日即祭大神也、自非思兼之睿智其誰能之也。

○或謂、矛者祠也、日神之所舍、故曰日矛。○或謂矛者金氣也、威光赫々之義也。

○私記曰、羽鞴、今鍛師所用吹皮者也、謂之羽者、以其扇風似鳥翼也。

宜しく彼の神の象を圖造りて奉招禱と。

天高市は天上にして、諸神會合の處、大和國高市郡は之に准ず。思兼神は人思慮あるときは現じたまふ乎。彼の神の象を圖造りてとは、光明圓規、奉招禱とは、石窟に入りたまふと雖も、御像明かにして隱れずとの慮あり。

故即ち石凝姥を以て冶工となし、天香山の金を採りて、以て日矛を作らしむ。又眞名鹿の皮を全剝ぎて、以て天羽鞴に作る。此を用て造り奉る神は、是れ即ち紀伊國に所坐す日前神なり。○石凝姥此れをば伊之居梨度呼と云ふ。全剝、此れをば宇都播伎と云ふ。

石凝姥は、天拔戸が兒あり。日矛は猶ほ日の體と云ふがごとし、鏡を鑄奉るなり。眞名鹿は牡鹿なり。羽鞴は橐なり。蹈むを蹈鞴といふ。神を美佳多と訓ず。嘉美は佳撫美嘉なり。日前神社は名草郡に坐す。次の一書は、此れ即ち伊勢に崇秘る大神とは、神鏡二つにして始に造るは日前の神なり。下は字訓

○谷川翁曰、神衣新嘗、原祭ニ天日一之儀、而素尊之輕侮如レ此、是以遂致ニ恒夜禍一矣、故今圖ニ造天日一以祭

善なり。隱れて密なるは惡なり。神明も亦衆を利したまふときは動靜ある乎。

一書に曰はく、是の後に稚日女尊、齋服殿に坐し、神の御服を織りたまふ。素盞嗚尊見して則ち班駒を逆剝ぎ、之殿の內に投げ入る。稚日女尊乃ち驚きたまひて、機より墮ち、所持梭を以て體を傷ましめ神退りましぬ。(第一の一書)

稚日女尊とは、伊弉諾尊の兒、攝津國八部郡生田神社なり。

故天照大神、素盞嗚尊に謂つて曰はく、汝猶ほ黑心あり、汝と相見じとのたまひて、乃ち天石窟に入りまして、磐戸を閉著しつ。於是天が下恒闇にして、復た晝夜の殊も爲し。

上の說に同じ。殊は異なり。

故八十萬神を天高市に會ひて問はしむ。時に高皇產靈の息思兼神と云ふ者あり、思慮の智あり、乃ち思ひて白して曰さく

なるは、正直、麁藁は質素、左へ糾ふは陽にして清明なり。三儀を備へ、引きて以て憐愍を請ふなり。界は際なり。若し天災地妖有らば、誠款を致し、質素清明正直を治む。

然して後、諸の神、罪過を素盞嗚尊に歸せ、科するに千座置戸を以てし、遂に促徴る。髪を抜かしむるに至て、以て其罪を贖ふ、亦曰はく其手足の爪を抜いて之を贖ふ。已にして竟に逐降ひき。

千座置戸は、祓の具を置く壇上、贖ふは罪に代ふなり。祓ひて内外清淨を爲す。心の祓は火、身の祓は水、髪を抜きて火の祓となし、爪を抜きて水の祓となす。然して後諸神遂に素盞嗚尊を追降ふなり。凡そ動靜に於て善惡あり。善は順を以てし、惡は逆を以てす。素盞嗚尊惡念ならずして天に昇りたまふ時は、山海動き、天上に於て惡行を爲したまふ時は陰なり。神明は穩かにして、惡を見るときは動きたまふ。惡の變動、善の變動、顯はれて穩かなるは

天鈿女命は、天孫降臨の時に、神將五神の一神なり。茅纏の矟は、茅を矟に纏くなり。茅は潔白の象、矛は一心の事相、作俳優とは、戯れ俳ふなり。眞坂樹を以て鬘に爲しとは、正直を冠るなり。蘿は淸明の狀、手繦に爲しとは小忌と爲すなり。小忌に木綿を附け、木綿繦と云ふ。火處燒きは、庭燎なり。覆槽置は、馬船を伏せ、舞ひ踏み鳴すなり。顯神明之憑談とは、稱辭申すなり。憑は投げ託くなり。

是の時に天照大神聞之て曰さく、吾比石窟に閉居り、謂ふに當に豐葦原中國は、必ず爲長夜、云何天鈿女命如此噱樂するやとのたまひて、乃ち御手を以て、磐戸を細めに開け窺はす時に、手力雄神則ち天照大神の手を奉承、引て出し奉る。於是中臣神忌部神則ち端出之繩を界以(繩亦左繩端出と云ふ、此れをば斯梨俱梅儺波と云ふ)、乃ち請して曰さく勿復還幸と。

噱樂は笑ひ遊ぶなり。端出之繩は、麁藁以て左へ糾ひ端を出すなり。繩の直

神之重德大巨一、致二此懇懃一、以懇禱、其用レ心也切矣。〇玉木翁曰、呑猶レ云レ嚙、云レ食也。

下枝には青和幣（和幣、此をば尼枳底と云ふ）白和幣を懸け、相與に致其祈禱焉。

清明を祈る誠款なり。手力雄神は、紀伊國牟婁郡の神社に在す。天兒屋命は河内國枚岡の神社、太玉命は大和國高市郡の神社、天香山は十市郡（風土記に天上に山有り分れて地に墮ちて一片は伊豫國天山一片は大和國香山と）五百箇眞坂樹とは、繁列の言、八坂瓊は貫ける瓊、八咫鏡は面八寸の鏡、一説の眞經津とは眞須美なり。青和幣白和幣は、青白の幣なり。眞坂樹は不變の象、掘しては質朴なり。瓊は仁惠の事相、鏡は正直の金體、青き幣は陽、白き幣は陰、天地神明陰陽同理を以て、清淨無餘の一念にして、二神相與に祈る所。能美とは誠款を致すの言なり。

又猿女君の遠祖、天鈿女命、則ち手に茅纏の矟を持ち、天石窟戸の前に立ち、巧に作俳優す、亦天香山の眞坂樹を以て鬘に爲し、蘿（蘿、此れをば比舸礙と云ふ）を以て手繦（手繦、此れをば多須枳と云ふ。）と爲して、火處燒き、覆槽置（覆槽、此れをば于該と云ふ）、顯神明之憑談（顯神明之憑談、此れをば歌牟鵝可梨と云ふ）

照二月窟一耶、或曰、天無二二日一、而我邦獨有二此異一何也、曰固天無二二日一、而我邦特降二生日神一、所三以唯我邦有二此事一也、蓋是不二日蝕之謂一、亦非二廢朝之喩一。

○常世即常夜、而常闇之謂也、舊事紀又曰、常世思兼神、然則常世是斯時之通稱。

○谷川翁曰、日神既入二石窟一、何故懸二神寶一乎、況在三謂二一日一レ之乎、蓋此之章瓊則與レ幣同懸二之上下一、以表レ信述レ敬耳。

○重遠曰、乃美呑也、入二思慮一凝二信心一之意也、以二

ず。

梭は織る具なり。憐んで禍せらるゝ謂なり。天石窟に入りましてとは、惡行を恐りて窟に入り幽居したまふ。性惡に襲はれ明德を藏したまふなり。晝夜の相代るわきも知らずとは、日神窟に入り、月神光なきなり。

時に八十萬神、天安河邊に會合ひて、其禱る可き方を計ふ。故思兼神深く謀り遠く慮り、遂に常世の長鳴鳥を聚めて、互に長鳴せしむ。

天安河邊は天上なり。思兼神は高皇產靈神の兒なり。常世の長鳴鳥とは鷄なり。常に有りて聲長きの名あり。常闇なるを以て晝夜を告ぐる處なり。

亦手力雄神を以て、磐戶の側に立てゝ、中臣連の遠祖天兒屋命、忌部の遠祖太玉命、天香山の五百箇眞坂樹を堀し、上枝には八坂瓊の五百箇御統を懸け、中枝には八咫鏡を懸け（一に眞經津鏡と云ふ）、

惡なり。

復た天照大神當新嘗時を見て、則ち陰に新宮に放戻る。

當新嘗時は、新嘗會なり。十一月中の卯の日、新稻を三百四座の神に奉るを新嘗祭と云ふ。放戻すとは、餕食を穢す惡なり。

又天照大神の方に神衣を織りつゝ、齋服殿に居すを見て、則ち天斑馬を剝にして殿の甍を穿ちて投げ納る。

神衣は神服なり。明妙照妙と云ふ。齋服殿は織殿なり。四月九月の十四日、服部氏神衣を織る、神衣祭と云ふ。天斑駒を剝にして、殿の甍を穿ちて投げ納るとは、綷に生けるを殺し、殿舍を壞り、清服を穢すなり。食住衣を害し、生けるを殺すは惡行の根元是れより起る。

是の時に天照大神驚動きたまひて、梭を以て身を傷ましむ。此れに由て發慍まして、乃ち天石窟に入りまして、磐戸を閉して幽居ましぬ。故六合の內常闇にして、晝夜の相代るわきも知ら

○玉木翁曰、由レ此發慍者、謂下汚ニ漫祭祀一、紊ニ亂政事一、非ニ傷レ身之故一也。○谷川氏云、日神則天日之所レ化、故日神入ニ石窟一則天日亦隱ニ天宮一、豈何

第五章

寶鏡開始（此の章に於て、眞坂樹の中枝に、八咫鏡を懸けて、淸明を祈る、是れ石凝姥命、天香山の金を採りて、始めて日矛を作る、故に寶鏡開始と云ふ、最も深旨の說なり、下に三書あり）

是の後に素戔嗚尊の爲行、甚だ無狀、何則天照大神、天狹田長田を以て御田と爲したまふ。時に素戔嗚尊、春は則ち重播種子（重播種子、此れをば璽枳磨枳と云ふ）、且其畔を毀ち（毀、此れをば波那豆と云ふ）、秋は則ち天班駒を放ち、田の中に使伏。

是の後とは、御子を生すの後なり。爲行無狀とは、惠に嬌り惡を起すなり。天狹田長田は、齋時の良田、春は則ち重播種子とは、春が言木の芽發るなり。重子は二度蒔なり。三月は毎畝一斗を蒔く。四月には一斗二升を蒔く之を過ぐれば則ち熟せず。且其畔を毀ちて境を壞つ。秋は則ち天班駒を放ち田の中に使伏とは、秋が言野山緋なり。天班駒を放ち、殘傷らしむ。稻穀を害する

○玉木翁曰、主二君臣上下之道亂曰二道主貴一。○齊部説に胸肩氏を左坐とし、水沼氏を右坐とすと云へり、然れば兩氏相併んで祭祀を勤め奉りたるなるべし。

まさしむ。今海の北の道の中に在す。號けて道主貴と曰す。此れ筑紫水沼君等が祭神是れなり。○爗は干なり。此れを備と云ふ。

宇佐島は豐前國宇佐郡、道中は前の如し。三女神先づ宇佐島に降りたまひ、後筑前國に在します乎。今海の北の道の中に在すと云ふ道主貴は、神名帳に見えず、宗像神社を云ふ乎。筑紫水沼君等とは、筑紫に有る水沼氏なり。下は字訓なり。

瑞珠盟約畢

凡そ劒は智惠の相、瓊は仁惠の相、事以て理を説く。劒を食すとは、智惠を擧げたまふなり。瓊を食すとは、仁惠を蒙りたまふなり。智惠を擧ぐとは、卽ち仁惠なり。仁惠を蒙りたまふとは、卽ち智惠なり。智惠以て三女神を化生し、仁惠以て五男神を化生したまふ。神變は惟明理の淸事なり。是れ珠瑞盟約は神璽の理、溫潤の事なり。

○玉木翁曰、前三子以レ瓊化生、及用二復字一、本章亦詳二其後胤一、則疑三子同胞也、後三子不レ言レ瓊及用二又字一、則疑是異腹之兒而非二正嫡所生一歟。

垂加翁曰、口及左右手臂足之中所レ生者、皆其神德之位。

○玉木翁曰、是言二出生之次第一也。

復頸に嬰る瓊を含んで、左の臂の中に著いて、天津彦根命を化生す。又右の臂の中より活津彦根命を化生す。又左の足の中より熯之速日命を化生す。又右の足の中より熊野忍蹈命を化生す。亦の名は熊野忍隅命、其素嗚尊の所生る兒皆已に男なり。

復頸に嬰げる瓊を含んで、左の臂の中に著いて以下は、神變を現するを以て委細に云ふなり。第五熯之速日命は、伊弉諾尊、軻遇突智を斬りたまふ時、劒の鐔より垂る血激越いで神と爲る第二神の號なり。然して自餘の說は五男神、此說は六男神なるは審ならず。熊野忍隅命は、櫲樟日命の別名なり。

故日神方に素盞嗚尊の元より赤心有りと知しめし、便ち其六の男を取りて以て日神の子になして、天原を治せしむ。即ち日神所生ませる三の女神を以て、葦原中國の宇佐島に降り居

姫命、又八握の劒を食し、化生ます兒は田霧姫命。

第一の一書の如し。田霧、田心音通ず。文義に依らず。

已にして、素盞嗚尊、其左の髻に所纏五百箇統の瓊を含んで、左の手の掌中に著いて便ち男を化生す。則ち稱之して曰はく、正哉吾勝ちぬと。故因て名けて勝速日天忍穗耳尊と曰す。復た右の髻の瓊を含んで右の手の掌中に著いて、天穗日命を化生す。

左右の髻の瓊を含んで、忍穗耳尊、天穗日命を化生すとは、御子の中に於て、貴みなす謂なり。髻を左右に爲す、以て神代の男體を知る可し。含んでとは、謹む貌、左の髻の瓊を以て、左の掌中に著き、右の髻の瓊を以て、右の掌中に著しとは、左を左となし、右を右となし、元を違へざる儀なり。大倭姫命人に敎へて曰はく、左の物を右に遷さず、右の物を左に遷さずして、左を左とし、右を右とし、左に還り右に回り、萬事違ふ事無くして、下略。

活津彦根命、次に熊野櫲樟日命、凡て五の男神ますと爾か云ふ。

知惠以て即ち五男神を生すといふ儀なり。化生の次第異り。速日の號を以てすれば、忍穗耳尊第一ならんか。

一書に曰はく、日神、素戔嗚尊と天安河を隔てゝ、相對つて乃ち立たして誓約て曰はく、汝若し奸賊ふ心有らざるものならば、汝が所生子必ず男ならん。如し男を生めらば、予以て子と爲して、天原を治しめんと。（第三の一書）

天安河は前に見ゆ。誓は第一の一書の如し。奸賊ふ心は字の如し。天原を治しめんとは、忍穗耳尊、第二代たることを明すなり。

於是日神、先づ其十握の劒を食し、化生ます兒は瀛津島姫命、亦の名は市杵島姫命、又九握の劒を食し、化生ます兒は湍津

る神を、市杵島姫命と號く。是れは遠瀛に居ます者なり。又瓊の中を嚙ひ斷ちて、吹き出る氣噴の中に化生る神を、田心姫命と號く。是れは中瀛に居ます者なり。又瓊の尾を嚙ひ斷ちて、吹き出る氣噴の中に化生る神を、湍津姫命と號く。是れは海濱に居ます者なり。凡て三の女神ます。

浮け寄せは濯ぐの言、瓊の端は、玉を貫く端なり。此說出玉を以て予に授く可しと有るは、以て瓊を嚙ひ斷つことを爲し、仁惠以て卽ち三女神を生すと云ふ儀なり。化生の次第又異り。遠瀛、中瀛、海濱とは、海上を領する神の謂、瀛は海なり。

於是素嗚尊、所持劒を以て、天眞名井に浮け寄せて、劒の末を嚙ひ斷ちて、吹き出る氣噴の中に化生る神を、天穗日命と號く。次に正哉吾勝勝速日天忍骨尊、次に天津彥根命、次に

○谷川翁曰、以レ瓊生ニ三女一者、日神體ト認素尊慮ニ日嗣ニ之赤心上也、以レ劍生ニ五男一者、素尊招ニ禱日神一。守ニ日位一之本心也

原となすが如き乎。

是の時天照大神、素盞嗚尊に謂りて曰はく、吾が所帶劒を以て、今當に汝に奉らん。汝汝が所持八坂瓊之曲玉を以て、予に授くべしと。如此約束りて共に相換へて取りたまふ。

上に曲玉を獻らんと欲ふのみと有り。劍を汝に奉らん、汝は曲玉を予に授く可しとは、素盞嗚尊、曲玉を獻ることをなしたまふは、恐敬を受くるなり。誓ち請ひ、兒を生し男女を以て善惡の證と爲さんと曰まふは、智惠を擧げ、以て今劒を授くるの理と爲す。日神恐敬を受け、智惠を擧げ、益々惠みたまふ。以て玉を獻るの理と爲す。惟れ所謂智惠を劒に象り、仁惠を瓊に象りて文段を爲すなり。故に如此約束りて共に相換へて取りたまふと爾か云ふ。事理感應の說なり。

已にして、天照大神、則ち八坂瓊之曲玉を以て、天眞名井に浮け寄せて、瓊の端を嚙ひ斷ちて、吹き出る氣噴の中に化生

是の時に天照大神、弟悪心あらんと疑ひたまひて、兵を起して詰問ひたまふ。素盞嗚尊對へて曰く、吾來る所以は、實に姉と相見えんと欲ふ、亦珍寶たる瑞八坂瓊之曲玉を獻らんと欲ふのみ。敢て別意あるにあらずと、

惡念無しとは、日神を親み奉る謂なり。佛教に龍女に寶珠を獻ずる事あり。共に敬の儀なり。

時に天照大神、復た問ひて曰はく、汝が言ふことの虚實を將に何を以て驗となさんとするかと。對へて曰はく、請ふ吾姉と共に誓約を立てん、誓約の間に女を生さば、黑心ありと爲せ、男を生さば、赤心ありと爲せと。乃ち天眞名井三處を掘つて相與に對立つ。

一章の説の如し。天眞名井三處を掘つてとは、慇懃の謂なり。厵を以て水の

○兼良曰、進雄尊、獻瓊表赤心、然其言虛實猶未可分別、故以生男子欲見證驗、如此則赤黑不可矯飾故也。○谷川翁曰、以生男女答虛實之問、則瓊玉以寄皇嗣之赤心、可以默識矣。

○堀天眞名井三處者、本體動靜之表示也、又曰源訓水原、源姓取諸石清水之義、凡親王諸王賜氏姓而列諸臣位者、不可以伊勢大神為大祖、故以字佐及男山為源家祖神也。○厵、同源。

○谷川氏云、素尊素懷ニ皇統之大義ヿ、以昇ニ天上ニ而今得ニ此瑞玉ニ者、豈偶然耶、蓋寓ニ生珍子ニ之意也、世之祥瑞、固莫レ大レ焉。

て、天上に在す者は、則ち日神の御子と爲したまふ儀なり。三女神を降らしめたまふは、素盞嗚尊に授けたまふの儀か。道の中に降り居ますとは、前に此れ則ち筑紫胸肩君等が所祭る神是れなりといへり、宗像郡を以て道の中と云ふ可き乎。

一書に曰はく、素盞嗚尊、將に天に昇らんとする時に、一の神號は羽明玉といふあり、此の神迎へ奉りて、以て八坂瓊之曲玉を進る。故素盞嗚尊、其の瓊玉を持て、天上に到づ。

（第二の一書）

事理相對の說なり。羽明玉は、伊弉諾尊の兒、天明玉なり。（寶鏡開始の下に見ゆ）曲玉は、曲は明が言、曲は章なり。曲玉は卽ち明玉なり。此の神始めて明玉を作したまふ故に、羽明玉と號く。羽は發言なり。其の瓊玉を持て天上に到づとは、素盞嗚尊、天に昇らんことを伊弉諾尊に請ひ、之を勅許したまふ。以て玉を持て天に昇りたまふ儀なり。明玉は卽ち仁惠の事相なり。

所レ嬰ニ瓊一、是所三以直爲ニ二神之物一也。○谷川氏曰、歛則表下日神守ニ天位一之嚴心上者也、瓊則表下素戔嗚慮ニ日嗣一之赤心上者也。

○玉木翁曰、教レ之曰者日神以ニ神祝一勅ニ三女一也、自ニ天上一降ニ居葦原一故曰ニ道中一、立ニ乎君臣上下之中一、以守ニ其道一者亦在レ茲焉。○垂加翁曰、奉レ助ニ天孫一者三女神也、奉レ助ニ護日繼君一、爲ニ天孫一所レ祭者、日繼君奉レ祭ニ護三女神一也、乃神皇一體之心傳也。

す。正哉吾勝勝速日天忍骨尊と號す。次に天津彦根命、次に活津彦根命、次に天穗日命、次に熊野忍蹈命、凡て五男神ます。

前には天照大神の御統を乞ひ取りと云ひ、爰には其の頸に所嬰ると云ふ。仁惠を受くる理、以て瓊を食すと爲し、本主を論ぜざる乎。天渟名井、去來之眞名井共に清心の源を云ふ。丹波國に與佐之眞名井原あり。昔、豐受大神御座し、地なり。五男の次第異り。忍蹈命は櫲樟日命なり。

故素戔嗚尊、既に勝驗を得つ。於是日神方に素戔嗚尊の固に惡き意無きことを知しめして、乃ち日神の所生る三女神を以て、筑紫洲に降らしむ。因て敎へて曰はく、汝三神宜しく道の中に降居まして、天孫を助け奉り、天孫の爲に所祭れよと。勝驗を得つとは、誓に勝つなり。上の說には、五男神を取り、子養したまふなり、三女神を以て、素戔嗚尊に授けたまふなり。爰には五男神を云はずし

○濂近曰、上言二瓊劔遞相易而生一レ子、此言三瓊劔素爲二二神所レ帶之物一、蓋日神之稜威如二躬帶一、劔素尊之丹心、迎二

上說の如し。

於是日神共に素盞嗚尊と相對ひて立たして、誓ひて曰はく、若し汝が心明淨くして、陵ぎ奪はんといふ意あらぬ者ならば、汝が所生兒は、必ず當に男ならんと言ひ訖りて、先づ所帶十握の劒を食し兒を生す。瀛津島姫と號く。又九握の劒を食し兒を生す。湍津姫と號く。又八握の劒を食し兒を生す。田心姫と號く。凡て三の女神ます、

前には素盞嗚尊誓を請ひ、爰には日神誓ひて曰はくとし、請ひをたまふを云はず。又所帶る劒を食しと云ふ、前には素盞嗚尊の劔を索取りと云へり。異にして智惠を擧げたまふ、理一なる乎。三女の次第異なり。

已にして素嗚尊、其の頸に所嬰る五百箇御統之瓊を以て、天渟名井亦の名は去來之眞名井に濯ぎて之を食す。乃ち兒を生

○玉木翁曰、十握九握八握劔、就ニ長短ニ分レ名也、親迎防禦、重ニ天位ニ之故也。

經は一大刧火災壞、初禪經七ヶ大刧水災壞、二禪は七七火七七水風災壞、三禪は云々、法華經は是れ法位住法世間相常住」と、

一書に曰はく、日神本より素盞嗚尊の武健くして物を凌ぐの意あることを知しめされ、其の上り至るに及んで、便ち謂さく、弟の來ませる所以は、是れ善き意に非じ。必ず當に我が天原を奪はんとすべしとのたまひて、乃ち大夫の武備を設けたまふ。躬に十握の劍、九握の劍、八握の劍を帶き、又背上に靫を負ひ、又臂に稜威の高鞆を著き、手に弓箭を握り、親ら迎へて防禦ぎたまふ。(第一の一書)

第一の一書なり。三劍を帶したまふは異說なり。陵は犯なり。

是の時に、素盞嗚尊告して曰はく、吾元より惡き心無し。唯姉と相見えんと欲ふ。只暫く來つらくのみと。

招禱素尊慮二皇嗣一之亦心而化生、故爲二素尊之胤種一也。所生在二日神一故授與、上文取而子養相二應心化神一而授レ之者返二劔於本主一以傳二其道一也。〇垂加翁曰、胸肩之名、則此心之喪也、以爲二祭主之名一矣。〇谷川氏曰、瓊是五男之所二以化生一乃日神之心、傳國之璽也、但謂二之仁惠一者未レ瑩。

り。故に御子と爲す。地神第二代正哉吾勝勝速日天忍穗耳尊なり。又勅して曰はくとは、素盞嗚尊、山海を鳴動して天に昇りたまふ。日神之を疑ひたまひて三女神を生したまふ。故に是れ素盞嗚尊の物なり。茲に因て之を授けたまふ、善神神變を現じたまふに於て、當に劍を折り咀嚼したまふに礙無かるべし。素盞嗚尊應に瓊を咀嚼みたまはんこと安かるべし。故に文段詳審になせりと雖も、正直の一理、三女五男を化生したまふことを仰ぐ可し。胸肩君等が、所祭る神是れなりとは、筑前國宗像神社三座なり。

凡そ洲地に生ずる人、五行以て體となる。五行とは木火土金水なり。天命以て威力となる、大あり、小あり、神以て心となる。神とは神皇產靈尊の明一なり。一とは同なり。道德經に云ふ、萬物一を得て以て生ずと。天上に在す神は、心以て體となる。心とは清明なり。光暉以て威力となる。大あり小あり。正以て心となす。正とは直なり。易に陰陽不測之を神と謂ふ。人は清明の神以て心と爲る。清明に至れば則ち上天に遷る乎。清明は不滅常住なり。曲り濁れば則ち體心と爲り、土境に漂ふ乎。土境も亦常なり。「佛家に云ふ、

曰す。次に天穗日命（是れ出雲臣土師連等が祖なり）、次に天津彥根命（是れは凡川內直山代直等が祖なり）、次に活津彥根命、次に熊野櫲樟日命、凡て五男ます。

乞ひ取りとは、共に誓はんと請ひ、仁惠を以て之を許したまふ儀なり。惡念ならざる故に、五男の神を生したまふ。正哉吾勝勝とは、誓ひて正に吾勝つなり。下の一書の說に見ゆ。神號は皆事に准ずる乎。

是の時に、天照大神勅して曰はく、其の物根を原ぬれば、則ち八坂瓊之五百箇御統は、是れ吾が物なり。故彼の五男神は、悉く是れ吾が兒なりとのたまひ、乃ち取って子養したまふ。又勅して曰はく、其の十握劍は、是れ素戔嗚尊の物なり。故此の三女神は、悉く是れ爾が兒なりとのたまひて、便ち之を素戔嗚尊に授けたまふ。此れ則ち筑紫胸肩君等が所祭る神是れなり。

其の物根を原ぬればとは、素戔嗚尊の五男神を生むは、日神の仁惠に依てな

君德也。天穗日、天津彥根、活津彥根、熊野櫲樟日、亦爲ニ日種一之稱明矣。
○重遠曰、素尊厚蒙ニ大神仁惠之德一、誠心體レ之、深思篤信、因感ニ生五男兒一、以實ニ其誓約一、國祚賴以永、皇族賴以繁、是素尊之赤心至矣。
○玉木翁曰、此誓約固非ニ隱密之事一、使ニ天下臣民知中日胤而非上素種一者也。猶如ニ天孫廣ニ有レ凝者一、故爲ニ嚙斷一、使ニ鹿葦津姬爲ニ無戶室之誓約一耳。
○齋部色弗口訣曰、三女五男素戔嗚尊娶ニ大市姬一所レ生之子也。古事記曰、大市姬大山祇之女。谷川氏曰、此紀主ニ物根一故不レ言レ所レ娶、長有レ以也。色弗併ニ言三女一者謬矣。心化故三女、火數也、身化故五男、五土數也、三五爲レ八、八爲ニ金一、六合ニ心身一之詁也、故神道貴ニ八數一也。
○谷川氏曰、日神

〇眞名誠之義也。仲之曰、元水湛然之象也。〇兼良曰、一元之氣、則變化之源、精神之本也。〇玉木翁曰、嚼味之口裏呑二盡之胸中一、以二詳審細密一也、與二一書食劔一同。〇又曰、田心姬、心之本體也。湍津姬心之動也。市杵島姬心之靜也。

〇玉木翁曰、八坂瓊、日神御心之表物也、正哉吾勝、生レ男而吾勝也、勝速日、勝之速而爲二日種一也、忍押也、穗謂二稻穗一、日神勅令御齋庭之穗見二下卷一、耳聞之義、

吹き棄つる氣噴の狹霧に（吹棄氣噴之狹霧、此れをば浮枳宇都屢伊浮岐能佐擬理と云ふ。）所生神を號けて、田心姫と曰ふ。次に湍津姫、次に市杵島姫、凡て三女ます。

索取りとは、前に劒柄を急握りとあり、自ら帶したまふを止め、索取りたまふことあるべからず。誓約て神變を現せんとし給ひ、智惠を領納する儀なり。三段になり給ふは、三女を生みたまふを以て爾か云ふ。天眞名井は天上にある井なり。淸心の源を以てなり。鮎然咀嚼みて以下の文勢、氣を吹き霧の如くにして三女の神を生ず、神變の相なり。日神女神を生したまふは、時に素盞嗚尊の惡念ならずして天に昇りたまふを疑ひたまふ所以か。噴は鼻を鼓するなり。湍は急瀨なり。

既にして素盞嗚尊、天照大神の髻鬘及び腕に所纏る八坂瓊之五百箇御統を乞ひ取り、天眞名井に濯ぎ、鮎然咀嚼みて吹き棄つる氣噴の狹霧に所生神を號けて正哉吾勝勝速日天忍穗耳尊と

○谷川氏曰、凡謂レ誓者、皆約ニ信於神明ニ也。
○祐之翁說、此章所レ誓之神、天御中尊也。
○玉木翁曰、共字當レ具レ眼、誓約之所レ主、在ニ皇嗣ニ。若唯爲ド無ニ判意ニ之誓上、則何故曰ニ神與レ之共立レ誓乎。何以生レ子爲ニ淸濁之證ニ乎。

○玉木翁曰、十握劍素尊赤心之表物也。
○打折爲ニ三段ー、盡ニ始中終ニ之義也。谷川氏曰、火數爲レ三、心化之緣也。

つ。意はず、阿姉翻つて起嚴顏りたまはんといふことを。

文段明らかなり。跋は脛行の皃、渉は徒にして水を渡るなり。

時に天照大神、復た問ひて曰はく、若し然らば、將に何を以て爾が赤き心を明さんとするや。對へて曰はく、請ふ姉と共に誓はん。夫れ誓約の中に（誓約之中、此れをば宇氣譬能美難箇と云ふ）必ず當に子を生むべし。如し吾所生らん是れ女ならば、則ち濁心有りと可以爲、若し是れ男ならば、則ち淸心有りと可以爲と。

誓は天理に隨ひ、直心を以て疑はず、是れ正直淸明の辨なり。神變を現じ、御子を生み、男女を以て、當に善惡の心裏を顯すべし。所謂神變と雖も、正路ならざれば、則ち自在に非ざるなり。

於是天照大神、乃ち素盞嗚尊の十握劍を索取り、打ち折つて三段になし、天眞名井に濯ぎ、齰然咀嚼みて（齰然咀嚼、此れをば佐我彌爾加武と云ふ）

大陽の數、朔の二つは陰數、陰陽を具ふる乎。日神は大陽の精にして、陰神は天地一體の靈なり。「佛敎に云ふ、日神は千五百の光明有りと」。稜威高鞆は角多き弓小手にて光輝に比す。弓彇を振り起ては、弓の曲むは陰、絃の直なるは陽、天地理一の象なり。（神代四弓の中、是れを坐陣弓と云ふ、發向弓、護特弓、治世弓は下の卷に見ゆ、儀以て之を名づく。）劔柄を急握りは、劒は陰靈、敏睿に比す。堅庭を踏んで陷股し以下の文勢、猶ほ日光の地に徹ること、庭を踏んで陷すがごとき乎。稜威の雄誥を奮はしむは、男咋なり。稜威の嘖讓を發しては、剛音なり。徑に詰じて問ひたまひは責め問ひたまふなり。此れに因り、軍に三度責聲を揚ぐるなり。素盞嗚尊、鳴動して天に昇りたまひ、日神疑ひて責め問ひたまふなり。靫は箭室なり。彇は弭なり。奮は振なり。誥は告なり。嘖は喧なり。讓は責なり。

素盞嗚尊對へて曰はく、吾元より黑心無し。但し父母已に嚴勅ます。將に永に根國に就りなんとす。如し姉と相見えずんば、吾何ぞ能く敢て去らん。是を以て雲霧を跋渉り、遠きより來參

○大神宮式云、鞆は以二鹿皮一縫レ之、胡粉にて塗り、以レ墨畫レ之、古人左臂に著て弦を受け、赤弦を鳴らすものなり。

當に就くべきの國は、根國なり。敢は強なり。窺は小見、窳は穿なり。此の處は天上なり。髻に爲しとは、髮を左右に結ふ。裳を縛ひて袴に爲し、男體の如くなりたまふ。女神たることを此の說に明す。八坂瓊之五百箇御統は、八坂は、彌榮の言、瓊は赤き玉、五百箇は必ず五百箇にあらず、多き稱なり。御統は、頸に嬰ぐの瓊、彌榮えに多く貫きたる玉乎、其の髻鬘及び腕に纏ひとは、髻は掌際なり。所謂神璽、日神の靈、仁惠の御容貌なり。

又背に千箭の靫と(千箭、此れをば知能梨と云ふ)五百箭の靫とを負ひ、臂に稜威の高鞆を著き、(稜威、此れをば伊都と云ふ)弓彇を振り起て、劒柄を急握り、堅庭を蹈んで、陷股し、沫雪の若く以て蹴散し(蹴散、此れをば俱穢簸邏邏箇須と云ふ)稜威の雄誥を奮し(雄誥此れをば烏多稽眉と云ふ)、稜威の嘖讓を發して(嘖讓、此れをば舉廬毗と云ふ)、徑に詰じて問ひたまひき。

此說古語にして以て字義明らかなり。兵器を以て日神の德に准ふ。千箭の靫五百箭の靫は、元と正直多き箭なり。直なるは陽、羽を作ぐは陰、千五百は

天照大神、素より其の神暴惡きを知しめして、來詣る狀を聞しめすに至りて、乃ち勃然に驚きたまひて曰はく、吾が弟の來ること、豈に善意を以てせんや。謂ふに當に國を奪はんとするの志ありてかと。

暴惡きとは、忽ち惡きなり。來詣る狀とは、山海に鳴り漂ふなり。勃然に驚きたまふとは、卒俄になり。國を奪はんとするの志ありてかとは、天が下をして暗まめんとする乎となり。

夫れ父母の既に諸の子に任せたまひて、各〻其の境を有たしむ。如何ぞ當に就くべきの國を棄て置きて、敢て此の處を窺窬ふやとのたまひて、乃ち髮を結げて髻に爲し、裳を縛ひて袴となし、便ち八坂瓊之五百箇御統を以て、（御統、此れをば美須磨屢と云ふ）其の髻鬘及び腕に纏ひ、

穢一、不レ分二五行一、與二陰神一異矣。○玉木翁曰、日之少宮專主二造化一而名、蓋一日之始而一夜之終處、以比二生死始終之堺一。

云ふ。洲國成り、善神生じ、衆物備る。德亦大なりとは、清化廉行、明理皓然たるなり。德は惠なり。於是天に登りまして報命まうしたまふとは、天理に化生して天理に還るなり。日之少宮に留宅みましきとは、全身上天して、明星と現じたまふ、以て爾か云ふ。常に晨朝に有て、明理を天下に布したまふ。日に拜する者、必ず實理を得ん乎。國郡に於て、日之少宮と稱するは、近江國犬上郡多賀神社なり。城郡の艮に當りて、永日の初めて出づる方なり。凡そ全身上天は、清明の至誠、不滅常住の靈神なり。末代と雖も、明々の身心に有らん乎。

始め素盞嗚尊、天に昇ります時に、溟渤之を以て鼓盪ひ、山岳之が爲に鳴呴えき。此れ則ち神性雄健が然らしむるなり。

始めとは、伊弉諾尊の上天以前なり。溟渤之を以て鼓盪ふとは、四海鳴動なり。盪は搖なり。山岳之が爲に鳴呴えきとは、萬山嘷ぎ吹くなり。神性雄健とは、武きなり。爲さずして然るなり。

赤心、已見二於此一、蓋日神則天下之主而素尊罔レ執二臣職一、則是不三唯姉弟親愛之好一、實欲下奉二天意一、以永退上而其深憂二皇嗣一者、在二言外一矣、夫素尊之於二皇統一、其功莫レ大レ焉、而實識二素尊一者蓋鮮矣、是以大義不レ明、誣妄日滋、使三吾方赫々日嗣容二疑其間一者、豈不三神皇之罪人一耶、讀者敬思。○兼夏曰、幽宮指二混沌之宮一、淡路洲則二神最初所レ得、構二幽宮於此一、始終同レ道故也。

○卜部氏曰、人受二天命一而生、故各盡二其性一以終二天命一、此爲二報命一。○谷川先生曰、陽神主レ天、故曰レ登レ天報命二而不レ謂二之神避一、曰レ留二宅於少宮一而不レ言二之葬レ地、不レ語二形

んと欲ふと。許すと勅ふ。乃ち天に昇り詣づ。

伊弉諾尊、素戔嗚尊を逐ひたまふに於て、永く根國に退らんと欲し、天に昇り天照大神を拜せんと請ふ。故之を勅許したまふ。

是の後に伊弉諾尊、神功既に畢へたまひて、靈運當遷。是を以て幽宮を淡路の洲に構り、寂然長く隱れましき。

是の後とは、素戔嗚尊、天に昇り詣づるの後なり。神功既に畢へたまひては國土成り定まり、諸神出現し、萬物具に建つなり。靈運當遷とは、隱るゝの古語、四字の文儀を以て、上天の事を示す。運は轉なり。動なり。幽宮は淡路國津名郡伊佐奈伎神社なり。寂は無聲なり。

亦曰はく、伊弉諾尊、功既に至りぬ。德亦大なり。於是天に登りまして報命まうしたまふ。仍て日の少宮に留宅みましき。

（少宮、此れをば倭柯野と云ふ。）

亦曰はくとは、始めに遷化の地を云ひ、次に明功と上天之事功と既に至るを

〇玉木翁曰、吾憔悴枯槁之義、謙辭也。〇谷川先生曰、向二天原一曰レ暫、退二根國一曰レ永、素尊之

號稚葉槌命
倭文神
手置帆負神
彥狹知神
天目筒神
天忍日命
天櫛津大來目命
天熊人等

稻飯命
三毛入野命
神日本磐余彥火火出見天皇　萬代正統

豐玉彥
豐玉姬
玉依姬

神代上下の神名總て一百三十二神、一神に別名多し、十八神上に圖す、高皇產靈尊、伊弉諾尊、伊弉冊尊の三神亦諸神の上に揭げ奉る。

第四章　神代　上

瑞珠盟約

（素盞嗚尊誓約て天照大神の御統を乞ひ取り、神變を現じ御子を化生したまふ。以て瑞珠盟約と云ふ。蓋し神璽を讓りたまふ基ならずや。一章の說一書の說異儀同理なり。）

於是、素盞嗚尊請して曰さく、吾今教を奉り、將に根國に就りなんとす。故暫く高天原に向でゝ、姉と相見えて後永に退りな

高皇產靈尊
思兼神
少彥名命
栲幡千千姫命
三穗姫命
總一千五百座神
與台產靈
天兒屋命
天太玉命
天手力雄神
天拔戶神
石凝姥命
天日鷲神
大國玉神
天稚彥
天津甕星

天津彥根命
凡川內氏山代氏額田部氏
活津彥根命 號忍蹈命
熊野櫲樟日神
猿田彥神
天火明命
天香山 尾張氏
天津彥彥火瓊瓊杵尊
火闌降命 隼人氏吾田氏小橋氏
彥火火出見尊
彥波瀲武鸕鷀草葺不合尊
彥五瀨命

八十枉津日神
神直日神
大直日神
底津少童命
底筒男命
中津少童命
中筒男命
表津少童命
表筒男命
保食神
脚摩乳
手摩乳
奇稻田姫 號玉櫛姫
溝織姫
天背脛
稻背脛

稚産靈
雷神
大山祇
磐長姫
木華開耶姫
高龗（號稜威雄走神）
甕速日神
熯速日神
武甕槌神
磐裂神
根裂神
磐筒男神
磐筒女神
經津主神
闇龗
闇山祇
闇罔象

大已貴命
素盞嗚五世孫
天葺根神
事代主神
姫蹈鞴五十鈴姫命
味耜高彦根神
下照媛
總百八十一神子
又甘茂氏大三輪氏
田心姫命
湍津姫命
市杵島命

正哉吾勝勝速日天忍穗耳尊
士師氏
天穗日命
武三熊之大人

啼澤女命
泉津醜女（云泉津日狹女）
岐神（號事勝國勝長狹又據土老翁）
長道磐神
煩神
開囓神
千敷神
泉門塞大神（名道返大神）
速玉之男
泉津事解之男
泉守道者
菊理媛神

惡共に惡なり。清明は則ち本心、不善不惡は則ち忘心、以て順風放ち棄て、惡念發るときは、則ち之を透ひ、當に清明に歸すべき乎。

雄略天皇二十二年戊午冬十一月、

天照大神の御託宣

人和則知天賀下能神乃物奈埋。神乃心於耶布留古登奈加禮。神垂留仁祈禱於以天先登壽。冥加留仁正直奈留於以天本登壽。

凡そ書紀諸神の統猶は説の如し。（子孫の神は以て父祖の神の下に系す）

伊弉諾尊（句句迺馳草野椎名ニ野姫一）
伊弉冊高

- 〇天照大神
- 月夜見尊
- 蛭兒
- 素盞嗚尊
  - 五十猛神
  - 大屋津姫命
  - 抓津姫命
- 級長戸邊命
- 級長津彦命
- 倉稻魂命
- 稚日女尊
- 天明玉（羽明玉豊玉櫛明玉神依説號之）
- 金山彦
- 軻遇突智
- 埴山姫
- 罔象女（號速秋津日命）

○兼良曰、農桑天下之本務、衣食不レ可二一日而闕一焉、故爲二王道之始一也

○重遠曰、天照大神始致二田業一、導二織功一、定二村長一、立二治國安民之道一也。

顯見蒼生は人民なり。天邑君は邑の長なり。天狹田長田は、細町廣町の熟地

穎は禾の末なり。神代の稻穗長八握なり。莫莫然は茂る顏。

又口の裏に蠶を含みて、便ち絲を抽くことを得たり。此れより始めて養蠶の道あり。○保食神、此れをば宇氣母知能加微と云ふ。顯見蒼生、此れをば宇都志枳阿烏比等久佐と云ふ。

口の裏に蠶を含んでとは、口裏に物あるは、間無く意を容るゝなり。蠢蠶を養ふこと間無くして、能く絲を抽くは、蠶業を示す。下は字訓。

四神出生畢

凡そ二神清明なるときは、則ち日神月神を生したまふ。產生理なれば、則ち蛭兒を生み、二念あれば、則ち素盞嗚尊を生みたまふ。衆人に於ては、善念あり、不善不惡あり。然も惡念あり。善なれば則ち不善不惡、惡共に善なり。不善不惡なれば、則ち善、惡共に不善不惡なり。惡なれば、則ち善、不善不

○重遠曰、就ニ保食神之化一示ニ農業之法一、各假ニ形假一形體。○谷川先生曰、土地與ニ形體一合說、宜下與ニ第二一書一併考上。

唯其の神の頂に、牛馬化爲れる有り。顱の上に粟生れり。眉の上に蠶生れり。眼の中に稗生れり。腹の中に稻生れり。陰に麥及び大豈小豆生れり。天熊人悉く取り持ち去いて奉進る。

農例を示す文段なり。牛馬は農業を助くる故に、頂に化爲ると云ふ。粟を陽地に殖る故に、顱の上にと云ふ。桑を近き園に殖る故に、眉の上に蠶生れりと云ふ。稗は空間の地に殖る故に眼の中にと云ふ。稻は廣き熟地に殖ゑ、懷くが如く爲す故に、腹の中にと云ふ。麥大豆小豆は、陰地に殖るの謂なり。顱は頭の骨なり。

時に天照大神喜んで曰はく、是の物は、則ち顯見蒼生の食ひて活く可きものなり。乃ち粟稗麥豆を以て、陸田種子と爲し稻を以て水田種子と爲す。又因て天の邑君を定む。即ち其の稻種を以て、始めて天狹田及び長田に殖う。其の秋の垂穎八握に莫莫然甚だ快し。

○祐之曰、保食神能知ニ食之道一矣、故告レ人以使レ食レ之、自レ口出謂ニ告諭一辨レ之亦誇言也蓋自而ニ其能一如レ此而得レ之言饗ニ天使一焉、殊不知ハ雖ニ財成由レ已造化乃在ニ日神ニ所謂貪ニ天功一以爲ニ已之力一也、月讀尊深惡ニ其驕傲一、忘ニ天德一、故日穢矣鄙矣、寧可下以ニ口吐之物一敢養レ我手、口吐之物謂ニ誇言所レ得物一也。

不須相見とのたまひて、乃ち月夜見尊と、一日一夜隔離れて住みたまふ。

既にしてと云ふより、爰に至る文段、上に月夜見尊は以て日に配べて天の事を知ず可しと云ふ。以て始め日月回り相並んで、保食神地事萬物を生ずと雖も、月神の陰精、日神の陽精に逆ふて、故に草木枯れ、衆類を死に、以て保食神で撃ち殺すなり。日月隔て離るゝは、天理の靈妙なり。日月遠近ありて陽精和して物を生じ、陰精灑いで物實る。譬へば猶ほ水を以て火に加ふるときは、則ち逆に亂る。隔て離るゝときは、則ち火德水德有るがごとし。是を以て事に准じて文段と爲す乎。

是の後に天照大神、復た天熊人を遣して、往いて看せたまふ是の時に保食神實に已に死れり。

上に續く文段なり。天熊人は、雲を以て之を名づく。雲は陰陽を含み、霽實は雲眼なり。實に已に死れりとは、次の文段を爲す所以なり

○兼良曰、國者百姓之所レ居、飯則人之所レ作、故向レ國出レ飯。
○玉木翁曰、凡物之生皆有レ口、出レ口腐也、謂二腐熟食物一也。
○廣狹謂二大小一也
鰭和名波太、俗曰二比禮一、魚之旗也。
○毛羽毛、麁謂二走獸一、柔謂二飛禽一。
○玉木翁曰、以二魚鱉鳥獸一充二食用一始出二于此一、穢矣充二魚鳥獸糞培之物一。
○口吐之物、自レ口出之緣語也。
○宗因曰、拔レ劔之殺、秋冷殺伐擊曰。
○史龜策傳曰、日爲レ德而君二於天下一、月爲レ刑而相佐
○重遠曰、凡日與レ月之行、晝夜莫レ不二相見一、惟對靣則一日一夜隔離不レ能二相見一、借レ此成二文段一。

陽精及ぶ處、陰精至らざることなし。以て勅を受けて降りますと云ひ、萬物陰精を得る。以て保食神の許に到りたまふと云ふ乎。

保食神乃ち首を廻らし國に嚮ひしかば、則ち口より飯出づ。又海に嚮ひしかば、則ち鰭の廣もの、鰭の狹もの亦口より出づ。又山に嚮ひしかば、則ち毛の麁もの、毛の柔もの亦口より出づ。夫の品物悉く百机に備へ貯へて饗たてまつる。是の時月夜見尊忿然作色して曰はく、穢しきかな、鄙しきかな。寧ろ口より吐れる物を以て、敢て我を養ふ可けんやとのたまひて、廼ち劔を拔いて擊ち殺しつ。然して後に復命す。具に其事を言す。

理に寄する文段なり。次の文にて知る可し。

時に天照大神怒甚だしうして曰はく、汝は是れ悪しき神なり。

○谷川翁曰、葦原中國對二天上一而曰猶レ云二中原一也。

以て高天原之原を御す可し。月夜見尊は、以て日に配べて天の事を知す可し。素盞嗚尊は、以て滄海三原を御す可し。
（第十一の一書）

此說三神の配治と、保食神との事なり。上の說に素盞嗚尊を根國に逐ひ、爰に以て滄海之原を御す可しとは、龍界は海中なるを以て、根國の屬と爲す。故に爾か云ふか、詳かならず。

既にして、天照大神天上に在して曰はく、葦原中國に保食神有りと聞く。宜しく爾月夜見尊就いて候よと。

保食神は、地事萬物を生める神なり。高皇產靈尊萬物を化生したまふ。天理を受け地事を生ず。以て保食神といふなり。月夜見尊就いて候よとは、命じて陰精を降して萬物に施す儀なり。就は成なり。候は伺なり。

月夜見尊、勅を受けて降ります。已にして保食神の許に到りたまふ。

○玉木翁曰、磐底赤本心動靜之三也○大直日神日之本體、大綾津日神文明之象、大地海原之諸神、日出而萬物見之謂也。○玉木翁云、入と云命と云者主レ造、化と云神と云者主ニ造化ー。○歌學者流に、磐土を人丸と合せ、乾のの方の日に配す、然れども艮の方に配するを以て佳とす、底土を衣通姫と合せ夜の日道とす、赤土を赤人と合せ晝の日道とす

此の二つの門、潮既に次急し。故橘の小門に還向りたまふて掃ひ濯ぎたまふ。

但し親らとは本處に歸り此の言を爲したまふなり。第六の一書には、既に還りて、乃ち追ふて悔いて曰ふと云へり。祓除は前に同じ。粟門は阿波鳴門なり。速吸名門は、豐後國海部郡早吸日女神社にあり。

時に水に入りて磐土命を吹き出ず。水を出でゝ大直日神を吹き出す。又入りて底土命を吹き生す。出でゝ大綾津日神を吹き生す。又入りて赤土命を吹き生す。出でゞ大地海原の諸の神たちを吹き生す。○不負於族此れを宇我羅磨概茸と云ふ。

上の説にて九神を生ず。爰に水に入りて三神を吹き生し、水を出でゝ三神と諸神とを吹き生す。異説なり。磐土命とは表筒、底土命とは底筒、大綾津日神とは八十枉津日、赤土命とは中筒なり。下は字訓なり。

一書に曰はく、伊弉諾尊三子に勅任して曰はく、天照大神は、

○曰以下、即傳ニ其言ニ也。言吾與レ汝既生ニ大八洲一、立レ主教レ民、神事已畢矣、然今復更何求ニ生於世一之爲、吾則當レ留ニ此泉國一、是本分之正、豈可ニ與レ汝去ニ秋泉國一乎。蓋諸怯知ニ思哀之心一、册尊死而無ニ遺恨ニ於レ是乃二神本心之靈、相逃相感而菊理媛神來格矣。

○久々利聞切之義、凡善聞而心得曰ニ聞切一。

○諸尊所ニ心化ニ而册尊之神靈也、故曰レ媛。

○谷川先生曰、前書自來近ニ之册尊一、則於ニ哀慕情一所レ乘者、故曰建絶妻之誓、菊理媛則淸明本心所ニ感格一之神、而浮橋之初巡レ柱以定レ契者也。

曰はく、吾と汝と已に國を生みき。奈何ぞ更に生けらんことを求めん。吾則ち當に此國に留りて、共に去る可からずと。

此の言、上の汝を悲しとして故來つの下ならん。以て之を爭にす。曰はくは伊弉諾尊の言。奈何して乎伊弉冊の生けらんことを求めん。生きたまはずば、吾此に留まりて共に去る可からずとなり。

是の時に菊理媛神、亦白す事あり。伊弉諾尊聞こしめして善めたまふて乃ち敢去けぬ。

此事因て將に出て返りなりとすの下なり。然して、時に直に默さず歸りたまふてなり。是時とは速玉之男の化出でたまふの時なり。菊理媛神は詳かならず。若し是れ伊弉諾尊陰氣に溺れ、本心に歸る卽時以て之を號くるか。猶此段應に淑く見て之を正すべし。

但し親ら泉國を見たり。此れ既に不祥、故其穢を濯ぎ除はんと欲して、乃ち往いて粟門及び速吸名門を見はす。然るに

也、厚其物根則二神、由二册尊一而出故、寄二之於册尊一、以齋二於熊野三所一焉。
○玉木翁曰、及二其與レ妹相二鬪於泉平坂一也、一句示二速玉事解心化一、菊理媛來格同時之意也
○泉守道者、守二尊骸一之從者也。○白云、奏二之諸尊一也、有レ言矣、册尊之託宣也。

泉平坂に相鬪ふに及んで、陰念を穢處に拂ひ、亦歸り誓つて愛を斷つなり。族離れなんとは、萬事を放破するなり。又曰はく族に負けじとは、陰の闇昧に於て、陽の淸明に負けざるなり。乃ち所唾之神とは唾を吐き陽氣を發し、陰氣を捨つるなり。祓除の時必ず唾を吐く。速玉之男於是現ず。熊野速玉神社なり。次に掃之神とは、先非を掃ひ、本明に歸るなり。泉津事解之男を現ず。字の如し。

伊弉諾尊の曰はく、始め族の爲に悲しみ、及び思哀びけることとは、是れ吾が怯きなり。時に泉守道　白して云さく、言ふことあり。

是れ吾が怯きなりに至つては、上の文亦暫ちたまふの下に有らん。言の繁多なるを以て爰にするなり。時に泉守道者白して云さくとは、伊弉册尊を泉守道者と云ふ。耻ぢ恨んで曰はくは、以て白して云さくなり。言ふことありとは、族離れなん。又曰く族に負けじなり。怯は懼なり。

○重遠曰、族離、所謂建ニ絶妻之誓一也不レ負ニ於族一、所謂吾當レ產ニ日將千五百頭一、唾掃皆祓ニ除汚穢之事一、速玉比レ唾、事解事決、皆諸尊之心化、故曰男

一書に曰はく、伊弉諾尊、追ひて伊弉冊尊の所在す處に至りまして、便ち語りて曰はく、汝を悲しとおもふ。故來つ。答へて曰はく、族よ吾を勿看ましてと。伊弉諾尊從はずして猶ほ看す。故伊弉冊尊耻ぢ恨みて曰はく、汝已に我が情を見つ。我復た汝が情を見ると。時に伊弉諾尊亦慚ぢたまふ。因て將に出で返りなんとす。（第十の一書）

族は字の如し。族は類なり。吾を勿看しそは前の如し。汝已に我が情を見るとは、壞體を耻づる心地ある謂、我復た汝が情を見るとは、勿看ましぞと曰ひ、以て二念を發すを見るなり。亦慚ぢたまふとは二念を慚づるなり。

時に直に默さず、歸りて盟ふて曰はく、族離れなんと。又曰はく、族に負はじ。乃ち所唾元神を號けて、速玉之男と曰ふ。次に掃之神を泉津事解之男と號く。凡て二神なり。其の妹と

て、因て其實を接つて以て雷に擲げしかば、雷等皆退走きぬ、此れ桃を用て、鬼を避ぐの縁なり。

雷公に寄せ、桃を用て鬼を避くとは古の方を云ふ。『尙書曆に云ふ、三月上卯日、東桃を取りて戸上に懸く。鬼爭に來らず。寶と云ふ』

時に伊弉諾尊、乃ち其杖を投ちて曰はく、此れより以還雷不敢來と。是れを岐神と謂ふ。此の本の號は、來名戸之祖神と曰ふ。所謂八雷とは、首に在るをば大雷と曰ふ。胸に在るをば火雷と曰ふ。腹に在るをば土雷と曰ふ。背に在るをば稚雷と曰ふ、尻に在るをば黑雷と曰ふ。手に在るをば野雷と曰ふ。足の上に在るをは野雷と曰ふ。陰の上に在るをば裂雷と曰ふ。

其杖を投つこと上の如し。來名戸之祖神は、勿來の名なり。八雷とは、上に八色の雷公の言あり。以て爾か云ふ。

が夫君尊請ふ勿吾を視ましそと言ふこと訖りて忽然見えず、時に闇し。（第九の一書）

殯斂の處は、假に死體を斂むる所なり。生平の如くとは、聲闇中にあるなり。忽然見えずとは聲無きなり。見えずとは靈出で言ひ去るの說なり。

伊弉諾尊、乃ち一片之火を擧して視はす時に、伊弉冊尊脹滿大高、上に八色の雷公あり。伊弉諾尊驚いて走げ還る。是の時雷公等、皆起ちて追ひ來る。

一片火は前の如し。以つて忌むべきなり。八色の雷公ありとは、臭氣以て雷公と云ふ。前には軻遇突智を斬つて三段と爲す。其一段は是れ雷神と爲ると雷公は元と陰に起るの陽勢、故に陰に乘じ陰に逆つて鳴り、物を傷り燃え付くなり。所謂雷公は陰より起るとなす。雷等皆起つて追ひ來るとは、臭氣の遠く及ぶなり。

時に道の邊に大なる桃樹あり。故伊弉諾尊。其樹の下に隱れ

る。（第八の一書）

此說、火神を化して山祇と爲す。山を以て五體に配す。大山は山の巓、中山は居るべきの所、麓山は山の峡、正勝は眞坂なり。峻所なり。䨄山は岳なり草昧の地、䨄は鶉なり。山祇は陽神なり。

是の時に斬る血激灑いで、石礫樹草に染まる。此れ草木沙石自ら火を含むの縁なり。麓は山の足を麓と曰ふ。此れをば簸耶磨と云ふ。正勝、此れをば麻沙柯兌と云ふ。一に麻左柯豆と云ふ。䨄此れをば之伎と云ふ。音は烏含の反。

石礫樹草に染まるとは、石中に火あり。樹草華開きて紅なるを火精と云ふ。礫は小石なり。麓は山足なり。富茂土と訓ず。

一書に曰はく、伊弉諾尊、其妹を見まんと欲して、乃ち殯斂の處に到ります。是の時に伊弉冊尊、猶ほ生平の如くにして出で迎へて共に語る。已にして伊弉諾尊に謂って曰はく、吾

箇美と云ふ。音は力丁の反。吾夫君、此れをば阿我儺勢と云ふ。喰泉之竈、此れをば譽母都俳遇比と云ふ。秉炬、此れをば多妣と云ふ。不須也凶目汚穢、此れをば伊儺之居梅枳々多儺枳と云ふ。醜女、此れをば志許賣と云ふ。背揮、此れをば志理幣提爾布侶と云ふ。泉津平坂、此れをば余母都比羅佐可と云ふ。履、此れをば愈磨理と云ふ。音は乃弔の反。絕妻之誓、此れをば許等度と云ふ。岐神、此れをば布那斗能加微と云ふ。檍、此れをば阿波岐と云ふ。

一書に曰はく、伊弉諾尊、軻遇突智命を斬つて、五段と爲す。此れ各〻五の山祇を化成る。一は則ち首、大山祇と化爲る。二は則ち身中、中山祇と化爲る。三は則ち手、麓山祇と化爲る四は則ち腰、正勝山祇と化爲る。五は則ち足、䨄山祇と化爲

は、伊豫國越智郡大山積神社、伊豆の三島神社等なり。高龗は天上に有る火精の神なり。稜威雄走神と號く。）天孫降臨に時に天岩窟に所住神稜威走神と云ふ）。

又曰はく、軻遇突智を斬る時、其血激越いで、天八十河中に所在五百筒磐石に染まる。因て神と化成る。號けて磐裂神と曰ふ。次に根裂神と兒磐筒男神、次に磐筒女神の兒經津主神天八十河中は上の說の安河邊と同訓なり。五百箇磐石となるば、以て爰に柔まる、因て神と化成ると云ふは、磐石の火勢と成り、火勢神と化成る儀なり號けて曰ふとは、上に一に曰はく磐筒男命及磐筒女命と云ふ說なり。前の如し。下の字訓は、皆上の一書の字なり。此一書短き故に是くなるか。

倉稻魂、此れをば宇介能美絕磨と云ふ。少童、此れをば和多都美と云ふ。頭邊、此れをば摩苦羅陛と云ふ。脚邊、此れをば阿度陛と云ふ。熯は火なり。音は而善の反。靇、此れをば於

○垂加翁曰、爲三段一火數而其一是土神、龍雷二神則助土德之神。

分に於て男體と雖も、陰情は陰に沈み、女體と雖も、陽情は陽に昇ることを云ふなり。只泣つことをなすのみとは字の如し。可以情行ねとは情に從つて天に上り、根國に行くの謂なり。文段。統て一理を示さん爲に、吾母の根國に從はんと欲ふと爲すなり、所謂日神女神と雖も、天上に坐し、素盞鳴尊男神と雖も、根國に就ます。當に陽情天上に昇り、陰情は根國に行くべき理なり。凡そ此一書は八洲の起元、第一の一書の一連なるか。蛭兒の數に充れざるの說あり。以て諸神出現の說に於て、蛭兒を云はざるか。又住吉大神現じたまふ。始め仲哀紀に見ゆ。是れ卽ち住吉大神と爲す。以て仲哀天皇以來の說なり。解し難くして理詳かなるか。

一書に曰はく、伊弉諾尊劒を拔いて、軻遇突智を斬つて三段になす。其一段は是れ雷神となる。一段は是れ大山祇神となる。一段は是れ高龗となる。

雷神は山城乙訓に坐す火雷神社、愛宕郡賀茂別雷神社等なり。大山祇

逐ひき。次の文に見ゆ。

是の時に、素盞嗚尊年已に長いたり。復た八握の鬚髯生ひたり。雖然天下を治さずして、常に以て啼泣ち恚恨む。故伊弉諾尊問ひて曰はく、汝何の故にか、恒に如此啼くやと。對へて曰はく、吾母の根の國に從はんと欲ふ。只泣つことをなすのみとのにまふ。伊弉諾尊惡んで曰はく、可以任情行ねとのたまひて、乃ち逐りき。

年已に長いたりとは、三神化生して、次に卽ち配治の事あり。素盞嗚尊化生して、久しくありて配治あるの謂なり。已にしてと云ふより以下、三神の事に於て、素盞嗚尊を以て深旨を示す。八握の鬚髯生ひたりとは『八は陰數』、勇悍の異相を云ふなり。吾母の根國に從はんと欲ふとは、陰神化去りたまふを、根國に在すとなし、素盞嗚尊男神にして、陰靈金精の神なる故に、母の根國に從はんと曰ふとなすなり。惟陽神は陽に歸し、陰神は陰に歸す。定

氣をたる時、素戔嗚尊を生む。祓除ひて以て清明を開くに於て、香臭を思ふは二念なり。思はざるは本心なり。二念に依て、素戔嗚尊を生むの謂なり。眼は一身の精神、鼻は穢汁を止めずして、鼾鼾を鳴らすなり。（此儀説あり）

已にして伊弉諾尊、三子に勅任して曰はく、天照大神は、以て高天原を治すべし。月讀尊は、以て滄海原の潮の八百重を治すべし。素戔嗚尊ば以て天下を治すべし。

三神を配治したまふなり。天照大神は以て高天原を治すべしとは、上の説に授くるに天上の事を以てす。月讀尊は以て滄海原の潮の八百重を治すべしとは上の説に、以て日に配べて治すべからしむとあり。月神は大陰の精たり。故に大陽の精日の神に並べ、陰分を治さしむるの議なり。月出るときは、則ち潮滿ちて平らかに、月入るときは、則ち潮いて治まる。素戔嗚尊は以て天下を治すべしとは、上の説に、曰はく以て宇宙に君臨たるべからずとは、以て天下を治す可しと勅任したまふと雖も、只泣つことを爲すのみなる故に、

又とは、大直日神の生るゝ時、六神生れり。第十一書に云ふ。水を出て大直日神生ると。潜は藏なり。

其の底筒男命、中筒男命、表筒男命、是れ即ち住吉大神なり。底津少童命、中津少童命、表津少命、是れ阿曇連等が、所祭神なり。

神名帳に、長門國豊浦郡住吉の荒御魂神社三座、攝津國住吉の大神四座、神功皇后を加ふ。筑前國糟屋郡志賀海神社三座、阿曇氏此神を祭る。

然る後、左の眼を洗ひ玉ひて、因て以て生める神を號けて、天照大神よ曰す。復た左の脹を洗ひて、因て以て生める神を號けて月讀尊と曰す。復た鼻を洗ひたまひて、因て以て生める神を號けて、素盞嗚尊と曰す。凡て三神ます。

一章の説、二神共に日神を生みます。爰に伊弉冊尊化去りたまふ後なり。眼を洗ふとは清明を開く時、日神月神を生む。(左は陽、右は陰を以てなり)。鼻を洗ふとは、穢

禊の時九神を生したまふ。八十枉津日神とは、八十は數の極み、枉津日は先非なり。以て追悔ゆる時生まるゝ神なり。其枉れるを矯さんとしてとは、矯は揉むるなり。非を正す時生るゝ神、神直日神と號く。正して清明の時生まるゝ神は、大直日神なり。神直日神、大直日神は、過あるを、以て直し宥むる神なり。祝詞に言ふ。壽ぎ鎭め奉る事の漏れ落つるが事をば、神直日、大直日命聞き直し、見直して、平らけく安らけく、所知食せと曰すと。

衆先非を正すときは、則ち中儀を守り、禊除の光に、先非悉く追ひ悔い、次に當體本心を正し、次に明明理に向ふを以て術と爲すなり。

又海底に沈み濯ぐ。因て以て生める神を號けて底津少童命と曰す。次に底筒男命。及潮の中に潜き濯ぐ。因て以て生める神を號けて、中津少童命と曰す。次に中筒男の命。又潮の上に浮き濯ぐ。因て以て生める神を號けて、表津少童命と曰す。次に表筒男命。凡て九神有す。

須也凶目汚穢き處に到る。故當に吾が身の濁穢を滌去てんとのたまひて、則ち往いて筑紫の日向の小戸の橘の檍原に至りまして、祓除ひたまふ。遂に身の所汚を盪滌ぎたまはんとして乃ち興言して曰はく、上瀨は是れ太だ疾し、下瀨は是れ太だ弱しとのたまひて、便ち中瀨に濯ぎたまふ。

既に還つてとは、本處に歸り、本分の本心に歸るなり。追ふて悔いて曰はくとは、前非を追悔するなり。不須也凶目は前の如し。祓除ひたまふとは、觸穢れたる身と心との祓なり。盪滌は動き洗ふなり。興言して曰はくとは、一个の言を發し衆に示すなり。神道中を貴ぶことを以て要と爲す。是れ祓の最初なり。

因て以て生める神を、號けて八十枉津日神と曰す。次に其枉れるを矯さんとして生める神を號けて神直日神と曰す。次に大直日神。

て此より莫過ぎそと制し、濁穢を祓ひたまふ。杖を投げたまふは、念慮を離るゝなり。岐神と化成るとは、道祖神なり。帯を投げ以て身體を解き、生死を離る。化して長道磐神と生るは、泉門に塞がる大神なり。衣を投げ明々を開き、化して煩神と生るは、惱を止むる神なり。褌を投げ本分と爲る。化して開囓神と生るは、悔を止むる神なり。履を投ぐるは、一執を結ばず、化して千敷神と生るは、行路を助くる神なり。都べて赤裸なり。正體一理と爲る。褌は膚袴なり。泉津平坂は前の如し。

或る所謂黄津平坂とは、復た別に處所あるにあらず。但死するに臨んで、氣絶ゆるの際是れを謂ふか。所塞石磐と云ふは、是れ黄門に塞がります大神を謂ふなり。亦道返大神と名づく。

上を釋す。泉門に塞がる大神とは、明々たる、則ち死も無く苦も無き常住なり。明々の理、以て泉門に塞がる大神と云ふなり。

伊弉諾尊、既に還りて、乃ち追ふて悔いて曰はく、吾前に不

尊乃ち報へて曰はく、愛しき吾が妹、如此言たまはゞ、吾は則ち當に日將に千五百頭を産ましめんと。

伊弉冊尊の縊殺さんとは、陰氣物を殺すの謂なり。千は陰數。吾が妹とは、遂に絕妻之誓に建る後、當に此言無かるべし。伊弉冊尊の愛しき吾が夫君と曰ふに對ふ文段なり。當に産ましめんとは陽氣物を生ずるの謂なり。千五百は陽數。故に天益人と云ふ。

因つて曰はく、此れより莫過ぎそとのたまひて、即ち其の杖を投げたまふ。是れを岐神と謂ふ。又其の帶を投けたまふ。是れを長道磐神と謂ふ。又其の衣を投げたまふ。是れを煩神と謂ふ。又其の褌を投げたまふ。是れを開齧神と謂ふ。又其の履を投げたまふ。是れを千敷神と謂ふ。其の黄津平坂に於いてなり。

上哀念を拂ひ陽を發すの理、本心に歸す。愛を斷つは清淨の心なり。是に於

んとする間に、伊弉諾尊、已に泉津平坂に至ります。

陰神陽神を追ふとは、死靈慞恅にして生を怨むを以て之を示す。又次を爲す文段の言なり。泉津平坂に到りますとは、殯斂の處を去るなり。(出雲國の風土紀に、宇賀郡礒より西の方に窟在り、高さ各々六尺許、窟の内穴あり、人入ることを得ず、又淺深を知らず、俗黃泉坂と號す)。一に云はくとは、一說なり。大樹に向ふとは、剛勢の謂、鬼を見るときは、則ち向つて放屎るは古法なり。

故便ち千人所引磐石を以て、其の坂路を塞いで、伊弉冊尊と相向つて立たして、遂に絕妻之誓に建る。

其の坂路を塞いでとは、本心堅固以て爾か云ふ。是を不滅の神力と謂ふなり。絕妻之誓に建るは字の如し。愛を斷つて清明なり。

時に伊弉冊尊曰はく、愛しき吾が夫の君、如此言たまはゞ、吾當に汝が所治る國の民日將に千頭を縊り殺さんと。伊弉諾

○兼夏曰、櫛爲レ炬者、左簪所レ簪、化レ筍則右鬟所レ簪也。
○谷川翁曰、劔玉・章一書亦言二左右警一、寳劔章言レ挿レ櫛、則古昔男子之髪飾二可以見矣。
○谷川先生曰、諸尊雖レ見二汚穢一以急歸下而悲戀之情、實不レ能レ已、於レ是悽然爲二凶醜一見レ襲故投レ鬘投レ櫛、防レ之拂レ之、倘爲レ之噉食泯然矣此形容其憹惱而想像之狀也。
○重遠曰、至二册尊自來追一、則哀慕之情汚穢之襲極矣非二諸尊之聖一安能得レ至二中坂一乎、泉津平坂盖幽明堺也

故伊弉諾尊、劒を拔いて、背に揮りつゝ以て逃ぐ。因て黑鬘を投げたまふ。此れ即ち蒲陶と化成る。醜女見て採り噉む。噉み了りて則ち更追ふ。伊弉諾尊又湯津爪櫛を投げたまふ。此れ即ち筍と化成る。醜女亦以て拔き噉む。噉み了りてち更追ふ。

背に揮りつゝとは、陰を以て陰氣を拂ふ。揮は動なり。黑鬘を投げたまふとは亂陰の器を抛ち以て哀念を拂ふ。蒲陶と化成るとは、鬘を以て葛に寄す。櫛を投ぐとは、陽器を發し以て陰念を解く。筍と化成るとは、陽理直にして竹と生ると云ふ文段、若し鬼魅を見るとき則ち劒を背手に振り、櫛を投ぐ、更追ふとは、次を爲す所以の文段、噉は食なり。

後則ち伊弉諾尊、亦自ら來追ます。是時に伊弉諾尊、已に泉津平坂に到ります、一に云はく、伊弉諾尊、乃ち大樹に向つて放屎る。此れ即ち巨川と化成る。泉津日狹女、其水を渡ら

時に伊弉諾尊、大に驚きたまひて、曰はく吾意はず不須也凶目汗穢き國に到にけりとのたまひ、乃ち急に走廻歸りたまふ。

意はずは本心に非ずなり。不須は否なり。凶目は見るに忌ましなり。急に走廻るは本心に歸るなり。

時に伊弉冊尊、恨んで曰はく、何ぞ要言を用ひたまはずして今吾に耻辱みせますとのたまひ、乃ち泉津醜女八人を遣して（一に泉津日狹女と云ふ）追ふて留めまつる。

耻辱みせますとは、壞屍の體を慙づるなり。身心淸ければ則ち上天す。天智天皇上天したまふ。雍州の山階に御沓を止めたまふ。地を陵と爲す。史記に云ふ黃帝正僊上天す。群臣其衣冠を葬ると。泉津醜女は、死して未だ散せざる魂なり。魏醜等なり。（佛家に云ふ、中有は生前に有り、死後にあり）。八人は陰數を以て爾か云ふ。追ひて留めまつるは、襲はしむる文段なり。一に云ふ日狹女とは久女なり。幽鬼離散の期なき名なり。之を不生の者と謂ふ。（泉津を見るは死に近き者陰夜に見ゆ）

○谷川翁曰、闇夜而用ニ秉炬一則事之當然、而爲ニ心頭一點之明一者其蘊也、如レ謂ニ之歸ニ本心之明一則下文許多如何說得。

請ふ勿レ視レ之は、壊體を耻づるなり。時ありて伊弉諾尊に行かんとなり。伊弉諾尊聽きたまはずして陰に湯津爪櫛を取り、其の雄柱を牽折いで、以て秉炬となして之を見しかば、則ち膿沸き虫流る。今世人の夜一片之火を忌み、又夜擲櫛を忌むは此れ其の緣なり。

聽きたまはずとは、勿視と曰ふを以て、巽みて見るなり。湯津木は赤棠なり雄柱は端牙なり。秉炬は手火なり。秉は持つなり。櫛を燃して見るとは、櫛は陽器なり。齒を八十一に爲し、以て亂るゝを解く。伊弉諾尊哀念に陷り、殯斂の處に行きたまひ、以て闇しとし、悲哀の亂を解き、本心の明と歸るを以て爾か云ふ。一片の火は、一つ土器の灯なり。燈に五行を具す。灯心は木火は卽ち火、土器は土、重ぬるを以て金と爲し、油は水、金火を剋くが故に、一土器の灯を燃すを忌む。夜擲櫛を忌むは、陰夜に陽器を捨つるを忌む。二事事に寄せて例を示す。

○直指曰ニ共語者、諸尊深論哀慕故、冊尊靈魂感應也。○玉木翁曰、夫君汝兄也。○谷川翁曰、臨レ死惜レ別、人情之常而諸尊之來不レ及生故、冊尊慫慕之情愈切矣。○重遠曰、飡泉之竈、謂レ食ニ穢火一、言已與ニ生人一異レ境也、人忌ニ穢火一之緣也。

ふ。次に闇山祇。次に闇罔象。

頭とは、頭の中の筋なり。志能枳と云ふ。垂る血激越いでとは、火の精、劒の本末より散じて、神と爲るなり。闇龗は物々にある火の精あり。闇は幽なり。龗は靈なり。闇山祇は山頂に燃ゆる火の精なり。假令ば富士淺間等なり。闇罔象は水中にある火の精なり。海上に燃ゆ。俗に龍燈と云ふ。叉温泉等なり。浪立つ向きは火なり。

然して後、伊弉諾尊、伊弉冊尊を追ひて、黄泉に入りまして、及きて共に語る時に、伊弉冊尊曰はく、吾が夫君尊、何來之晩、吾已に黄ニ泉之竈ニ。雖然吾當に寢息む。請ふ勿レ視レ之。

死界を釋す。黄泉に入りましてとは、殯斂の所(第九の一書に見ゆ)。黄は土、泉は原なり。生ける者は常の國、死せる者は薨る里、以て夜見土と云ふは、普通なり。

及レ之は字の如し。共に語るは、伊弉冊等復た言ふにて化生の謂なり。(菟道稚郎子死して復た難波の御子に語ること有り)。吾已に飡ニ泉之ニ竈とは、待つこと久しく時たるの文段なり。

の火磐村に走り就きて生る神とすれば、經津主、武甕神二神共に磐石を以て祖神とする明らけし、又下の一書下卷の本章及舊事紀に經津主神を磐商の子とす、故に五百箇磐石は大綱にして、劔鋒三條は細目也との云ふは是れ也。一說に安河は銀河にして磐石は星也星は陽火の精故に軻遇突智の血とす甕速日、熯速日、磐裂、根裂、筒男、筒女皆星の名、故に二神星を以て祖とす。

此書二神の系圖、二尊に出づることを明せりと雖も、甚だ混雜にして見難し、下卷本章に記させ給ふ所尤も正しとす。

と曰す。次に熯速日神。其の甕速日神は、是れ武甕槌神の祖なり。亦曰ふ甕速日命と。次に熯速日命と。次に武甕槌神と。

鐔は劔鼻なり。柄の際の金なり。二神に於ては、甕速日神は武甕槌神の祖なり。亦曰ふとは一說に三神と爲す。甕速日は祖ならず、同時に神と爲りて、中に武甕槌神は後なり。常陸國鹿島の神なり。激は水礙げらるゝなり。前に天安河邊に所在る五百箇磐石と爲るは、大綱を云ひ、是は委細なり。

復た劔の鋒より垂る血、激越いで神と爲る。號けて磐裂神と曰ふ。次に根裂神、次に磐筒男命と。一に曰ふ、磐筒男命及び磐筒女命と。

三神と爲るなり。一に曰ふとは一說、及びとは差異あるを以てなり。所謂次の一書の說に因て化成る神を號けて、磐裂神、次に根裂神の兒磐筒男神、次に磐筒女神の兒經津主神と曰ふなり。

復た劔の頭より垂る血、激越いで神と爲る。號けて闇龗と曰

○重遠曰、君生二於日一、臣生二於星一。故以二衆星一爲二經津主尊之祖一。又曰、衆神多矣、特擧二經津神、武甕槌神之祖一者二神爲二當時名臣一。

○舊事紀に、甕速日神も亦軻遇突智

遂に所帯せる十握の劒を拔いて、軻遇突智を斬つて三段に爲す。此れ各神と化成る。

十握は四指を以て十と計る。伊弉諾尊恨み憤り、哀心劒そ化爲す。三段とは火の數なり。神と化成るとは、雷神、大山祇、高龗、次の一書に見ゆ。

復た劒の刄より垂る血、是れ天安河邊に所在る五百箇磐石と爲る。即ち此れ經津主神の祖なり。

天安河邊は天上にあり。所居の神多し。以て五百箇磐石と云ふ。祝詞に云はく、櫛磐牖、豐磐牖命と御名を申す事は、四方の内外の御門に、湯津磐村の如く塞り坐して云云と。即ち此れ經津主神の祖なりとは、磐裂神、根裂神あり。根裂神の兒に磐筒男神、磐筒女神ありて、磐筒女神は經津主神の祖なり。劒より垂る血激越いて神と化ること、多く次の下に見ゆ。經津主神は名神たり。故に先に云ふ。下總國香取の神なり。

復た劒の鐔より垂る血、激越いで神と爲る。號けて甕速日神

○流涕は金浸也。愁傷の骨髓に徹するを云ふ、造化にても秋は金の行なれは肅殺悲哀の氣色を現はせり、故に多く露を生ず゛露は別して秋の景物なるも、金蕭より水を生ず。此乃ち造化の涙也。諸尊も如此金に浸て涙を浮め給ふと也。然れども此正意は諸尊御哀落涙在笑しける其涙畝丘の樹下に置き初めてより露と云へるもの始れりと也。

の秡に、鹽の八百會に座す速開津比呼と云ふ。句句廼馳は前に見えたり。埴安神は、埴山姫なり。土地を主る神なり。水門神、土神等、火神を生める後に生むと雖も、於是諸神を擧げ、悉く萬物を生みたまふを云ふなり。

火神軻遇突智の生まるゝに至りて、其母伊弉册尊焦かれて化去りましぬ。時に伊弉諾尊之を恨んで曰はく、唯だ一兒を以て我が憂しき妹に替へつるかとのたまひて、則ち頭邊に匍匐ひ。脚邊に匍匐ひて、哭泣ち流涕みたまふ。其涙墮ちて神と爲る。是れ即ち畝丘の樹の下に所居す神なり。啼澤女命と號く。

之を恨みて曰はくとは、憤り哀しになり。一兒は一人の兒を以てなり。妹は二神同時に生ず、女神なるを以て妹と云ふ。後代之れに准す。頭邊脚邊に匍匐ふとは、哭する皃、畝丘の樹の下は、廣野に於て憂氣を進むるの地、畝は塚なり。啼澤女は凶神なり。澤は多なり。

神于龍田立野一、神名式大和國平群郡龍田、坐ニ天御柱、國御柱神社ニ座一。○玉木翁曰、風則土金之發用、而御柱則土金之德也、蓋以ニ諸尊生生之氣息一祓ニ除雲之霧蔽塞一、是爲ニ風神一、乃天國御柱之德、故所レ祠亦曰ニ龍田一曰ニ立野一、其有レ旨哉。

○玉木翁曰、以レ日稱者、水能洗ニ除汚穢一、亦能滋ニ長萬物蓋與ニ日德一相比也
○松雲曰、蓋取ニ水門ニ開而水勢速、以奉レ之。
○重遠曰、此書約述凡前後所生諸神併言レ生ニ萬物之功一也。

滅あり。生は諸神の出現を以て之を示す。神を慮りて神を生ず。化生は化生を生ず、或は胎生を生ず。人を欲ひて人を生ず。胎生は化生を發すこと能はざるなり。滅は陰神、化去りたまふに於て、以て之を示す。陰靈は死なり。化生の神陰靈なるときは、則ち化去る。質胎生に異らずと雖も、質腐ちざるときは、則ち復た言語を爲すなり。不生は泉津日狹女に於て之を示す。死して陰に沈む鬼は、出生の期無し。以て名となすなり。不滅は陽神其坂路を塞ぎ、絶妻の誓を建て、以て之を示す。清淨本明なるときは、則ち質を化して與共に常住なり。陽精は天に上り、陰靈は根國に下る。文段詳かなり。

又海神等を生む。少童命と號く。山神等を山祇と號く。水門神等を速秋津日命と號く。木神等を句句廼馳と號く。土神を埴安神と號く。然して後、悉く萬物を生みたまふ。

海神は、伊弉諾尊、祓除の時に生ず（左に見ゆ）。山神は軻遇突智を斬りて五段に化成す（下第八の一書に見ゆ）。水門神は罔象女なり。（前に見ゆ）。速秋津日命と號く。中臣

○諸尊の氣は造化の風なり、造化の風は諸尊の息なり天人唯一を以て見るべく、政事の上にて見れば國初なれば、端々霧の立込みて文目も分ざる所へ、諸尊の御息及べば、風にて霧の打晴れたる如く、所々の明かに治り行く樣を帶びて言へりとなり。然れども正意は霧の薫り滿つるを視そなはし給ひて、此を晴明にせんと思召して、氣を吹出させ給へば、其氣忽ち大風と成りて、速かに雲霧を吹掃ひたるとなり霧を吹掃ひ給ふと有れば、秋の比にやありけん。秋は五穀の熟せる節なれば、此次に倉稻魂を生み給へるなり。○天武紀曰、祠ニ風

は天の靈、幡旗は地の靈、歌舞は人の靈、神を祭るは、宜しく三才の靈を以て四時に祭るべきを示すか。

一書に曰はく、伊弉諾尊と伊弉册尊と、共に大八洲國を生みたまふ。然して後に、弉諾尊の曰はく、我が所生る國、唯朝霧のみ有りて薰滿てる哉とのたまひて、乃ち吹き掃ふ氣神と化爲る。號を級長戸邊命と曰す。亦は級長津彦命と曰す。是れ風の神なり。又飢し時生める兒を、倉稻魂命と號す。(第六の一書)

朝霧は地氣、天に逮ばず、夕霧は天氣降る。地氣亂れ薫り靡くなり。漂ふ陰氣を忌みて吹きたまふなり。氣は息なり。級は品なり。飄颻するを以て、級長と云ふ。戸邊は女神(大苫邊の如し)。彦は男神、津は言の助けなり。飢し時は字の如し。食を念ひたまふ時、始めて稻を生じ、神を現す。倉稻魂命は祝號なり字の如し。(天武天皇四年風神を大和平群郡龍田に祭りたまふ、天御柱、國御柱神社二座なり、倉稻魂命を廣瀨に祭りたまふ、和加宇加賣神社なり。大忌神と號す。祝詞に屋船豐宇氣姫命と曰す。祭は四月七月四日なり)此一書は、事を以て理に約す。生あり滅あり、不生あり不

は埴山媛と化す。懊は悔なり。

此の説は、伊弉冊尊、火神を生まんとして惱みたまふとき、三神化爲る。未だ火神を生むことを云はず、又神退ることを云はずと雖も、自餘の説を以てすれば、惱みて火神を生む。然して後神退りたまふ儀か。神退ることを云はざるを以て竪に並ぶ。第二第三の一書は、火神を生みて、終らんとする時、神を生ず。神を生むを以て竪に並べ、神退を以て横と爲す。竪にして横の説あり。火神を生みて、神退りたまふ時、神を生ずる説を用ふ。

一書に曰はく、伊弉冊尊、火神を生む時に、灼かれて神退去りましぬ。故紀伊國熊野の有馬村に葬しまつる。土俗此の神の魂を祭るに、華の時には亦華を以て祭り、又皷吹、幡旗を用て、歌ひ舞うて祭る。（第五の一書）

此の説は横に並ぶ。土俗とは有馬村人（又世の人なり）。魂は陽の遊氣、魄は陰靈、精魂を祭るなり。四時に祭る故に、花の時には亦と云ふ。鼓（一部の鼓類）吹（篳、笙笛等）

○兼良曰、天吉葛謂レ葛也、自然生而美、故曰二天吉一、上言二桑蠶一、此言二絲給一皆女功之事也。又曰、此以二火水土一爲レ次、則明二五行相尅一也。○谷川氏云、不レ生則不二相繼一、不レ克則不二相治一、故上語二相生一、此語二相克一也又曰、上章稚產靈、此章天吉葛、倶言レ木也。

を生む。○天吉葛、此れをば阿摩能與佐圖羅と云ふ。與曾豆羅と云ふ。(第三の一書)

火產靈は火神なり。總て元神なるを以て產靈と云ふ。軻遇突智の名を云はざるは、後に名くるか。神退りましぬとは、死去るの謂、神避るとは、逃るゝの謂、天吉葛は瓠なり。時に生るゝ始めなり。延喜式鎭火祭の祝詞に云ふ、火結神を生む。美保止燒かれて、石隱れ坐してと中略、更に子を生む水神、瓠、川菜、埴山姬と。

一書に曰はく、伊奘冊尊、火神軻遇突智を生まんとする時に悶熱懊惱む。因て爲吐す。此れ神と化爲る。名を金山彥と曰ふ。次に小便る。神と化爲る。名を罔象女と曰ふ。次に大便る。神と化爲る。名を埴山姬と曰ふ。(第四の一書)

火を念ふ期來て、火行を出すことを爲して惱み吐す。吐は金氣化して神と爲るなり。美濃國不破郡仲山に在る金山彥神社なり。小便は罔象と化し、大便

所焦而終らは、下の一書に悶熱懊惱とあれば、熱病にて崩御と聞え侍る凡そ人の死する元火昇り盡て乃ち絶す。輌遇突智は册尊の身より出づる熱氣、造化の上にては陽火を指す。輌遇云々は火氣土に入りて物を生ずることを語る。土は物を生ずるを司ると雖も、陽火を假て以て其功を成す。日氣土濕をあたゝめ、火土心を同じうせざれば生養の道を遂ぐること能はざるなり。娶とは直に人體を以て語れり、全く男女嫁娶して子を生ずると、天人唯一なる旨を諭し給へり。

○重遠曰、此以ニ伊弉册尊神退ハ語ニ地之五行ニ神。

○兼亘曰、不レ言レ生金者、今火神用レ事故全伏不レ見。

○玉木翁曰、神退者、神靈去二此形一之謂神。

神埴山姫及び水神罔象女を生む。即ち軻遇突智、埴山姫に娶ひて、稚産靈を生む。此の神の頭の上に、蠶と桑と生れり。臍の中に五穀生れり。○罔象、此れをば美都波と云ふ。

火を念ひ、火神を生んと欲し、軻遇突智を生ず。軻遇は牙音角木、突智は舌音徵火、心火膽腑に附いて燃え出づ。火は木に因て出づる名なり。埴山姫は土氣なり。埴は赤土、土に因て自ら金を出す。罔象女は水氣なり。罔象な魍魎なり。心火を出し、共に木土金水を出し、五行去る。火神陰神を尅する所以なり。稚産靈は、五穀牙發つ勢の神、火氣土に入り穀を生ず。以て爾か云ふ。頭上に蠶と桑と生れりとは、蠶業を以て天助を爲し、臍中に五穀生れりとは農例を以て地福を爲すなり。下は字訓。

一書に曰はく、伊弉册尊、火産靈を生む時に、子の爲に焦かれて神退りましぬ。亦神避るといふ。其の神退りまさんとする時に、則ち水神罔象女、及び土神埴山姫を生む。又天吉葛

重遠曰、布豆久〇含憎之謂、死異也、言ニ非常之事一也。

〇此段は伊弉册尊崩御し給ふに因て人體中の五行を語り、結んで人體となり、五行の神去て身亡ぶ事を明せり。

に達はずんば、胎生皆生れながら健體なること、猶ほ化生のごとくならんの謂なり。

次に素盞嗚尊を生みまつります。此神性悪うして、常に哭恚を好む。國の民多に死り。青山を枯になす。故其の父母勅して曰はく、假使汝此の國を治さば、必ず殘傷る所多からん。故汝は以て極めて遠き根國を馭す可しと。次に鳥磐櫲樟船を生む。輙ち此船を以て、蛭兒を載せ、順流放棄つ。

恚くは恨み怒るなり。死は澌なり。假使は字の如し。極めて遠きは、根國地底にありて遠きなり。鳥磐櫲樟船は、疾く堅き稱、蛭兒を入れんと欲し、卽ち船を現して載するなり。順流は水に任せ風にまかすなり。

次に火神軻遇突智を生む。時に伊弉册尊軻遇突智の爲めに焦かれて終りましぬ。其終りまさんとする間に、臥しながら土

は畏れ、或は愛しむ。以て二念を忌むことを示す。正直なるときは、則ち明かなり。二念あるときは、則ち殘害る。

即ち大日孁尊と、及び月弓尊とは、並ぶるに是れ質性明麗し。故天地を照臨ましむ。素戔嗚尊は、是れ性殘害を好む。故下して根國を治さしむ。〇珍此れをは于圖と云ふ。顧眄之間此れをば美屢摩沙可利爾と云ふ。

上の說、素戔嗚尊を根國に逐ひたまふ。爰に下して根國を治さしむとは、地中を治めしむるなり。

一書に曰く、日月既に生れたまひぬ。次に蛭兒を生む。此兒年三歲に滿りぬれど、脚尙ほ立たず。初め伊弉諾尊、伊弉冊尊と柱を巡りたまふ時、陰神先づ喜言を發く。既に陰陽の理に違へり。所以に今蛭兒を生む。(第二の一書)

此說、陰陽の理に違ふ故に、蛭兒幼にして脚立たずとなり。是の時陰陽の理

〇重遠云、于圖全也、美也。
〇兪良曰、白銅訓云眞澄、蓋眞實淸澄之義也、鏡者正直之器、爲神明之德也。
又曰、日生東故用左手、月生西故用右手。
〇玉木翁曰、仰觀天而後、俯察地、故曰又廻首顧眄之間、是誓於地中精靈、以生金氣武德之神。

と泉津事解之男とを生じ、第十一は、日月の靈妙を釋し、保食神に寄せて、耕桑を示す。各要段ありて、事理を詳かにす。

一書に曰はく、伊弉諾尊の曰はく、吾宙を御すべき珍子を生まんとずとのたまひて、乃ち左の手を以て白銅の鏡を持つたまふとき、則ち化出づる神有す。是を大日孁尊と謂す。左の手に白銅の鏡を持りたまふとき、則ち化出づる神有す。是れを月弓尊と謂す。又首を廻して顧眄之間に、則ち化る神有す。是れを素盞嗚尊と謂す。(第一の一書)

理說なり。化生の三神を云ひて、胎生の蛭兒を云はず。珍は貴なり。左の手とは左を初と爲す。以て陽神化り出づるの謂、白銅鏡とは、眞心淸明の謂、初め淸明の心を願ひたまふ時、日神を生みたまふ。右の手とは、右を後と爲す。以て陰神化り出づるの謂、猶ほ淸明心の時、月神を生みたまふ。又首を廻すとは、二念を生ずるの時、素盞嗚尊を生みたまふ。顧眄は二念なり。或

神知二天事一、蛭兒素尊知二地事一、日神、月神循二天性一、蛭兒素尊頼二教學一。

素盞嗚尊は化生なり。（下の一書の説に見ゆ）。素盞は速きが言、嗚は男なり。注に云ふ速素盞は重言なり。桿も勇なり。多枳は武なり。安忍は憤るなり。泣るは字の如し。夭折は、中夭なり。夭は稚死なり。此神を生じて夭折あり。青山を變枯すとは、行處を變ずるなり。父母は嘉曾は牙齒に響き、伊呂波は舌唇に響く。以て父母に配するの言、宇は四方上下、宙は往古來今なり。固に當に遠く根國に適ねとは、根國は地底なり。適ねとは往くなり。逐は追ふなり。凡そ日神月神は、陰陽の精神なり。以て天上に送り擧ぐ。蛭兒は不善不惡の神なり。以て順風放ち棄つ。素盞嗚尊は、地中金精の神なり。以て根國に逐ひたまふ。文段明かなり。下の十一書は、第一の一書は、清明二念を制するを釋し、第二は、蛭兒の胎生を解し、陰神火神を生みて終り、火神稚産靈を生む。第三は、天吉葛あり。第四は、陰神火神を生まへとする時、悶熱懊惱みたまひ、第五は、神祭を示す。第六は、諸神の出生と泉津事秡除と、第七は、火神三段に爲し、三神と化し、石火と成る。第八は、火神の五體五の山祇と化成り、草木沙石の火と成る。第九は、雷公の事、第十は、速玉之男

佛家に云ふ、日天宮五十一由旬、月天宮五十由旬、最小の星四十歩と。

次に蛭兒を生む。已に三歳になる雖、脚猶ほ立たず。故之を天磐橡樟船に載せて順風放棄つ。

蛭兒は胎生の故に、三歳立たず、以て蛭虫の狀に譬ふ。化生は卽ち健體なり。故に二神蛭兒を異みて棄つるなり。成長して神何ぞ懦弱ならんや。天盤橡樟は、褒美の稱、富瀰の和語は振るなり。順風放棄つとは、成るに任す謂なり。

蛭兒は男神なり。此書に見えずと雖も、一女三男と云ふ。

次に素盞嗚尊を生みまつります。（一書に云はく、神素盞嗚尊速素盞嗚尊と）此神勇悍して安忍なること有り。且常に哭泣るを以て行と爲す。故國內の人民をして、多に以て夭折にす。復た青山を變枯す。故其の父母の二神、素盞嗚尊に勅してのたまはく、汝甚だ無道し。以て宇宙に君臨る可からず。固に當に、遠く根國に適ねとのたまひて、遂逐ひき。

〇玉翁曰、弱柔弱之金氣ハ猶二乾一土也、上一書與二淡洲一併言二此義一也。天磐古之祝語、言二堅固一也。橡樟臭木船材也。〇又曰不祥兒故放棄、蓋祓除之謂也。

〇谷川翁曰、去來訓二伊佐一、猶レ言二足摩而泣一也。小兒忿泣時有二此狀一。〇重遠曰、青山變枯狀、金性之行也。〇谷川氏云、以二秋令肅殺一語二素尊金氣一也。〇無加翁曰、日神、月神、蛭兒、素尊、以語二日月土金一。〇谷川氏云、天以二日月一明、地以二土金一成、日月陰陽之神靈、土金剛柔之體質、是故日神月

○重遠曰、此吾道之本領也。
○玉木翁曰、以ニ如レ斯正直不動之大道一、事ニ之天位一、謂ニ之皇一、極皇極立而分位定矣、斯道敷ニ于國常立尊一、至レ此顯明焉、其至ニ壤天無窮之語一、則潤ニ色章一、盖神々之所ニ授受其揆一也。
○兼倶曰、日神三名、就ニ一歲天ニ言、月神三名、就ニ一月天ニ言者也。
○重遠曰、其德次ニ於日神一、可ミ以爲ニ天上輔佐之臣一、故亦送ニ之于天一也。

次に月神を生みまつります(一書に月弓尊、月夜見尊、月讀命と云ふ)。其光彩しきこと日に亞げり。以て日に配べて治らすべし。故亦之を天に送りまつる。

大陽の精神を顯したまふ故に、大陰の精神を出生するなり。月弓尊とは、上弦下弦の名、月夜見尊とは、夜能く見ゆるの稱、上に大日靈貴と曰すは、若し月夜見尊に對する號か。月讀尊とは、晦朔を以て、一月を算ふる號なり。比屢の和語は干るなり。與留の和語は寄るなり。其光彩しきこと日に亞げりとは、月光無く、日の光を移して月の光と爲す故に、光日に亞げり。以て日に配べて治す可しとは、配は合なり。日神に並べ、天地を治めしむるなり。日神は女神、(瑞珠盟約に云ふ、裳を縛つて袴を爲すと)。月神は男神なり。(一書に云はく廼ち劔を拔くと)大陽精は象有り、陰なるを以てなり。大陰の精は形無し。陽なるを以てなり。日神は光暉十方に滿つる圓象なり。月神は陰氣を散じ、日神に從つて形を顯はす圓象なり。譬へば猶ほ火は内に闇く外に明かに、水は内に明かに外に闇きが如きか。

○玉木翁曰、吾息雖多謂二洲國山海一皆所レ生也、靈奇日也、異文繁也。又曰、一說此謂二降誕之地一、則伊勢國五十鈴川上是也。○重遠曰、天上地下、猶未二分明一也。○玉木翁曰、未レ有二即位之儀一是以君臣之分未レ白也。○兼良曰、送二日於天一、以二瓊弟一爲レ梯也。○舊事紀曰、以二天瓊矛一指二立於磤馭盧島之上一、以爲二國中之天柱一也。○天口事書曰、天御量柱者、天瓊矛同體異名。○松雲曰、此天皇即位之初也、而必以二天柱一擧レ之其緣也。○正通曰、天柱者心柱也、二神親授以レ擧二於天上一、便天地明々。○舊事立義曰、三種即一心、柱稱天御量鎭一朝靈。

此の子光華明彩しくして、六合の內に照徹る。故二神喜びて曰はく、吾が息多なりと雖も、未だ若此靈異しき兒は有らず。宜しく久しく此の國に留めまつるべからず。自ら當に早く天に送りまつりて、授くるに天上の事を以てすべしと。是の時に天地相去ること未だ遠からず。故天柱を以て、天上に擧ぐ。

六合とは天地四方たり。照徹るは身心を照したまふ。多は字の如し。靈異しきとは字の如し。猶ほ不可思議のごとし。自ら當には、二神の謹める言なり。授くるに天上の事を以てすべしとは、靈異しくして、土地に坐す可からず。光明曄然なる以て天に送り、天上の主とすべきなり。是の時に天地相去ること未だ遠からずとは、天地成り定まり、天御中主尊二神を生み、二神の眞心に依りて、日神を生みたまふ謂なり。天柱とは、心柱なり。崇清めて天上に擧げたまふ時、天地明々と爲る。大陽光輝の神なり。

〇玉木翁曰、浮橋之初未生時、既曰共計當ニ相照看ハ又曰日神合ニ天人ニ之名也。

て眞坂樹を生む。句句廼馳と名づく。萬木の祖にして、不變の性あり。句句廼馳とは神號なり。不變の言なり。山成る故に野成る。始めて野の茅を生みたまふ。草野姫と名づく。聲を稱す。千草の祖にして、潔白の性あり。亦野槌と名づくとは神號なり。野は廣きが言、槌は祇なり。草の德は木に勝る。木無き地も草生ひ、五穀も草の果なり。神を祭るに、眞坂樹、茅を要す。何ぞ天下の主たる者を生まざらんやとは、自恣なる辭にあらず、萬物を生むに於て、二神明靈なる萬代の祖神を生みたまはんことを願ひたまふ眞心なり。

於是共に日神を生てまつり、大日孁貴と號す。

(大日靈貴、此れをば於保比屢能咩武智と云ふ、靈の音は、力丁の反、一書に天照大神と云ふ、一書に天照大日靈尊と云ふ)

共にとは、二神の精誠に依りて、日神を生みたまふなり。大日孁貴の御號は文儀の如し。孁と靈とは同じ。註は字訓、二書の說なり。雄略天皇の巳未、伊勢の大神、大倭姫命に託して曰はく、日月四洲を回り、六合を照すと雖も當に正直なる頭を照すべしと。

○重遠曰、環二大八洲一皆海矣、故曰次生。
○玉木翁曰、海産也、魚鱉錯出、川變也、淺深不レ定、山止也、無レ動之謂。

第三章　四神出生

（上の章より二神の行化なり。此章に於て海山草木を生じ、萬物を成し、日神、月神、蛭兒、素盞嗚尊を生じ給ふ。故に四神出生と云ふ。下一書の説、四神出生に寄せ、諸神の出兒は、竪に並ぶなり。伊弉冊尊の神退者横なり。祓除の段は横にして竪に並ぶ。保食神の段は又横なり。）

次に海を生む。次に川を生む。次に山を生む。次に木祖句句廼馳を生む。次に草祖草野姫を生む。亦は野槌と名づく。既にして伊弉諾尊、伊弉冊尊共に議りて曰はく、吾已に大八洲國及び山川草木を生めり。何ぞ天下の主たる者を生まざらんやと。

大八洲成りて地場り、海水清濔なる者は海を生む。洲國廣平にして、泉源涌き流るゝは川を生む。土地の盛に昇るを以て山を生むと云ふ。山に於て始め

陽神の手を握るは、陽誘へば陰順ふの理の謂に違ふなり。

八元起元畢

凡そ一章の説に於て、天浮橋と爲す。第一の一書にも天上の浮橋と爲す。自餘或は天霧の中に立たしこと云ひ、或は高天原に坐してと云ふ者は、唯空中に立つの義なり。第一の一書に、即ち將に天柱を巡らんとしては、一心發起の義にして、磤馭盧島を巡るにあらず。一章の説に、國の柱を分け巡るとは島を巡るあり。第七、第九の一書に、越洲無きば、大日本を離れざるの謂なり。大日本を生みて然る後潮を干すなり。（北海は南海より下し南海より北海に下る）。故に潮恒に滿ちて干ず。大洲、子洲南海たりと雖も、共に小島なり。故に後に成るなり。云く處々の小島は皆是れ潮の沫凝りて成るものなり。凡そ神變の相は、必ず化生の神に有り。化生即ち神變なり。故に二神化生して、天瓊矛を現し、又八尋殿を化作つ。天瓊矛は五十鈴河上内宮の酒殿に納む。

八洲と爲る。

一書に曰く、磤馭盧島を以て胞と爲して、淡路洲を生む。次に大日本豐秋津洲、次に伊豫二名洲、次に筑紫洲、次に吉備子洲、次に億岐洲と佐渡洲とを雙生む、次に越洲。(第八の一書)

磤馭盧島を以て胞と爲すは異說なり。

一書に曰く、淡路洲を以て胞と爲し、大日本豐秋津洲を生む。次に淡洲、次に伊豫二名洲、次に億岐三子洲、次に佐度洲、次に筑紫洲、次に吉備子洲、次に大洲。(第九の一書)

大日本の次に淡洲有りて、越洲無し。北濱初に生じ、南碕後に生るの說なり。又子洲を先と爲し、大洲を後を爲す。

一書に曰く、陰神先づ唱へて曰く、姸哉、可愛少男をと。便ち陽神の手を握て、遂に爲夫婦して淡路洲を生む。次に蛭兒。

(第十の一書)

首尾を搖く。二神見はして、之に學びて、即ち交道を得つ。

(第五の一書)

神交道を知らず。鶺鴒を見て自然に從ふの義なり。僅に磤馭盧島生り、未だ鳥獸有る可からざる乎。之を稻負鳥と謂ふ。

一書に曰く、二神、合爲亦婦して、先づ淡路洲、淡洲を以て胞と爲し、大日本豐秋津洲を生む。次に伊豫洲次に筑紫洲、次に億岐洲と佐度洲とを雙生。次に越洲、次に大洲、次に子洲。(第六の一書)

生むに於て、淡路洲を胞と爲す。志摩國の說や詳ならず。

一書に曰く、先づ淡路洲を生む。次に大日本豐秋津洲、次に伊豫二名洲、次に億岐洲、次に佐度洲、次に筑紫洲、次に壹岐洲、次に對馬洲。(第七の二書)

此說越洲、大洲、子洲無し。億岐と佐度と雙生まず。壹岐洲、對馬洲ありて

に國あらんやとのまひて、乃ち天瓊矛を以て、磤馭盧島を畫成す。(第三の一書)

高天原は唯だ空中乎。一念生くして一念を發するを云ふ乎。

一書に曰く、伊弉諾、伊弉册二神、相謂ひて曰はく、物有り、浮膏の若し。其中に蓋し員有らんやとのたまひて、乃ち天瓊矛を以て、一の島を探成す。名けて磤馭盧島と曰ふ。(第四の一書)

書浮膏の若しとは陽氣なり。前に天霧に立つとは、地氣有りて國を得るなり。爰に陽氣を見て、地場り國有らんの義なり。

一書に曰く、陰神先づ唱へて曰はく、美哉、善少男と。時に陰神言を先つるを以て、故不祥と爲して、更後にた改め巡る。則ち陽神先づ唱へて曰はく、美善、善少女と。遂に將に合交せんとするに、其術を知らず。時に鶺鴒あり、飛び來りて、其

岐二子洲、次に佐度洲、次に越洲、次に吉備子洲。此に由て之を大八洲國と謂ふ。瑞此れをば彌圖と云ふ。姸哉此れをば阿那而惠夜と云ふ。可愛此れをば哀と云ふ。大占此れをば布刀磨爾と云ふ。

八洲の次第異なり。億岐三子洲を云ひて、雙生むの說無し。

一書に曰く、伊弉諾尊、伊弉冊尊二神天霧の中に立たして曰はく、吾國を得んと欲すとのたまひて、乃ち天瓊矛を以て、指垂して探りしかば、瓊馭盧嶋を得たまひき。則ち矛を拔きあげて、喜んで曰はく、善乎國の在りける。（第二の一書）

天浮橋を云はず。天霧は霧氣なり。故に國を得んと欲すとのたまふなり。矛を拔きあぐる以下は文段。

一書に曰く、伊弉諾、伊弉冊二神、高天原に坐して曰はく、當

○無加翁云、太占謂下隨二天神一而無中會釋上
○松雲云、太者廣諄之稱、占之爲レ言隨也、任也。
○谷川翁云、擇二吉日良辰之縁一也。

故還りて復た天に上り詣で、具に其狀を奏したまふ。時に天神太占を以て卜合へて敎へて曰はく、婦人の辭、其れ已に先づ揚げたればか。宜べ更還にり去ねと。乃ち昨日を卜定へて降ります。故二神改めて復た柱を巡りたまふ。陽神は左よりし、陰神は右よりして、既に遇ひたまへる時、陽神先づ唱へて曰はく、姸哉、可愛少女をと。陰神後に和へて曰はく、姸哉可愛少女をと。

前には島に還る。爰には天に還る。共に一心の元に還る義なり。此時又時日を占ふこと有るべからず。事に涼ふの文段、左陽右陰を正すの謂なり。陰神先づ唱ふ故事之を改むる者は、陰は事に害あるを以て爾か云ふ。

然して後宮を同じうして共に住して兒を生む。大日本豊秋津洲と號く。次に淡路洲、次に伊豫二名洲、次に紫筑洲、次に億

○兼良曰、蛭水虫名、此神初生、似二此虫形一也。
○谷川翁云、本非二實名一、故不レ奉二神尊等字一、說以爲二伊豆國蛭兒島一、誤矣。
○正通曰、船振也與レ通。

に和之へて曰はく、妍哉、可愛少女を。

上の說に、國柱を分れ巡ぐるとありて、爰に天柱を巡るとあり。國柱とは、中心堅國の稱、天柱とは一、心正定の理、差互有りと雖も、共に不懐根本の理を以て、一心發起の事に准ふ。妹は左より巡れ、吾は當に右より巡らんとは、左陽右陰の理に違ふ。故に蹇へる蛭兒を生むと云はんが爲めの文段なり。妍哉の唱異る。妍は好なり。和之へて曰はくとは、言を和するの義なり。

遂に爲の夫婦して、先づ蛭兒を生む。便ち葦船に載せて流之ちやりき。次に淡洲を生む。此れ亦以て兒の數に充れず。

蛭兒は胎生なる故に云はく、爲の夫婦して先づ生むと云ふ。胎生の始は體嬗弱なり。船葦は葦に褁んで流すなり。淡洲は志摩國なり。答志郡に、粟島に坐す伊射波神社在りと異說なり。以て兒の數に充れずとは、胞と爲すの謂、共に以て子の數と爲さゞる義なり。

に云へり。家を立つるは柱を柱本として桁梁を架す。柱を柱とするも亦宜なる哉。

此書柱を後に云ふ者は、直に御殿の柱を見給ひ、其直立して走らず傾かざる所の者を以て正直堅固の理を、例の物を以て諭し示し給へる者なり

○重遠曰、約束蓋手握也。

○又曰研、可愛皆好也。

○兼良曰、研哉悦之地也。

神變の相なり。八尋の殿は一方六丈四尺（尋八尺）、八つは數の極めなり。化作つとは字の如し。佛家に云ふ、四禪天天人を生めば、則ち天宮を生むと。天柱は、一心正定の理なり。神宮に於て心の柱と云ふ。狀有るに非ず。（白山妙理大權現の託宣に、神明は只外に無し、信敬歸依して恭敬すれば頭上に有り、我神殿の傾くは天下能く衰ふの前相なり、我社壇の興盛なるは、國家當に治まるべきの瑞相なりと。）

陽神陰神に問ひて曰はく、汝が身に何の成れるところ有るやと。對へて曰はく、吾が身に、具成りて、陰元と稱ふ者一處有り。陽神の曰はく、吾が身に亦具成りて、陽元と稱ふ者一處有り。吾が身の陽元のところを以て、汝が身の陰元のところに合せんと思欲ふと爾か云ふ。

前の如し。

即ち將に天柱を巡らんとして、約束りて曰はく、妹は左より巡れ、吾は當に右より巡らん。既に分れ巡りて相遇ひたまひね。陰神乃ち先づ唱へて曰はく、妍哉。可愛少男を。陽神後

〇玉木翁云、雖レ未レ生二尊承二乎天神之命一以動作一此神道之眼目也。

〇寶山記曰、瓊戈是天地開闢之國形大御中主神之神寶也。

〇親房曰、三種寶物、以二天瓊矛一爲二其根元一。

〇谷川翁云、八則天地之全數、尋之爲レ言廣也、蓋有二廣大全備之意一。

〇舊古二記には、柱を先にし殿を後

凡そ此下十書の異說有るなり。

一書に曰はく、天神伊弉諾尊、伊弉册尊に謂りて曰はく、豐葦原千五百秋瑞穗の地有り。宜しく汝往いて循すべしとのたまひて、廼す天瓊戈を賜ふ。於是二神、天上浮橋に立たして、戈を投して地を求む。因て滄海を盡して引き擧ぐるとき、即ち戈の鋒より垂落る潮結つて島と爲る。名けて磤馭盧嶋と曰ふ。

天神は、高皇產靈尊のことなり。空中に居まふ所有り。以て天上と云ふ。天上は即ち天御中主尊の神理なり。謂りて曰はくとは、二神天の眞理を得るを以て爾か云ふ。豐葦原千五百秋は、茂盛無窮の稱、瑞穗は、褒美の辭、五穀滋勝の名なり。天瓊戈は前の如く、滄海を盡してとは、戈を以て海を探るなり。

二神彼の嶋に降り在まして、八尋の殿を化作つ。又天柱を化竪つ。

○谷川翁曰、大贊辭八訓レ彌、以二入洲一者、蓋有レ祝二大彌而無窮意一意。○垂加翁曰、八者神道所レ貴之數、八方者天地渾沌之全體也。○玉木翁曰、破馭盧島者、混沌之體也、八洲產生則開闢之義也、混沌開闢本無二以異一也。雖レ然自凝成レ島者未レ有二國郡疆界一、二尊巡レ之經レ之而八洲分明矣、猶兒之在二母胎一、既雖二五體全備一、必俟二分娩一而後知レ之也、故、古傳未レ開是混沌、已開亦混沌、蓋謂レ此耳。

は、奥なり。西北の隅、之を奥と謂ふ。神は天忍許呂別、佐度洲は世戸なり。音通ず。神は達日別。雙生むとは、同時に生むなり。人に雙生むこと有るは彼の洲より發る。

次に越洲を生む。次に大洲を生む。次に吉備子洲を生む。是に由て大八四國の號起れり。

越洲は、角鹿坂を越むる稱なり。（越前、加賀、能登、越中、越後）。神は氣比氣多伊夜比古なり。大洲は、伊豆の大洲、神は三島神社なり。吉備子洲は、備前の兒崎なり。神は吉備津彥、吉備津姬なり。是に由りて大八洲と云ふ。

即ち對馬島、壹岐島及び處處の小島は、皆な是れ潮沫の凝りて成れる者なり。亦は水の沫の凝りて成れるとも曰ふなり。

即ちとは、大八洲を生める卽時なり。對馬島は、津伊摩島なり。早速の謂、國の魂を天狹手比賣と號す。壹岐は雪なり。潮の沫凝りて雪の如く、國魂は天比登都柱と號す。下は文段なり。

前後に生む。國の魂は天御虛空豐秋津根別、後に四十餘國と成る。成務天皇始めて國郡の境を分ちたまふ。山城、大和、河内、和泉、攝津、伊賀、伊勢志摩、尾張、參河、遠江、駿河、伊豆、甲斐、相模、武藏、安房、上總、下總、常陸、近江、美濃、飛彈、信濃、上野、下野、陸奥、出羽、若狹、丹波丹後、但馬、因幡、伯耆、出雲、石見、播磨、美作、備前、備中、備後、安藝、周防、長門、紀伊。

神武天皇、此の國の地形を視て曰はく、蜻蛉の殿内呫の如くなる哉と。故に豐秋津洲と名く。

次に伊豫の二名洲を生む。次に筑紫洲を生む。次に隱岐洲と佐度洲とを雙生む。世人或る雙生むこと有るは、此に象りてなり。

伊豫の二名洲は、國魂一身二面、愛止比賣、飯依比賣と號す。後に四國と成る(伊豫、土佐、阿波、讃岐)。筑紫洲は、地形木兎に似たり。神一身四面、白日別、豐日別晝日別、豐久土比泥別と號す。後に九國と成る(筑前、筑後、肥前、肥後、豐前、豐後、日向、大隅、薩摩、)隱岐洲

一定、而子胤不ㇾ紊故曰始遘合爲ニ夫婦ㇳ蓋所ニ以厚ㇾ別也。

て、汝が身の元の處に合せんと思欲ふと。於ㇾ是陽陰始めて遘合して夫婦と爲る。

面足、惶根始めて根を備ふ。故に雌の元、雄の元と云ふ。隱るゝ者は陰の元、顯はるゝ者は陽の始、陰陽を合せて合すれば、則ち體を生ず。或は化生、或は胎生なり。洲國を產生まむと欲して夫婦と爲れり。二神に依て成る。以て產と云ふなり。

產む時に至るに及んで、先づ淡路洲を以て胞と爲す。意に快びざる所なり。故に之を名けて淡路洲と曰ふ。廼ち大日本（日本此れをば耶麻騰と云ふ）下皆之に傚へ）豐秋津洲を生む。

產む時に至るに及んでとは、大八洲は卽ち化生の子なり。胞と爲すは、小を以て子と爲さず、意快びざる所なり。淡路洲と曰ふは吾耻なり。大國を生まんと欲して、小洲なるを以て、神力を耻ちたまふ。八洲各國の魂有り。洲の成る精神なり。淡路の神を穗狹別と號す。廼ちとは淡路と大日本とを、卽時

○重陰曰、未須頁乎男勝ニ於女義、多乎也兎手弱女也。○又曰、陰性躁故不レ待ニ陽倡ニ而先唱、陽神不レ悦、既丁寧戒レ之(忽復改旋、神聖謹レ始之重於レ是可レ是。○谷川翁曰、言行相須故戒ニ先言ニ而遂改、其行事與レ言一、訓以此レ也、蓋日月猶蝕、二尊之有レ過亦何疑、唯知レ過而無レ憚レ改、此所ニ以二尊之爲ニ二尊ニ而其垂レ誨也實切矣。○重遠曰、陰陽二神相唱和、乃心花之自發者、蓋詠歌之原也。○仲之曰、陰得ニ陽之倡ニ乃成ニ其生功ニ、所ニ以陽神倡ニ陰神ニ也。○谷川翁曰、二尊巡レ柱以正ニ婚姻之禮ニ、會レ之以成ニ人倫之始ニ、於レ是配耦

る。(此書に於て、喜樂愛怒惡哀正有り。惡は素戔嗚尊に起り、哀は伊弉册尊の神退に起り、祓除に起る、喜樂愛怒惡哀は地の理、正は天理か。)

陽神悦びずして曰はく、吾は是れ男子なり。理當に先づ唱ふべし。如何婦女の反て先言つことや。事既に不祥、宣べ以て改め旋るべしと。於是二神却て更に相遇ひぬ。是行は、陽神先づ唱へて曰はく、憙哉、可美少女に遇ひぬと(少女此れをば烏等咩と云ふ)

陽神悦びず、故に陰神却て陽神更ることを爲すなり。陽は五直の性にして事を正す。爰に先づ唱ふるなり。二神の唱へ大道にして明かなり。少男少女を以て、烏等孤、烏等咩と訓ずるは、二神を化生の始めと爲す。又不老長生の義なり。

因て陰神に問ひて曰はく、汝が身に何の成れるところが有る耶。對へて曰はく、吾が身に一の雌の元といふ處有り。と陽神の曰はく、吾が身にも亦雄の元といふ處有り。吾が身の元の處を以

氣化之地ニ言、則所謂小島是也。舊事紀曰、磤馭盧島者非ニ所生ニ、蓋此二尊所ニ產生ニ者、用ニ洲字ニ、潮水所ニ凝成ニ者用島字。

○若林翁曰、人生天地間得ニ其命ニ以爲レ心、得其氣ニ以爲レ形、是即一箇小自凝島、而夫御柱者、亦自立其身中矣、是則所謂心御柱而以ニ其忌惡持善ニ而言レ之則曰ニ忌柱ニ、以レ量ニ度事物ニ而言レ之則曰ニ御量柱ニ、蓋一柱以貫ニ三才ニ而其名義則隨ニ其所レ在ニ、從ニ其所ニ指各有當焉、非レ有レ二矣。

○重遠曰、凡在矣日月之運、在レ人夫婦之行皆一理也。

○古語拾遺曰、事之甚切、皆稱ニ阿那ニ。

四邊なり。浪響いて小洲を凝らす義』二神之に降りたまふ。（淡路の西北の隅に有る小島あり）

二神於是彼の島に降居りまして、因て共爲夫婦して、洲國を產まんと欲す。便ち磤馭盧島を以て、國の中の柱と爲して（柱此れをば美簸旨邏と云ふ）陽神ば左より、旋り、陰神は右より、旋り國の柱を分れ巡りて、同じく一面に會ひき。

因て共爲夫婦して、洲國を產生まんと欲すは字の如し。『洲は水中居る可き處』國の中の柱と爲すとは、中心堅固の稱、磤馭盧島の處は、卽ち本願の中心なり。陽神は左より旋り、陰神は右より旋る者は、陰陽自然の性なり。國の柱を分け巡るとは、行化の始めなり。同じく一面に會ひきとは、二神志を同じうするなり。

時に陰神先づ唱へて曰はく、憙哉、可美少男に遇ひぬと。（少男此れを烏等孤と云ふ）

陰神先づ唱へて曰はくとは、陰は曲折の性、聲を先きにす、喜樂愛怒爰に起

第二章　八洲起元（此れより靈劔出現に至る迄一連にして、五章に分ちて、中に一書の說を置かる）

伊弉諾尊、伊弉册尊、天浮橋の上に立たして、共に計ひて曰く、底下に豈に國無からんやとのたまひて、廼ち天之瓊（瓊は玉なり此れをば努と曰ふ）矛を以て、指下して之を探りしかば、是に滄溟を獲き。其の矛の鋒より滴瀝る潮凝って、一の島と成れり。之を名けて磤馭盧島と曰ふ。

二神は、天理空中に化現するなり。天浮橋に立たしことは、唯空中に立つなり空中に立ちて、天の眞理を受く。則ち亦天浮橋なり。（古傳に天浮橋は事相を現す。天橋立なり。長さ二千二百九十丈廣さ九丈二尺、靈濱と名くと、未だ慥かならず）。底下に豈に國無からんやとは、發起の初一念なり。天瓊矛とは、一心不壞の理、即ち矛に現ず。神變なり。之を探りしかは文段なり。於に塲るを視る。神力一の島を成すなり。初一念を發し、無窮の洲國を成したまふ。磤馭盧島は、自凝洲なり。『磤雷聲、馭は御、盧は[illegible]

○無加翁曰、伊弉諾尊、伊弉册尊者、兼造化氣化之神號、卜部未生之諸册、已生之諸册之說、正謂此也、未生則天之陰陽、造化之神、已生則人之男女、氣化之神。○又曰、二尊相對、日月相望也。○谷川翁曰、底下者、以立於天上言。○舊事玄義曰、元氣自備、衆德陰潤爲玉、陽牙爲劔、故稱云天瓊玉矛。○熈近曰、天地自然之靈寶、國土成立之基本也。○谷川翁曰、滄溟蒼海厚也、矛訓爲火發、乃陽氣猴發動也、潮者水之精也、盖矛中所生之露滴、與海水相感合、於是凝聚以成一島。○舊事玄義引淸記曰、通謂世界也。○谷川翁曰、日月巡大地而萬國爲自凝島、然以爲之國柱、而言則吾大八洲之本號、就其

凡そ此書、神代の歴數を紀さず。佛家に云ふ（長阿含經）成劫第三小劫増減中光音天諸天下生住劫第九減劫人壽百歳の時、釋迦牟尼佛出世すと。廣雅に云ふ、開闢より麟を獲るに至るまで、二百七十六萬歳、釋迦佛の出世は、鸕鷀草葺不合尊の末年なり。文宣王の麟を獲たるは、周の敬王三十九年庚申にして、本朝懿德天皇三十年に當る。准據して之を久しきの神代なり。凡そ靈神の紹運は說の如し。

明理說

可美葦牙彦舅尊

天御中主尊—第一 國常立尊—天鏡尊—天萬尊—沫蕩尊

第二 國狹槌尊

高皇産靈尊

神皇産靈尊

第三 豊斟渟尊

第四 泥土煑尊　沙土煑尊

第五 大戸立道尊　大苫邊尊

第六 面足尊　惶根尊

第七 伊弉諾尊　伊弉册尊

神世七代訖

凡そ天神七代は、理を以て事を說く。國常立、國狹槌、豐斟渟は、開闢の靈天の卽神なり。埿土煑、沙土煑、大仁之道、大苫邊は、地凝定るの靈、地の卽神なり。面足、惶根は、天地の靈初めて化生し、未だ體を具へず。伊弉諾、伊弉冊は、體悉く具はり化生したまふ。天地の靈、是を天神と謂ふ。大八洲成定りて後、或は化生、或は胎生の神、以て地神と稱す。天地成定りて化生の諸神は、悉く天地の靈なり。化生諸神の子孫、胎生の諸神は、祖神の元身を受けて體成り、天理を受けて心神と爲す。善有り惡有り、不善不惡有るなり。地神五代は、之を以て理を說く、化生胎生の神の事相、行化は、天地陰陽の理に當る。日神は化生(四神の出生に見ゆ)忍穗耳尊は化生(瑞珠盟約に見ゆ)瓊瓊杵尊は胎生(御母栲幡千千姬)彥火火出見尊は胎生(御母木花開耶姬)葺不合尊は胎生(御母豐玉姬)なり。面足、惶根、伊弉諾、伊弉冊は、天神と雖も、事相有り。故に地神の若し。天照太神、忍穗耳尊は、地神と雖も、天上に在す故に、猶ほ天神のごとし。所謂天地同一理なり。

○私記曰、地後定、故四代陰陽相化。
○重遠曰、木金土主形質、陰陽相交而成化。
○玉木翁曰、原七代之神、出自大之一氣之靈、約之於上、則歸于國常立尊、國土成定而化生陰陽二氣之神、故約之於下、則歸于諸册二尊、所謂七代一代、一代七代者謂此也。
○谷川翁曰、二滴露之精是水、之爲國狹槌、精中溫々氣是火、之爲豐斟渟、乃國常立、天元一氣之所化而水火共父之所施、乾之道也。
○管子曰、人水也、男女精氣合而水流形。
○玉木翁曰、男女之形、非與于諸册、有埿土、沙土、而始分、故曰先。
○重遠曰、角樴津乃具武也、活樴草木之芽、皆發生之靈、金氣盛也。

凡て八神ます。乾坤の道相參りて化る。所以に此の男女を成す。國常立尊より伊弉諾尊、伊弉册尊まで、是を神世七代と謂ふ者なり。

天地開闢の段より、爰に至りて一連なりと雖も、開闢三神の段の下に、開闢の說を入るゝこと、六書、四代、八神の段の下に、二書の說を置く。乾坤の道相參りて化るとは、埿土煑、沙土煑、大仁之道、大苫邊は、天理を以て地事を顯はし、共に事理を具ふる神なり。面足、惶根、伊弉諾、伊弉册は共に男神陰陽を具し、女神陽陰を具す、是を神世七代と謂ふ者なりとは、天理以て神と謂ひ、天理を化生するを神と謂ふ。元と理を以て神と稱するの義なり。

一書に曰く、男女耦生るの神、先づ埿土煑尊、沙土煑尊有す。次に角樴尊、活樴尊有す。次に面足尊、惶根尊有す。次に伊弉諾尊、伊弉册尊有す。○樴は橛なり。(第九の一書)

耦生るは、同耦二粗の如し。角樴、活樴は、大戸之道、大苫邊の別名なり。

道邊の古語乎、下は字の註なり。

尊のる故青櫃城根尊な御子とへり。○國常立尊之明靈謂之天鏡一、日月也。○重遠曰、海無レ波之謂二那伎一、沫蕩相和之意。○天萬尊は却て萬物の神靈を稱して奉る、夫れ萬物其樣品々に易り、其數量り難しと雖も、水火木金土の五つをはなれて外無し因て本章の國狹槌尊より面足尊に至る五代の御神德を都べ合せて、天萬尊と號し奉るとの古傳なり。

此をば、阿和那伎と云ふ。（第八の一書）

明理說なり。國常立尊は、天理全化なり。故に天鏡尊を生せりと曰ふ。天鏡尊は須臾も止まらざる明理なり。萬像明理より生る。故に曰く天鏡尊、天萬尊を生せりと。萬化差ふこと無し。故に曰く天萬尊、沫蕩尊を生せりと。蕩は融（とくろ）なり。理以て名號と爲。す生せりとは、神其の理を爲せり。所謂神とは鏡なり。明理、事相の神を化生し玉ふ。故に沫蕩尊、伊弉諾尊を生したまふと曰ふなり。下は字訓なり。

凡そ明なれば則ち萬物を平伏す、之を神力と謂ふ。明にして天地の明に通ずれば則ち萬法に通達す。之を神通と謂ふ。萬法の事理明にして通達なれば則ち萬化自在、之を神變と謂ふなり。天鏡は本體の明、天萬は、不捨一法、不受一塵の靈、沫蕩は、不差一法、不從一塵の靈、沫蕩は無きが如くして有り、有るが如くして無し。人畜、草木、寒温、念慮なり。天鏡、天萬、沫蕩は、國常立尊の明理、伊弉諾尊の明事なり。明事卽ち明理、明理卽ち明事、故に神力以て萬物を制し、神通以て萬法に通じ、神變以て萬化自在なり。

○松雲曰、子凝也。
○谷川翁曰、夫人則莫二不レ得レ敬而生一矣、敬者面足惶根之德也、故以レ敬爲二人之道一、而二尊實全二其德一、以繼レ天立レ柱、所三以爲二之子一也。
○重遠曰、此書言三二神始爲二人體一也。
○國底立尊の在坐す眞中の地の眞中の中心たる處を指して云へり。此土地の味の道體の元より御出生の二根

天地の中に始めて身體顯れて、未だ具らざるが故に、未だ大八洲を成さず。

亦曰すとは、一名を以て二神の名と爲すなり。吾屋、忌、青共に畏るゝの古語、惶、橿城音通ず。根は以て陽神陰を知る稱なり。

次に伊弉諾尊、伊弉冊尊化生し玉ふ。此二神は、五行具足、事相全體の根本明理の現神なり。天地成就するが故に、二神化生し、體成就するなり。二神化生する故に、萬物成るなり。伊弉は誘の語、那は發語、喜は牙に當る。音陽なり。美は唇に當る、音陰なり。男神女神の稱なり。（文義に依らず字聲を取る。）

一書に曰く、此の二神は、青橿城尊の子なり。（第七の一書）

二神とは、伊弉諾尊、伊冊尊なり。子なりとは、次と云ふ義なり、橿は柯橿なり。嘉志と訓す。聲を取りて字義に依らず。

凡そ短說（章中書中細字を註する等）は、一書の中を取る。其れ文の如く載する乎。

一書に曰く、國常立尊、天鏡尊を生む。天鏡尊、天萬尊を生む。天萬尊、沫蕩尊を生む。沫蕩尊、伊弉諾尊を生む。○沫蕩

也。又曰、面足土之實體、惶根金之本訓、而土見ニ于表面ー、金隱ニ于裡底ー、故土爲レ陽、金爲レ陰。重遠曰、顏面具足而恐惶之根存焉、人之道也、蓋至レ土萬物備故、以レ人言レ之。

摩姫尊と曰す。亦は大富道尊、大富邊尊と曰す。）。次に神有す面足尊。惶根尊（亦は吾屋惶根尊と曰す。亦は忌橿城尊と曰す。亦は青橿城根尊と曰す。亦は吾屋橿城尊と曰す。）。次に神有す、伊弉諾尊。伊弉冊尊。

之を三神にす。泥土煮尊、沙土煮尊は耦生るの靈、註の如く、地漸く堅まり泥土沙土乾く精神なり。煮は凝煆くなり。土煮土根音通ず。埿は泥塗なり。次に大戸之道尊、大苫邊尊とは、地場り、道邊と爲る精神なり。一に曰く、亦は曰すとは、別名を以て義を示す。戸之苫共に富の言にして文字に依らず大富道、大富邊以て知る可きなりと。國常立尊より、是に至るまで五代、狀有るに非ず、無きに非ず。惟れ未だ大八洲を成さず、或は潮干て道邊有り、或は潮滿ちて地場り難きあり。

次に面足尊、惶根尊化生し給ふ。體有るの初めなり。上文に云ふ、一の物虛中に在れりと。此二神虛中に在るか。面足の名を以てするは、二神共に體面背在るの義なり。惶根の名を以てするは、二神陽根陰根を備ふるの義なり。



○延佳曰、一云大戸之六字錯簡舊事紀在二大苫邊尊下一。
○谷川翁曰、以二國土表面一名二陽神一、以二根底一名二陰神一、謚二氣妙合自凝而爲二礙馭盧島一之時

ことを明かす。第五の一書に、國常立尊唯だ一神を立つることは、且て乾坤唯一理なることを明かす。第六の一書に始めに空中に生れり、天常立尊と號すと云ふは、以て天御中主尊常に高天原に在すことを明かす。後又、空中に生れり、國常立尊と號すと云ふは、天常立尊に對號して、以て開闢より無窮に至つて、常に國常立尊有すことを明かすなり。都て諸章の一書、皆微妙の理有り。凡そ神有す故に天地と成る。天地と成りて神神有す故に人倫を生じ、萬物を成す。神は形無く化有りて、正直を以て社と爲す。譬へば人心正理を發し、百世に及び、其理現前にして、之に依る者澤を蒙むるがごとし。正直の所必ず神有すなり。

次四代八神段

次に神有す、埿土煑尊（泥土此れをば宇比尼と云ふ）沙土煑尊（沙土此れをば須比尼と云ふ。亦は泥土根尊沙土根尊と曰す）。次に神有す、大戸之道尊（一に大戸之邊と云ふ）大苫邊尊（亦は大戸摩彥尊、大戸

す。次に可美葦牙彦舅尊と。先づ可美葦牙彦舅尊と云ふ可し。是に天常立尊を云はん爲めに、以て物有り葦牙の若しと云へり。然るに假に譬ふる物を以て號して次に可美葦牙彦舅尊と云ひ、强いて文段を結ばず。參差なること以て知りぬ可し。唯だ神號を云はんが爲めに、假に一の物生れり。狀葦牙の如しと云へるなり。

凡そ國常立尊は、文字を以て義を曉す。第四の一書の俱に生るの說は、以て萬物の通理たることを明かすなり。國狹槌尊は、第一の一書に、以て國狹立尊と號す。槌は立なり。文義に依らずして、字の聲を假ることを知る。第二の一書に、國稚地稚の義は、以て國狹の字義に當り、天地成廣がるの理神たることを明かすなり。豊斟渟尊は、第一の一書の別名に、豊國主尊と號す。文字を以て天地成定るの理神たることを明かすなり。乾道獨化すとは、狀無きが如くにして有り、猶ほ天のごとく萬物を養ふの神あり。

凡そ第三の一書に、天地混成るの時と云ふは、以て未分より神有すことを明かす。第四の一書に又曰くの說は、以て明理本源の神は、天御中主尊なる

圓象にして、半天と爲り半地と爲り、地凝りて塲る故に海山と爲る。是の如くして天恒に左に旋り、地鎭に定まる乎。天は人の心の形無くして常に天地の中を巡るが如く、地は人定りて動かざるが如き乎。天恒に旋るは、人寢ぬると雖も、脉絡止まざるが如し。地鎭に定まるは、脉絡止まずして脾臍轉せざるが如し。天恒に地外を巡る故に、地天に應じ以て定まるなり。

凡そ開闢の初、洲壤の浮れ漂へること、譬へば猶ほ游魚の水上に浮けるがごとし。譬へば猶ほ浮べる膏のごとし。猶ほ海上に浮る雪の根係る所無きがごとし。三說共に狀有りて游魚の水上に游ぶとは、陽氣の昇る貌、靜かにして輕きの謂、浮べる膏とは、無きが如くにして有るの謂、海上に浮ぶる雪とは、以て陽氣の發つ時、狀見えて薄靡き、昇登りて徑に消え、狀無きの謂なり。夫れ天は狀無きが如くにして有り、巡るを以て事と爲す。養ふを以て理と爲し、地は生ずるを以て事と爲し、應ずるを以て理と爲すなり。

凡そ天地の中に一の物生れり、狀葦牙の如しとは、第六の一書に云へり、物有り葦牙の若くにして、空中に生れり。此れに因て化る神を天常立尊と號

元水の中に膏の如くにして水と混ぜず、屹と一ツ立ちて中主となるものあり。是れ帝王御血脈の本源なり諸臣萬民も皆水中主の水を得て血脈とする故に水中主を君臣の兩祖とす

ふ可からず。以て天常立尊と號す者は、天御中主尊なり。次にとは體を譬ふる物を以て、卽ち號と爲して、可美葦牙彥舅尊と云ふなり。言を約するのみ。空中は虛空なり。此れに因てとは、此れに託いてなり。又物有りとは、靡く陽氣以て膏の水に浮ぶに譬ふ。此れに因てとは、陽氣に託いてなり。一章の說に、乾道獨り化すと云ふに通ず、言ふところは、本元の靈は卽ち天常立尊、化生の靈は卽ち國常立尊なり。

開闢三神段畢

凡そ普載一書は、不捨一法なり。一章を揭げ諸說を並ぶるも、撰者嘗て一義を交へざるは、一塵を受けざるなり。

開闢三神の段、一章の說最も勝る故、淑く其理を究め、一書の說を配し、正義に依て、曲折を挿まず、宜しく深旨を啓くべし。

凡そ天地未だ剖れず、陰陽分れざるとき、渾沌たること鷄子の如し。淸陽なる者は、薄靡きて天と爲り、重濁れる者は、淹滯いて地と爲る者は、元氣

○兼良曰、葦牙主レ氣而言、浮膏主レ形而言。
○谷川翁曰、天常立專言レ天、國常立專言レ地、彦舅尊專言レ人、蓋天地之所ニ以常立無ニ動者存ニ乎生生不レ已之妙故稱ニ之可美葦牙ニ、而實神與ニ天壤ニ無レ窮之微意亦在レ茲矣。
○又有レ物云々、大

て埿の中に生りたるが如し。便ち人と化爲る。國常立尊と號す。(第五の一書)

天地未だ生らざる時とは、未だ開闢せず、將さと開闢せんとするの時なり。海の上に浮る雪とは、陽氣發散る貌、昇るを以て沈むに譬ふ。其中は陽氣の中なり。便ち人と化爲るは、一章の説の開闢せんと爲る靈を以て、卽ち神と云ふが如し。猶ほ始めて俱に生る神有すと云ふがごとし。人を以て嘉美と訓し、國常立尊一神を立てゝ、餘神を云はざる者は、一神以て人人の神と爲る義なり。故に之を訓ず。係は繼なり。埿は泥塗なり。

一書に曰く、天地初判るとき、物有り、葦牙の若くにして、空中に生れり。此れに因つて化る神を、天常立尊と號す。次に可美葦牙彦舅尊。又物有り、浮べる膏の若くにして、空中に生れり。此れに因て化る神を國常立尊と號す。(第六の一書)

此の説開闢する時、物有りと云ひて體を立つ。然れども開闢たる理の體は言

○谷川翁曰、無レ所二根係一、言二消而不一レ積也。

すときは、則次に云ふ可し。高天原とは空虚なり。混沌未だ有らざるの前なり。所生す神の名を天御中主尊と曰すとは、明理本源の神なり。明理本源の神有して、次に高皇産靈尊と爲す者は、萬物を化生する神なり。萬物を化生する神有して、次に神皇産靈尊と爲す者は、生物の魂と爲る神なり。三神一神にして、次次の神號あるなり。天地と倶生る神國常立尊と三神と卽ち同じく一理の別神なり。一章の説、豊斟渟尊の號有つて、此の説に之れ無し。知る可し、二神三神と有ます天地成り定まる理は、卽ち豊斟渟尊なることを。明なる一理大なる常は天御中主尊なり。明なる一事大に成るは天地なり。明なる一理化生すは高皇産靈尊なり。明なる一理生物に逮ぶは神皇産靈尊なり。生物正しきときは則ち神有り。正しからざるときは則ち神離る。神聖は明理の清事、萬物の通理、國常立尊なり。

一書に曰く、天地未だ生らざる時、譬へば猶ほ海上に浮る雪の根係る所無きがごとし。其中に一の物生れり。葦牙の初め

○無加翁曰、我國封ニ天地之神一號天御中主尊、擧レ天以包レ地、中即天地之中、主即主宰之謂、鎭在ニ乎高天原一而凡上下大小之神、皆此尊之所化也。又曰、天御中主尊者、天地一氣之神體、國常立尊之別名、高皇産靈尊者其所レ命也、神皇産靈尊者其得レ命處。

常立尊と號す。次に國狹槌尊、又曰く、高天原に所生す神の名を天御中主尊と號す。次に高皇産靈尊、次に神皇産靈尊。

○皇産靈此れをば美武須毘と云ふ。(第四の一書)

此の説は先づ天地と倶に生る神を云ふ。又曰くは未分以前を發す言なり。高天原とは、空虚清淨の名、人に在りては一念無き胸中なり。天御中主尊とは、明理の本源、鎭に高天原に所生す神なり。高皇産靈尊とは、既に開闢して、高天原に於て、萬物を化生する神なり。高は崇なり。皇は匡なり。産は生なり。靈は魂なり。神皇産靈尊とは、靈降つて生物の魂と爲る神なり。神は魂なり。故に次々と云ふ。三神一神にして、國常立尊と同一理なり。下は字訓なり。凡そ此の説は神道の眼目なり。天地初判るときに、始めて倶に生る神有す。國常立尊と號すとは、萬物通理の神、天地の覆載るが如し。故に始めて倶生る神有すと云ふ。次に國狹槌尊とは、天地廣まり成る理神なり。國常立尊と一理別名なり。又曰くとは、未分以前を發すなり。後以て言を爲

○玉木翁曰、神人示ニ天人合一ー也。○又曰、此奉レ封ニ未發之元靈一、以明ニ天地統御之本意一即本章即本章所謂牙是也。

○兼良曰、又曰書中之一說也、

んが如し。可美葦牙彦舅尊と號すとは、狀葦牙の抽出でたるが如しと云ふを以て名と爲すなり。可美は愛す可きなり。彦は陽神の稱、舅は語の助、字に依らず。次に理を立てゝ、國常立尊と云ひ、國狹槌尊と云ふなり。下の前の一書は、此一書の字訓なり。

一書に曰く、天地混成るの時、始めて神人有す。可美葦牙彦舅尊と號す。次に國底立尊○彦舅此れをば比古尼と云ふ。

（第三の一書）

天地混成の時とは、未分の時を云ふなり。神人を以て嘉美と訓し『尙書に惟人は萬物の靈と云ふが如きの義』以て連續を爲す。可美葦牙彦舅尊と號すとは、未分より神有りと云ふに於て、名號を爲し難し。故に可美葦牙彦舅と號くるの名あるを以て、即ち爾か云ふ。未分より神存るの理を云ふのみ。次に國底立尊とは、開闢の神を云ふなり。下は字訓なり。

一書に曰く、天地初判るときに、始めて倶生るの神有す、國

○玉木翁曰、膏者水之精而不レ混レ水故曰レ浮。
○兼亘曰、言二二氣妙合而凝一也。
○谷川翁曰、膏(アブル)烘也、物得レ火極熱則出二油液一、火生レ土之意。
○宗因曰、抽出形ニ容一氣發生之勢一。
○兼亘曰、可美者稱美之詞、葦牙就所レ譬二之物一而立レ名。
○重遠曰、此書以二發生一爲レ主、又一說也。

は横奇通ず。狹槌、狹立は竪音通ず。豐國主は卽ち豐斟渟なり。說に依て色を代ふ。豐國主の七の別名は、皆豐國主といふの義に當る。古語なり。時に從つて稱號す。

一書に曰く、古へ國稚地稚の時、譬へば猶ほ浮べる膏のごとくにして漂蕩へり。時に國中に物生れり。狀葦牙の抽出でたるが如し。此に因て化出づるの神有す。可美葦牙彦舅尊と曰す。次に國常立尊、次に國狹槌尊○葉木國此れを播擧矩爾と云ふ。可美此れを于麻時と云ふ。(第二の一書)

此は既に開闢して、國の中に物生れることを說くなり。國稚地稚は、國宇伊志地宇伊志なり。稚は幼なり。猶ほ浮べる膏のごとくにして漂蕩へりとは泥中の陽氣漂へる貌なり。蕩は廣く融くるなり。國の中とは、天地の中なり。狀葦牙の抽出でたるが如しとは、狀云ふ可からずして、理云ひ難き故に、假に事相を立て云ふ。狀葦牙の如しとなり。此れに因てとは、之に託てと云は

氣質各有陰陽、氣虛而質實也、以レ質觀レ之、水火爲レ虛而木金土正實也、其以ニ猶虛一而屬ニ之於一氣之神一、曰ニ三神一、乾道獨化ニ成此純男一也。
○玉木翁曰、書歷見也、虛中大虛之中也。
○谷川氏曰、狀貌難レ言、嘆ニ大元一氣之靈妙一也。其中承ニ一物一而言。
○細ニ味語意一、本章不レ分ニ元氣之靈一、故說ニ一物便化レ神。此章分ニ元氣與ニ元靈一、故說ニ一物之中有レ神、言異而旨一也。

るの神なり。豊は大なり。斟渟は國主なり。（下の一書に見よ）。乾道獨り化すとは、天理全く化すなり。所以に此の純男を成すとは、三神の純陽の神なることを釋す。（凡そ此下に六書の說を並ぶ、小異大同にして各理あり）

一書に曰く、天地初判るときに、一物虛空の中に在れり。狀貌言ひ難し。其中に自ら化生る神有す。國常立尊と號す。亦は國底立尊と曰す。次に國狹槌尊、亦は國狹立尊と曰す。次に豊國主尊、亦は豊組野尊と曰す。亦は豊香節野尊と曰す。亦は浮經野豊買尊と曰す。亦は豊國野尊と曰す。亦は豊國野尊と曰す。亦は葉木國野尊と曰す。亦は見野尊と曰す。（第一一書）

一書に曰くとは、古傳神書の中を拾ふなり。天地初判るときとは、判は分散なり。開闢の同時、一の物有るなり。上の說の如し。虛中とは未だ方所ならずして虛空なり。狀貌言ひ難しとは、物に譬へずして一理を言ふなり。其中とは、天地初判る中なり。自らとは猶ほ即ちと言はんがごとし。常立、底立

帝者實錄、所以言天地者、要爲語國常立尊故也。〇天成と侍れば日月星辰の象を現はし給へるは、言はずして隱れり、然れども此處にて日月の事を沙汰し申さゞるに深き旨侍るあり、地定は海陸各分れ、山川處を得るを云ふ。〇谷川氏曰、浮漂發動於海中也。〇谷川氏曰、時疾也、間不レ容レ髮之言、天地之中、卽上文其中也。〇玉木翁曰、天地之間生而已、未發之謂二之含牙一、已發之謂二之葦牙一、神者生物之本心也。〇私記曰、陽神三代先花生、故曰二純男一。〇谷川氏曰、所以猶レ言二是故一也、柯岐猶二婆加里一也。〇垂加翁猶、第一代者、天地一氣之神、自二二代一至二六代一、此水火木金土之神、水火木金土、皆有レ氣有レ質、而

の水の上に浮けるがごとし。（再釋）

泥動き陽氣昇る貌を以て、游魚の水上に浮ぶに譬ふ。壤は綏く肥えたる地、漂は浪の貌、游は旌旗の游ぶなり。

三神化生段

時に天地の中に一の物生れり。狀葦牙の如し。便ち神と化爲る。國常立尊と號す。（至て貴きを尊と曰ふ、自餘を命と曰ふ並に美擧等（みこと）と訓ふ、下皆之に倣へ）次に國狹槌尊、次に豐斟渟尊、凡て三神とす。乾道獨り化す。所以に此の純男を成せり。

時にとは、開闢の時なり。一の物生れりとは、卽ち開闢の靈なり。葦牙の如しとは、開闢の靈を以て、一の物生れりと云ひ、譬へて幽微の狀を假る。體必ずしも有るに非ず。萬物の神なり。國常立尊と號すとは、國は大地なり。常は開闢より永々に及ぶ。常立は起源なり。尊は御事なり。國狹槌尊は、旣に開闢して廣がらんと爲る神なり。槌立音通ず。豐斟渟尊は、天地成り定ま

〇重遠曰、聖神合、天人而言。今按、其中謂天地之中心、神聖鎭常在中心、以統御宇宙、生化人物也、蓋混沌則未可謂之天地、含牙則未可謂之神聖、故天戚地定然後神聖之實可以見矣。〇又曰、以上通言天地之開闢也。故曰以下偏述吾國太古傳來之說、故起言也。〇玉木翁而、諸家以爲、此章言天地開闢、殊不知、此紀

見る可からずと雖も、神聖事理を察して物に譬ふ。總て神世七代の說は神人の言なり。

其れ淸陽なる者は、薄靡きて天と爲り、重濁れる者は、淹滯めて地と爲るに及んで、精妙なるが合へるは摶き易く、重濁れるが凝りたるは堨り難し。（兩儀を釋く）

陽昇り薄く靡き陰沈み淹き滯るに於て、陽中の陽は揚り安く、陰中の陰は堅り難し。精は粗ならず、摶は圜、堨は彊なり。

故天先づ成りて、地後に定まる。發る後神聖其中に生れます。（開闢）

天地成り定まりて、神聖有すこと鎭なり。神は淸明の理、聖は通達の事なり。說文に曰く、天は巓なりと。地は元氣初めて分れ、重濁なる陰は地と爲る。萬物の陳列する所なり。釋名に曰く、天は坦なり。坦然として高くして遠きなり。

故曰く、開闢の初に、洲壤の浮れ漂へること、譬へば猶ほ游魚

○親房曰、混沌未分中、自有水火二德譬猶一顆珠中、具水火二德。○兼良曰、未剖者、未見上下之位也、不分者不見、流行之漸也。○又曰、蓋鷄子在卵内、未辨雌雄、譬諸一氣、在渾沌未分淸濁。

象る。

第一章　神世七代　此を天神七代と云ふ

天地開闢段

古へ天地未だ剖れず、陰陽分れざるとき、渾沌たること鷄子の如く、溟涬りて牙を含めり。(元氣十九字)

伊仁志部は往なり、古久の言。阿味は開く聲、免泥は閉る聲、以て天地に配す。伊萬太は今ならざるなり。將來の言。和嘉禮は我彼なり、離別の言。味於は肉に鳴り氣を吹き陰陽に則る。(和語繁多なり凡て自然の言)渾沌たること鷄子の如くとは、元氣の融疊圜然たるを以て、卵の狀と漿とに譬ふ。陰陽混雜して、所圓たること泥中に群るが如し。渾は水の濆り涌く聲、沌は混なり。溟濆りて牙を含めりとは、雲掩ふて將に雨ふらんとするが如く、陰中の陽芽を發するなり。溟は空、涬は水盛なる貌。(異字を訓する者は、宜しく文義に依り連續の字は直に讀で理を曉るべし)未だ分れずば

卷は纏なり。萬物は文字なり。天地は書なり。收なり。
第は津出なり。比登津より呼呼乃津に至る次なり。登於は數の外なり。
一は日を稱す。日の天地に於ける一なり。元と類なきの言に起り、以て數の初を云ふ（登津は言の助なり）。二より十に至る和語下の卷に記す。

神代上　別題三字

神とは嘉牟嘉美なり。略して嘉美と云ふ。神慮は明鏡の萬物を照すが如し。不捨一法不受一塵なり。天に在つては神、萬物に在つては靈、人に在つては眞心なり。萬物の靈、人の心清明なるときは、則ち神なり。儒書に云ふ、陽の精氣を神と曰ひ、陰の精氣を靈と曰ふと。廣雅に云ふ神は弘なりと。
代は與和以なり。略して與と云ふ。更るなり。
上は神常に高天原に在す故に、宇會を嘉牟と云ふ。說文に曰く、上は高なりと和訓を添へて嘉牟能萬喜と讀み、以て天に象る乎。一に云ふ、日本書紀三十卷、神代の上下は、以て日月に象り、人皇紀二十八卷は、以て二十八宿に

日本書記卷第一　通號七字

耶麻止は山跡なり。神代に於て、天香山の金を採りて、以て日矛（日矛寶鏡なり）を作る靈所なる故に、其地を名けて山跡と云ふ。時に神慮大に倭らぐ。以て義を取り故に大倭と云ふ。　神武天皇大倭國に都開したまひき。本處の名を以て總て大八洲（天平勝寶に改めて大和と爲す）を稱す。日本と爲す者は、日始めて吾國に出づるの義に從ひ、比乃茂土とは、文字に依て自ら讀む。唐靑傳に云ふ、日本國は倭國と別種なり。其國日邊に在るを以ての故に日本を名と爲す（別種不濫）と。說文に曰く、日は實なり。太陽の精虧けず、卷の一に從ふ象形なり。㊀なり。本は木の下を本と曰ふ。木に從つて一其下に在り（漢字は皆字書の如し）神代の本名は、豐葦原千五百秋瑞穗國なり。書紀は、　應神天皇の御時、百濟國表を上りて不敬なり。菟道稚郎子、之を見て大に怒り、書を以て地に投じ、足を擧げて踐みたまふ。此れより凡そ文字の類、以て富美と云ふ。書は著なり。紀は記なり。二字を訓するは、古史を著はすなり。

而して儒教を輕んず。共に異國の善道なり。神道は、吾邦の正路にして、而して天命を仰ぎ、明理を貴び、元を元と爲し、除かず止まらざる也。寧ろ神書は、和語以て源妙を顯はす。事理幽微なりと雖も、瑱然として、正に基づくことは則ち明らけし。是れ明清明理神國に鎭なり焉。貞治丁未黃鐘水泉動日忌部正通謹識

凡例

凡そ　推古帝より以往の書は和字なり。此書を集むるとき漢字と爲せり。和語の以て文義に當る所の者は、渾沌を牟羅嘉禮と讀むが如し。和語の文義に當らざる者は、唯だ字の音を取り、又讀んで之を假る。

凡そ文段は、往古の文章なり。古語大道にして、理を以て事を說き、事を以て理を說く。辭は嬰兒に假り、心は神聖に求む。

凡そ上古は、儒佛の二敎、未だ曾て有らず。故に二敎に比せず、自ら二敎に異らざる者は、天地の通理なり。神代上下、總て九章五十八書。

神代巻口訣

忌部正通

日本書紀は、浄足姫天皇勅あつて舎人親王大安麿に撰せしむ。開闢より、持統天皇に至るまで、三十巻と爲す。巻第一、巻第二は、神祇の舊史なり。以て睡皓の神恩を樂しむ。歴代書の中に於て、寛語なる者を執つて、一章と爲し、又普ねく衆説を並ぶ。一書に無き者、一書に有つて、以て廣通して、深旨を求む。神代の文字は象形なり。應神天皇の御宇、異域の典經、始めて來朝してより以降、推古天皇に至つて、聖德太子、漢字を以て和字に附けたまふ。後百有餘歳にして、是の書を成す。晉書の傳に云はく、蓋し姫氏は、周の姓大王の長子、呉の太伯國を讓り、荊蠻に逃れ、髮を斷り身を文けて、以て龍蛇の害を避くと。而るに呉は東海に瀕し矣。太伯來らば往古より漢字有らん乎。粤に儒道は、善に止つて而して先王の法を敎へて、以て佛法を制す。佛道は、理觀以て戒定慧を立てゝ、

第四輯收載書目

以上

大正七年七月

足立栗園識

予の所藏せる寫本を採用ひたり。

神道明辨　從四位上度會常彰の選述する所、中古以來儒佛の說に掩はれたる我が神道の本義を闡明せる良著なり。著者は伊勢の神職にして、本書以外、齋居通、日本國風等の著あり、本書は神道の根源を知るに極めて簡便の書なり。

神道獨語　幕府の士伊勢貞丈の著なり、貞丈は通稱を平藏といひ、三百石を賜りて寄合の列に加へられ、後御小姓組番入より小普請入仰付られ、天明四年三月致仕せり、幼より學問を好み博覽宏通殊に有職の學に精し、著者百五十部を算す、本書は其の博覽の見地より神道を論せし者、頗る古道の眞を得たり、讀者の參考とすべき點多し。

神道天瓊矛記　肥後細川家の鳥銃首たりし蟠龍井澤長秀の著なり、三種の神器を以て智仁勇の三德に配し、當時の武士をして國家的觀念を養成せしめんとせし著者の用意を窺ふべし。著者は通稱を十郎左衞門といひ、正德享保年間の人、和漢學に精しく、武士訓以下通俗敎訓の著述十數種あり、本書は神道訓及本朝諸社誌大成等と共に、神道に關する著述の一とす。また頗る味ふべき點あり。

たるが、天保年間に及び三芳野檢校沼田順義、堂々國意考辨妄の著を出せり。林瑋、小松原雄、金子祐倫、木崎道庵之に序を加ふ、以て其の如何に本書が我が教學界の注意を惹きしものなるかをト知すべき也。本輯は今此等多くの文字を收載し、以て當時の論爭の如何に激甚なりしかを知悉せしむ。

伊勢兩宮辨　櫻町天皇寛保二年、尾張名古屋東照宮祠官恭軒吉見幸和の著す所也、幸和は山崎垂加の神道を學び、古道の眞面目を發揮せん爲め、伊勢大廟たる內外兩宮の由來地位に就て大に考證の筆を揮へるを本著とす、由來我國神道の發達に就て、從來の神道家が如何に苦心考慮せしかの經過は、本書に依つて概見することを得べし、卷頭に門下藤原邦正の序あり、以て當時に敬重せられし著述なるをトすべし。

天日嗣辨（著者未詳）嘉永七年の著にして、恰も米魯兩國に通商を許せる年に當る、思ふに著者は時勢に慨する所あり、我國の特色を發揮せん爲め、專心國體の淵源を究め、遂に此の著ありしもの見ゆ、されば書中、本居翁の古事記傳、野々口隆正の國粹論等を參酌して大に發明する所あり、遂に本書を成すといへり、言固より今日より見て偏狹に失する嫌ありと雖も、而も、我が國體民俗の獨特を論證せる點に於て、優に其の識見高邁を認むべし。本書は伊勢兩宮辨と共に、

解題

名家標註神代卷口訣　後村上天皇正平二十二年（北朝貞治六年）忌部正通の著す所、專ら古道の眞を闡明せんが爲め、日本書紀神代卷を取りて新に解釋を下したる者也、當時神佛習合の說盛に我が社會に行はれ、神道の本義全く湮滅せんとする者ありしかば、慨然此著ありたりと見ゆ、本書の如きは我が國體の淵源を了知せんとする者の先づ繙くべき名著なり、殊に本輯に收むる所は予の所藏に係り、欄外に諸名家の標註を以てしたれば、一層古義を窺ひ知るの便あり、標註者の氏名下の如し「北畠親房、卜部兼良、同兼俱、山崎垂加、白井宗因、松下見林、度會延佳、梨本祐之、龍熈近、若林强齋、谷川士淸、谷重遠、玉木葦齋、天野信景、齊信、宣賢、仲之、色弗、直指等の諸大家」

國意考及國意考辨妄　荷田春滿の後を承けて我國古道の發揮を以て任せし賀茂眞淵が、江戶に出てゝ田安侯の師となりし以後の著述に國意考あり、言稍々矯激に失すと雖も、當時我が社會に國粹的精神を喚起せし功や頗る大なり、天明元年近江の儒者野公臺之を讀みて、聖人の道を知らずと駁したるは、全く儒家の見地よりせし者なり、尋て文化三年源稻彥は公臺の所論を駁し

大日本風教叢書

第四輯